

和歌山地方最低賃金審議会（第2回）資料目次

- 1 関係労使の意見陳述に係る申出書（申出順）
- 2 和歌山弁護士会 会長声明
- 3 和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に係る申出書
- 4 特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果
- 5 職種別、学歴別初任給
- 6 和歌山県最低賃金に関する実態調査の結果報告書
- 7 令和6年度地域別最低賃金額改定の日安について（答申）

別綴

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第2回）資料
諮問文

関係労使の意見陳述に係る申出書（申出順）

- 1 紀州有田商工会議所 興津 智博 様
- 2 わかやま市民生協労働組合 鬼束 保代 様
- 3 和歌山地区労働組合協議会 祐伯 浩一 様
- 4 和歌山県地方労働組合評議会 杉 勝則 様

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見陳述



紀商工令6第49号

令和6年7月12日

和歌山地方最低賃金審議会 御中

紀州有田商工会議所

事務局長 興津 智博

紀州有田商工会議所は、小規模事業所及び中小企業で組織する公益法人です。

本年度の最低賃金審議会の審議にあたり、中小企業・小規模事業所の声を届けさせていただきます。

深刻な人手不足と物価上昇を背景に、大企業を中心に賃上げの動きが広がりつつあり、日本経済がデフレから脱却し、真に力強さを取り戻すためには、物価と賃金の好循環により実質賃金の上昇につなげていくことが、求められています。そのためには、雇用の7割を支える中小・小規模事業所の賃上げが重要であり、人手不足を理由とする防衛的な賃上げでなく、業績の改善を伴う前向きな賃上げの動きを広げていかなければならないと考えております。

こうした中、最低賃金については、昨年、地方最低賃金審議会において中央が示す目安額を上回る引き上げが相次ぎ、過去最高となる全国加重平均43円の大幅な引き上げとなりました。

法定三要素（生計費、賃金、企業の支払い能力）のうち、生計費（物価）と賃金上昇局面にいるなかで、ある程度の引き上げは必要と考えられますが、中小・小規模事業者の経営や地域経済に与える影響については、十分注視が必要です。

最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、法の主旨に則った審議決定が求められることは言うまでもありません。

こうした認識の下、2024年度の和歌山地方最低賃金審議にあたり、次の内容を要望いたします。

1. 法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議決定を

中央最低賃金審議会では、2022年度の審議以降、公労使が三要素に関するデータを元に審議を重ね、各種統計を参照する形で目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られてきました。こうした取り組みが継続され、地方においてもデータによる明確な根拠に基づく納得感のある審議決定が行われることを強く求めます。

(データは、大企業を含んだものでなく、中小・小規模事業者のデータを活用頂きたい)

地方最低賃金審議会においては、「目安額ありき」「引き上げありき」でなく地域の経済実態を十分踏まえた議論をお願いしたい。

2. 改定後の最低賃金対応するための十分な準備期間確保を

例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地方最低賃金審議会での改定決定後、ほとんどの都道府県で10月1日前後に発効するプロセスとなっている。違反すれば罰則伴う制度であり、最低賃金引き上げの影響を受ける労働者が増える中、各企業は2か月程度で対応せざるを得ず多くの中小企業から負担増の声が聞かれている。また、年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易でなく、原資の確保に向けても各企業の十分な準備期間を確保することが必要である。こうした状況を踏まえ、改定後の最低賃金については、指定日発効等により年初めまたは年度初めの発効をお願いします。

和歌山地方最低賃金審議会 御中



わかやま市民生協労働組合
副執行委員長 鬼東 保代

最低賃金審議にあたっての意見

私はわかやま市民生協でパートの再雇用で働いている、鬼東と申します。現在家族は失業給付を受けている夫との2人暮らしです。持ち家に住んでいるので家賃はかかりませんが、家を建てたのが遅かったので、まだ家のローンが終わっておりません。でも、住んでいると家のメンテナンスにも費用がかかります。では、借家だったら安く済むのかと言ってもやはり、家賃や、契約更新のたびに費用がかかります。

加えて、最近の物価高騰で、生活が苦しくなっています。政府は今年も電気代の補助や、ガソリン代の補助を引き続き行うようですが、物価高騰には全く追いついていません。特に低賃金で働く女性、又、若い世代の方、年金で生活する高齢者の生活が苦しいです。最低賃金近辺で働く方の多くはここに当てはまります。ですので、最低賃金の大幅な引き上げは必要です。

いま、どこでも人出不足は起こっています。私が働いているわかやま市民生協では、今年の春闘で正規の■歳代までに、■■■■円の賃上げがありました。パートに関しては今の最賃より■円高い■■円が企業内最低賃金と決まりました。それでも、人手不足は解消していません。あるニュースでは、「働く方が確保出来ないので、時給を1,500円で募集したら応募が殺到した。」と、ありました。別のニュースでは、「時給を上げたくても、費用がかかりすぎる。しかし、安定して働いてもらうには必要なので、安定して長く働いてくれる方の時給を上げる。」とありました。やはり、時給が応募のきっかけになると思います。

今年の最低賃金審議会の前に、「徳島県知事が『最低賃金を今すぐ1,000円以上に』と、意見を述べた。」と、ニュースで見ました。その意見の中に「低い時給と認識されると、若い人が地元に残ってくれない」と話されたようです。本当にその通りだと思います。

和歌山は隣の大阪と比べると、135円もの差があります。一日(8時間)働くと大阪 $1064 \times 8 = 8512$ 、和歌山 $929 \times 8 = 7432$ で差は1,080円。一日でもこの差があります。年間にするとどれぐらい差があるのでしょうか。約30万近くになります。最低賃金の差だけで、この金額になります。年収で、これだけの差があると和歌山で働かずに大阪で働きたくなりますよね。

今後も和歌山で生活して働き続けてもらうには、やはり生活できるだけの賃金が必要だと思います。大阪との差が広がっている状況では、「和歌山で、地元で働いて下さい。」とすすめるのがむづかしいです。コロナが起こった時に地方で働く事を選択した方が増えたと聞きます。でも働いても、思うような生活ができないなら、地方で働く意味がなくなります。どこでも、誰でも、働けば同じだけの賃金が得られる、のが基本ではないでしょうか。

今こそ、和歌山県の最低賃金を大幅に引き上げ、若い方も多く地元にとどまってもらえる時給の改訂を望みます。

和歌山地方最低賃金審議会 御中



2024年7月24日

和歌山地区労働組合協議会
事務局長 祐伯 浩一

最低賃金審議に対する意見

標記の件につき、意見を申し述べます。

【私の意見】

1. 日本の最低賃金は諸外国に比べて低すぎる。そのために、国内で相対的に安価な労働力が得られて、それが理由で事業の競争力が低下する。
2. 低すぎるがために、国内で格差、正社員・非正規社員の格差を生む。あるいは、望まない非正規はきわめて不満足な収入に留め置かれる。
3. いわゆる「失われた30年」の主要因は、安い労働力の確保が安易であったことにある、と考えます。
4. したがって、これ以上失わないために、これ以後は、日本の最低賃金は今すぐ1500円にし、全国統一にするべき。

【その理由】

私は2013年から2022年までの10年間最低賃金で働く多くの労働者と働いてきました。職場はわかやま市民生協といます。



しかし、今、新自由主義は、貧困、不公平感、将来展望のなさの要因となっています。これが俗に言う「失われた30年」の正体だったのではないのでしょうか？

もちろん単純に非正規＝貧困ではありません。彼らの多くは主婦パートで、他に生計を主として担うパートナーがいます。ただし、最賃の上昇と社会保険適用範囲の拡大で、間もなく扶養のメリットはなくなるでしょう。つまり、30時間以上35時間以上働く非正規が増加する予想です。今後ますます、正規＝40時間、パート＝短時間という区別がなくな

ります。そうすると、単価のちがいが顕著になりますが、かつてのように正規＝非定型業務、パート＝定型業務のような明らかな違いはあるでしょうか。むしろ世間でおこなわれているのは、正規＝中にはブルシットジョブ、パート＝低賃金なのに責任だけ重い、という働き方ではないでしょうか。今のまま、最低賃金が少しずつ上がるだけでは、いつまでも正規＝長時間労働、非正規＝正規になれなかった人、そのくせ安くて仕事だけきつい（ここにはかつてのような主婦パートは入りません）という構図がつづきます。似たような働き方で、雇用区分のちがいで単価が低い、このような不公平、格差、貧困＝購買力のなさ、が次の、失われるであろう30年を生みます。

本当は正規非正規という働き方の区分をなくすべきだと思っているのですが、それをここで意見しても場違いでしょう。働き方の変化のための第一歩として、最低賃金はまずは1500円、企業には正規非正規の格差をうめていく努力をもとめていくことが重要であるということを意見として申し上げます。

以上



和歌山地方最低賃金審議会 御中

2024年7月24日

和歌山県地方労働組合評議会
事務局長 杉 勝 則

最低賃金審議にあたっての意見

四半世紀以上に及ぶ実質賃金の低下と大企業優先の政治により、疲弊した労働者・住民の暮らしに、円安と異常な物価高がおそいばかり深刻さを増しています。政府が発表する実質賃金が今年の5月まで26カ月連続で前年比マイナスとなりました。一方で2023年の物価上昇率は前年比2.8%の上昇となり、2年連続で2%を上回りました。この間の賃金引上げが追い付かず、実質賃金が下がり続ける国を転換するには至っていません。特に中小・零細企業にとっても物価・原材料の高騰などが経営に重くのしかかり、コロナ危機を上回る倒産・廃業が起きる危機が指摘されています。社会保険料や消費税の負担なども含め、経営環境の厳しさは私たちも承知の上です。この状況を、労働者の賃金抑制で乗り切ろうとするのではなく、政府や財界にこそしっかりと意見を言うべきではないでしょうか。最低賃金審議にかかわる委員の皆さん、立場の違いを超えていっしょに運動をすすめていきませんか。

2023年の最低賃金改定で全国の加重平均は、1,004円となりました。しかしこれを上回る地方は7つしかなく、最高額の東京(1,113円)と和歌山県(929円)との差は184円、大阪府(1,064円)との差は135円にも上っており、都市部への人口流出、地域経済疲弊の要因の一つとなっています。私たちが全国27の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、都市部であろうと地方であろうと、どこでも必要な生計費は時間額で1,500円以上との結果を示しています。地方だから生計費は安く済むということはありません。かかる生計費が同じであれば、賃金の高いところにおのずと人は流れていきます。人員不足解消のためにも、最低賃金の地域間格差を解消し、賃金の大幅な底上げが必要ではないでしょうか。

急激な物価高騰の中、最低賃金近くで働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴があがっています。2024年の最低賃金改定にあたり、次のことが実現されるよう、審議会委員の皆様のご尽力をお願い致します。

1. 和歌山県の最低賃金を1500円以上に引き上げること
2. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設を関係機関にはたらきかけること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施できるよう、中小企業・小規模事業所への支援策を強化するよう、関係機関に要請すること。

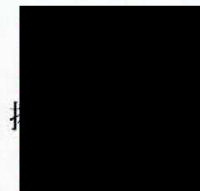
以上



令和6年7月16日

和歌山地方最低賃金審議会 御中

和歌山弁護士会
会長 谷口



会長声明の送付について

この度、下記のとおり会長声明を発表しましたので、同声明書を別紙のとおりご送付させていただきます。

つきましては、声明の趣旨に沿って、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

記

労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために最低賃金の引上げと中小企業支援の強化を求める会長声明

労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために最低賃金の引上げ
と中小企業支援の強化を求める会長声明

近々、中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金額の目安について答申する予定である。この答申を受けて、和歌山地方最低賃金審議会は、和歌山労働局長からの諮問を受け、和歌山県における最低賃金について答申を行い、これを踏まえて地域別最低賃金が決定される。

昨年7月28日、中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に対し、令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について答申を行い、公益委員見解として都道府県を3つのランクに分け、41円あるいは39円の増額が示された。そして、8月7日、和歌山地方最低賃金審議会は、和歌山労働局長に対し、和歌山県最低賃金について1時間929円（40円増額）とする旨の答申を行い、10月1日に時間額929円に改定された。近畿では、大阪府は1064円、京都府は1008円、兵庫県は1001円、滋賀県は967円、奈良県は936円であって、和歌山県は最も低く、大阪府とは135円の開きがある。

我が国における最低賃金制度とは、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とするものであり（最低賃金法第1条）、憲法第25条の生存権を実質的に保障する制度である。

しかしながら、時間額929円では、月173.8時間（週40時間）働いたとしても16万1460円である。この収入では、労働者の生活を維持することは極めて難しく、病気や怪我などに備えて貯蓄に回す金銭すらない。それに近年、円安が進む中、エネルギー価格が上昇し、食料品の相次ぐ値上げなど消費者物価の急激な上昇が続いており、労働者が健康で文化的な生活を営み、労働者の生活の安定及び労働力の質的向上を図ることは喫緊の課題である。

この点、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、「最低賃金の引上げを実行する」、最低賃金について「2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引き上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域的最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」としている。迅速なる対応が望まれる。そして、近畿の中で和歌山県の最低賃金が最も低い状況が長年固定化されており、人口減少傾向が続いている和歌山県の労働力がさらに県外に流出するという悪循環を招きかねず、地域間格差の是正は急務である。

一方、最低賃金の引上げは、地域経済を支える中小企業の経営に大きな影響を与えかねないことも事実であり、中小企業等の賃上げの環境整備については、十分な支援策を講じることが必要である。例えば、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減すること、原材料費等の価格上昇を取引に正しく反映させることを可能とするような法規制することなどの支援策も有効であると考えられる。

当会は、これまでも最低賃金の引き上げと中小企業支援の強化を求める会長声明を発出してきたが、本年度の改定にあたり、和歌山地方最低賃金審議会、和歌山労働局長、及び政府に対し、労働者の生活が安定し健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、最低賃金の大幅な引き上げと、中小企業支援の強化を求めるものである。

2024年（令和6年）7月16日

和歌山弁護士会
会長 谷 口



2024年7月11日

和歌山労働局長 殿



和歌山県和歌山市湊1850番地
日本基幹産業労働組合連合会
和歌山県本
委員長 中濱 秀人
(日本製鉄和歌山労働組合 組合長)

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県鉄鋼業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出るものが代表する基幹的労働者の範囲
和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者4,984人。
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。
ただし、次に掲げる者は除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇い入れ後6ヶ月未満の者であって、技能修得中の者
 - (3) 清掃又は業務に主として従事する者
3. 金額改正の決定を申し出る最低賃金の件名
和歌山県鉄鋼業最低賃金
4. 申し出の内容
上記3の最低賃金改正の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて、最低賃金審議会の決定とする。
5. 申し出の理由
当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の、概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協約をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
6. 添付書類
 - (1) 労使の協定書
 - (2) 労働組合の決議書
 - (3) 申請代表者に対する委任状（合意書を含む）
 - (4) 和歌山県下における鉄鋼業の事業所数と、労働者の概要、および合意の効力がおよぶ労働者の範囲

以 上

特定最低賃金の決定等の必要性に関する形式的審査結果

産業別最低賃金	申出年月日	申出の理由	基幹的労働者または使用者の範囲	形式的要件の適否(審査)	備考
	団体名				
鉄鋼業	令和6年7月11日	改正決定	① 当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者 4,984名	②/①% 適正	申出者数が対象基幹労働者数の1/3を満たしている。
	日本基幹産業労働組合連合会 和歌山県本部 委員長 中濱 秀之		② 申出を行う者が代表する基幹的労働者 2 団体 3,034名 (日本製鉄和歌山労組 2,929名)		

職 種 別 、 学 歴 別 初 任 給

(単位：円)

職 種		学 歴	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員 ・ 技術者計	大学卒	206,511	205,790	206,654	211,828	218,500	223,304
		短大卒	188,344	189,978	188,744	192,627	193,025	190,048
		高校卒	165,688	168,117	171,106	172,975	169,841	172,641
	新卒事務員	大学卒	201,328	199,892	193,667	190,838	214,725	216,830
		短大卒	175,456	186,130	171,215	182,586	190,890	181,853
		高校卒	165,364	167,544	163,572	161,479	160,768	172,772
	新卒技術者	大学卒	215,992	214,251	220,863	224,911	229,470	234,610
		短大卒	189,770	191,278	192,132	194,935	193,881	194,483
		高校卒	165,794	168,242	172,734	174,321	172,138	172,571
その他	新卒研究員	大学卒	240,205	240,246	244,284	238,060	236,182	236,811

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。

(※和歌山県が公表する職種別民間給与実態調査のデータをもとに和歌山労働局賃金室で作成)

令和6年7月

和歌山県最低賃金に関する実態調査の結果報告書

和歌山労働局

まえがき

この報告書は、和歌山県最低賃金の改正決定の基礎資料を得るため、E：製造業及びG：情報通信業のうち新聞業、出版業については事業所規模100人未満（規模の区分は、1～9人、10～29人、30～99人の3区分）、I：卸売業、小売業、L：学術研究、専門・技術サービス業、M：宿泊業、飲食サービス業、N：生活関連サービス業、娯楽業、P：医療、福祉及びR：サービス業（他に分類されないもの）については事業所規模30人未満（規模の区分は、1～9人、10～29人の2区分）の常用労働者を雇用する事業所を対象に、令和6年6月分の賃金について、通信調査を主として実態調査を実施し、その結果をとりまとめたものである。

目次

用語の説明	1
E, G, I, L, M, N, P, Rの計	
総括表(1)	2
賃金分布表(2) 10円刻み	3
総括表(1)パート労働者のみ	4
賃金分布表(2)パート労働者のみ	5
実態調査結果に基づく各指数の状況	6
実態調査結果に基づく時間額に対するその該当労働者数の分布図前年比較	7
総括表1円刻み（一般＋パート労働者）	8
賃金分布表(2) 1円刻み	9
最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	10
政府統計ポータルサイト（e-Stat）に掲載予定の総括表（1）および（2）	11、12

用語の説明

【第1・20分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、20等分した低い方から1/20の順位にあたる数値をいいます。

【第1・10分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、10等分した低い方から1/10の順位にあたる数値をいいます。

【第1・4分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、4等分した低い方から1/4の順位にあたる数値をいいます。

【中位数】

賃金分布の例をとると、賃金を大きさの順に並べたときの真ん中の値を中位数といいます。

労働者数（n）が偶数の時は、 $n/2$ 番目と $n/2 + 1$ 番目の値の算術平均となります。

【4分位偏差係数】

$\frac{\text{第3・4分位数} - \text{第1・4分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

という形で計算されます。

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別 和歌山県全県	年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	139,167	59,014	65,300	14,853	139,167	2,174	3,387	91,312	14,239	12,475	15,581
円	1,595	926	530	138	1,595		133	909	73	82	398
-	919	(1.1)	(1.6)	(0.8)	(1.1)		(3.9)	(1.0)	(0.5)	(0.7)	(2.6)
920 - 929	8,150 (5.9)	3,119 (5.3)	4,025 (6.2)	1,006 (6.8)	8,150 (5.9)	674 (31.0)	695 (20.5)	4,141 (4.5)	529 (3.7)	516 (4.1)	1,596 (10.2)
930 - 939	15,078 (10.8)	6,946 (11.8)	6,907 (10.6)	1,225 (8.2)	15,078 (10.8)	822 (37.8)	820 (24.2)	7,939 (8.7)	1,278 (9.0)	1,346 (10.8)	2,873 (18.4)
940 - 949	18,920 (13.6)	8,351 (14.2)	9,054 (13.9)	1,515 (10.2)	18,920 (13.6)	852 (39.2)	1,036 (30.6)	10,076 (11.0)	1,651 (11.6)	1,850 (14.8)	3,455 (22.2)
950 - 959	26,798 (19.3)	12,243 (20.7)	12,959 (19.8)	1,596 (10.7)	26,798 (19.3)	1,091 (50.2)	1,760 (52.0)	14,605 (16.0)	2,291 (16.1)	2,423 (19.4)	4,629 (29.7)
960 - 969	28,581 (20.5)	12,965 (22.0)	13,882 (21.3)	1,734 (11.7)	28,581 (20.5)	1,161 (53.4)	1,791 (52.9)	15,665 (17.2)	2,482 (17.4)	2,574 (20.6)	4,908 (31.5)
970 - 979	31,180 (22.4)	14,214 (24.1)	15,071 (23.1)	1,896 (12.8)	31,180 (22.4)	1,288 (59.3)	1,864 (55.0)	17,158 (18.8)	2,908 (20.4)	2,811 (22.5)	5,152 (33.1)
980 - 989	33,951 (24.4)	15,806 (26.8)	16,150 (24.7)	1,995 (13.4)	33,951 (24.4)	1,352 (62.2)	1,936 (57.2)	19,070 (20.9)	3,096 (21.7)	2,968 (23.8)	5,529 (35.5)
990 - 999	35,507 (25.5)	16,484 (27.9)	16,791 (25.7)	2,231 (15.0)	35,507 (25.5)	1,352 (62.2)	1,956 (57.8)	20,156 (22.1)	3,216 (22.6)	3,227 (25.9)	5,599 (35.9)
1000 - 1009	43,845 (31.5)	20,707 (35.1)	20,285 (31.1)	2,853 (19.2)	43,845 (31.5)	2,174 (100.0)	2,265 (66.9)	25,105 (27.5)	3,868 (27.2)	3,655 (29.3)	6,778 (43.5)
1010 - 1019	45,835 (32.9)	21,339 (36.2)	21,404 (32.8)	3,091 (20.8)	45,835 (32.9)		2,350 (69.4)	26,060 (28.5)	4,140 (29.1)	3,936 (31.5)	7,175 (46.1)
1020 - 1029	47,116 (33.9)	21,871 (37.1)	22,055 (33.8)	3,190 (21.5)	47,116 (33.9)		2,350 (69.4)	26,823 (29.4)	4,376 (30.7)	4,208 (33.7)	7,186 (46.1)
1030 - 1039	48,334 (34.7)	22,428 (38.0)	22,519 (34.5)	3,387 (22.8)	48,334 (34.7)		2,350 (69.4)	27,468 (30.1)	4,542 (31.9)	4,484 (35.9)	7,317 (47.0)
1040 - 1049	49,545 (35.6)	22,804 (38.6)	23,058 (35.3)	3,683 (24.8)	49,545 (35.6)		2,370 (70.0)	28,337 (31.0)	4,656 (32.7)	4,541 (36.4)	7,468 (47.9)
1050 - 1059	53,444 (38.4)	24,332 (41.2)	25,190 (38.6)	3,922 (26.4)	53,444 (38.4)		2,984 (88.1)	30,636 (33.6)	5,097 (35.8)	4,724 (37.9)	7,828 (50.2)
1060 - 1069	55,208 (39.7)	24,986 (42.3)	26,178 (40.1)	4,044 (27.2)	55,208 (39.7)		3,007 (88.8)	31,755 (34.8)	5,359 (37.6)	4,879 (39.1)	8,035 (51.6)
1070 - 1079	56,742 (40.8)	25,580 (43.3)	27,019 (41.4)	4,143 (27.9)	56,742 (40.8)		3,007 (88.8)	32,725 (35.8)	5,407 (38.0)	5,165 (41.4)	8,264 (53.0)
1080 - 1089	57,523 (41.3)	26,044 (44.1)	27,257 (41.7)	4,222 (28.4)	57,523 (41.3)		3,037 (89.7)	33,104 (36.3)	5,467 (38.4)	5,271 (42.3)	8,470 (54.4)
1090 - 1099	58,535 (42.1)	26,480 (44.9)	27,615 (42.3)	4,441 (29.9)	58,535 (42.1)		3,037 (89.7)	33,828 (37.0)	5,551 (39.0)	5,363 (43.0)	8,582 (55.1)
1100 - 1109	61,388 (44.1)	27,894 (47.3)	28,954 (44.3)	4,539 (30.6)	61,388 (44.1)		3,037 (89.7)	35,879 (39.3)	5,784 (40.6)	5,652 (45.3)	8,862 (56.9)
1110 - 1119	62,542 (44.9)	28,339 (48.0)	29,585 (45.3)	4,618 (31.1)	62,542 (44.9)		3,120 (92.1)	36,665 (40.2)	5,924 (41.6)	5,708 (45.8)	8,952 (57.5)
1120 - 1129	63,537 (45.7)	28,566 (48.4)	30,057 (46.0)	4,914 (33.1)	63,537 (45.7)		3,204 (94.6)	37,330 (40.9)	6,035 (42.4)	5,766 (46.2)	9,028 (57.9)
1130 - 1139	64,890 (46.6)	28,834 (48.9)	31,004 (47.5)	5,052 (34.0)	64,890 (46.6)		3,224 (95.2)	38,436 (42.1)	6,090 (42.8)	5,895 (47.3)	9,072 (58.2)
1140 - 1149	66,459 (47.8)	29,767 (50.4)	31,560 (48.3)	5,131 (34.5)	66,459 (47.8)		3,254 (96.1)	39,647 (43.4)	6,112 (42.9)	6,107 (49.0)	9,165 (58.8)
1150 - 1199	71,774 (51.6)	31,628 (53.6)	34,314 (52.5)	5,831 (39.3)	71,774 (51.6)		3,306 (97.6)	43,321 (47.4)	6,624 (46.5)	6,672 (53.5)	9,678 (62.1)
1200 - 1499	100,361 (72.1)	42,564 (72.1)	48,009 (73.5)	9,789 (65.9)	100,361 (72.1)		3,387 (100.0)	63,487 (69.5)	9,450 (66.4)	9,426 (75.6)	12,438 (79.8)
1500 - 1999	124,463 (89.4)	51,864 (87.9)	59,987 (91.9)	12,612 (84.9)	124,463 (89.4)			80,816 (88.5)	12,377 (86.9)	11,255 (90.2)	14,455 (92.8)
2000 -	139,167 (100.0)	59,014 (100.0)	65,300 (100.0)	14,853 (100.0)	139,167 (100.0)			91,312 (100.0)	14,239 (100.0)	12,475 (100.0)	15,581 (100.0)
月平均賃金額	182,741	173,765	179,060	234,588	182,741	36,955	74,283	196,890	202,270	174,964	132,113
時間当り平均賃金	1,365	1,369	1,341	1,453	1,365	964	993	1,392	1,471	1,335	1,267
月一人当たり労働時間	129	122	129	160	129	38	74	138	134	126	104
第1・20分位	929	929	929	929	929	929	929	930	930	930	929
第1・10分位	934	930	936	945	934	929	929	940	940	931	929
第1・4分位	994	980	992	1,050	994	929	940	1,000	1,000	992	950
中位数	1,173	1,143	1,170	1,304	1,173	955	950	1,212	1,243	1,162	1,051
四分位偏差係数	0.2315	0.2458	0.2192	0.2538	0.2315	0.0372	0.0579	0.2413	0.2514	0.2096	0.1903

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別	年齢別					
		1~9人	10~29人	30~99人	和歌山県	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	46,767	18,313	26,035	2,419	46,767	2,101	2,372	25,278	4,445	4,731	7,839
円	91	71		20	91			61			30
-	919	(0.2)	(0.4)	(0.8)	(0.2)			(0.2)			(0.4)
920 - 929	5,301 (11.3)	1,651 (9.0)	3,038 (11.7)	611 (25.3)	5,301 (11.3)	674 (32.1)	499 (21.0)	2,192 (8.7)	456 (10.3)	383 (8.1)	1,097 (14.0)
930 - 939	10,195 (21.8)	4,119 (22.5)	5,345 (20.5)	732 (30.3)	10,195 (21.8)	822 (39.1)	624 (26.3)	4,819 (19.1)	921 (20.7)	923 (19.5)	2,086 (26.6)
940 - 949	12,921 (27.6)	4,813 (26.3)	7,156 (27.5)	953 (39.4)	12,921 (27.6)	852 (40.5)	779 (32.8)	6,403 (25.3)	1,193 (26.8)	1,328 (28.1)	2,367 (30.2)
950 - 959	18,063 (38.6)	7,232 (39.5)	9,837 (37.8)	994 (41.1)	18,063 (38.6)	1,091 (51.9)	1,481 (62.4)	9,105 (36.0)	1,688 (38.0)	1,653 (34.9)	3,045 (38.8)
960 - 969	19,083 (40.8)	7,489 (40.9)	10,541 (40.5)	1,053 (43.6)	19,083 (40.8)	1,161 (55.3)	1,512 (63.8)	9,671 (38.3)	1,790 (40.3)	1,721 (36.4)	3,228 (41.2)
970 - 979	20,350 (43.5)	7,958 (43.5)	11,314 (43.5)	1,077 (44.5)	20,350 (43.5)	1,288 (61.3)	1,584 (66.8)	10,268 (40.6)	2,035 (45.8)	1,810 (38.3)	3,365 (42.9)
980 - 989	21,823 (46.7)	8,666 (47.3)	12,060 (46.3)	1,097 (45.3)	21,823 (46.7)	1,352 (64.3)	1,657 (69.9)	11,297 (44.7)	2,094 (47.1)	1,894 (40.0)	3,528 (45.0)
990 - 999	22,671 (48.5)	9,027 (49.3)	12,409 (47.7)	1,235 (51.1)	22,671 (48.5)	1,352 (64.3)	1,657 (69.9)	11,888 (47.0)	2,193 (49.3)	2,030 (42.9)	3,552 (45.3)
1000 - 1009	27,738 (59.3)	10,943 (59.8)	15,140 (58.2)	1,655 (68.4)	27,738 (59.3)	2,101 (100.0)	1,793 (75.6)	14,862 (58.8)	2,595 (58.4)	2,267 (47.9)	4,119 (52.5)
1010 - 1019	28,469 (60.9)	11,205 (61.2)	15,471 (59.4)	1,793 (74.1)	28,469 (60.9)		1,793 (75.6)	15,212 (60.2)	2,686 (60.4)	2,369 (50.1)	4,308 (55.0)
1020 - 1029	29,059 (62.1)	11,429 (62.4)	15,798 (60.7)	1,833 (75.8)	29,059 (62.1)		1,793 (75.6)	15,543 (61.5)	2,770 (62.3)	2,533 (53.5)	4,319 (55.1)
1030 - 1039	29,336 (62.7)	11,570 (63.2)	15,893 (61.0)	1,872 (77.4)	29,336 (62.7)		1,793 (75.6)	15,682 (62.0)	2,793 (62.8)	2,584 (54.6)	4,382 (55.9)
1040 - 1049	29,886 (63.9)	11,780 (64.3)	16,076 (61.7)	2,030 (83.9)	29,886 (63.9)		1,793 (75.6)	16,114 (63.7)	2,813 (63.3)	2,622 (55.4)	4,443 (56.7)
1050 - 1059	32,355 (69.2)	12,553 (68.5)	17,691 (68.0)	2,111 (87.3)	32,355 (69.2)		2,346 (98.9)	17,540 (69.4)	3,156 (71.0)	2,676 (56.6)	4,537 (57.9)
1060 - 1069	33,088 (70.8)	12,783 (69.8)	18,195 (69.9)	2,111 (87.3)	33,088 (70.8)		2,346 (98.9)	18,008 (71.2)	3,269 (73.5)	2,698 (57.0)	4,667 (59.5)
1070 - 1079	33,702 (72.1)	12,980 (70.9)	18,592 (71.4)	2,131 (88.1)	33,702 (72.1)		2,346 (98.9)	18,273 (72.3)	3,269 (73.5)	2,872 (60.7)	4,842 (61.8)
1080 - 1089	34,014 (72.7)	13,188 (72.0)	18,696 (71.8)	2,131 (88.1)	34,014 (72.7)		2,346 (98.9)	18,399 (72.8)	3,310 (74.5)	2,902 (61.3)	4,957 (63.2)
1090 - 1099	34,098 (72.9)	13,206 (72.1)	18,722 (71.9)	2,170 (89.7)	34,098 (72.9)		2,346 (98.9)	18,418 (72.9)	3,347 (75.3)	2,928 (61.9)	4,957 (63.2)
1100 - 1109	35,475 (75.9)	13,788 (75.3)	19,477 (74.8)	2,209 (91.3)	35,475 (75.9)		2,346 (98.9)	19,336 (76.5)	3,434 (77.3)	3,075 (65.0)	5,184 (66.1)
1110 - 1119	35,751 (76.4)	13,938 (76.1)	19,604 (75.3)	2,209 (91.3)	35,751 (76.4)		2,346 (98.9)	19,496 (77.1)	3,434 (77.3)	3,131 (66.2)	5,243 (66.9)
1120 - 1129	35,934 (76.8)	14,004 (76.5)	19,721 (75.7)	2,209 (91.3)	35,934 (76.8)		2,372 (100.0)	19,526 (77.2)	3,503 (78.8)	3,189 (67.4)	5,243 (66.9)
1130 - 1139	36,059 (77.1)	14,058 (76.8)	19,792 (76.0)	2,209 (91.3)	36,059 (77.1)			19,599 (77.5)	3,503 (78.8)	3,223 (68.1)	5,261 (67.1)
1140 - 1149	36,223 (77.5)	14,068 (76.8)	19,946 (76.6)	2,209 (91.3)	36,223 (77.5)			19,694 (77.9)	3,503 (78.8)	3,287 (69.5)	5,266 (67.2)
1150 - 1199	36,962 (79.0)	14,180 (77.4)	20,530 (78.9)	2,251 (93.1)	36,962 (79.0)			20,084 (79.5)	3,589 (80.7)	3,440 (72.7)	5,375 (68.6)
1200 - 1499	41,623 (89.0)	16,244 (88.7)	22,982 (88.3)	2,397 (99.1)	41,623 (89.0)			22,349 (88.4)	4,094 (92.1)	4,201 (88.8)	6,507 (83.0)
1500 - 1999	45,042 (96.3)	17,536 (95.8)	25,106 (96.4)	2,399 (99.2)	45,042 (96.3)			24,171 (95.6)	4,401 (99.0)	4,567 (96.5)	7,430 (94.8)
2000 -	46,767 (100.0)	18,313 (100.0)	26,035 (100.0)	2,419 (100.0)	46,767 (100.0)			25,278 (100.0)	4,445 (100.0)	4,731 (100.0)	7,839 (100.0)
月平均賃金額	80,634	75,533	80,252	123,365	80,634	37,402	42,475	83,673	90,227	82,069	87,660
時間当り平均賃	1,136	1,150	1,138	1,013	1,136	962	974	1,146	1,082	1,143	1,224
月一人当たり	74	68	74	123	74	39	43	78	85	75	75
第1・20分	929	929	929	929	929	929	929	929	929	929	929
第1・10分	929	930	929	929	929	929	929	930	929	930	929
第1・4分	940	940	940	929	940	929	930	948	940	940	930
中位数	1,000	1,000	1,000	990	1,000	950	950	1,000	1,000	1,010	1,000
四分位偏差係	0.0805	0.0835	0.0875	0.0460	0.0805	0.0374	0.0411	0.0760	0.0760	0.1287	0.1800

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	男							女						
		男性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	46,767	10,344	771	853	5,055	584	666	2,413	36,423	1,330	1,518	20,224	3,860	4,065	5,426
-	91 (0.2)	20 (0.2)			20 (0.4)				71 (0.2)			41 (0.2)			30 (0.6)
920 - 929	5,211 (11.1)	1,277 (12.3)	132 (17.1)	240 (28.1)	587 (11.6)	31 (5.4)	32 (4.8)	255 (10.6)	3,934 (10.8)	542 (40.7)	259 (17.1)	1,545 (7.6)	425 (11.0)	351 (8.6)	813 (15.0)
930 - 939	4,894 (10.5)	776 (7.5)		63 (7.3)	425 (8.4)	18 (3.1)	30 (4.5)	241 (10.0)	4,118 (11.3)	148 (11.1)	63 (4.1)	2,202 (10.9)	447 (11.6)	510 (12.5)	748 (13.8)
940 - 949	2,726 (5.8)	669 (6.5)		57 (6.7)	402 (8.0)	31 (5.4)	103 (15.4)	75 (3.1)	2,057 (5.6)	30 (2.3)	97 (6.4)	1,182 (5.8)	241 (6.2)	302 (7.4)	205 (3.8)
950 - 959	5,141 (11.0)	1,021 (9.9)	73 (9.5)	271 (31.8)	430 (8.5)	33 (5.6)			4,120 (11.3)	166 (12.4)	431 (28.4)	2,271 (11.2)	462 (12.0)	325 (8.0)	465 (8.6)
960 - 969	1,021 (2.2)	330 (3.2)	60 (7.8)		165 (3.3)				691 (1.9)	11 (0.8)	31 (2.1)	401 (2.0)	102 (2.6)	68 (1.7)	78 (1.4)
970 - 979	1,267 (2.7)	148 (1.4)		31 (3.7)	54 (1.1)	63 (10.7)			1,119 (3.1)	127 (9.6)	41 (2.7)	544 (2.7)	182 (4.7)	89 (2.2)	136 (2.5)
980 - 989	1,473 (3.2)	234 (2.3)	64 (8.2)		91 (1.8)				1,239 (3.4)	79 (3.3)	73 (4.8)	938 (4.6)	60 (1.6)	84 (2.1)	84 (1.6)
990 - 999	848 (1.8)	107 (1.0)			64 (1.3)		20 (3.0)	23 (1.0)	741 (2.0)			527 (2.6)	98 (2.5)	116 (2.9)	
1,000 - 1,009	5,067 (10.8)	1,386 (13.4)	443 (57.4)	64 (7.5)	570 (11.3)	122 (20.8)	86 (12.9)	102 (4.2)	3,681 (10.1)	307 (23.1)	73 (4.8)	2,404 (11.9)	281 (7.3)	151 (3.7)	465 (8.6)
1,010 - 1,019	731 (1.6)	30 (0.3)			11 (0.2)		20 (3.0)		701 (1.9)			339 (1.7)	91 (2.4)	82 (2.0)	189 (3.5)
1,020 - 1,029	590 (1.3)	53 (0.5)			5 (0.1)		22 (3.8)	26 (3.9)	537 (1.5)			326 (1.6)	62 (1.6)	138 (3.4)	11 (0.2)
1,030 - 1,039	276 (0.6)								276 (0.8)			138 (0.7)	23 (0.6)	52 (1.3)	64 (1.2)
1,040 - 1,049	550 (1.2)	20 (0.2)						20 (0.8)	530 (1.5)			432 (2.1)	20 (0.5)	38 (0.9)	41 (0.7)
1,050 - 1,059	2,469 (5.3)	629 (6.1)		127 (14.9)	428 (8.5)	30 (5.1)		44 (1.8)	1,840 (5.1)		425 (28.0)	998 (4.9)	313 (8.1)	54 (1.3)	50 (0.9)
1,060 - 1,069	733 (1.6)	238 (2.3)			104 (2.1)	30 (5.1)			496 (1.4)			364 (1.8)	83 (2.2)	22 (0.5)	26 (0.5)
1,070 - 1,079	614 (1.3)	162 (1.6)			62 (1.2)				452 (1.2)			203 (1.0)		174 (4.3)	75 (1.4)
1,080 - 1,089	312 (0.7)	18 (0.2)							294 (0.8)			126 (0.6)	41 (1.1)	30 (0.7)	98 (1.8)
1,090 - 1,099	83 (0.2)								83 (0.2)			20 (0.1)	38 (1.0)	26 (0.6)	
1,100 - 1,109	1,378 (2.9)	334 (3.2)			104 (2.1)	46 (7.8)			1,043 (2.9)			814 (4.0)	41 (1.1)	147 (3.6)	41 (0.8)
1,110 - 1,119	276 (0.6)	120 (1.2)			90 (1.8)				156 (0.4)			71 (0.3)		56 (1.4)	30 (0.6)
1,120 - 1,129	183 (0.4)	91 (0.9)			69 (11.9)		22 (3.3)		92 (0.3)		26 (1.7)	30 (0.1)		36 (0.9)	
1,130 - 1,139	125 (0.3)	11 (0.1)			11 (0.2)				114 (0.3)			62 (0.3)		35 (0.9)	18 (0.3)
1,140 - 1,149	164 (0.4)	40 (0.4)			35 (0.7)				124 (0.3)			61 (0.3)		64 (1.6)	
1,150 - 1,199	739 (1.6)	176 (1.7)			105 (2.1)			46 (6.8)	562 (1.5)			286 (1.4)	86 (2.2)	108 (2.6)	83 (1.5)
1,200 - 1,499	4,662 (10.0)	964 (9.3)			322 (6.4)	64 (10.9)	195 (29.3)	384 (15.9)	3,698 (10.2)			1,943 (9.6)	442 (11.4)	565 (13.9)	748 (13.8)
1,500 - 1,999	3,418 (7.3)	382 (3.7)			153 (3.0)		58 (8.7)	171 (7.1)	3,037 (8.3)			1,670 (8.3)	307 (7.9)	752 (7.6)	
2,000 -	1,725 (3.7)	1,109 (10.7)			821 (16.2)	26 (4.4)	30 (4.5)	232 (9.6)	616 (1.7)			286 (1.4)	18 (0.5)	134 (3.3)	178 (3.3)
月平均賃金額	80,634	84,929	41,349	44,044	84,190	100,653	112,588	103,417	79,414	35,112	41,593	83,544	88,649	77,066	80,651
時間当り平均賃金額	1,136	1,273	979	962	1,346	1,140	1,191	1,380	1,097	953	981	1,096	1,073	1,135	1,154
月一人当たり労働時間	74	75	42	46	75	94	98	86	74	37	42	78	84	71	71
第1・20分位数	929	929	929	929	929	929	930	929	929	929	929	929	929	929	929
第1・10分位数	929	929	929	929	929	940	940	929	929	929	929	930	929	930	929
第1・4分位数	940	943	950	929	940	975	990	950	940	929	940	950	940	940	930
中位数	1,000	1,000	1,000	950	1,000	1,000	1,120	1,062	1,000	930	950	1,000	990	1,010	1,000
四分位偏差係数	0.0805	0.1095	0.0250	0.0242	0.1300	0.0750	0.1384	0.1601	0.0800	0.0226	0.0579	0.0750	0.0707	0.1243	0.1700

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比

令和6年度実態調査結果に基づく各指数の状況

1. 一般労働者、パート労働者計

単位:円

	調査対象 産業計	E	G	I	M	P	L・N・R
		製造業	情報通信業	卸売業, 小売業	宿泊業, 飲食 サービス業	医療, 福祉	サービス業
第1・20分位数	929	929	948	929	929	950	940
	890	890	958	889	889	900	889
第1・10分位数	934	930	970	929	930	980	960
	895	900	1,067	890	890	926	900
第1・4分位数	994	1,000	1,148	950	950	1,084	1,016
	950	950	1,274	920	900	1,011	1,000
中位数	1,173	1,243	1,333	1,110	1,000	1,321	1,249
	1,121	1,203	1,461	1,100	975	1,209	1,190

※上段は令和6年、下段は令和5年度

※L: 学術研究, 専門・技術サービス業、N: 生活関連サービス業, 娯楽業、
R: サービス業(他に分類されないもの)については合算して集計

2. パート労働者のみ

単位:円

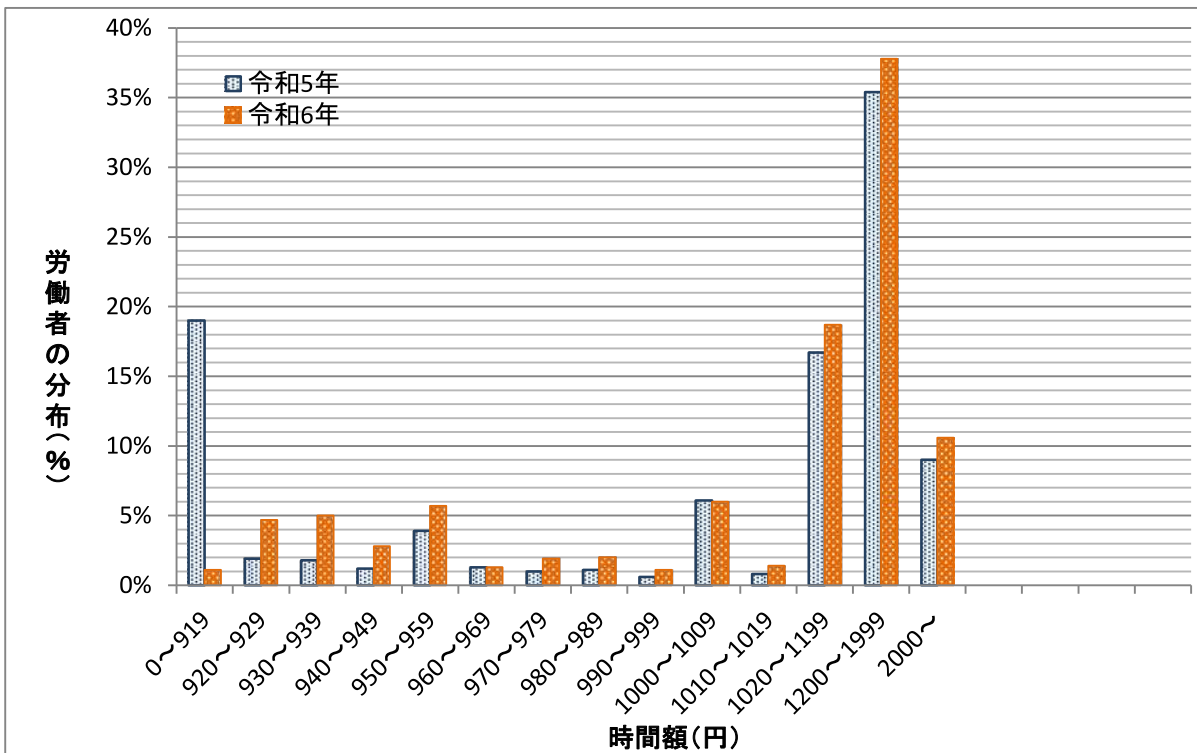
	調査対象 産業計	E	G	I	M	P	L・N・R
		製造業	情報通信業	卸売業, 小売業	宿泊業, 飲食 サービス業	医療, 福祉	サービス業
第1・20分位数	929	929	940	929	929	930	930
	889	889	900	889	889	890	566
第1・10分位数	929	929	940	929	929	950	930
	890	890	900	889	890	900	889
第1・4分位数	940	930	970	930	950	1,000	970
	900	900	930	890	900	957	900
中位数	1,000	950	1,000	950	1,000	1,205	1,014
	950	910	931	920	950	1,090	1,000

※上段は令和6年、下段は令和5年度

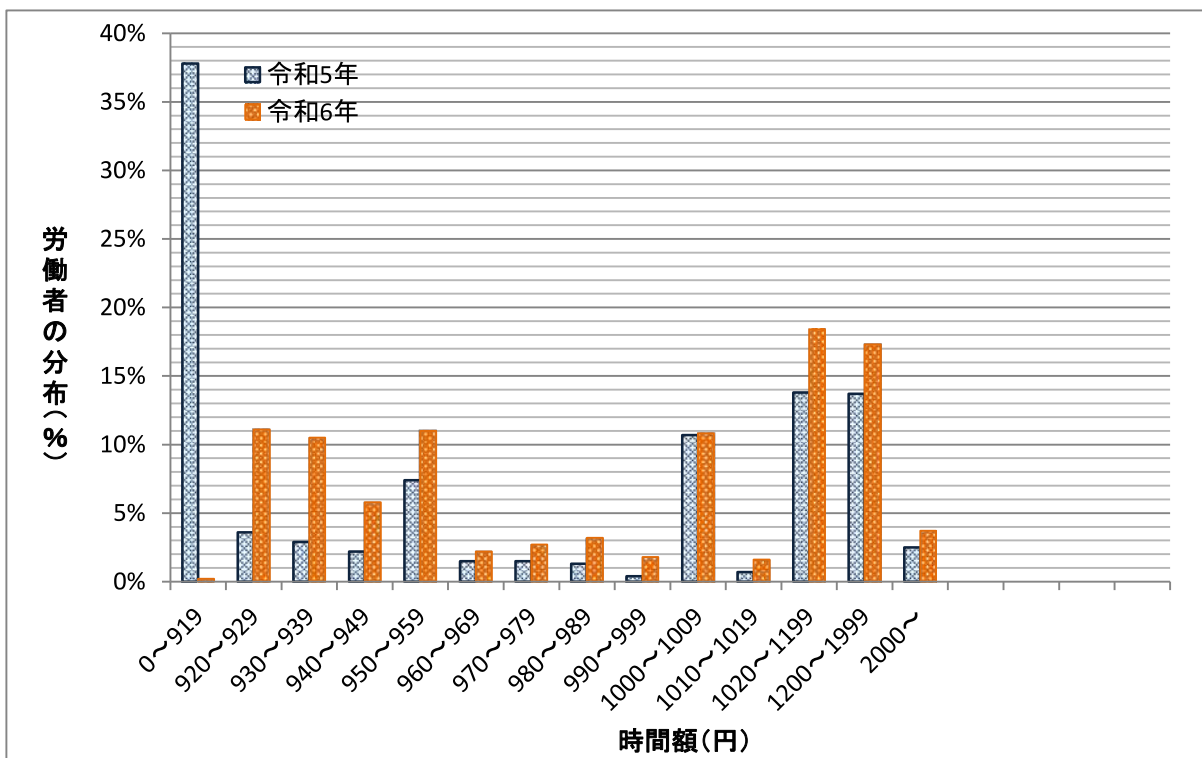
※L: 学術研究, 専門・技術サービス業、N: 生活関連サービス業, 娯楽業、
R: サービス業(他に分類されないもの)については合算して集計

時間額に対する該当労働者数の分布

一般労働者・パート労働者計



パート労働者のみ



注) 920円から1,019円までは10円刻みですが、1,020円以上は集約されていますのでご注意ください。

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表(令和6年)

件名	和歌山県最低賃金				
業種	全産業(特定最低賃金対象産業除く)				
現行最低賃金	929円				
未満率	1.29%				
未満労働者数	1,789				
引上げ後 時間額(円)	引上げ額 (円)	引上げ率	影響率	該当労働者数 (人)	下回る労働者数 (人)
929	0	0.00%	1.3%	6,361	1,789
930	1	0.11%	5.9%	5,285	8,150
931	2	0.22%	9.7%	95	13,435
932	3	0.32%	9.7%	180	13,530
933	4	0.43%	9.9%	173	13,710
934	5	0.54%	10.0%	154	13,883
935	6	0.65%	10.1%	258	14,037
936	7	0.75%	10.3%	11	14,295
937	8	0.86%	10.3%	305	14,306
938	9	0.97%	10.5%	115	14,611
939	10	1.08%	10.6%	352	14,726
940	11	1.18%	10.8%	2,923	15,078
941	12	1.29%	12.9%	60	18,001
942	13	1.40%	13.0%	40	18,061
943	14	1.51%	13.0%	182	18,101
944	15	1.61%	13.1%	68	18,283
945	16	1.72%	13.2%	178	18,351
946	17	1.83%	13.3%	117	18,529
947	18	1.94%	13.4%	108	18,646
948	19	2.05%	13.5%	161	18,754
949	20	2.15%	13.6%	5	18,915
950	21	2.26%	13.6%	6,338	18,920
951	22	2.37%	18.1%	147	25,258
952	23	2.48%	18.3%	59	25,405
953	24	2.58%	18.3%	279	25,464
954	25	2.69%	18.5%	0	25,743
955	26	2.80%	18.5%	740	25,743
956	27	2.91%	19.0%	5	26,483
957	28	3.01%	19.0%	98	26,488
958	29	3.12%	19.1%	0	26,586
959	30	3.23%	19.1%	212	26,586
960	31	3.34%	19.3%	1,215	26,798
961	32	3.44%	20.1%	29	28,013
962	33	3.55%	20.1%	32	28,042
963	34	3.66%	20.2%	31	28,074
964	35	3.77%	20.2%	94	28,105
965	36	3.88%	20.3%	155	28,199
966	37	3.98%	20.4%	30	28,354
967	38	4.09%	20.4%	52	28,384
968	39	4.20%	20.4%	116	28,436
969	40	4.31%	20.5%	29	28,552
970	41	4.41%	20.5%	1,361	28,581
971	42	4.52%	21.5%	229	29,942
972	43	4.63%	21.7%	0	30,171
973	44	4.74%	21.7%	66	30,171
974	45	4.84%	21.7%	143	30,237
975	46	4.95%	21.8%	520	30,380
976	47	5.06%	22.2%	107	30,900
977	48	5.17%	22.3%	42	31,007
978	49	5.27%	22.3%	86	31,049
979	50	5.38%	22.4%	45	31,135
980	51	5.49%	22.4%	1,630	31,180
981	52	5.60%	23.6%	247	32,810
982	53	5.71%	23.8%	157	33,057
983	54	5.81%	23.9%	233	33,214
984	55	5.92%	24.0%	62	33,447
985	56	6.03%	24.1%	159	33,509
986	57	6.14%	24.2%	56	33,668
987	58	6.24%	24.2%	58	33,724
988	59	6.35%	24.3%	30	33,782
989	60	6.46%	24.3%	139	33,812

※1円刻み(労働者数復元による数値)

令和 6 年 7 月 25 日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和 6 年 6 月 25 日に諮問のあった令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和6年7月24日

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見えた場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事

業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.10%、中小でも4.45%となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.58%、中小企業では3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で3.62%、20人以下の企業で3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で3.43%、20人以下で3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.8%となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引き上げの状況が見られる。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6～9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28ポイントの差、非製造業で3.82ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加(63.0%→67.2%)し、転嫁状況は一部では好転する一方、1～3割しか価格転嫁できなかった割合は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割(8.8%)の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2

年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し8,690件となっており、また、令和6年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、484件（前年同期375件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適当と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加

え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の見安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては5.0%(50円)を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円(4.6%)、Bランク50円(5.2%)、Cランク50円(5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執

行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要

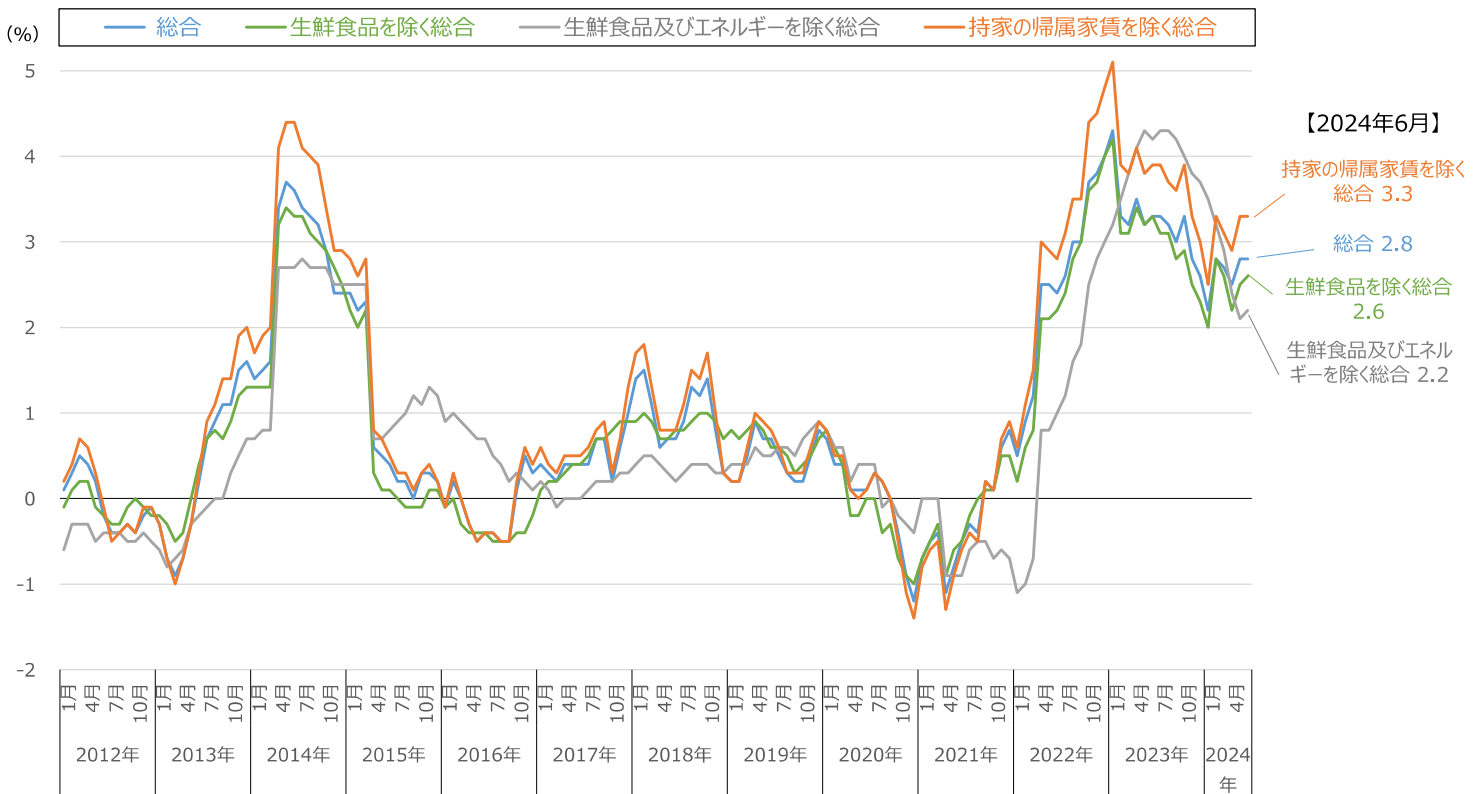
である。

参考資料

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
A ランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
B ランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
C ランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

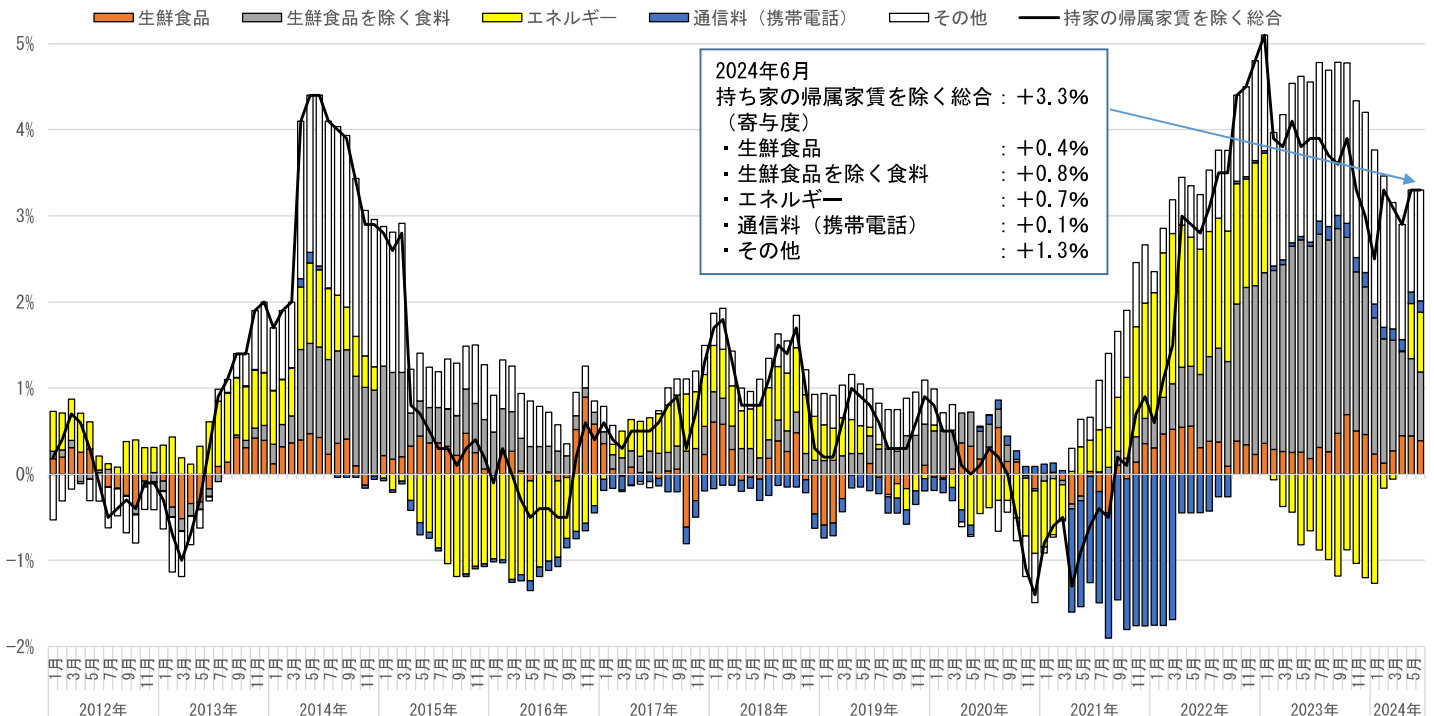
3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

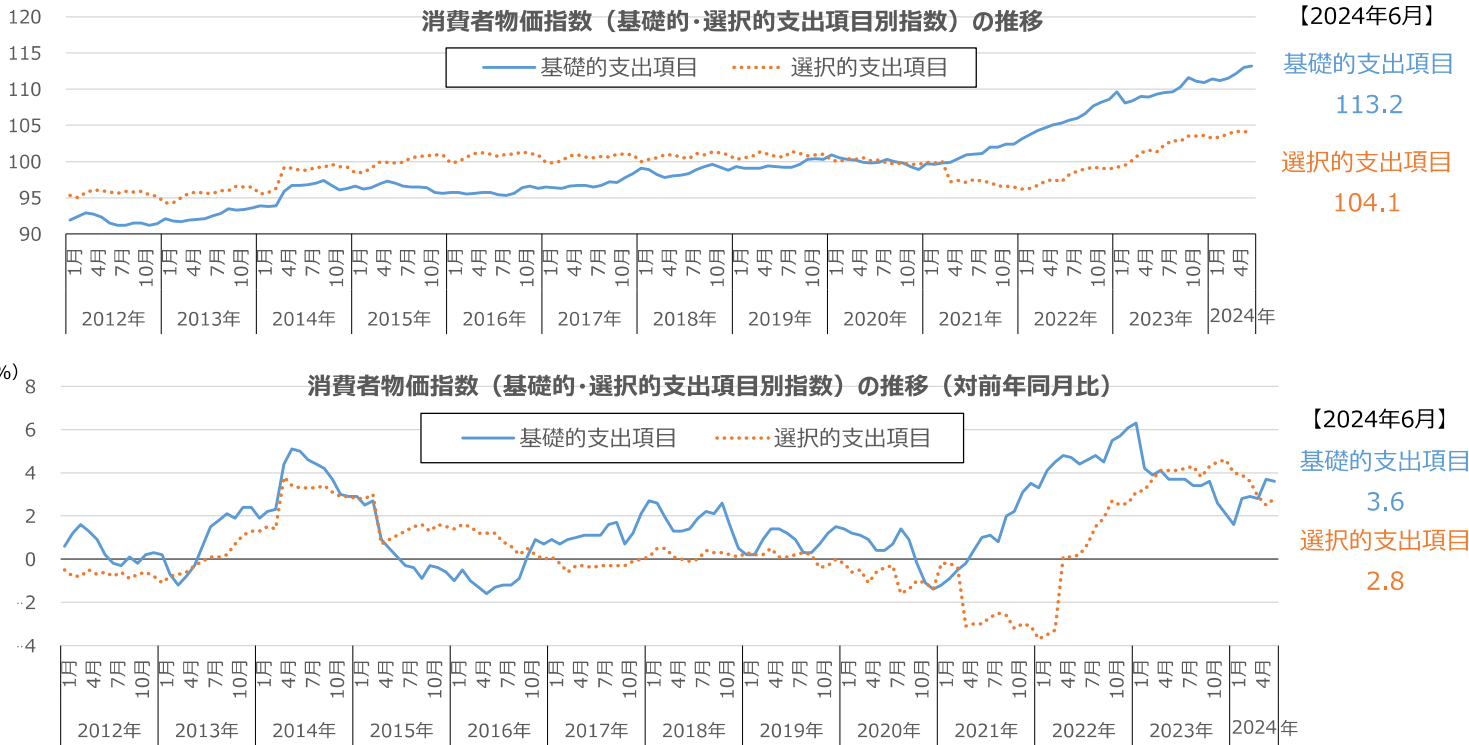
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

（総予算額：3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円）

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。
- 当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。

値引き単価

2024年4月使用分まで

<電気>

低圧：3.5円/kWh
 高圧：1.8円/kWh

<都市ガス>

15円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

2024年5月使用分

<電気>

低圧：1.8円/kWh
 高圧：0.9円/kWh

<都市ガス>

7.5円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

- 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

2023年											2024年					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1㎡当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1㎡当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1㎡当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万㎡未満の家庭や企業等が対象

6

消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5	5.4	4.8

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

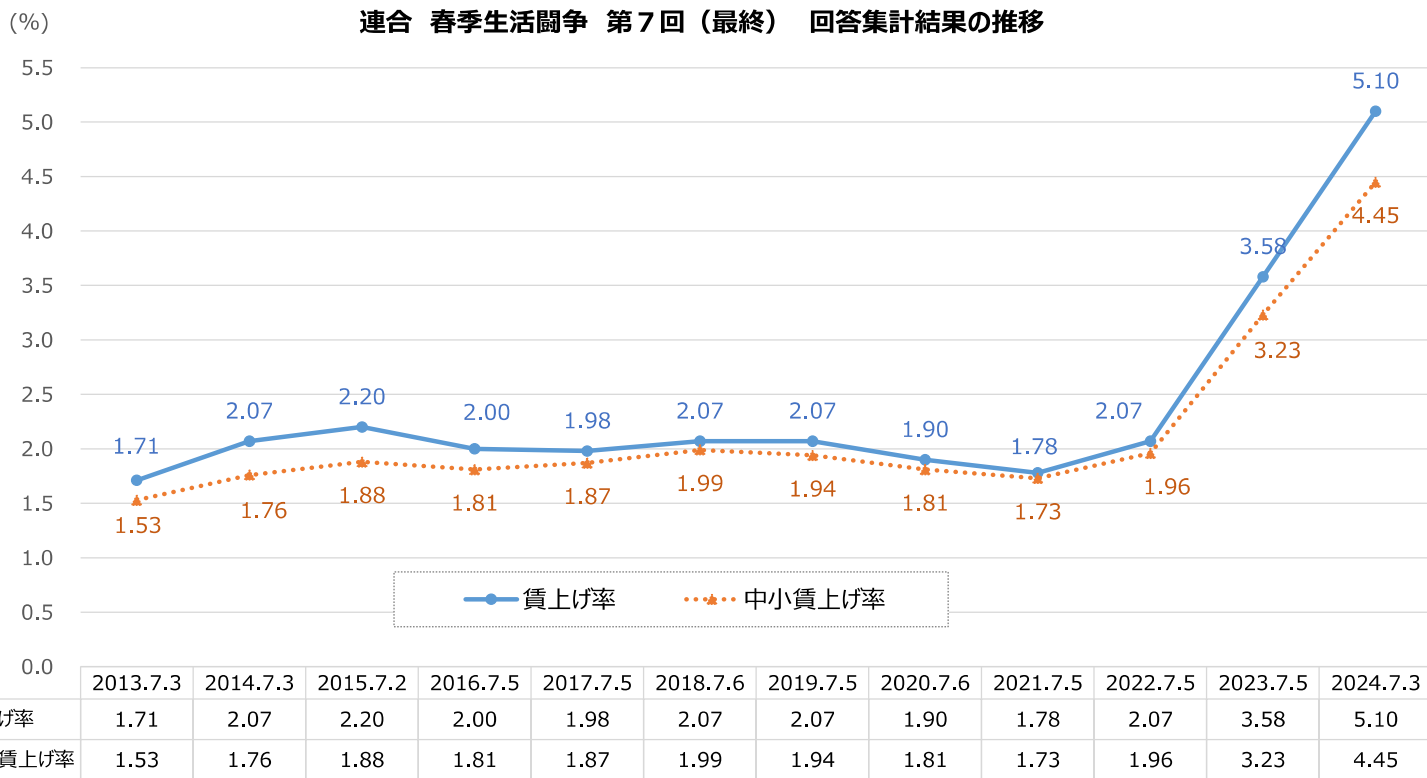
食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉(国産品)	きゅうり	茶飲料
豚肉(輸入品)	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ(国産品)	バナナ	

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

7

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2024年7月3日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

連合 春季賃上げ妥結状況(有期・短時間・契約等労働者)

連合(有期・短時間・契約等労働者)

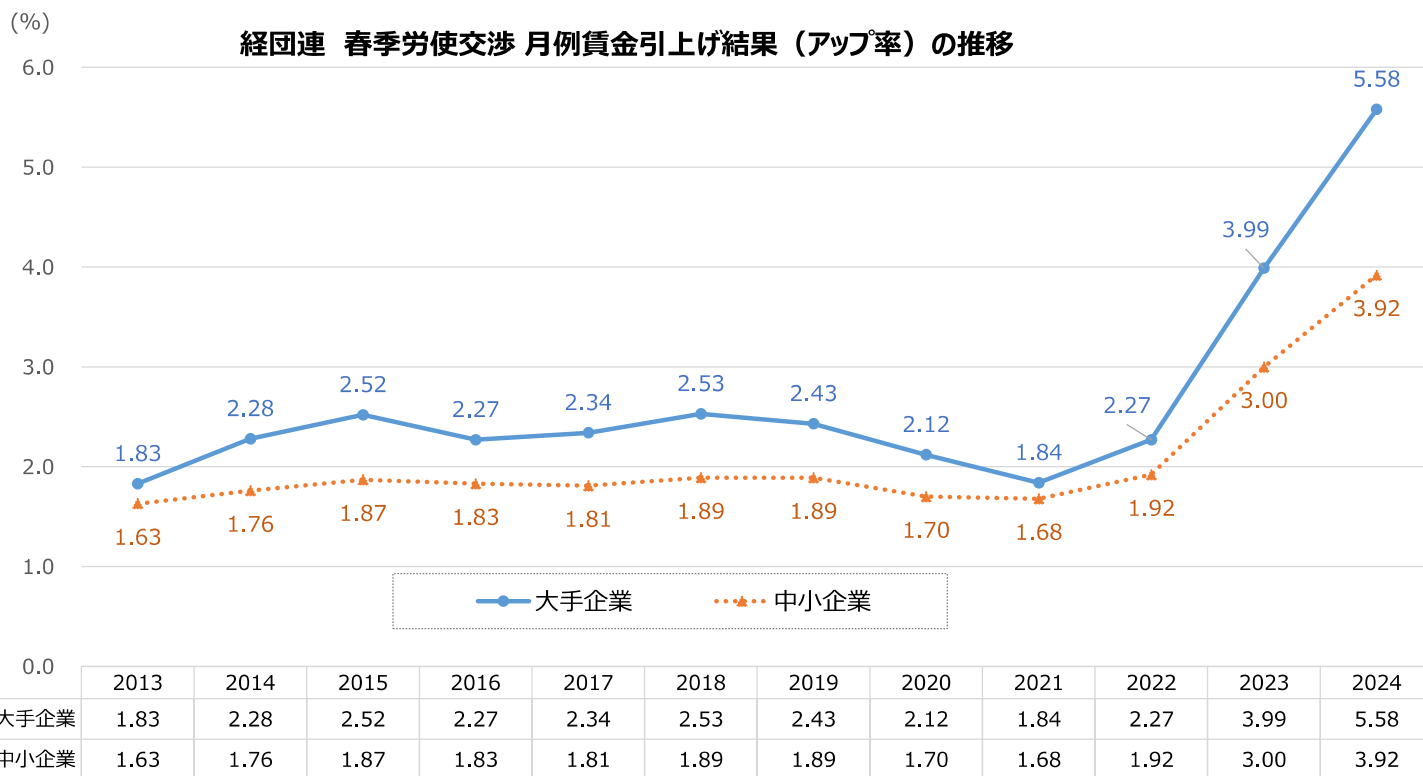
第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

		第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)	
		単純平均	加重平均
時給	386組合 885,369人	賃上げ額	53.78円(39.74円)
		引上げ率	—
		平均時給	1,148.92円(1,091.78円)
月給	146組合 27,845人	賃上げ額	9,137円(6,647円)
		賃上げ率	4.23%(3.09%)
			10,869円(6,828円)

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第1回集計）、中小企業3.92%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

10

日商 中小企業の賃金改定に関する調査

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

		(加重平均)	
正社員 (月給)	全体	9,662円	
	1,586社		3.62%
	20人以下	8,801円	
	709社		3.34%
パート・ アルバイト (時給)	全体	37.6円	
	1,070社		3.43%
	20人以下	43.3円	
	450社		3.88%

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

11

賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

業態 職種 ランク	性	産業計																製造業																卸売業、小売業																学術研究、専門・技術サービス業																宿泊業、飲食サービス業																生活関連サービス業、娯楽業																医療、福祉																サービス業（他に分類されないもの）															
		1時間当たり賃金額				賃金上昇率				1時間当たり賃金額				賃金上昇率				1時間当たり賃金額				賃金上昇率				1時間当たり賃金額				賃金上昇率				1時間当たり賃金額				賃金上昇率				1時間当たり賃金額				賃金上昇率																																																																																			
		R5年6月		R6年6月		R5年		R5年6月		R6年6月		R5年		R5年6月		R6年6月		R5年		R5年6月		R6年6月		R5年		R5年6月		R6年6月		R5年		R5年6月		R6年6月		R5年		R5年6月		R6年6月																																																																																									
計	A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2																																																																																																
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6																																																																																																
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6																																																																																																
	計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4																																																																																																

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、%）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常利益	規模計	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800
	前年度比	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5
	資本金規模1,000万円以上	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804
	前年度比	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8
	" 10億円以上	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614
	前年度比	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8
	" 1億円～10億円	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904
	前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6
	" 1,000万円～1億円	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286
	前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0
" 1,000万円未満	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	
前年度比	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	
売上高経常利益率	規模計	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0
	資本金規模1,000万円以上	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4
	" 10億円以上	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6
	" 1億円～10億円	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0
	" 1,000万円～1億円	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5
	" 1,000万円未満	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9

資料出所 財務省「法人企業統計」

- （注） 1 金融業、保険業を除く全産業。
- 2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

		令和4年				令和5年				令和6年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279
	前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1
	〃 10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516
	前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2
	〃 1億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086
	前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5
〃 1,000万円～1億円	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677	
前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8	
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1
	〃 10億円以上	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8
	〃 1億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5
	〃 1,000万円～1億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

16

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

(単位：%)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	68.8	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	2,941,615
	資本金規模1,000万円以上	67.0	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	909,127
	〃 10億円以上	55.0	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	4,738
	〃 1億円～10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	25,894
	〃 1,000万円～1億円	76.4	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	878,495
〃 1,000万円未満	81.1	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	2,032,488	

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

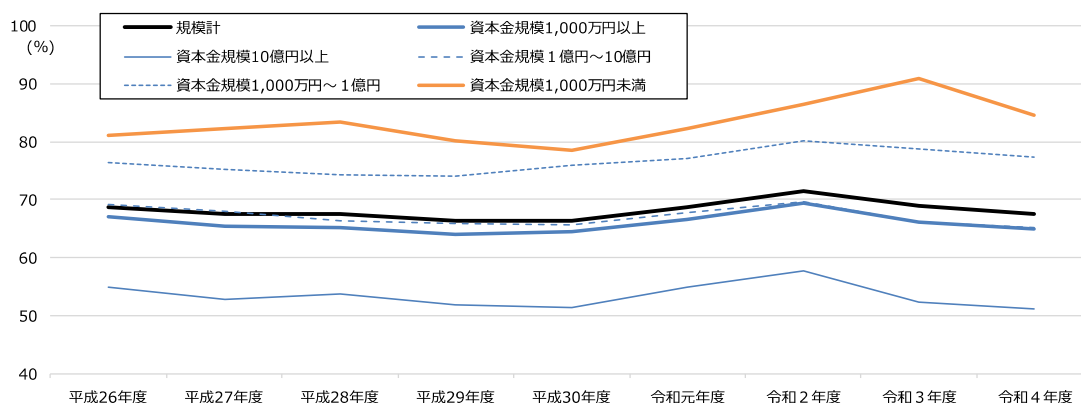
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。

人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。



17

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比			
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

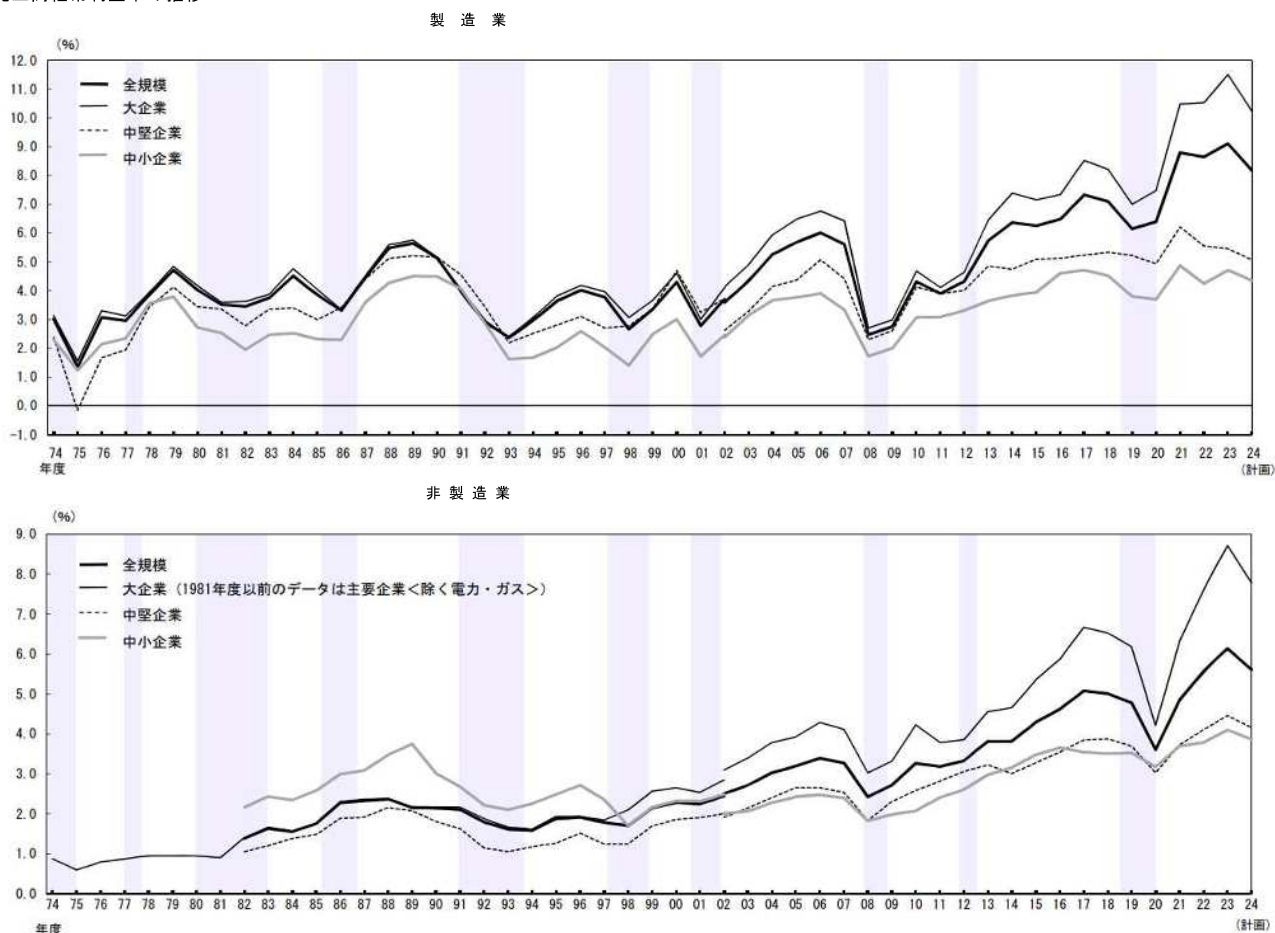
「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益-支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

売上高経常利益率の推移(日銀短観)

▽売上高経常利益率の推移



(%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	9.10	8.17
	非製造業	4.85	5.57	6.14	5.61
大企業	製造業	10.48	10.52	11.50	10.23
	非製造業	6.31	7.61	8.71	7.78
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.45	5.07
	非製造業	3.73	4.11	4.46	4.16
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.71	4.35
	非製造業	3.70	3.79	4.10	3.87

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

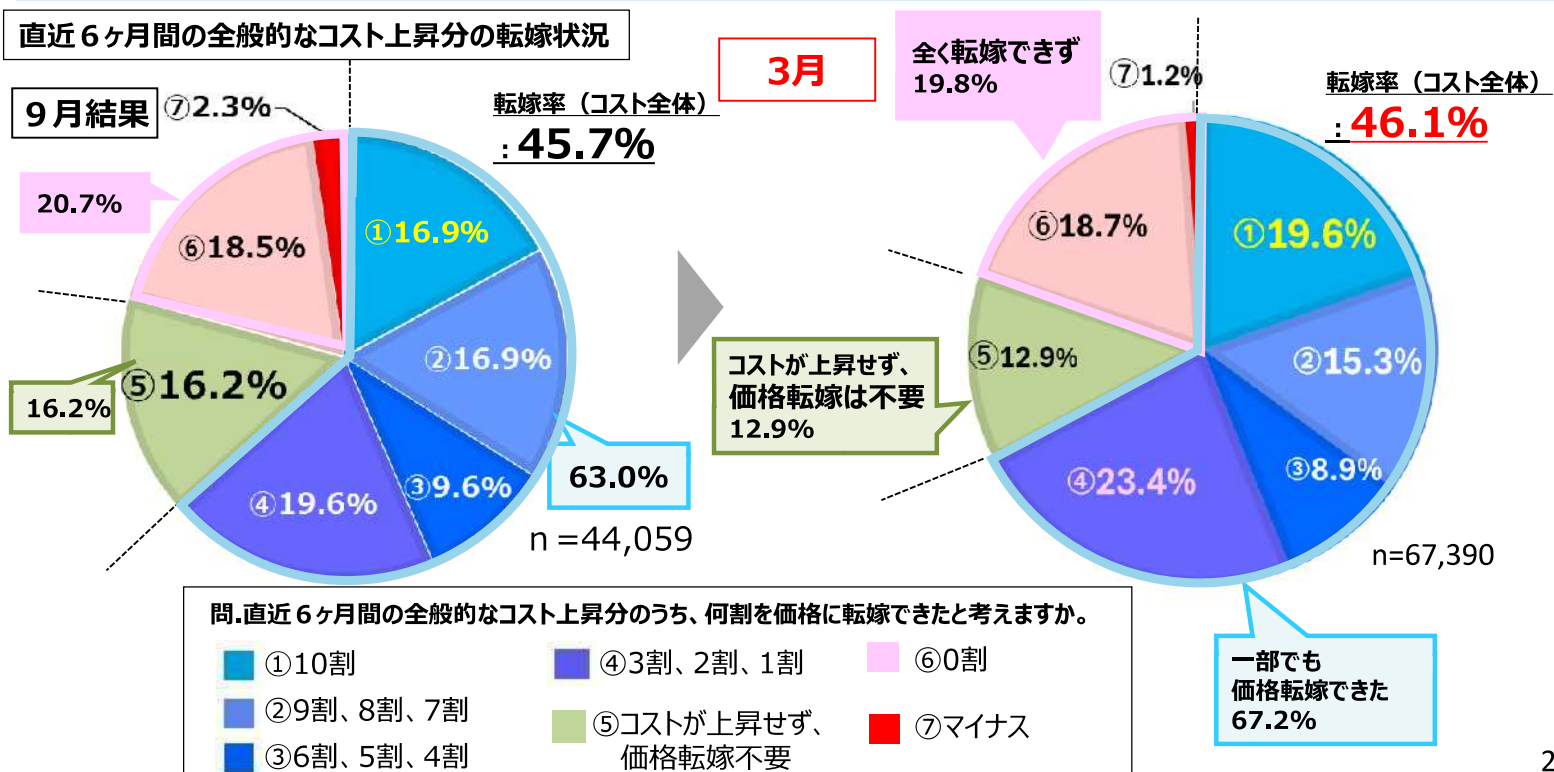
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

20

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- **コスト全体の価格転嫁率は46.1%**、昨年9月より微増(45.7%→46.1%)。
 - 受注企業のうち、コスト増加分を**全額(10割)価格転嫁できた割合(①)は約3ポイント増加**(16.9%→19.6%)。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
 - 一方、**1~3割しか価格転嫁できなかった割合(④)は約4ポイント増加**(19.6%→23.4%)。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ **価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。**

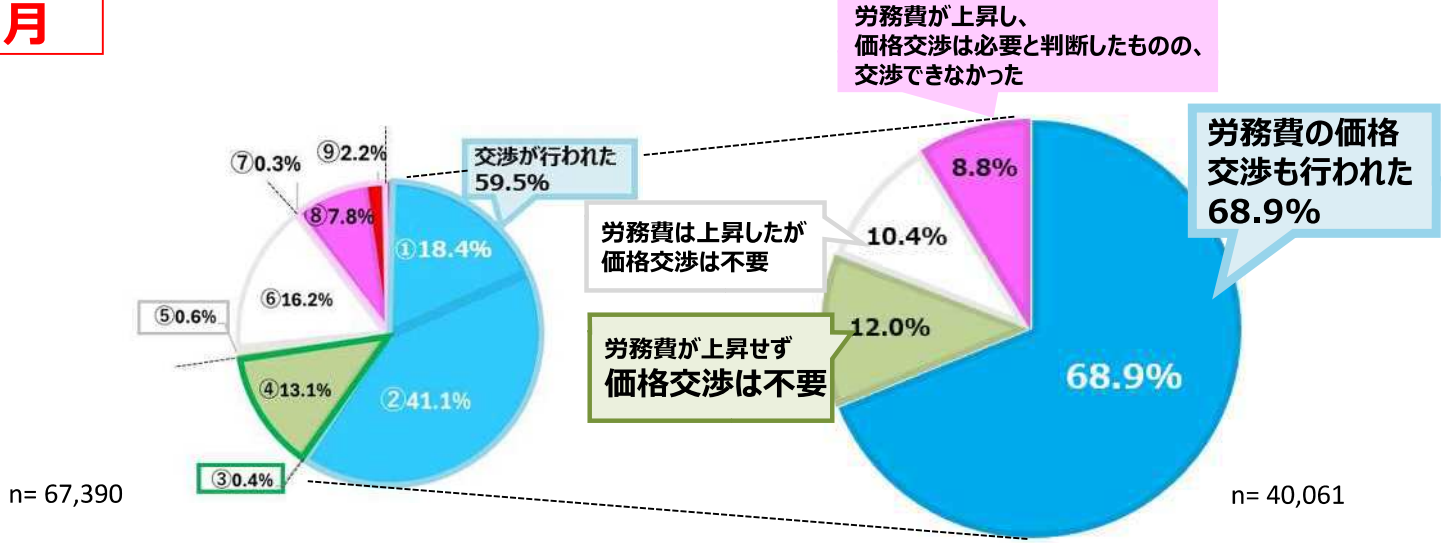


21

(今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
 - 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。
 - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ **引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。**

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務（工事）を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

22

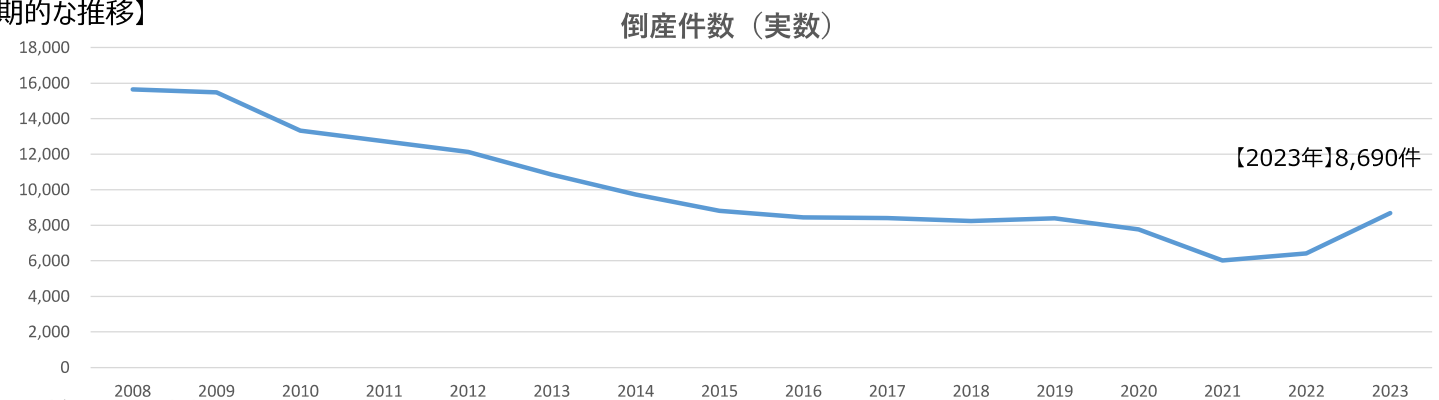
倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】



(資料出所) 東京商工リサーチ

23

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

2024年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

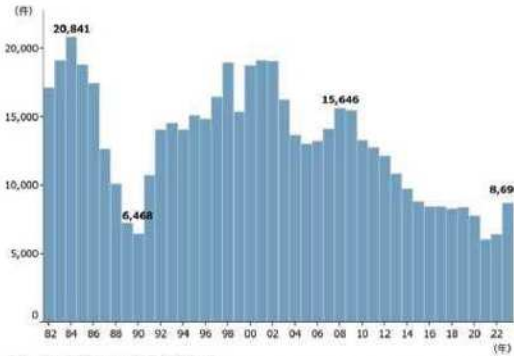
第1部 令和5年度（2023年度）の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては感染症拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

全国企業倒産集計（2024年6月報）（抜粋）（右図）

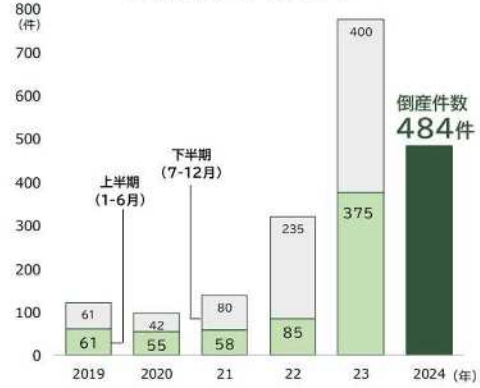
物価高（インフレ）倒産は、484件（前年同期 375件、29.1%増）発生した。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』（124件）が最も多く、『製造業』（109件）、『運輸・通信業』（91件）が続いた。

倒産件数の推移



資料：（株）東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」
 （注）1. 倒産とは、企業が債務の支払に陥ることや、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
 2. 負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

「物価高倒産」件数推移

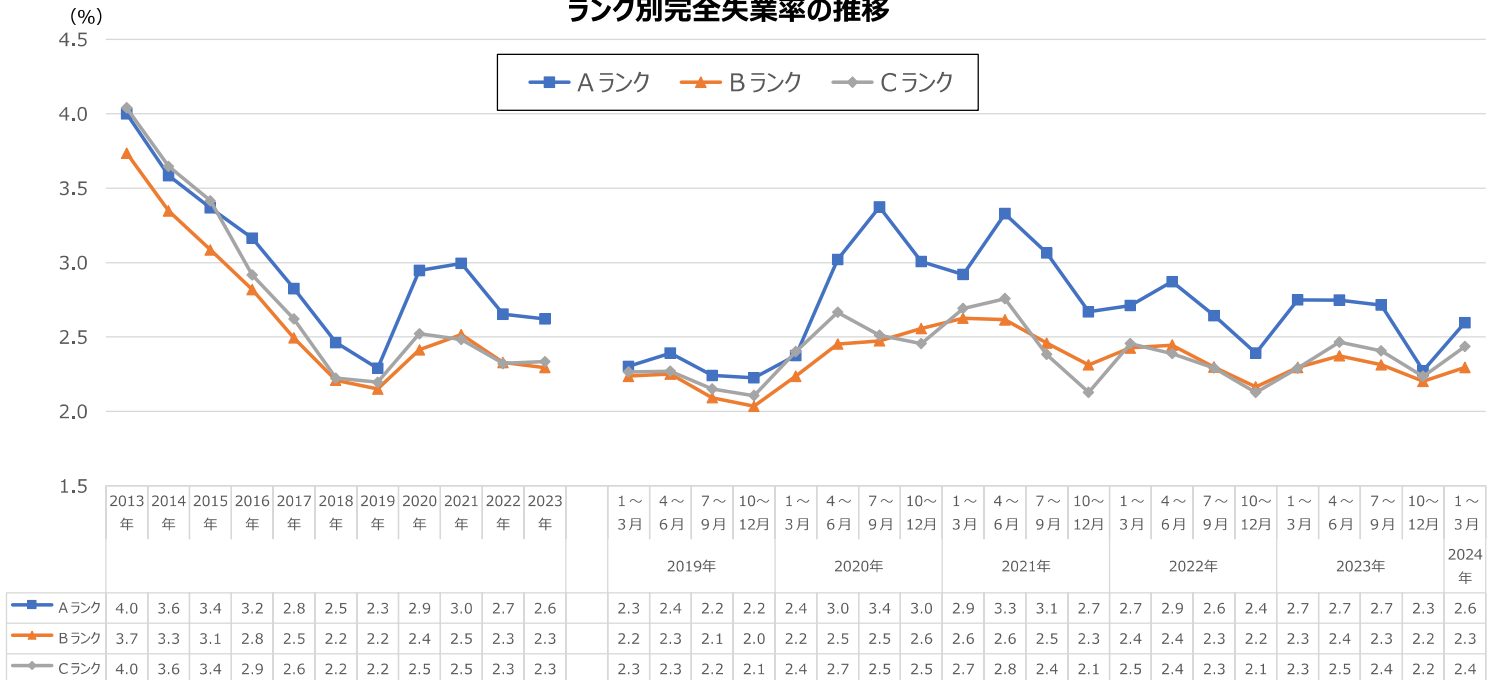


（資料出所）中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年6月報）」
 ※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移

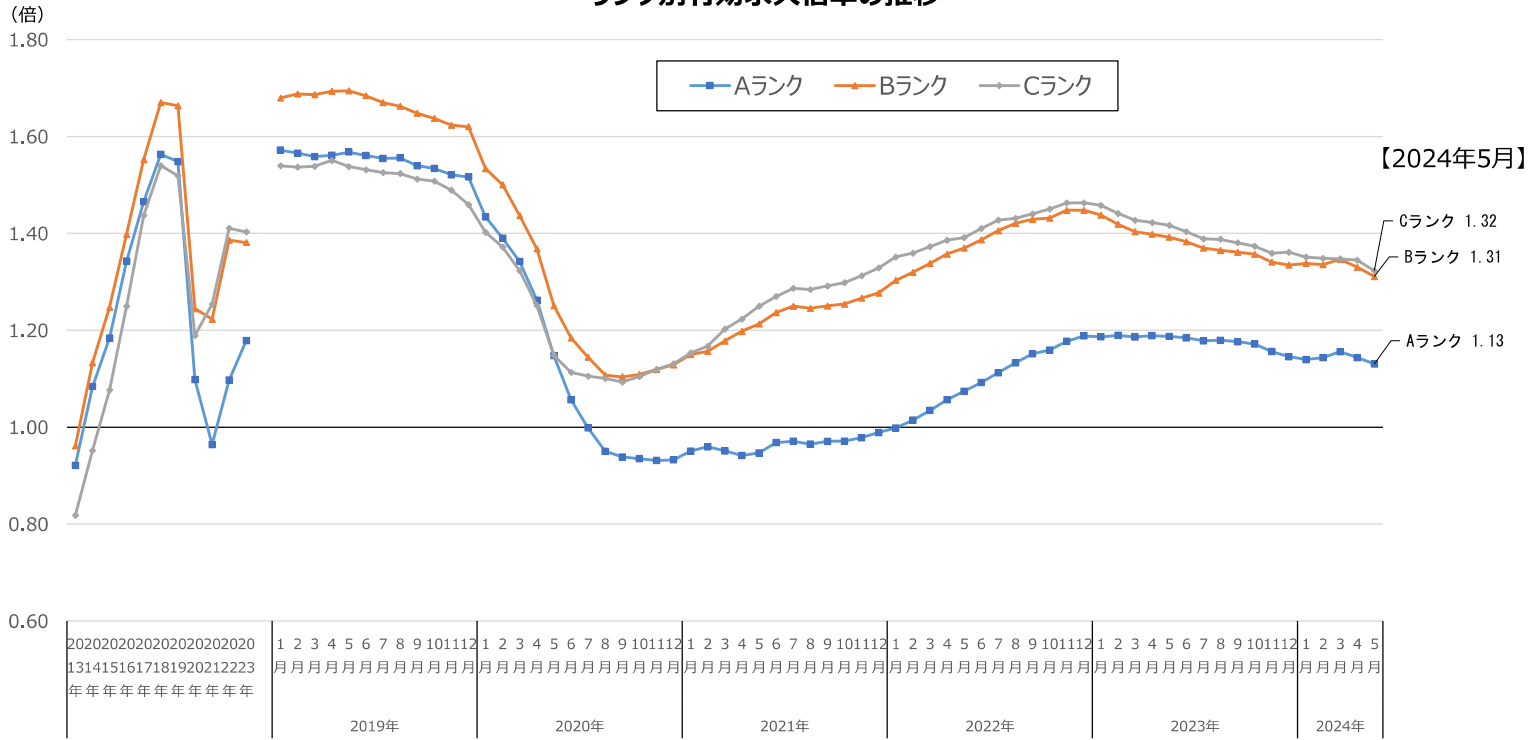


（資料出所）総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 （注）1. モデル推計による都道府県別結果。
 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

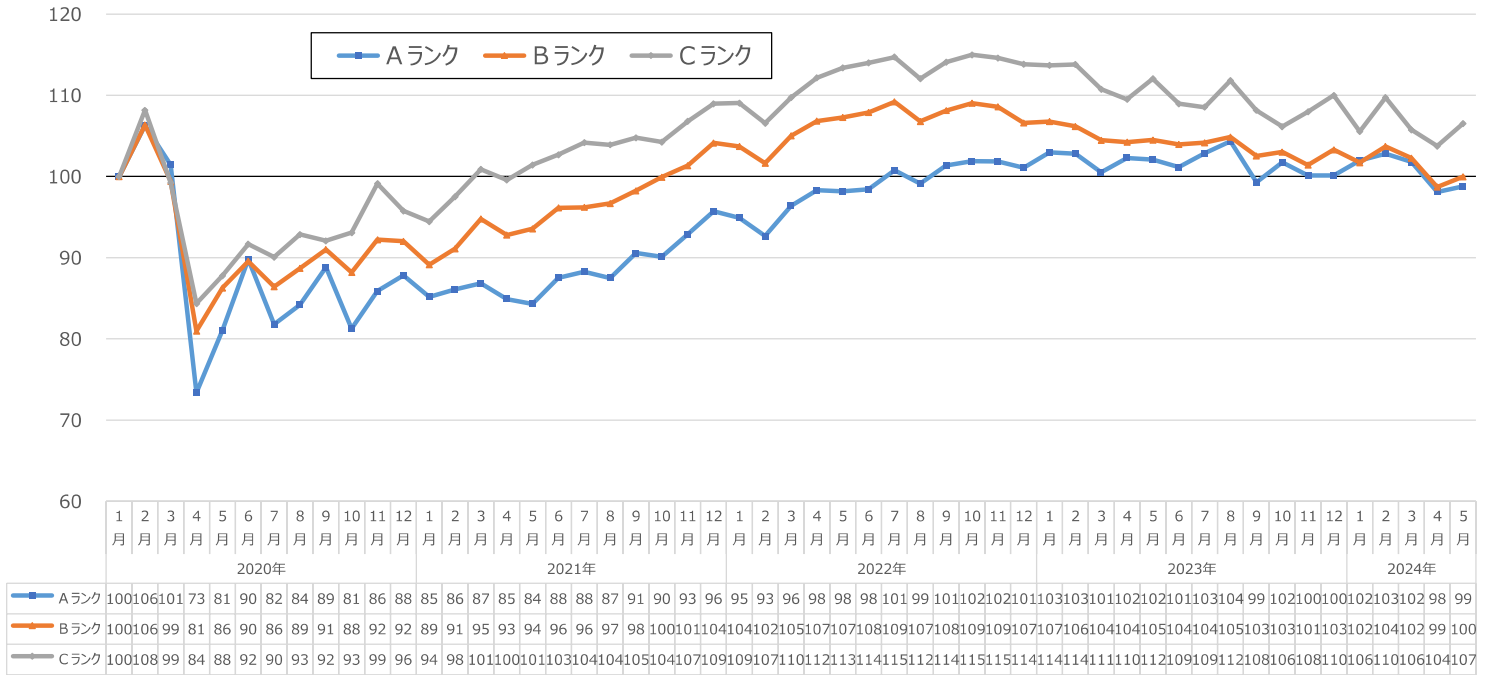
- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
 5 各月の数値は季節調整値である。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
- 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそらえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和6年7月24日

1 はじめに

令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し、経済社会のステージ転換をはかる正念場との認識で取り組み、33年ぶりの5%台の賃上げ結果となったことを述べ、一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であると主張し、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと述べた。

加えて、産業別組織における賃上げや、中小企業での初任給引上げの動向を見るに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、まさに経営は生き残りをかけて、人材確保に向けた「人への投資」を決断していると指摘した。

また、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければならず、まずは2年程度で全都道府県において1,000円以上、その上で中期的には一般労働者の賃金中央値の6割という水準を目指し、本年の審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていないと指摘し、昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと主張した。

さらに、地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年のCランクの引上げ実績を踏まえて今年を目安額を検討すべきと主張した。ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回るものが適当であると主張した。

また、有効求人倍率等の雇用情勢の現状に鑑みれば特に地方における労働需給がひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用するのは既に困難である現状は明白であると指摘し、最低賃金の引上げは妥当であると主張した。

さらに、ここ数年の最低賃金の引上げ幅はかつてない上げ幅であるが、倒産件数との相関は見出しにくい状況であり、最低賃金の引上げによって企業の倒産が増える、と言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないと指摘し、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

また、企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識していると述べた。一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めることや政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めたいと述べた。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なると主張した。

また、目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張した。

加えて、今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視すると基本的な考えは変わらないと述べた。

さらに、生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、

業況判断D I で大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価D I は依然高い水準にあると述べた。

こうした3要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっていると指摘した。

加えて、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた。さらに、最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、現在の最低賃金額を負担と感じる企業も増加していると述べた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、価格転嫁や生産性向上の過渡期にある中で、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると主張した。加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張した。

このため、中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があるとあり、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配

意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシッ

プ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)

令和6年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

- (1) 数 16,373 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（確報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	7,030	2,026	28.8%
B ランク	5,261	1,698	32.3%
C ランク	4,082	1,425	34.9%
合計	16,373	5,149	31.4%

4. 集計労働者 29,463 人

（うち、令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和6年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和6年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和6年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和4年度分、令和5年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和6年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和6年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和5年6月分、令和6年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和5年6月分、令和6年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和5年6月分、令和6年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	42.3	0.9	39.2	17.6	100.0	44.2	1.1	40.0	14.7	100.0	39.0	1.3	40.1	19.6	100.0	48.6	0.2	36.0	15.2
B	100.0	43.4	0.5	41.6	14.6	100.0	46.0	1.2	35.7	17.1	100.0	42.4	0.4	43.9	13.3	100.0	53.5	0.0	27.7	18.9
C	100.0	42.4	0.9	37.1	19.6	100.0	40.7	1.8	31.7	25.8	100.0	41.8	1.1	37.6	19.4	100.0	49.4	1.5	36.5	12.5
計	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4
R5年	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	28.5	0.0	51.9	19.5	100.0	32.6	1.8	48.4	17.2	100.0	61.8	0.3	19.4	18.5	100.0	43.5	1.2	40.3	14.9
B	100.0	32.4	0.7	49.8	17.0	100.0	28.7	0.0	61.4	9.9	100.0	63.5	0.0	22.3	14.2	100.0	39.7	0.7	46.7	12.9
C	100.0	33.9	0.0	43.5	22.5	100.0	28.7	1.7	48.5	21.1	100.0	64.4	0.5	17.9	17.2	100.0	38.3	0.5	45.4	15.7
計	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0
R5年	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
A	4.7	4.5	5.1	4.5	5.0	5.6	3.7	4.8	-12.0	-7.3	-17.8	-1.5		-7.8	-27.5	-1.4	1.9	1.9	1.8	2.2	1.4	1.7	2.2	2.1
B	4.5	4.2	5.1	4.8	4.1	5.0	3.9	4.1	-10.8	-13.7	-22.4		-1.1		-0.0		1.9	1.8	2.1	2.5	1.3	1.4	2.5	1.6
C	4.5	3.4	4.4	3.9	6.0	4.7	4.4	4.6	-9.2	-6.6	-10.8	-20.2		-2.7	-12.0	-1.8	1.8	1.2	1.7	1.6	2.0	1.3	2.7	1.8
計	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8
R5年	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5 %	3.2 %	5.0 %	0.55	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.6 %	3.2 %	5.2 %	0.56	2.2 %	3.5 %	5.0 %	0.40
B	1.6	3.2	5.2	0.56	1.8	3.0	5.0	0.53	1.9	3.5	5.6	0.53	2.0	3.5	5.5	0.50
C	1.5	3.2	5.5	0.63	1.1	3.0	5.0	0.65	1.7	3.2	5.3	0.56	2.0	3.2	5.0	0.47
計	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46
R5年	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.8 %	4.1 %	7.0 %	0.63	1.3 %	3.1 %	8.0 %	1.08	1.5 %	2.7 %	4.5 %	0.56	1.5 %	3.2 %	5.1 %	0.56
B	1.0	3.7	5.9	0.66	1.9	3.8	6.7	0.63	1.4	2.5	5.1	0.74	1.7	3.6	5.0	0.46
C	2.6	4.5	8.0	0.60	1.5	3.7	5.8	0.58	1.4	3.0	5.4	0.67	2.0	3.0	5.0	0.50
計	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50
R5年	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年					
男 女 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
男	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2
女	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	R5年 6月	R6年 6月		R5年	
一般 パート 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一般	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
パート	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して				
		変わらない	早 い	遅 い	その他	
A	100.0	79.4	8.5	1.7	10.5	
B	100.0	76.4	9.8	2.6	11.3	
C	100.0	73.7	13.0	2.0	11.3	
計	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0	
	R 5 年	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.5	3.2	16.8	52.2	8.4	100.0	21.5	1.3	17.7	55.4	4.0	100.0	22.7	4.2	14.0	53.2	5.9	100.0	17.3	1.5	12.8	57.5	10.9
B	100.0	17.2	2.9	17.2	56.8	5.9	100.0	24.1	2.5	12.3	55.3	5.8	100.0	16.5	1.6	21.0	55.8	5.0	100.0	24.6	10.4	7.9	51.6	5.6
C	100.0	23.4	2.5	18.6	46.8	8.6	100.0	30.8	4.0	19.5	35.6	10.0	100.0	25.5	2.5	17.4	48.5	6.0	100.0	11.7	4.5	21.5	53.0	9.3
計	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8
R5年	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.0	2.1	25.7	47.0	11.2	100.0	12.4	2.2	15.1	58.6	11.6	100.0	31.2	7.5	17.9	33.2	10.2	100.0	14.7	3.0	11.5	61.5	9.3
B	100.0	16.1	3.1	21.5	53.0	6.2	100.0	8.1	0.0	14.5	71.5	5.9	100.0	24.4	2.1	15.3	45.7	12.5	100.0	12.2	5.7	14.3	64.0	3.7
C	100.0	21.9	2.7	27.1	38.8	9.4	100.0	21.1	1.4	14.1	55.6	7.9	100.0	31.0	2.7	7.2	43.9	15.2	100.0	15.4	1.0	18.1	56.2	9.3
計	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4
R5年	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和5年	令和6年
39.5	40.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和5年	令和6年
男性	42.1	42.2
女性	57.9	57.8

3 年間所定労働日数（事業所平均）

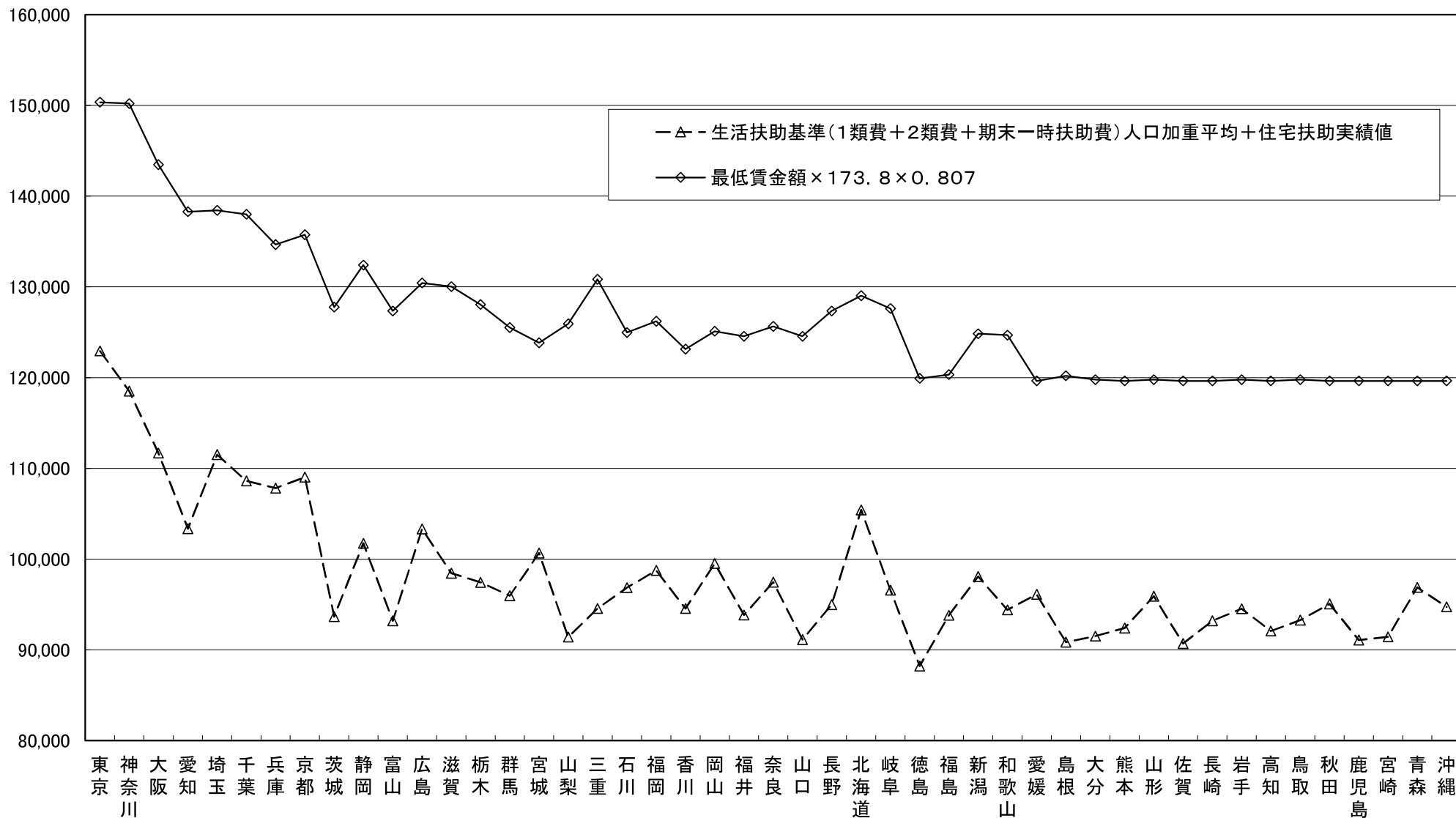
(日)

令和4年度	令和5年度
241.5	241.6

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

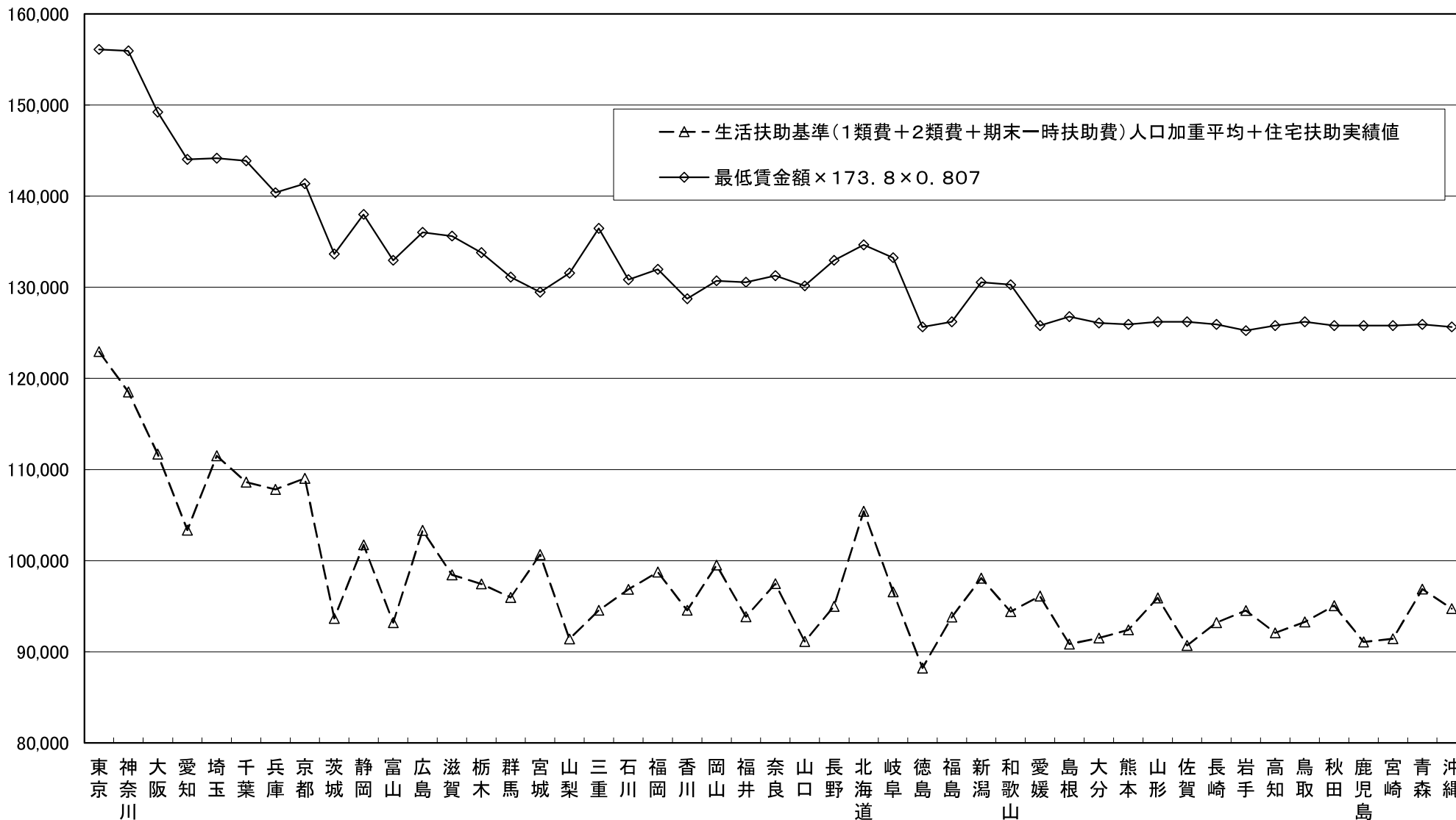
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和4年度のものである。

注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和4年度、最低賃金のデータは令和5年度のものである。
 注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和4年度 データに基 づく乖離額 (A)	令和5年度 地域別最低 賃金引上げ額 (B)	最新の 乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の 目安小委で 示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率の変動 (0.816→0.807) による影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△168	40	△208	△178	△31	△40	8	0	1
青森	△162	45	△207	△173	△35	△45	8	0	3
岩手	△180	39	△219	△192	△27	△39	7	0	4
宮城	△165	40	△205	△176	△30	△40	8	0	3
秋田	△175	44	△219	△185	△34	△44	7	0	3
山形	△170	46	△216	△179	△37	△46	8	0	2
福島	△189	42	△231	△200	△31	△42	7	0	3
茨城	△243	42	△285	△252	△33	△42	7	0	1
栃木	△218	41	△259	△226	△34	△41	8	0	0
群馬	△211	40	△251	△218	△33	△40	8	0	0
埼玉	△192	41	△233	△201	△32	△41	9	0	1
千葉	△209	42	△251	△219	△33	△42	9	0	1
東京	△195	41	△236	△207	△30	△41	10	0	2
神奈川	△226	41	△267	△235	△32	△41	9	0	△1
新潟	△191	41	△232	△201	△31	△41	8	0	2
富山	△243	40	△283	△253	△30	△40	7	0	3
石川	△200	42	△242	△210	△33	△42	8	0	2
福井	△219	43	△262	△230	△32	△43	7	0	4
山梨	△246	40	△286	△254	△32	△40	7	0	1
長野	△231	40	△271	△240	△31	△40	7	0	1
岐阜	△221	40	△261	△231	△31	△40	8	0	2
静岡	△219	40	△259	△228	△30	△40	8	0	2
愛知	△249	41	△290	△258	△32	△41	8	0	1
三重	△259	40	△299	△270	△29	△40	7	0	3
滋賀	△225	40	△265	△236	△29	△40	8	0	3
京都	△191	40	△231	△199	△32	△40	9	0	0
大阪	△227	41	△268	△236	△32	△41	9	0	0
兵庫	△191	41	△232	△200	△32	△41	8	0	0
奈良	△201	40	△241	△210	△30	△40	8	0	2
和歌山	△216	40	△256	△225	△31	△40	7	0	1
鳥取	△189	46	△235	△195	△40	△46	7	0	△1
島根	△209	47	△256	△219	△37	△47	7	0	3
岡山	△182	40	△222	△192	△30	△40	8	0	2
広島	△193	40	△233	△202	△32	△40	8	0	0
山口	△238	40	△278	△245	△33	△40	7	0	0
徳島	△226	41	△267	△235	△32	△41	7	0	2
香川	△204	40	△244	△212	△32	△40	7	0	0
愛媛	△168	44	△212	△178	△34	△44	8	0	3
高知	△196	44	△240	△204	△37	△44	7	0	0
福岡	△196	41	△237	△205	△32	△41	8	0	1
佐賀	△206	47	△253	△216	△38	△47	7	0	2
長崎	△188	45	△233	△197	△37	△45	7	0	1
熊本	△194	45	△239	△204	△35	△45	7	0	3
大分	△201	45	△246	△210	△37	△45	7	0	1
宮崎	△201	44	△245	△209	△36	△44	7	0	1
鹿児島	△204	44	△248	△212	△35	△44	7	0	2
沖縄	△177	43	△220	△185	△35	△43	7	0	0

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

賃金分布に関する資料

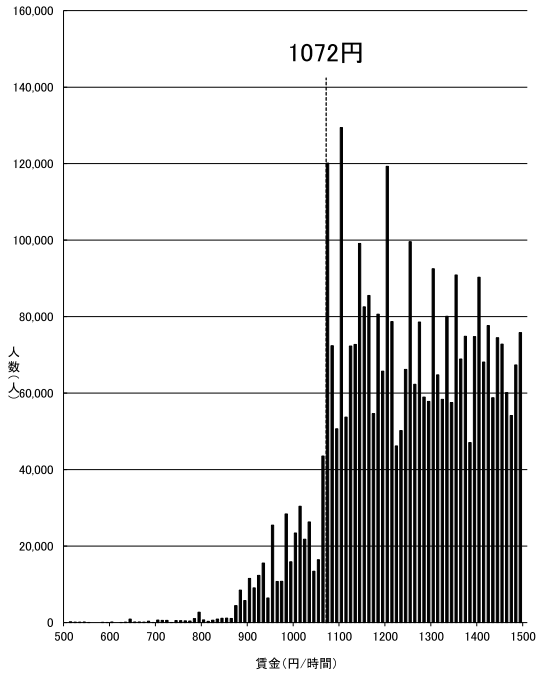
(都道府県別、ランク・総合指数順)

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ 1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・・・・・・・・ 14
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・・・・・・・・ 27

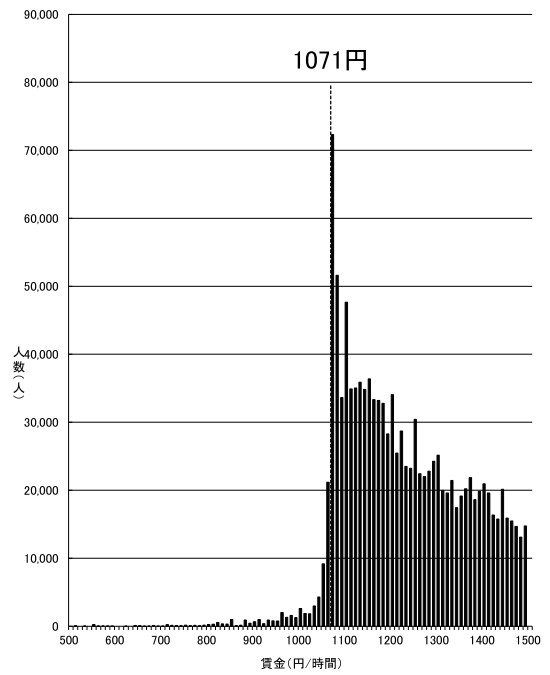
時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

資料No. 4-1

東京(A)



神奈川(A)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

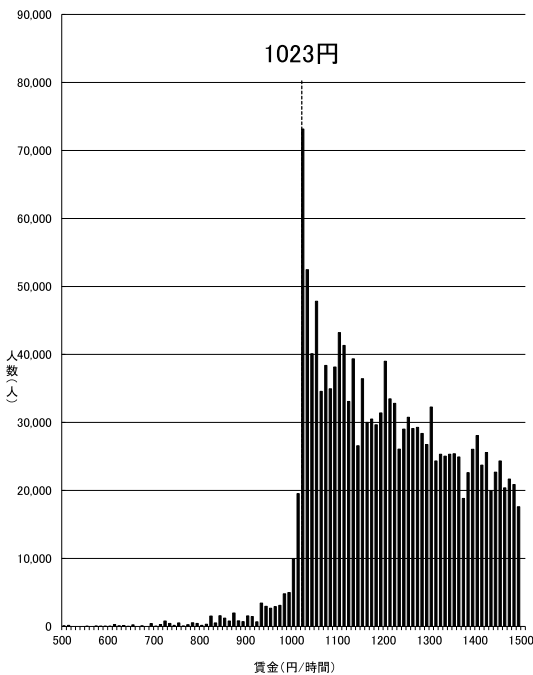
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

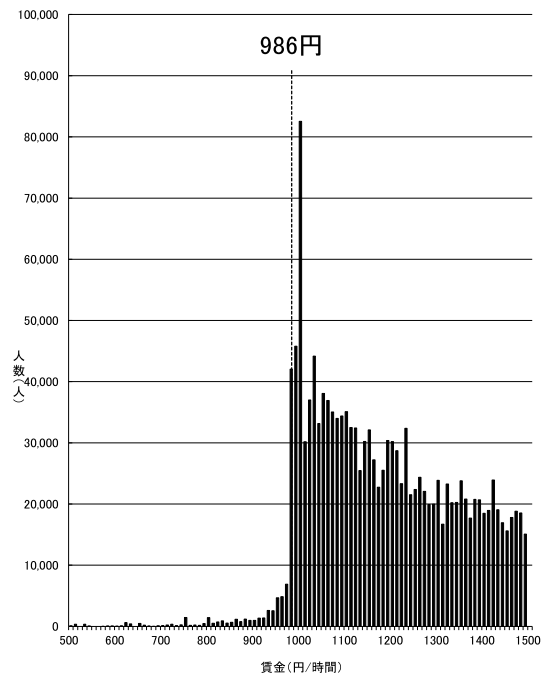
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)



愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

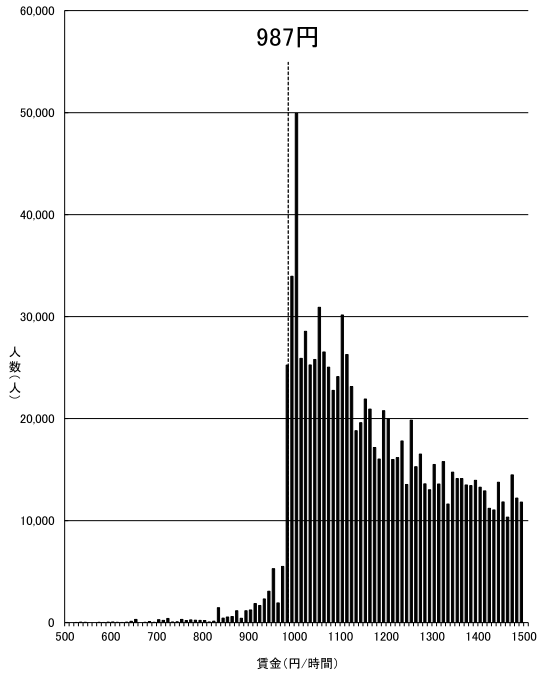
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

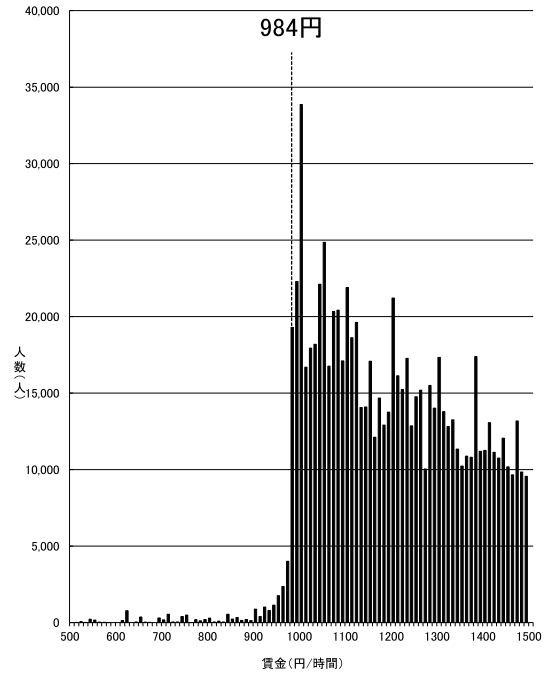


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

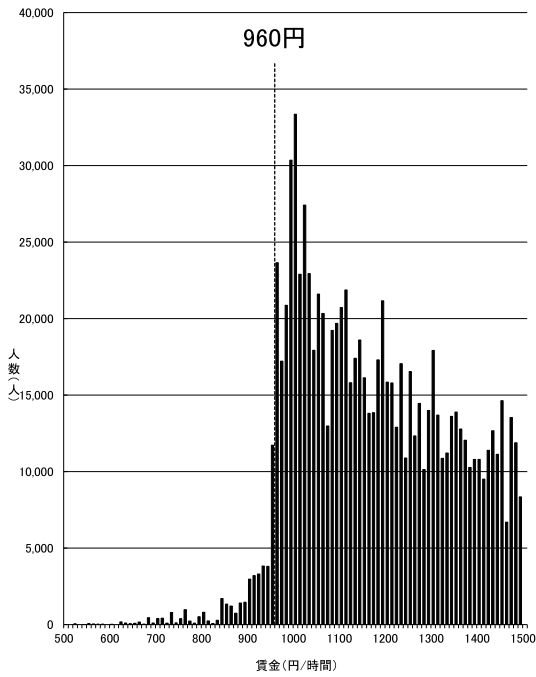


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

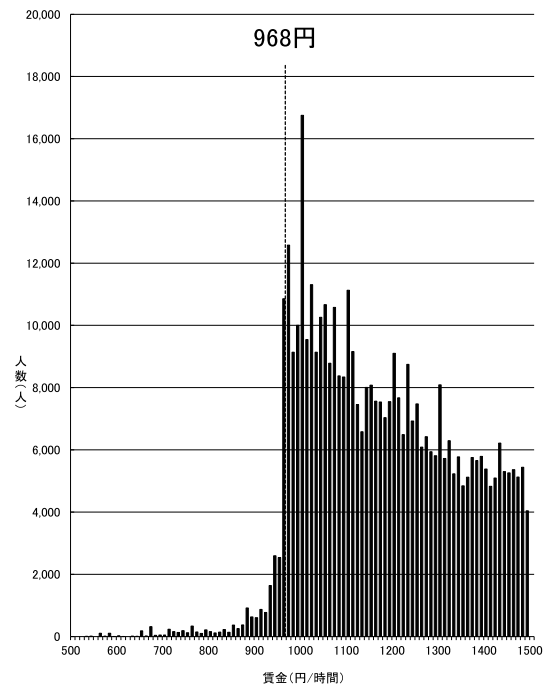


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

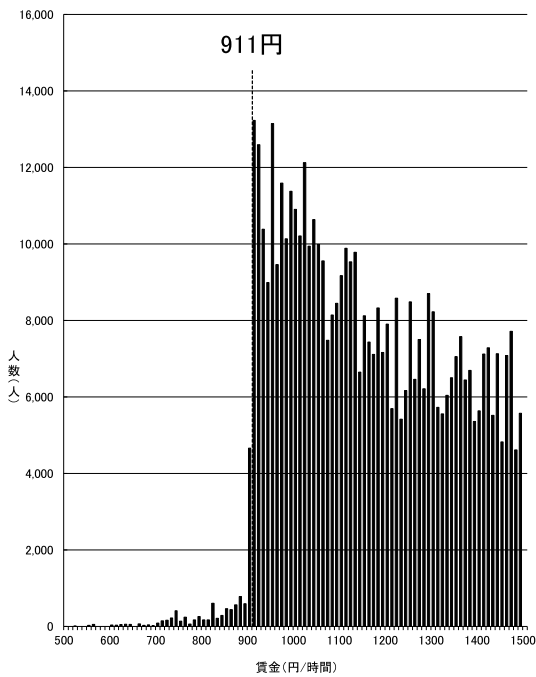


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

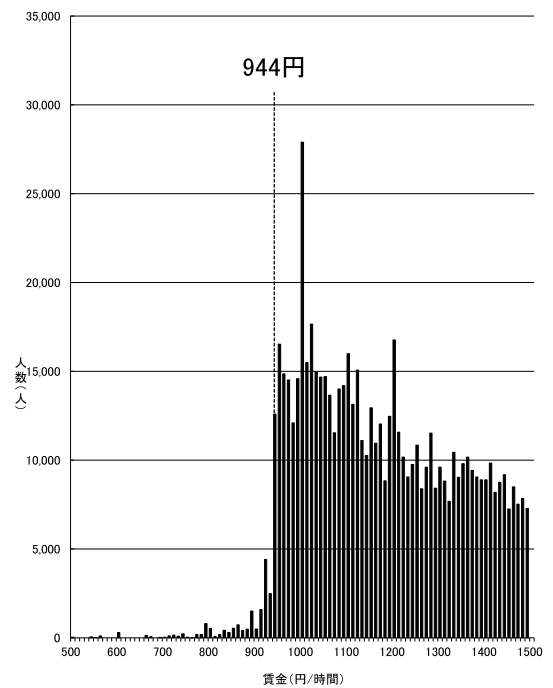


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

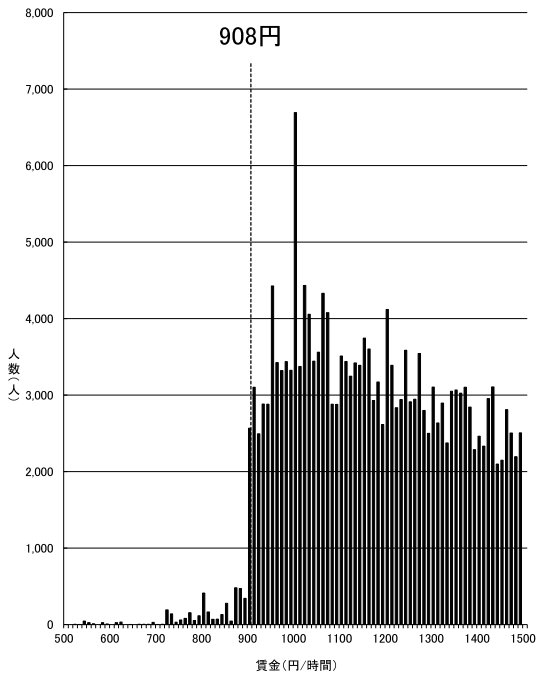


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

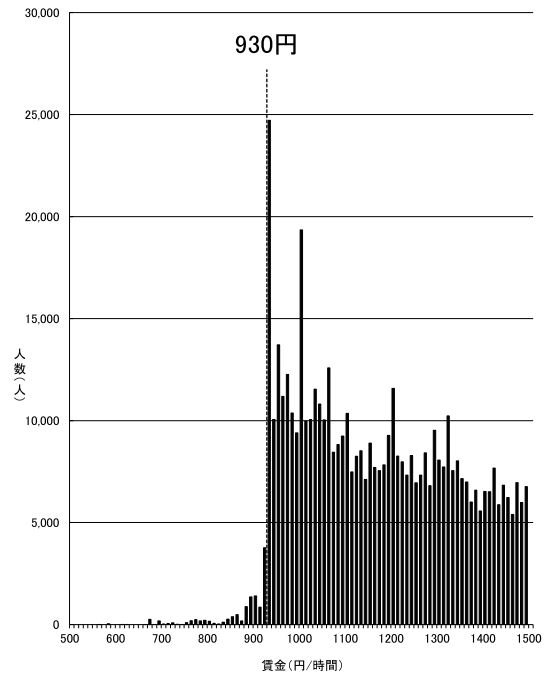


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

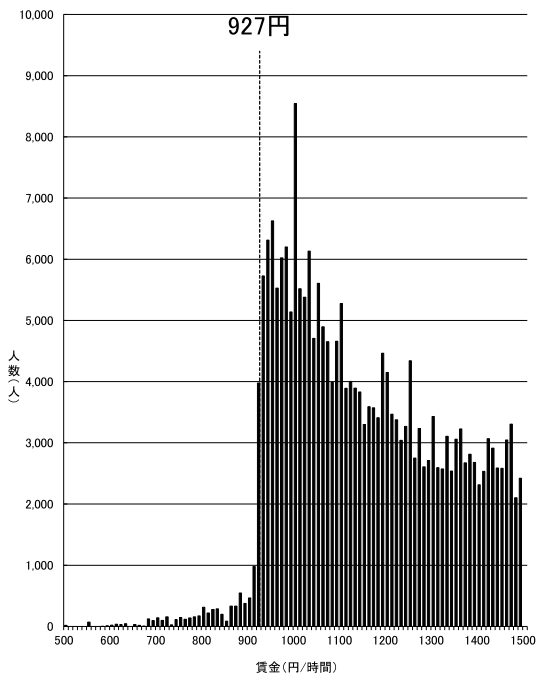


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

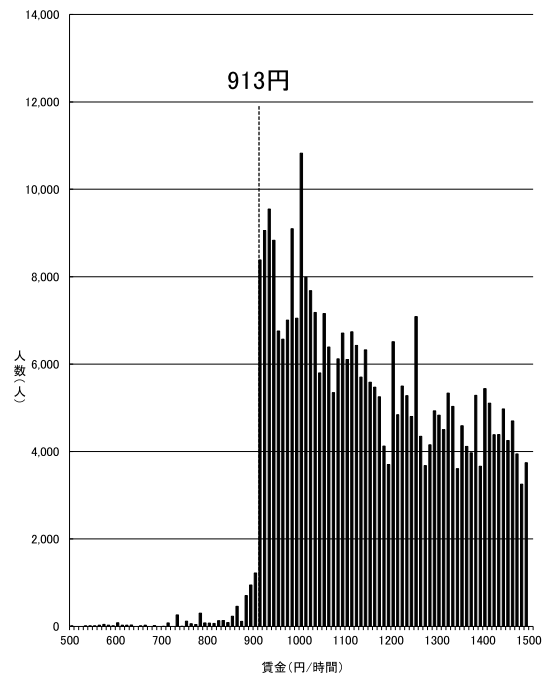


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

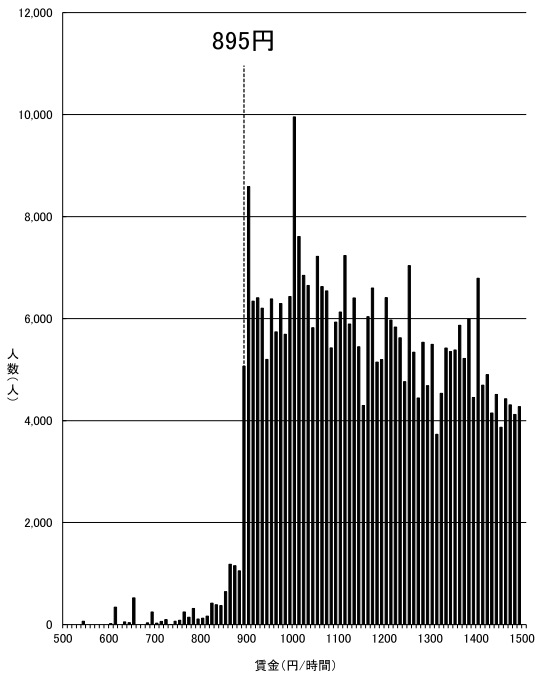


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

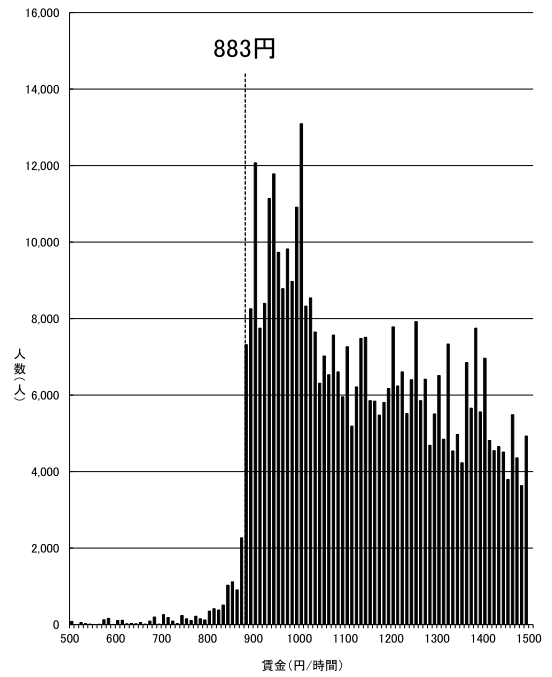


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

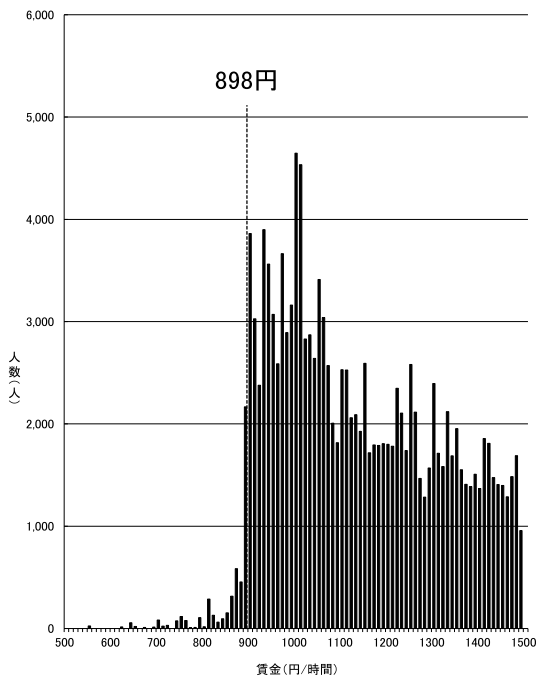


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

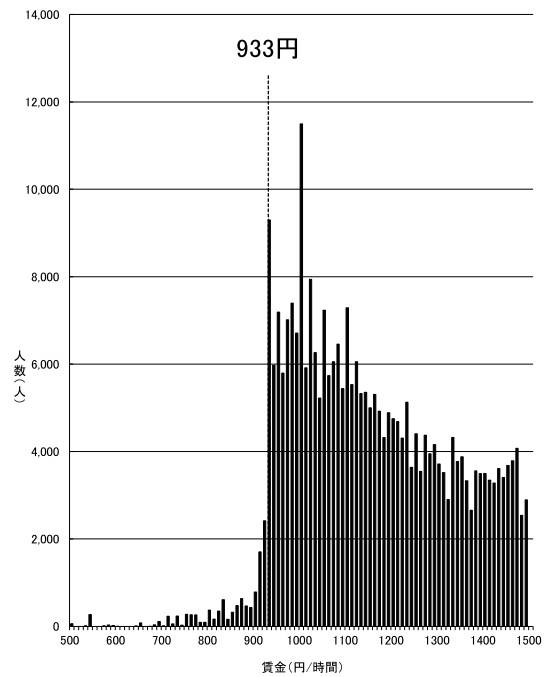


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

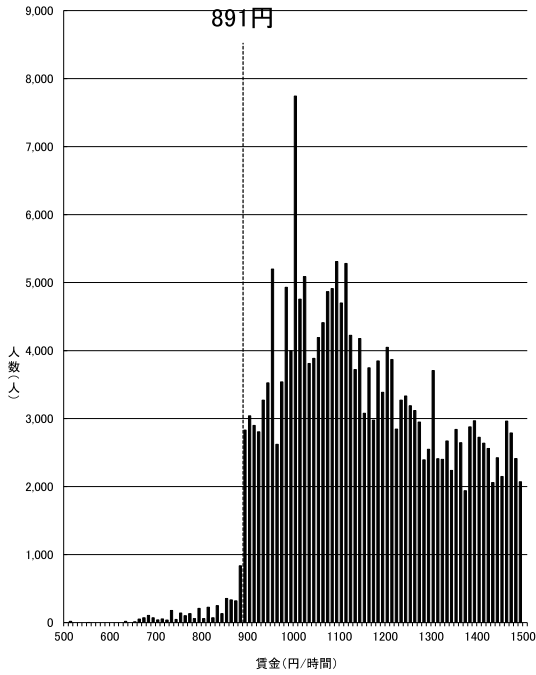


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(B)

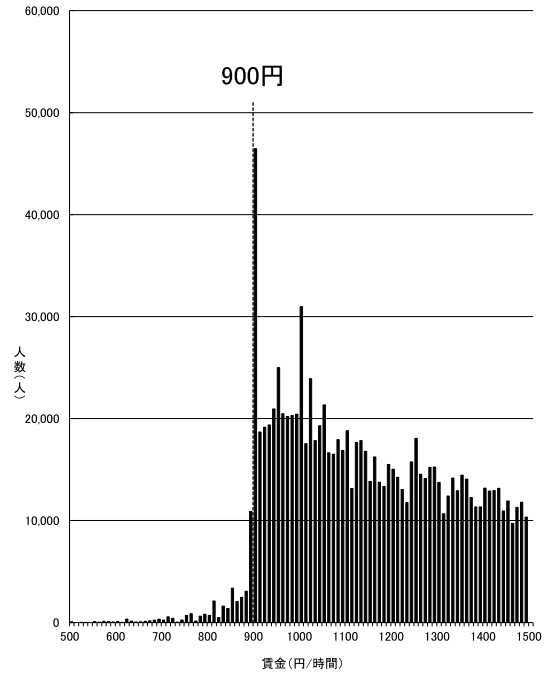


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

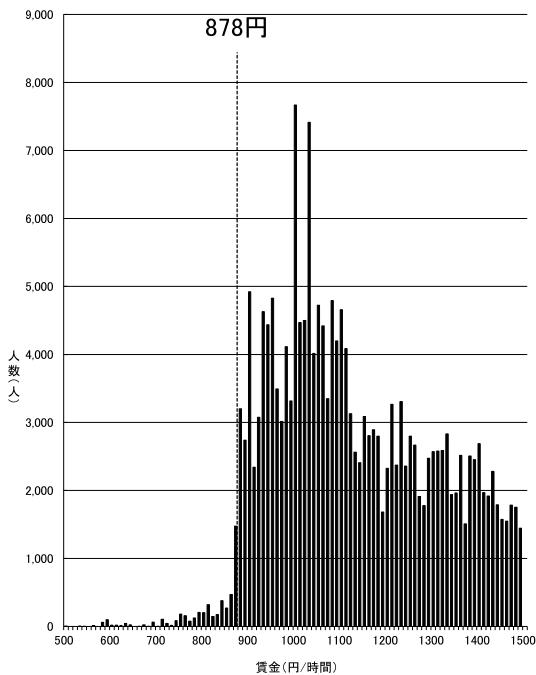


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

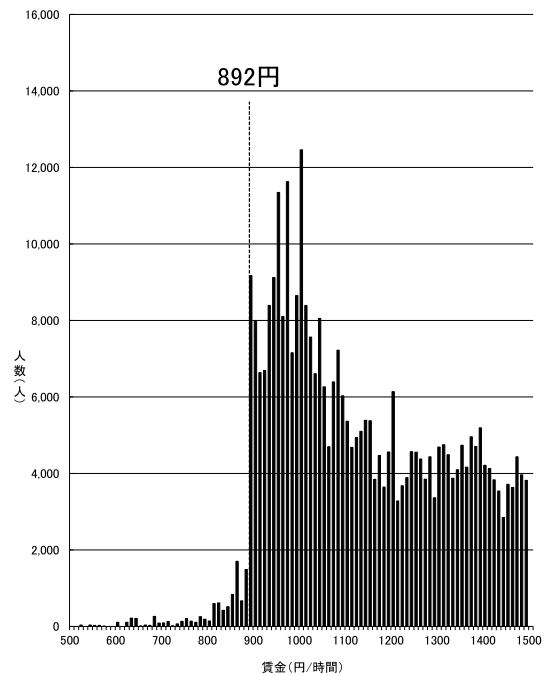


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

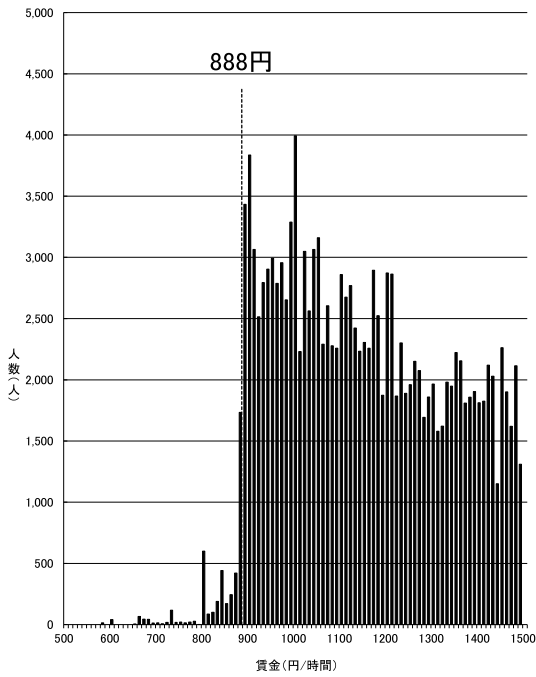


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

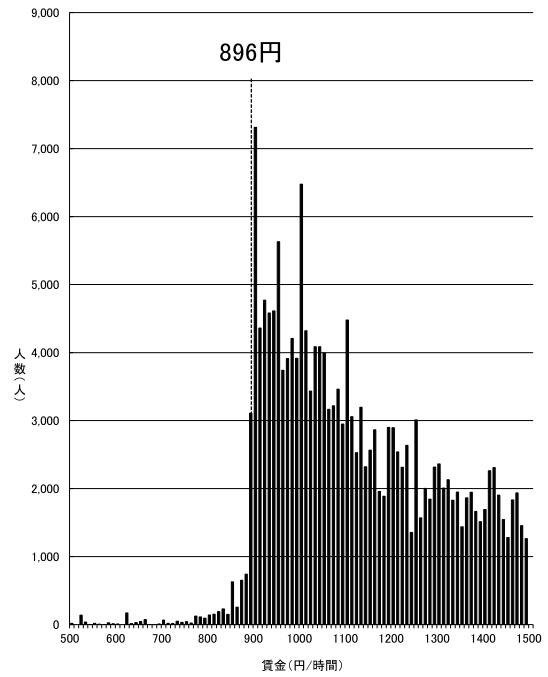


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

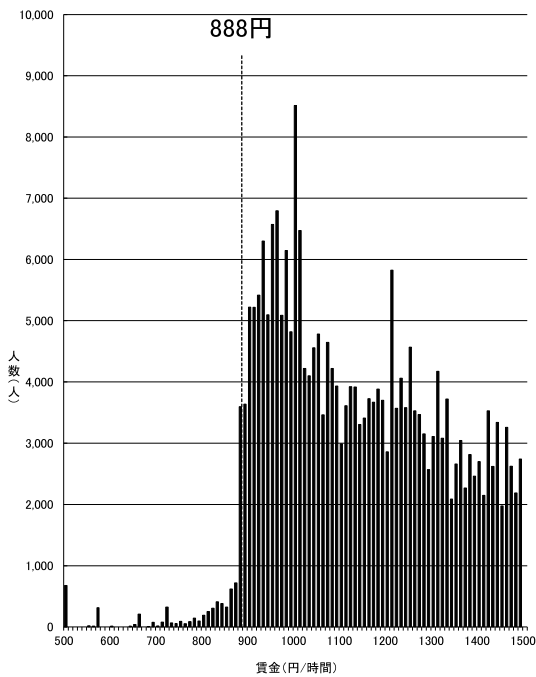


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

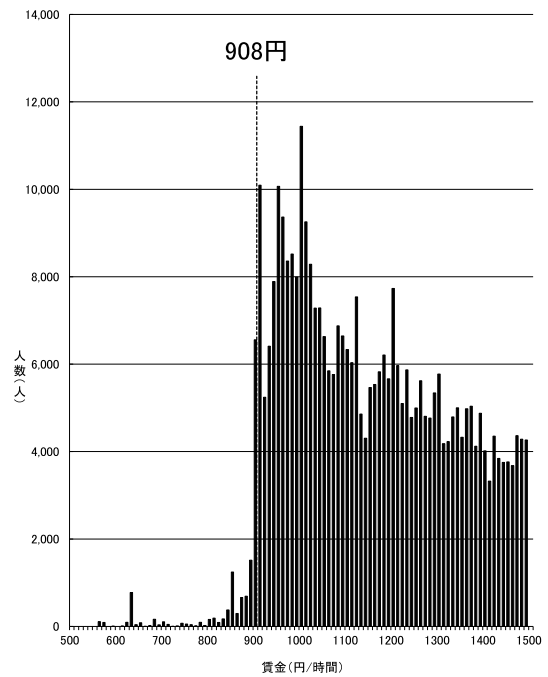


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

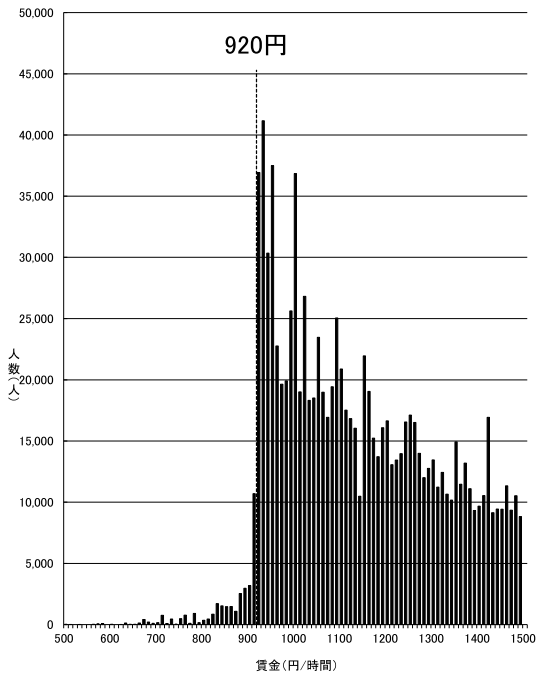


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

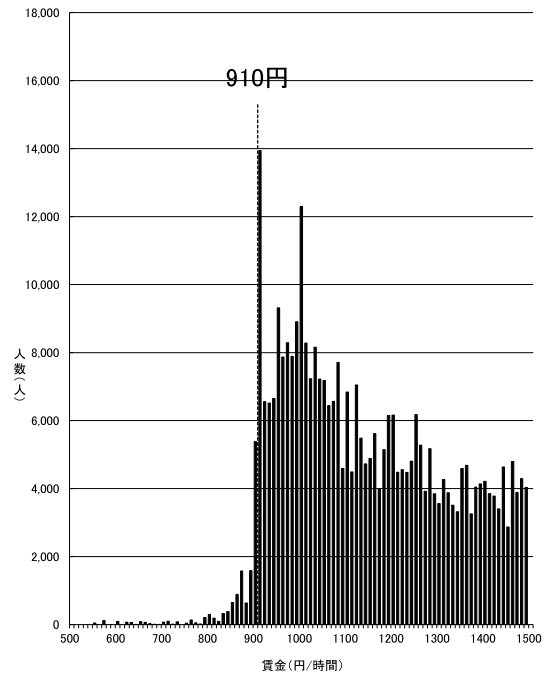


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

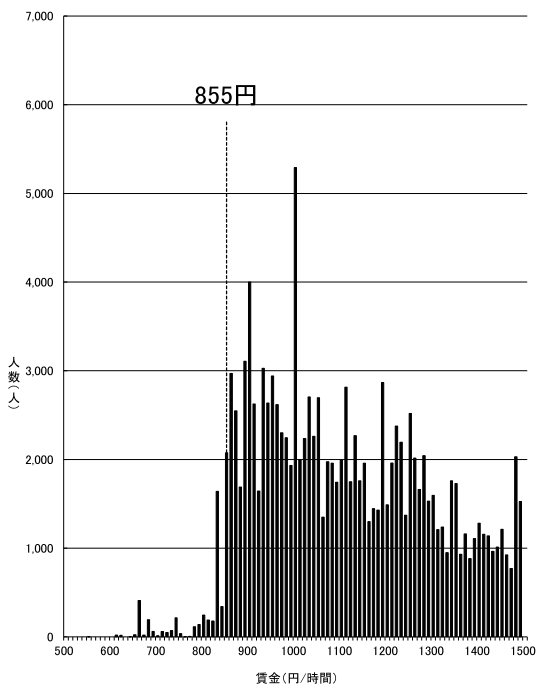


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

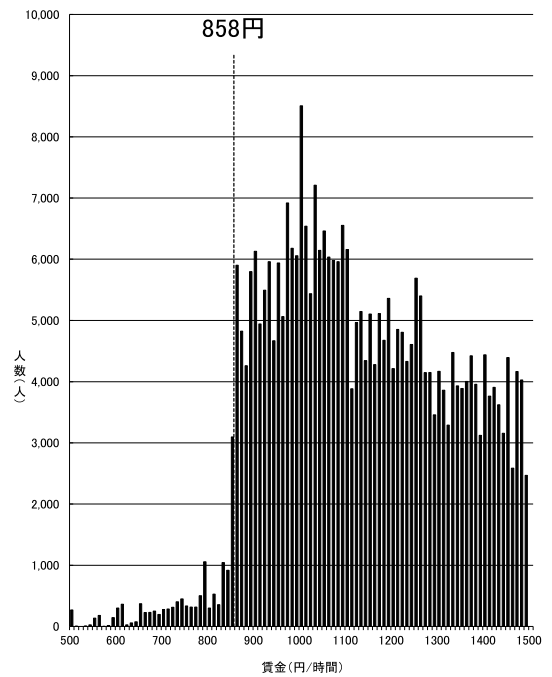


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

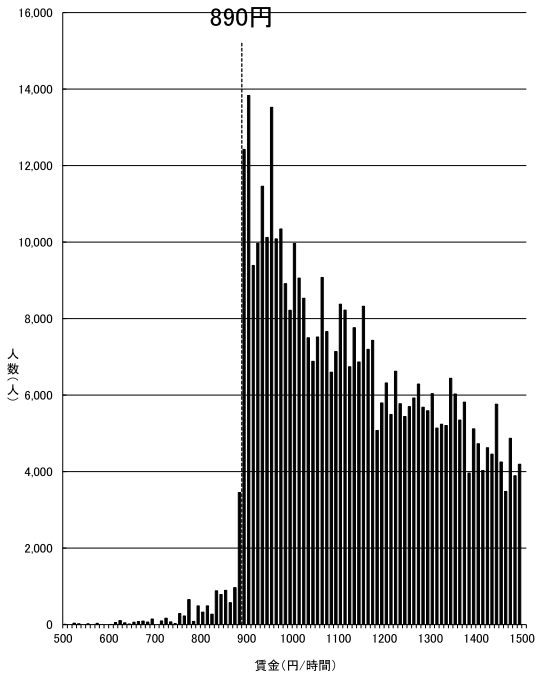


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

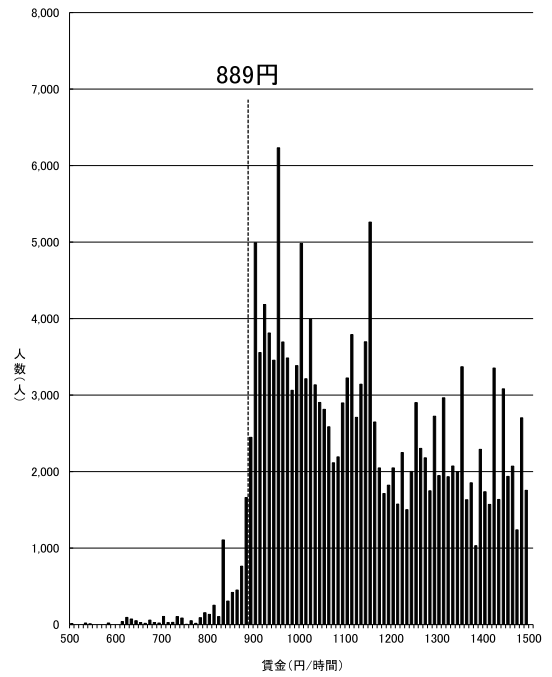


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(B)

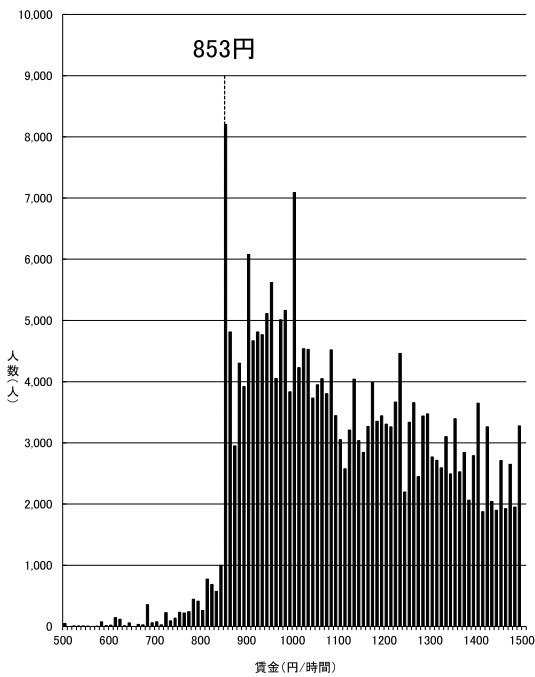


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(B)

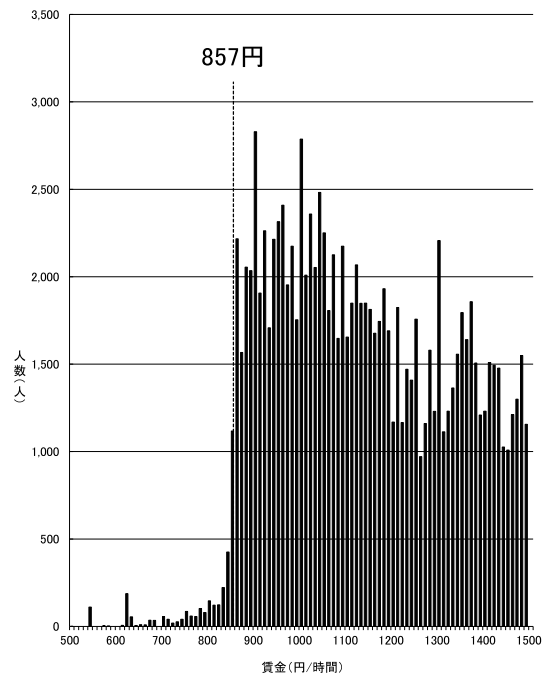


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(B)

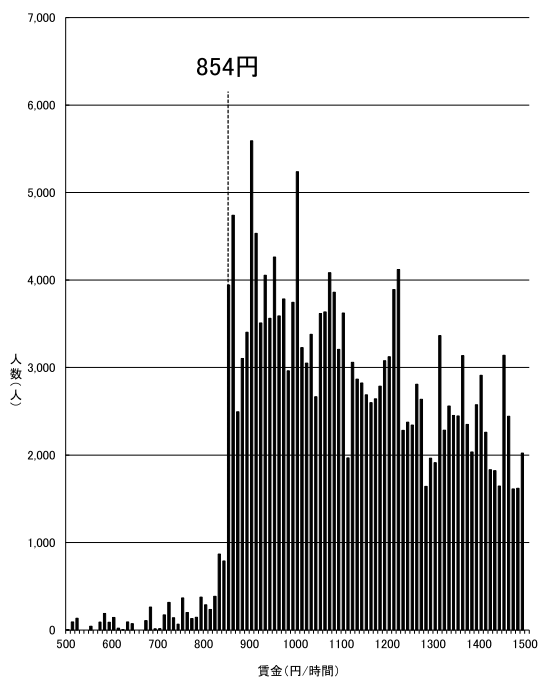


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

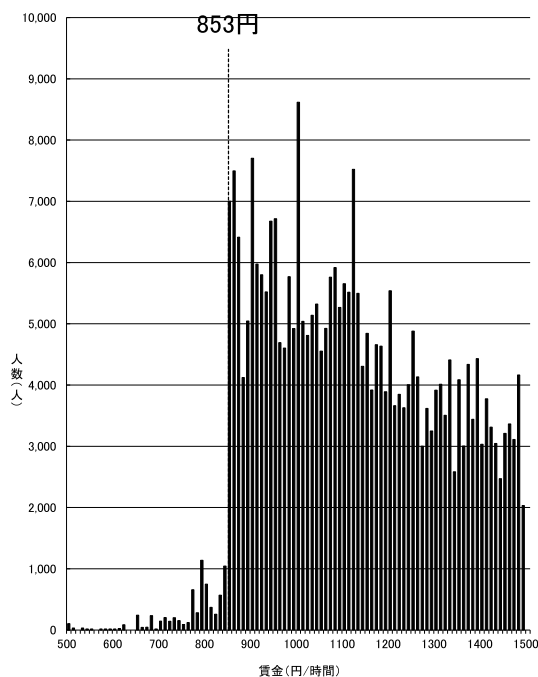


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

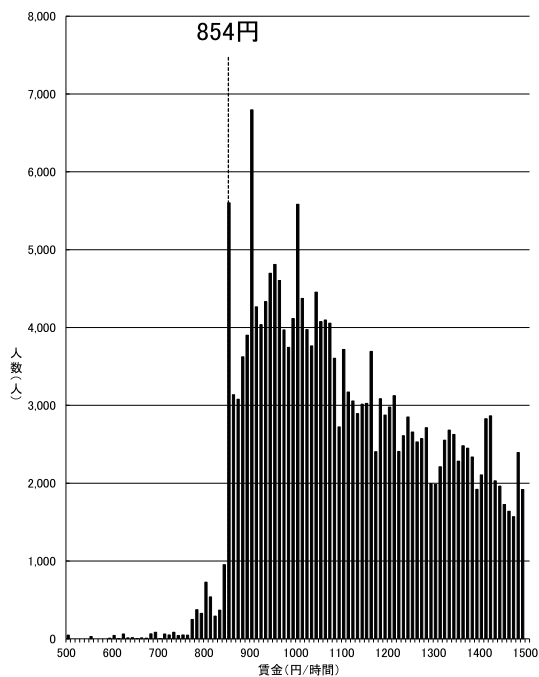


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

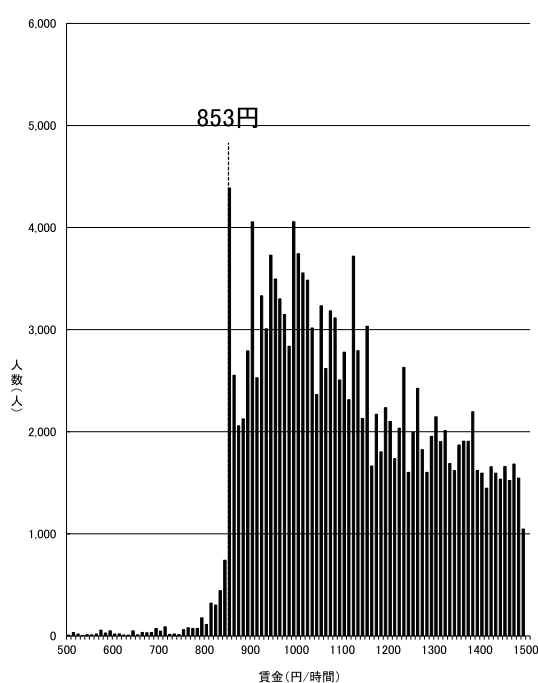


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

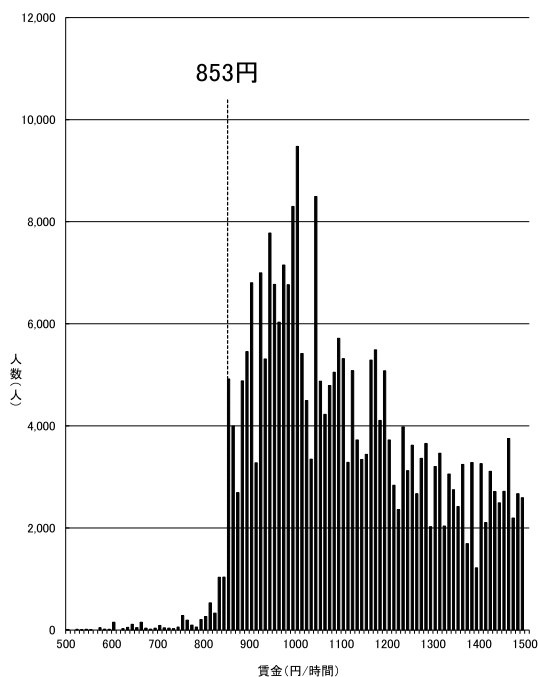


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

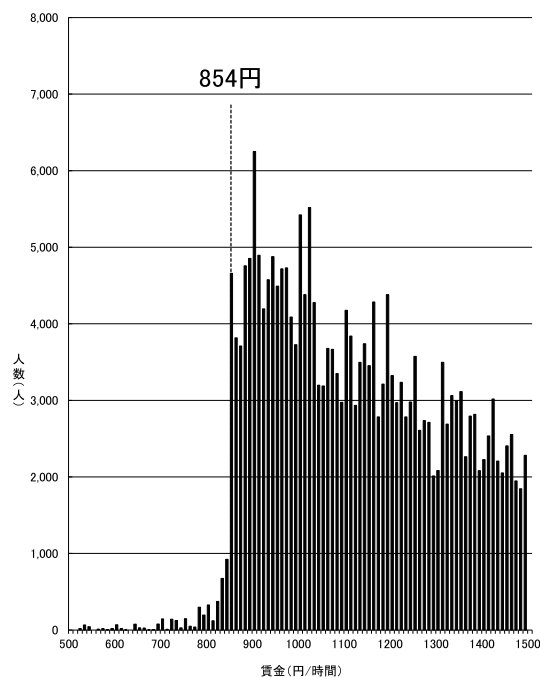


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

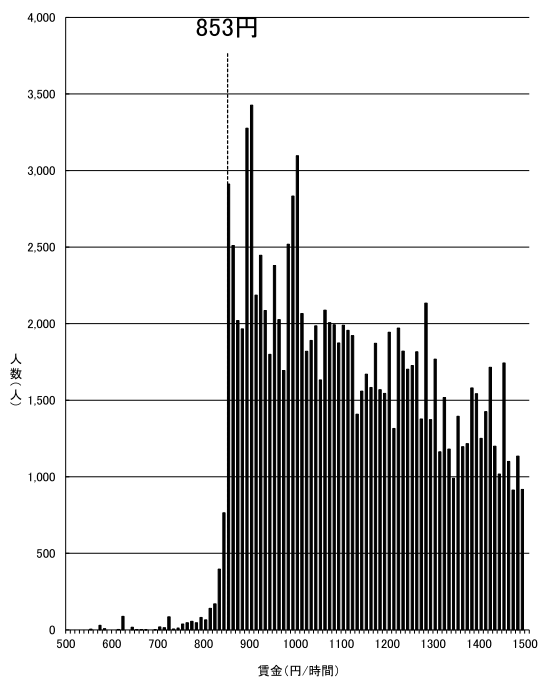


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

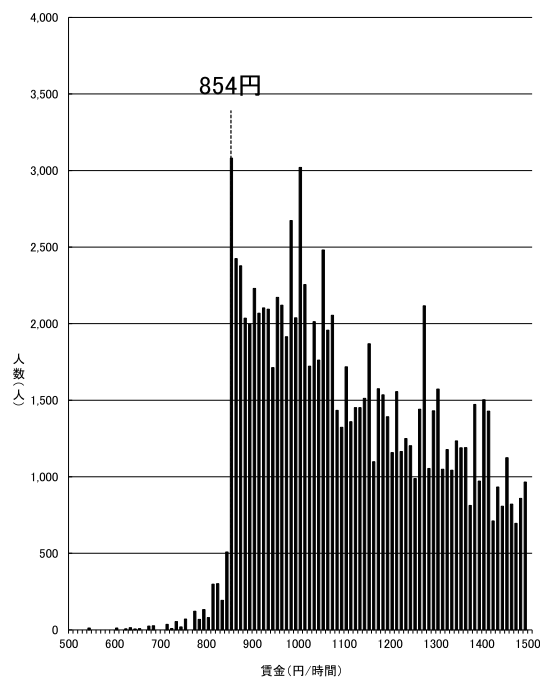


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

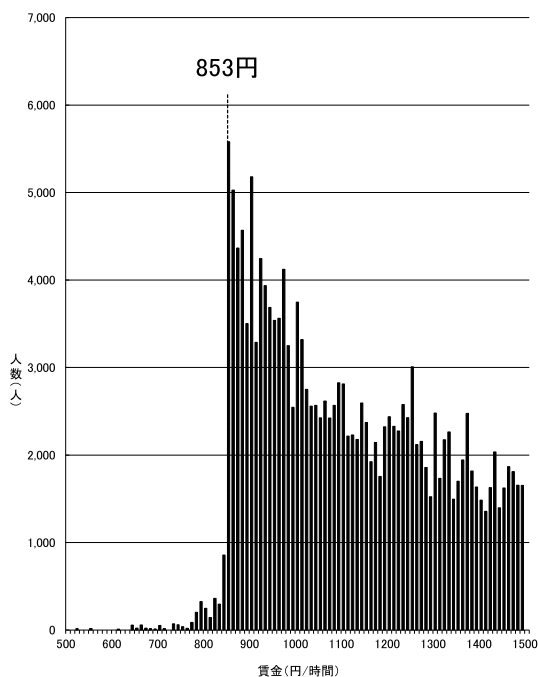


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

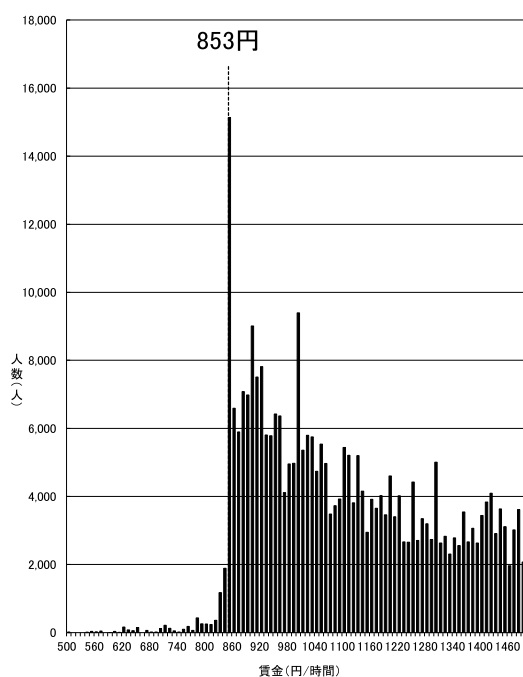


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

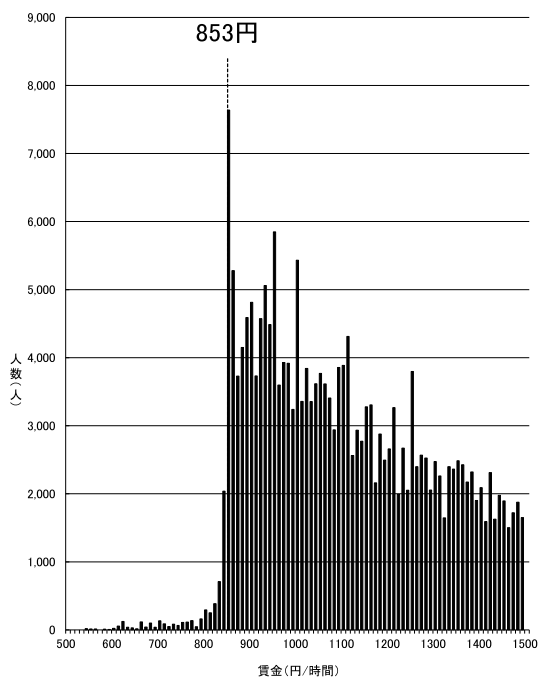


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

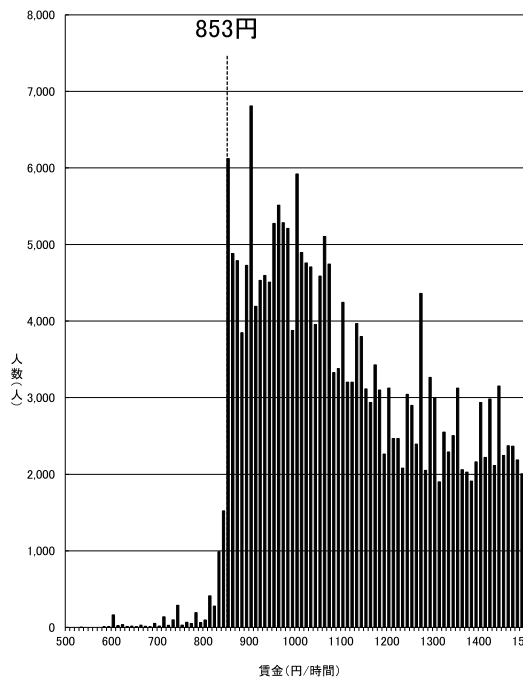


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

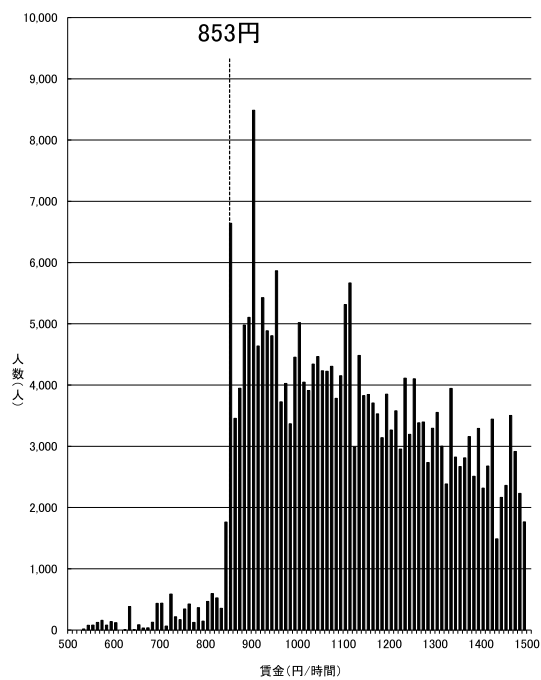


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)

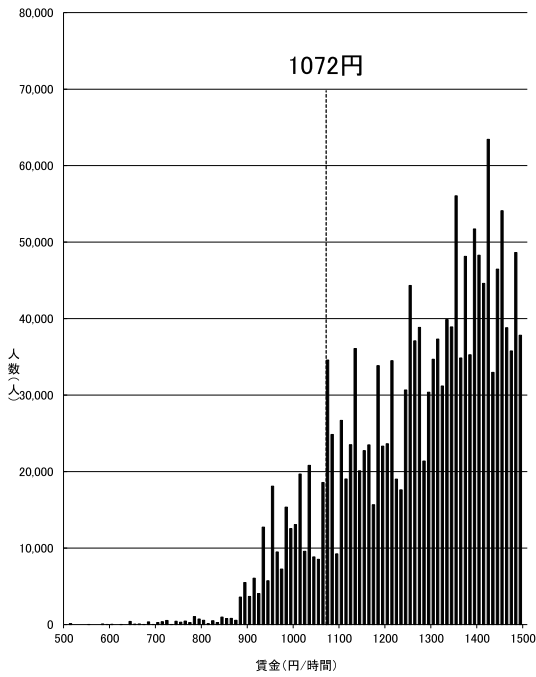


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

東京(A)

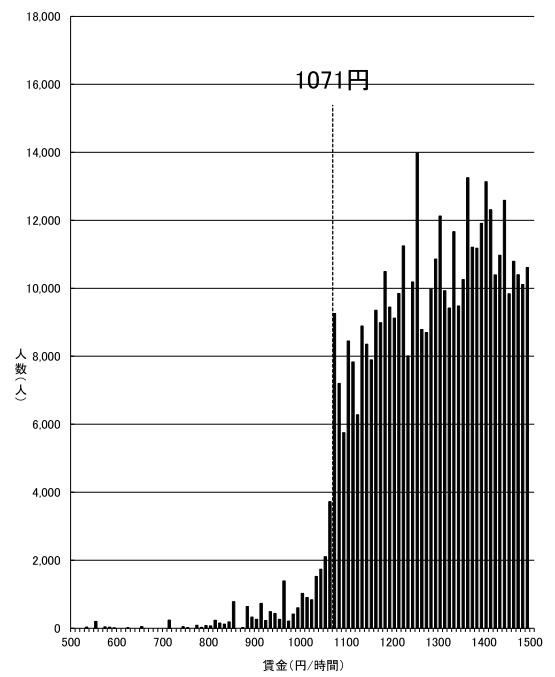


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

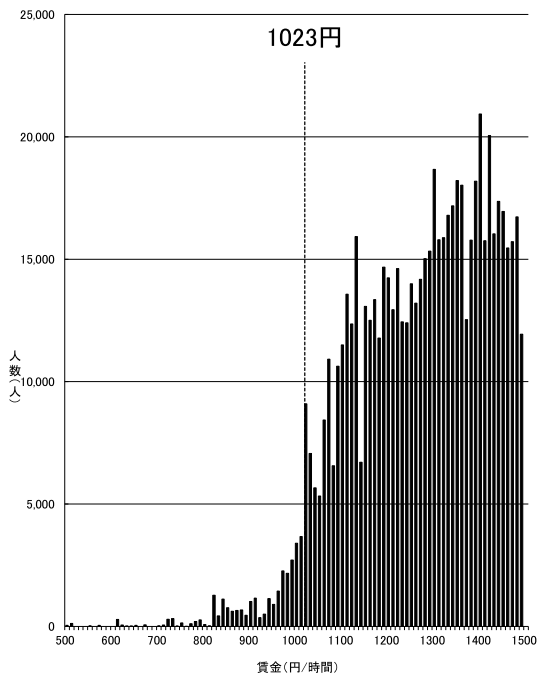


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

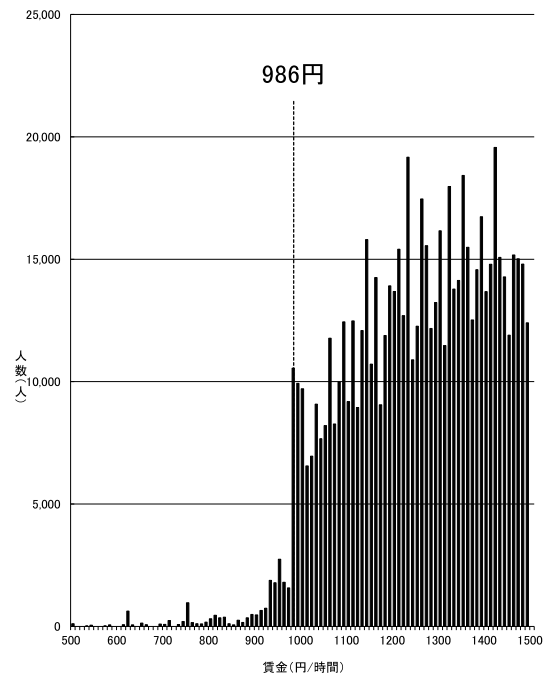


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

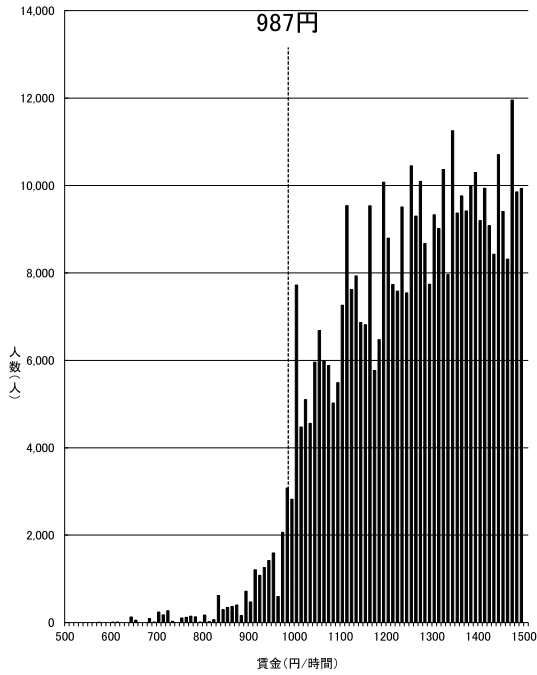


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)

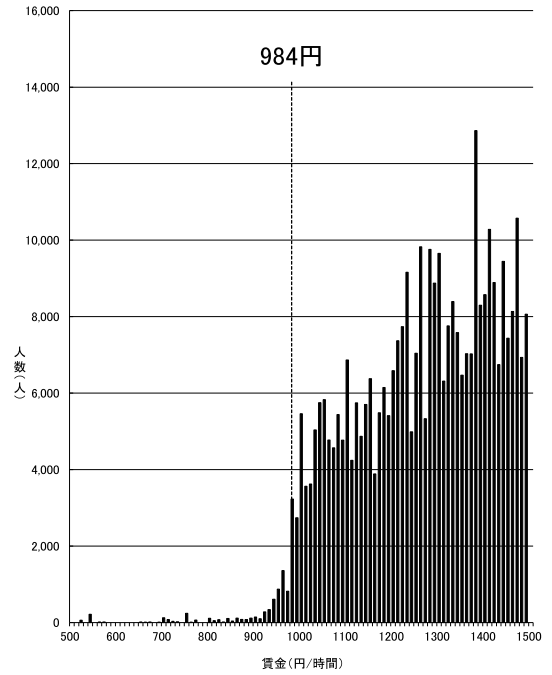


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)

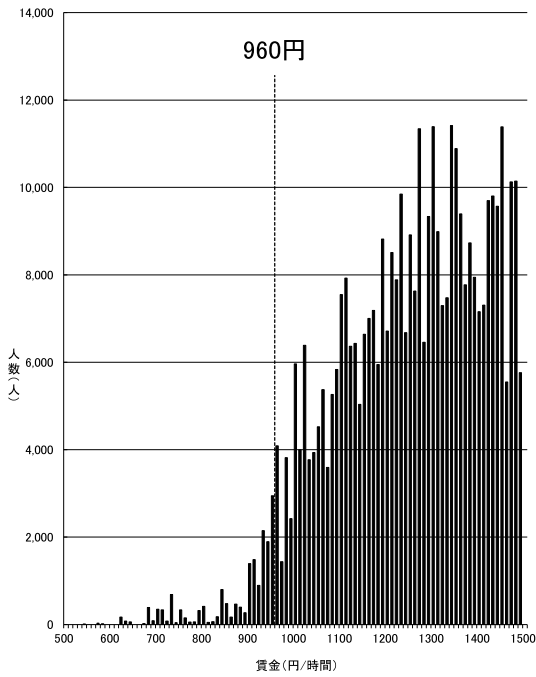


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)

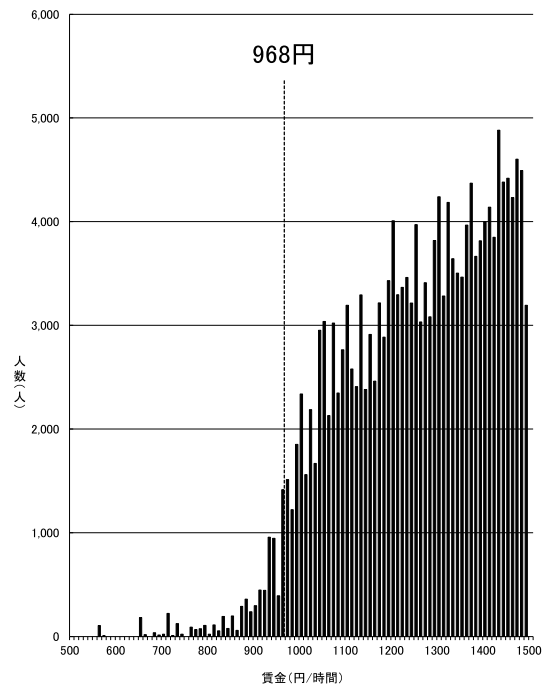


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

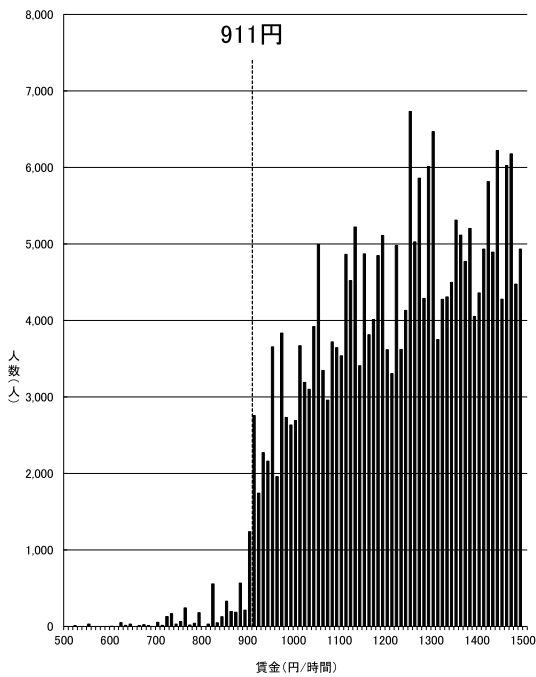


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

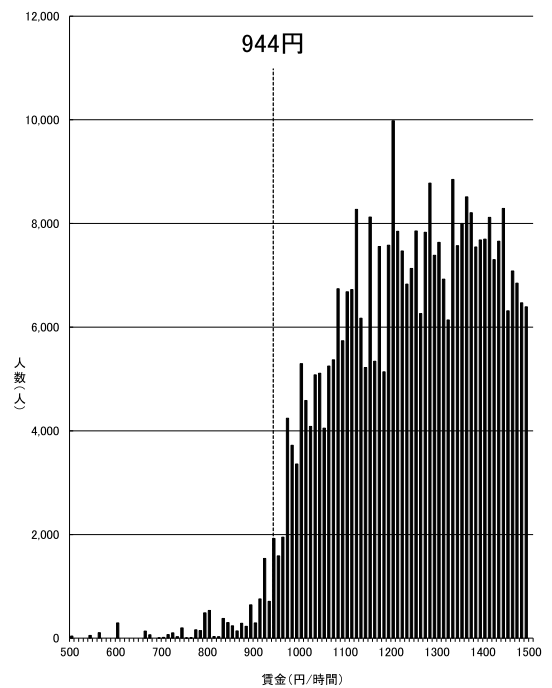


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)

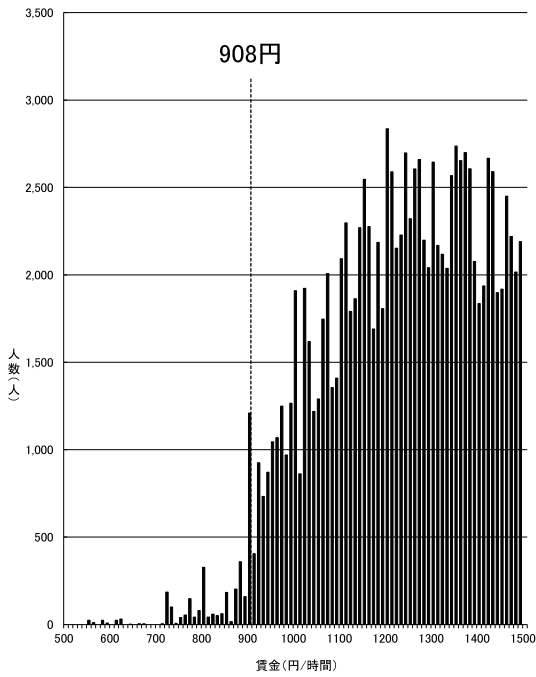


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

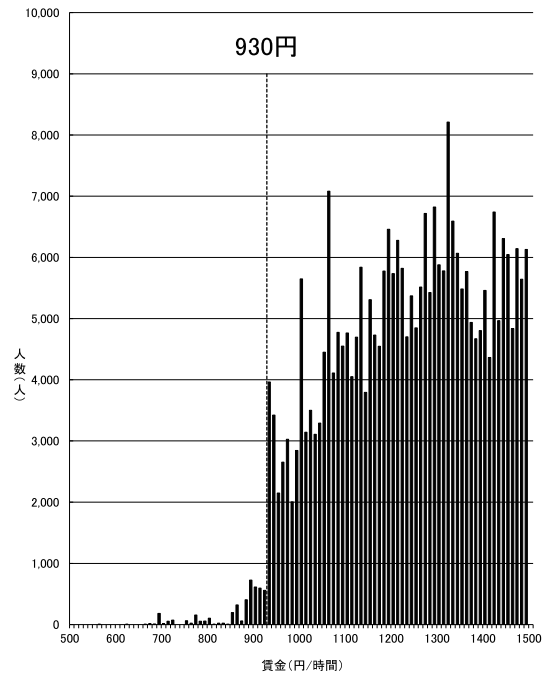


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

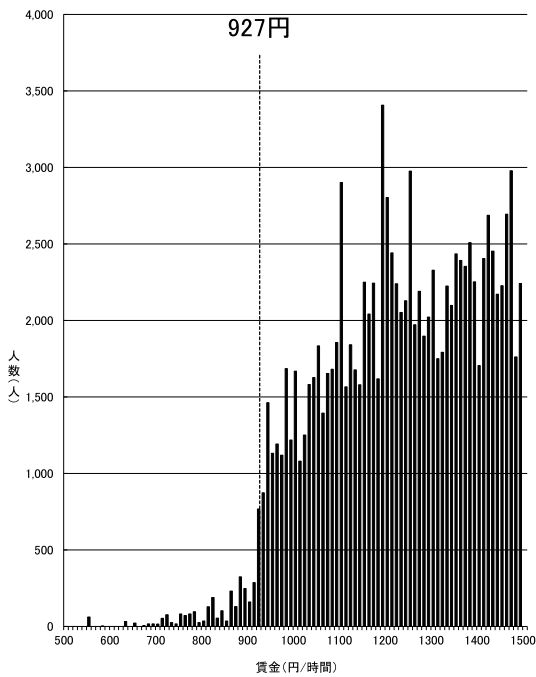


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

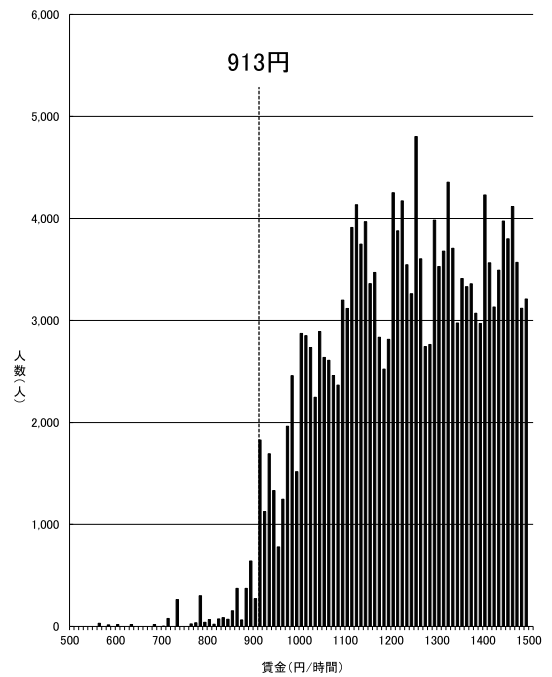


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

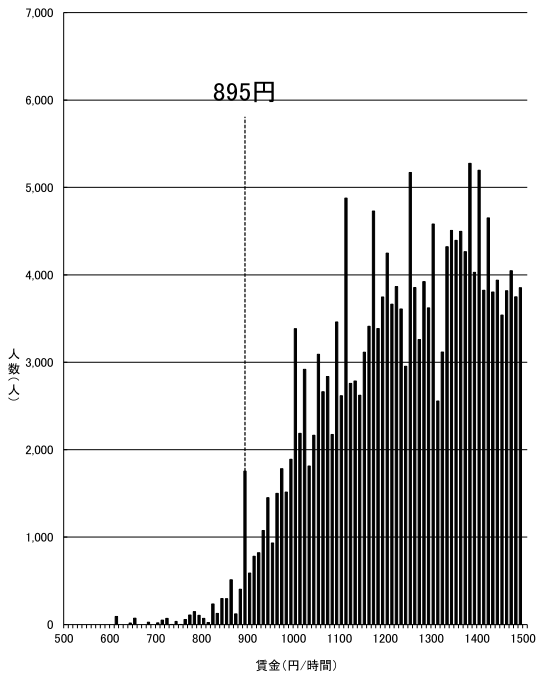


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

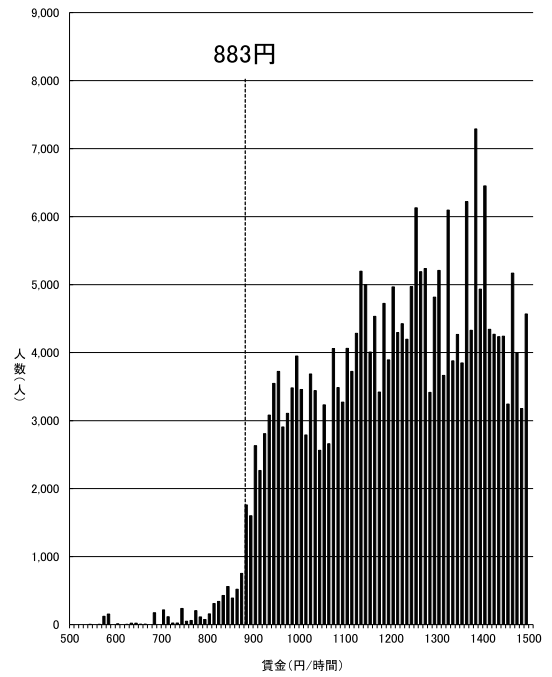


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

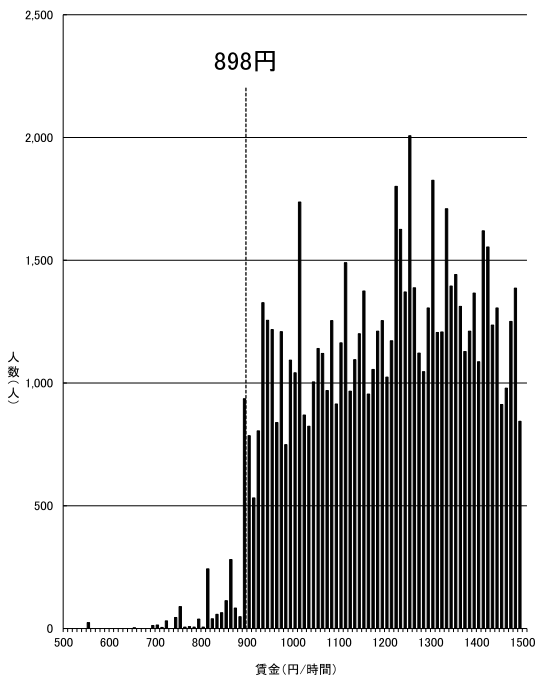


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

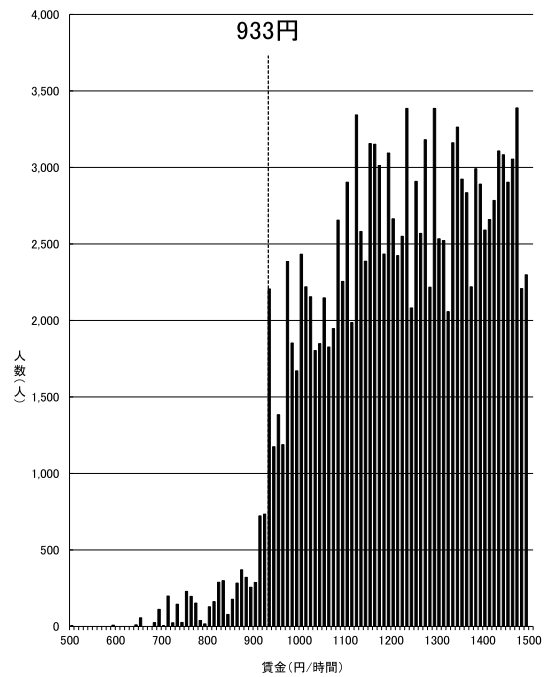


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

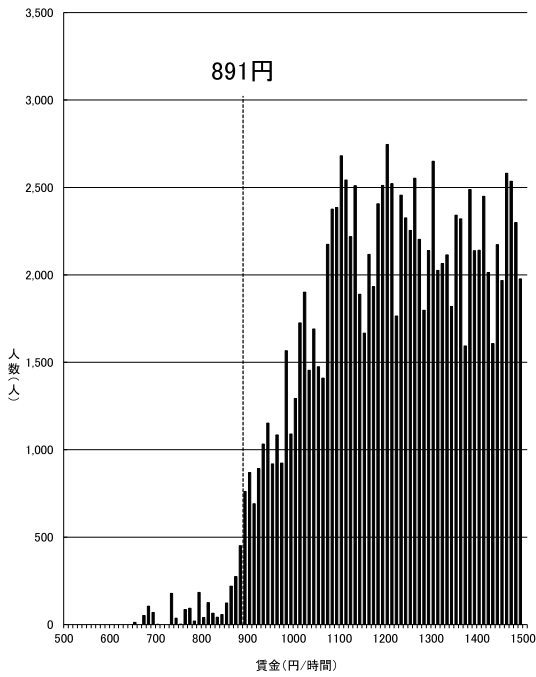


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(B)

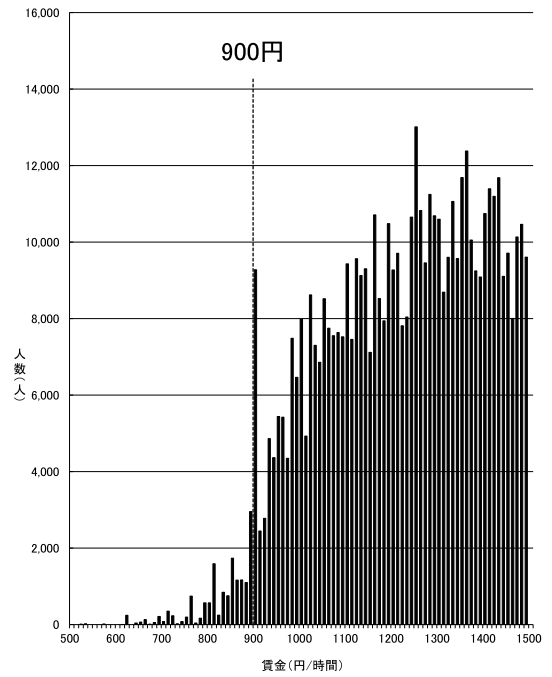


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(B)

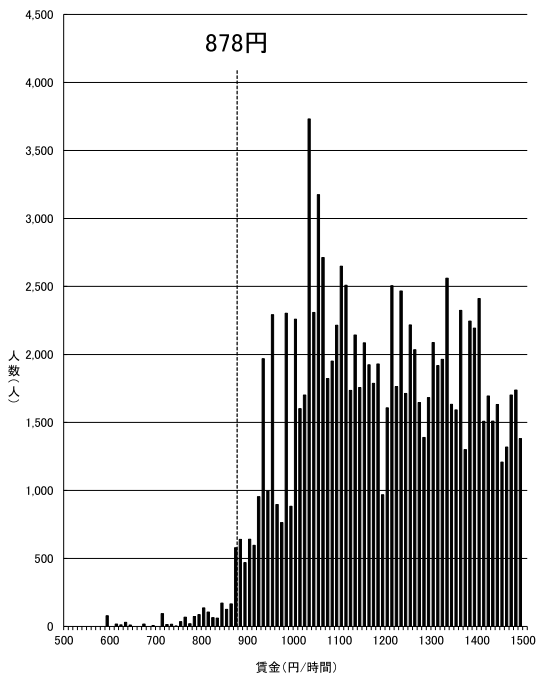


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(B)

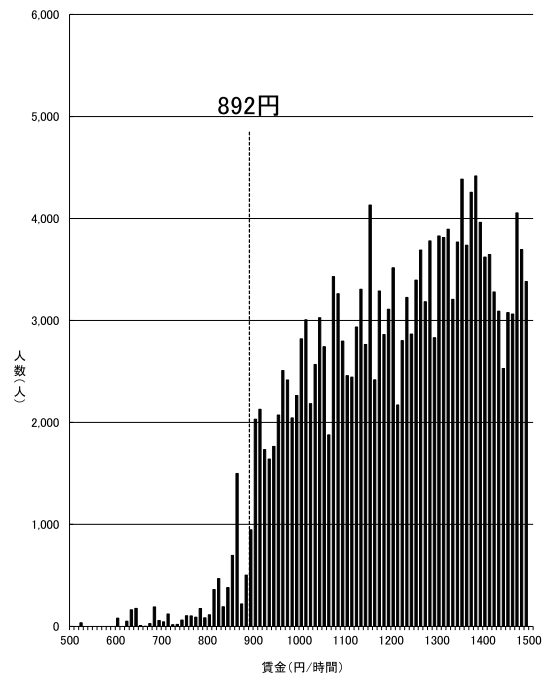


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(B)

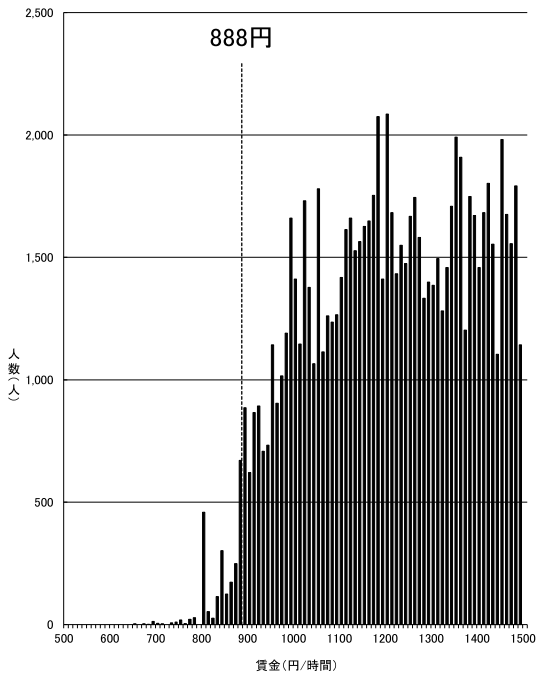


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(B)

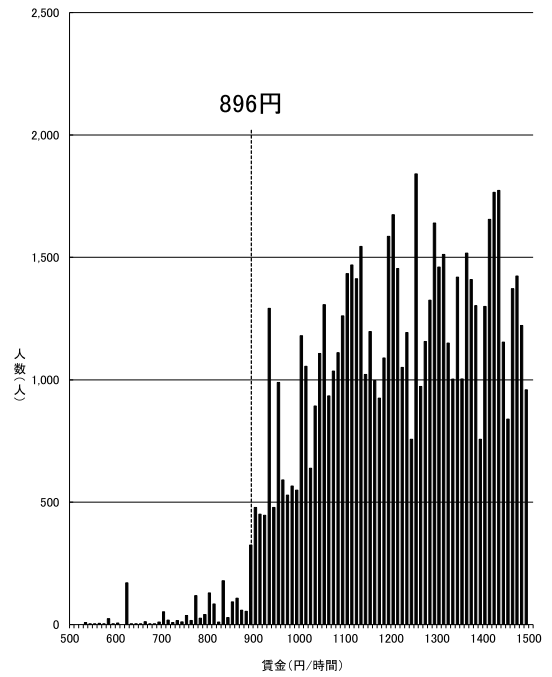


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(B)

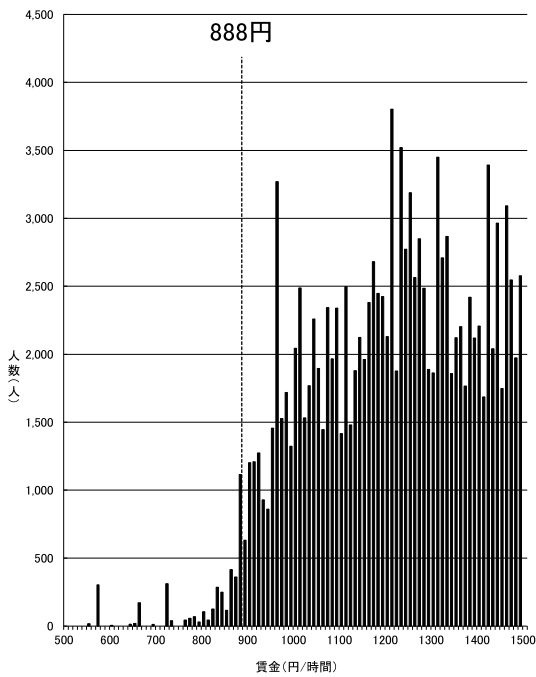


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(B)

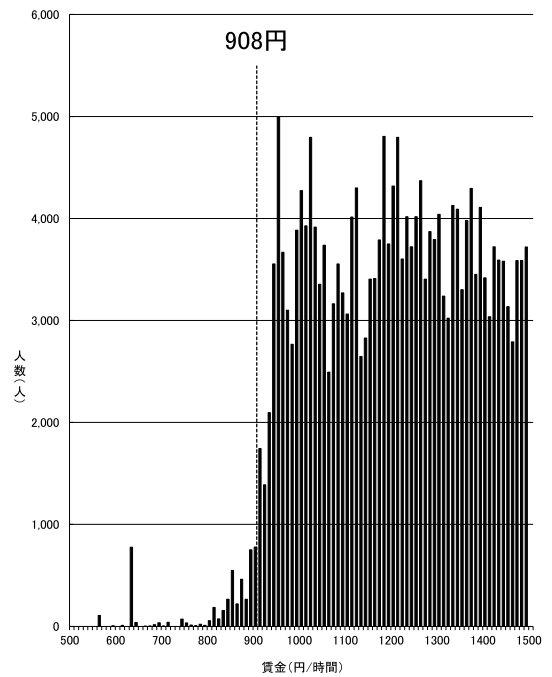


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

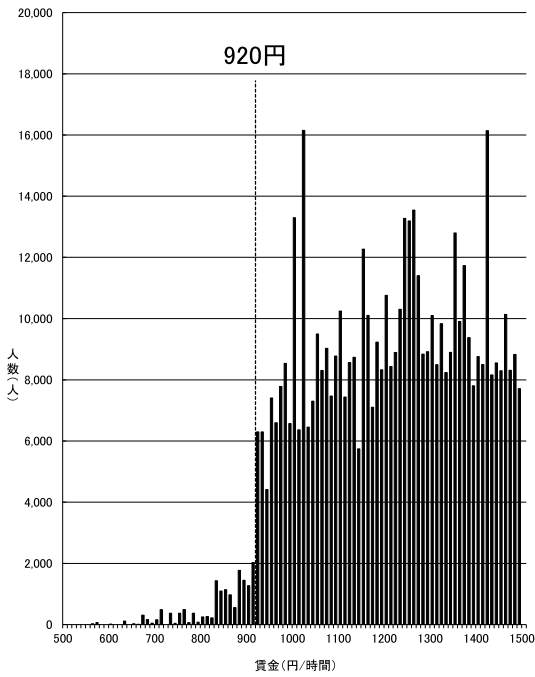


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(B)

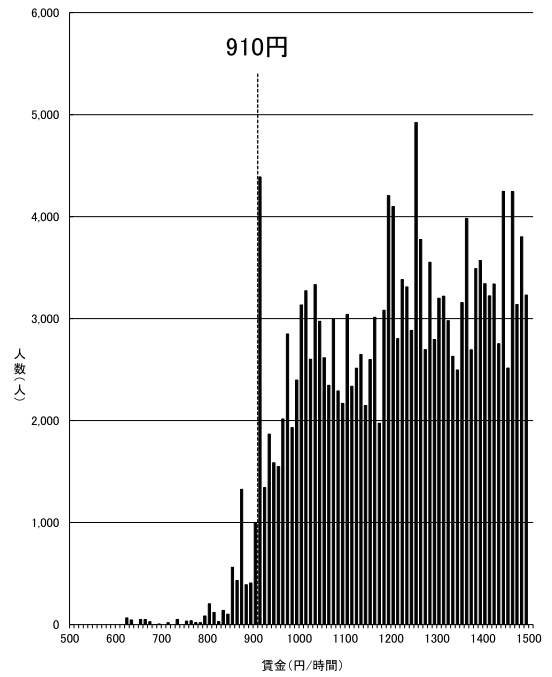


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(B)

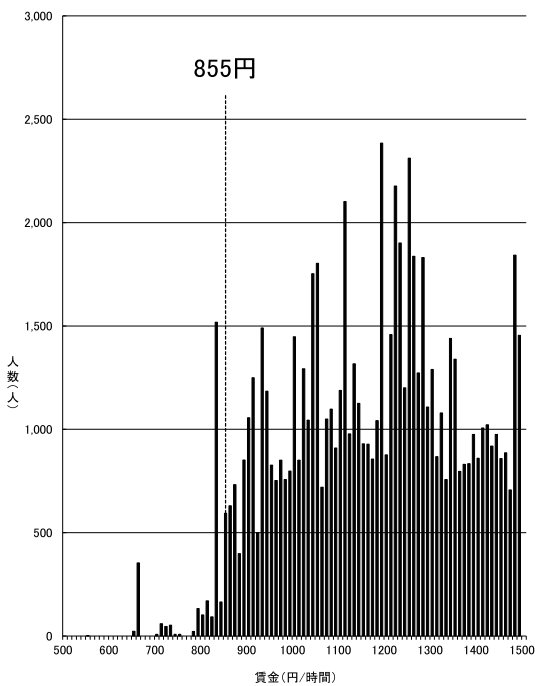


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(B)

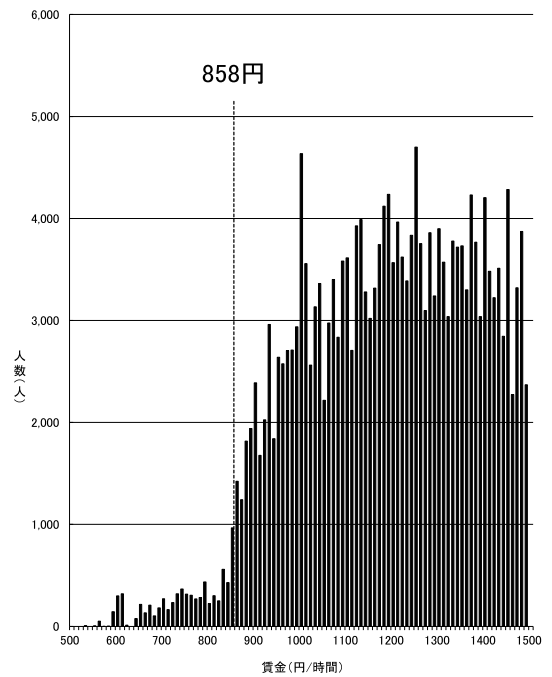


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(B)

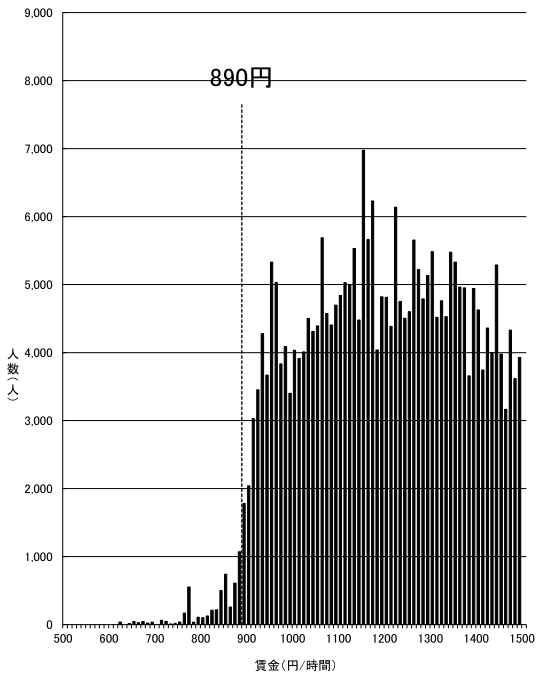


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(B)

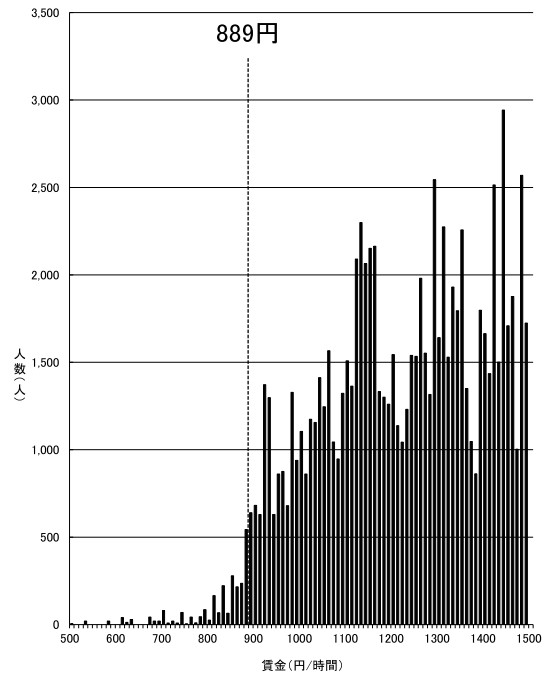


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(B)

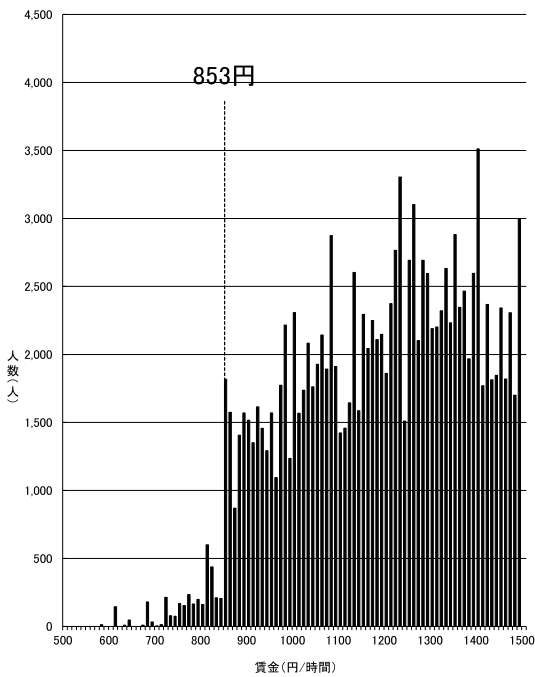


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(B)

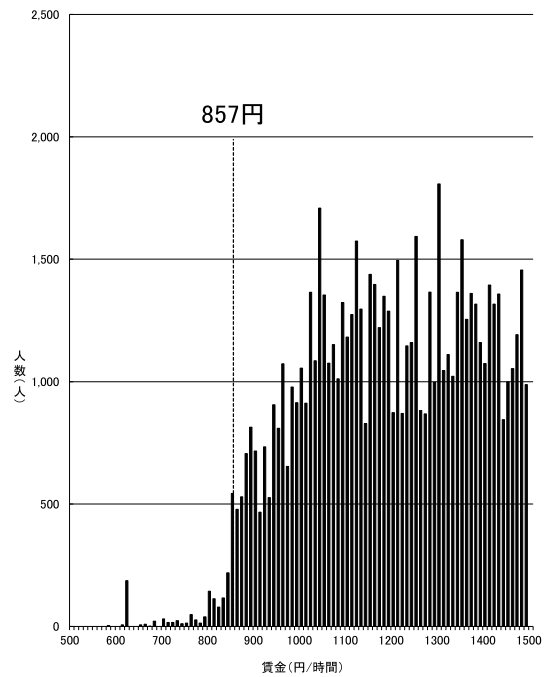


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(B)

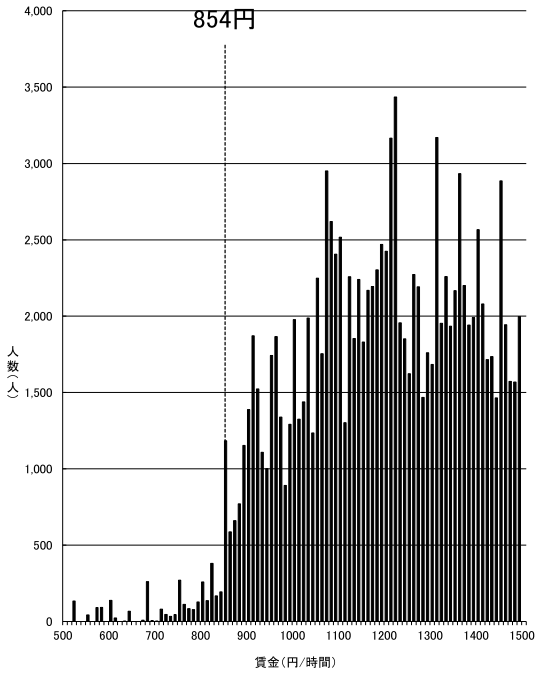


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(C)

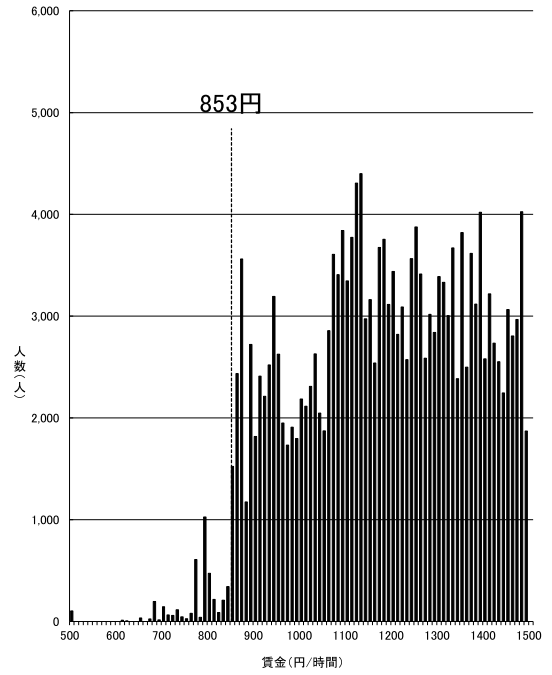


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

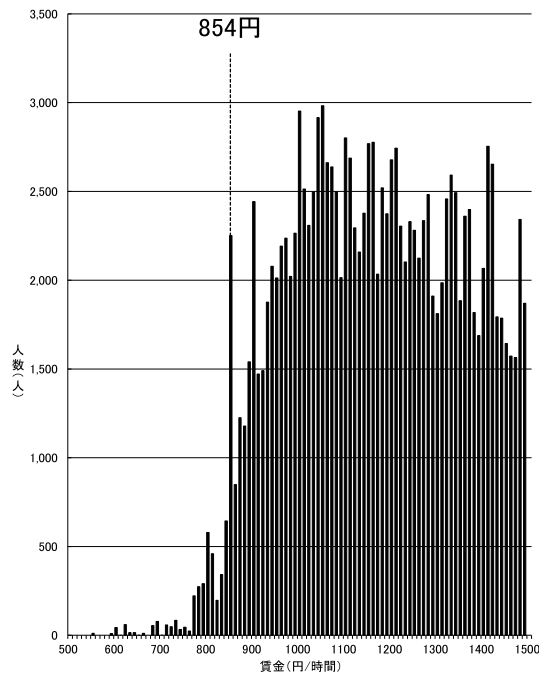


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

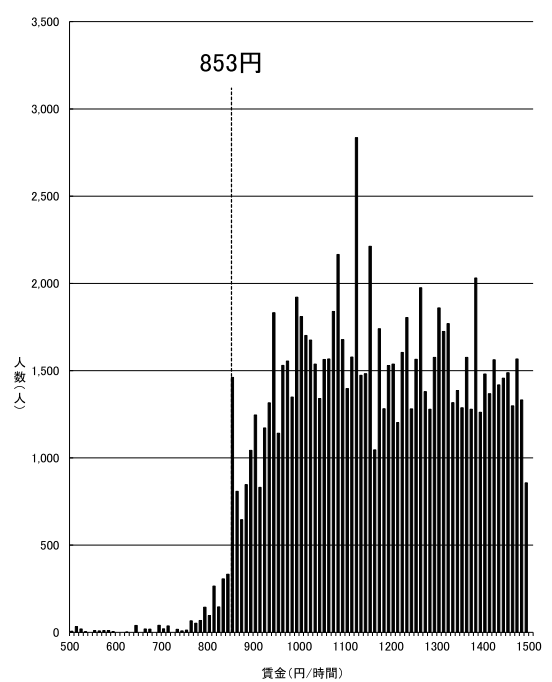


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

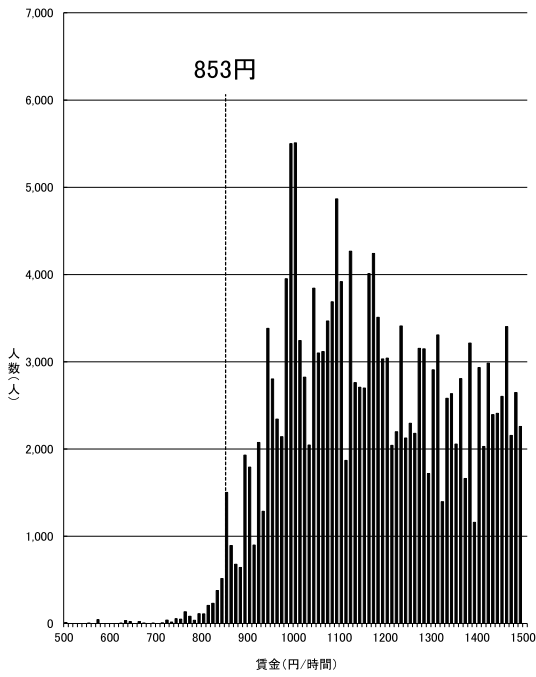


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

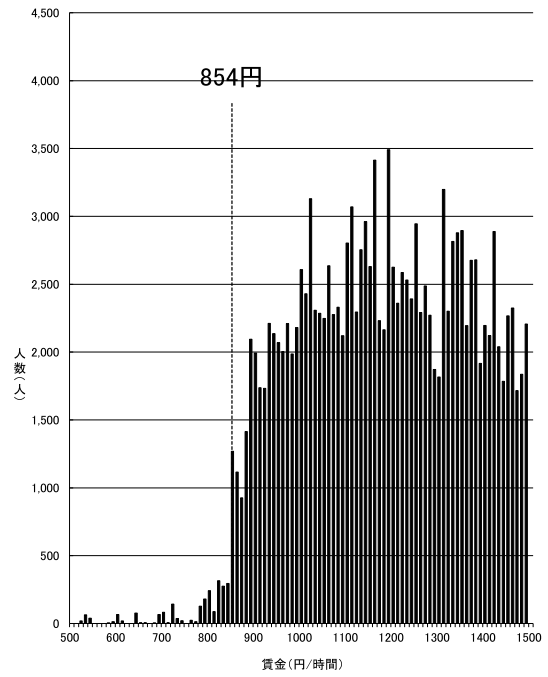


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

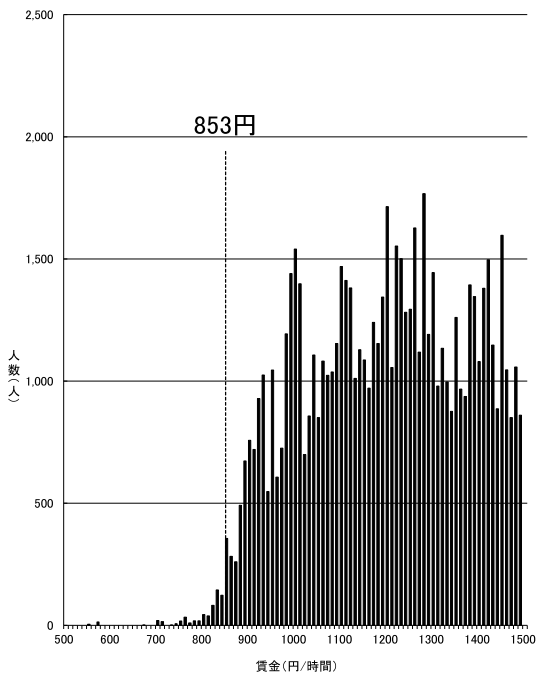


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

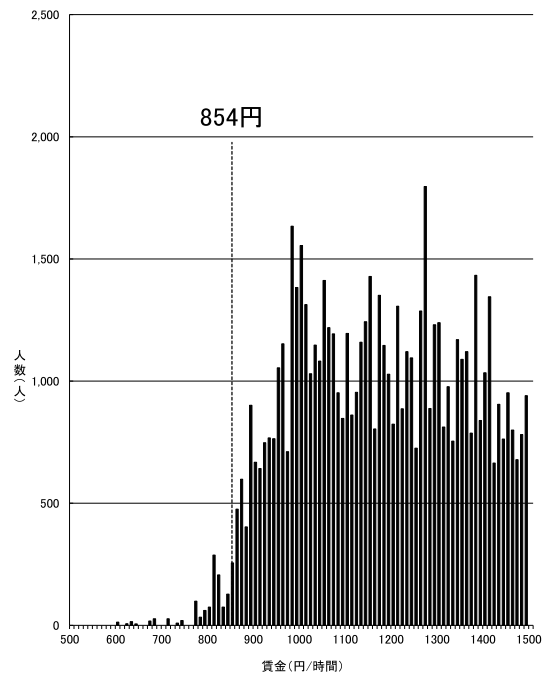


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

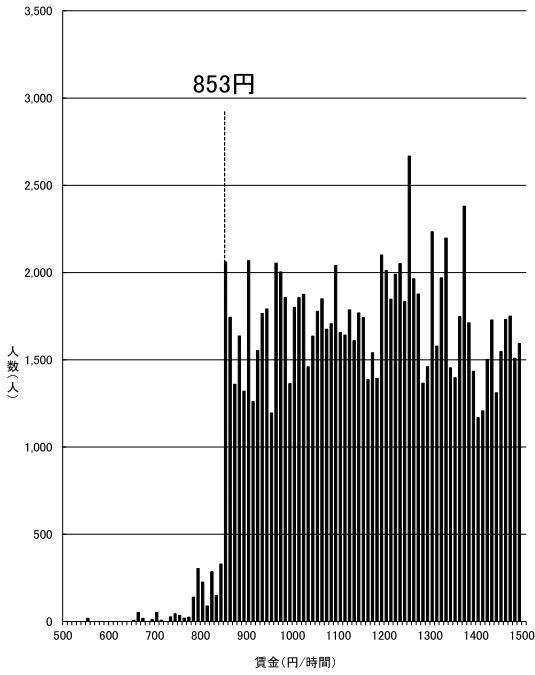


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

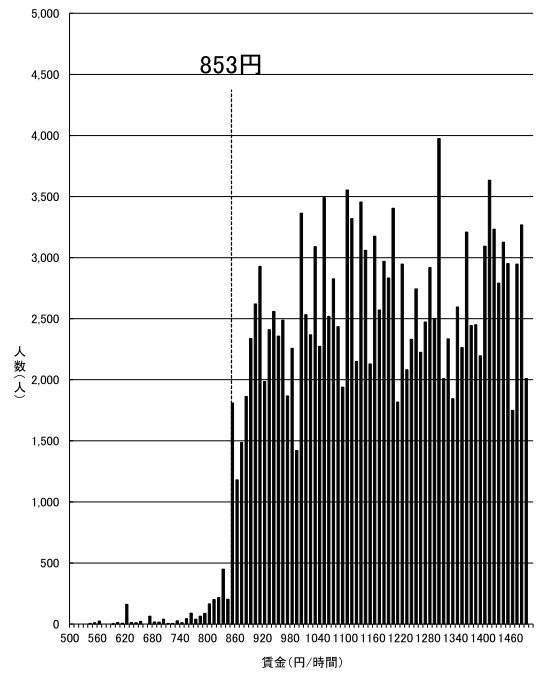


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

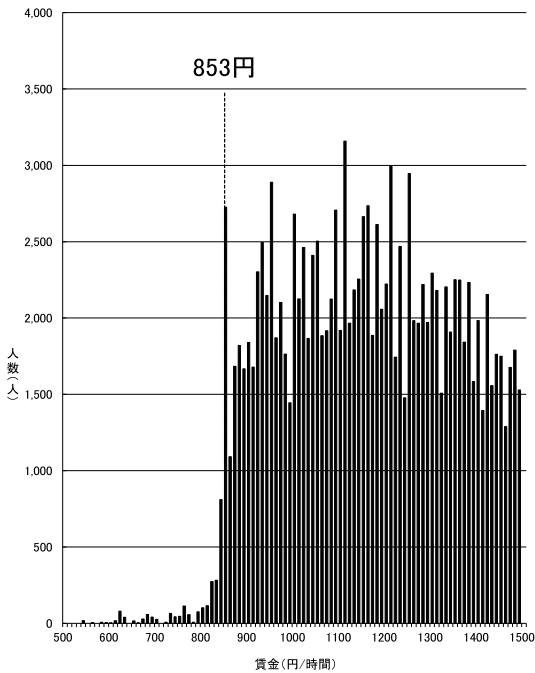


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

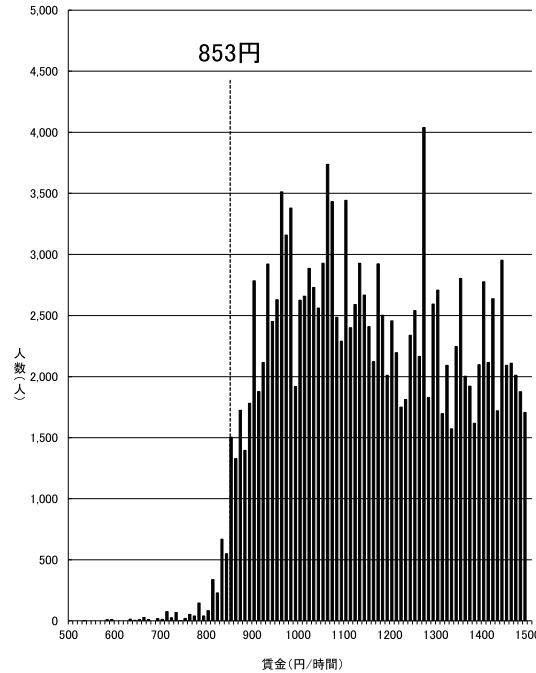


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

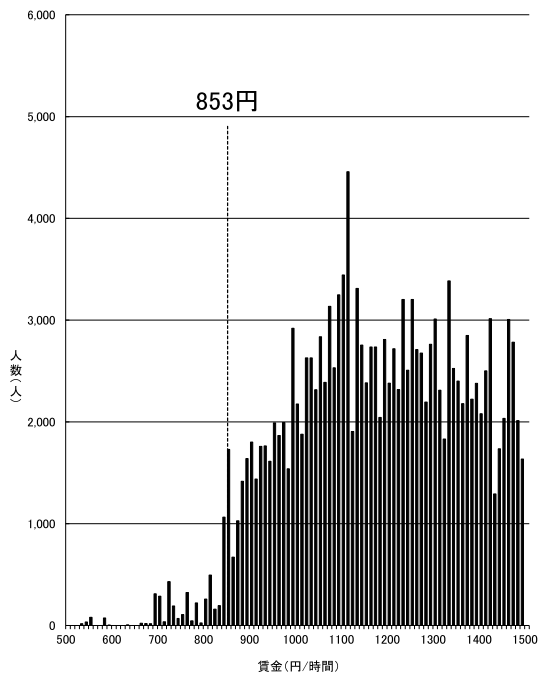


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)

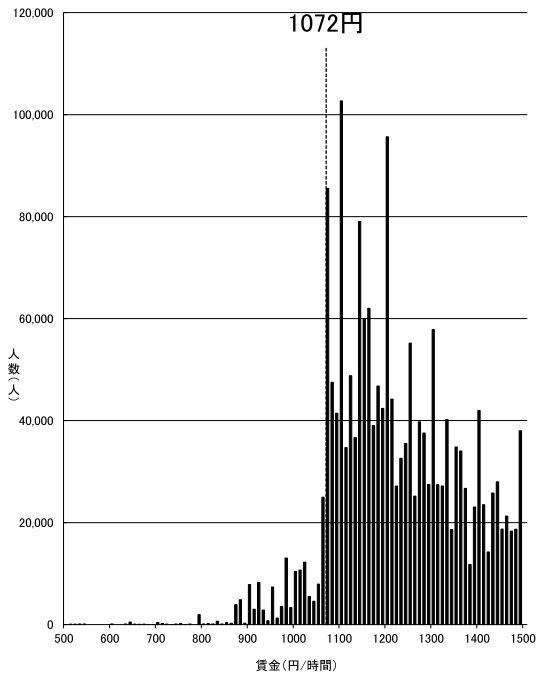


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

東京(A)

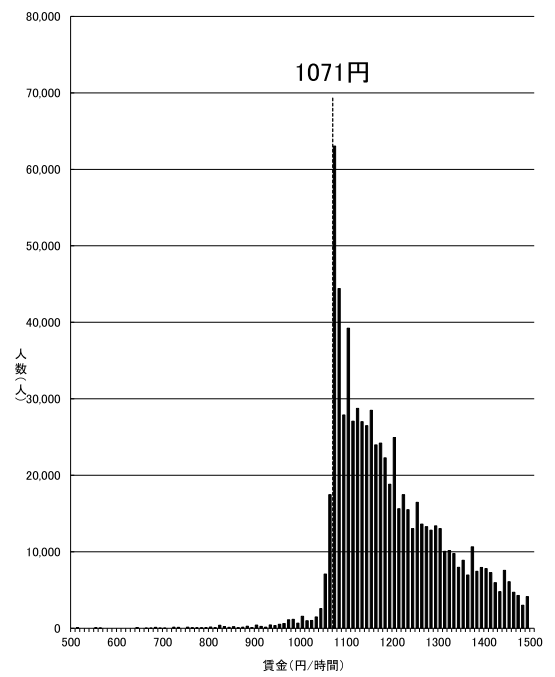


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

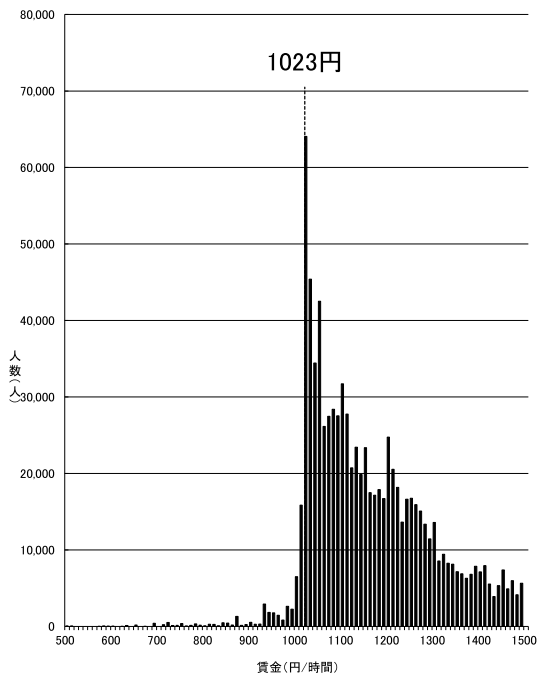


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

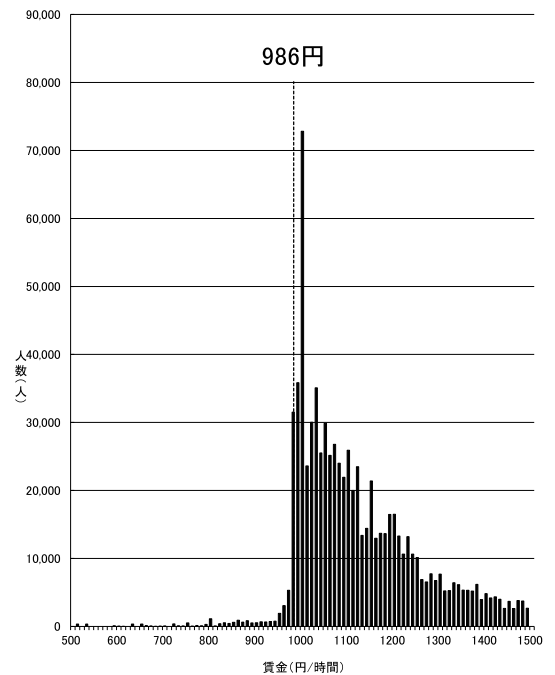


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

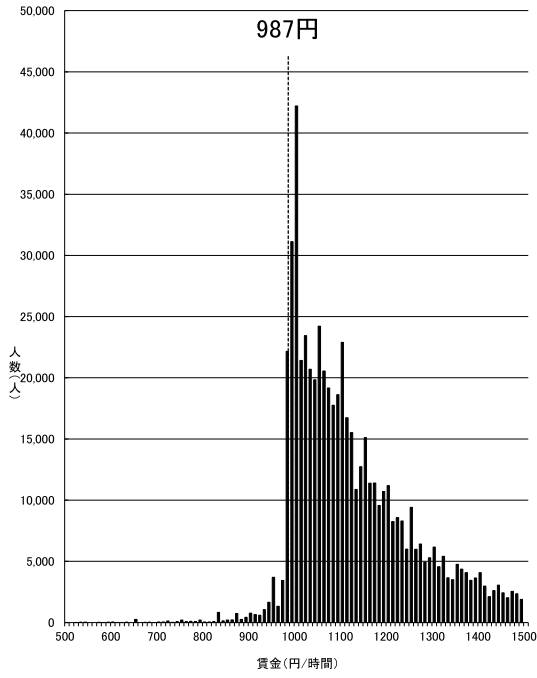


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

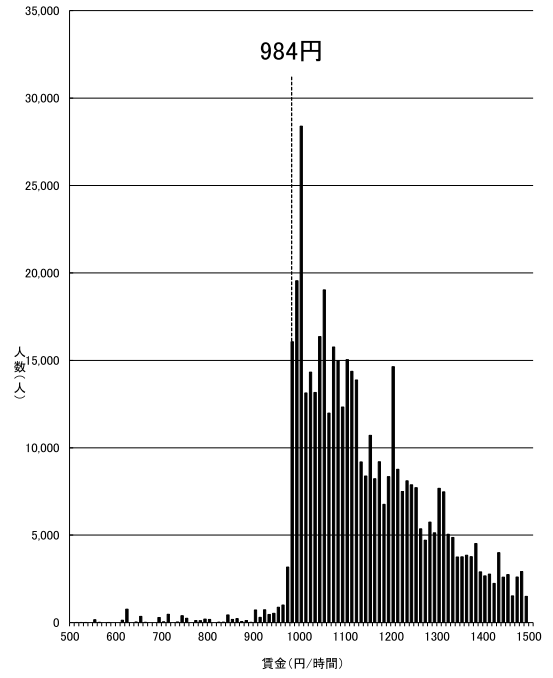


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

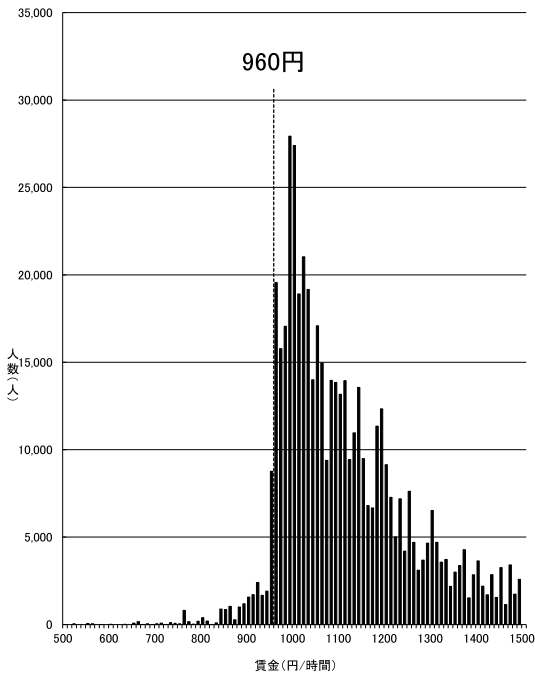


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

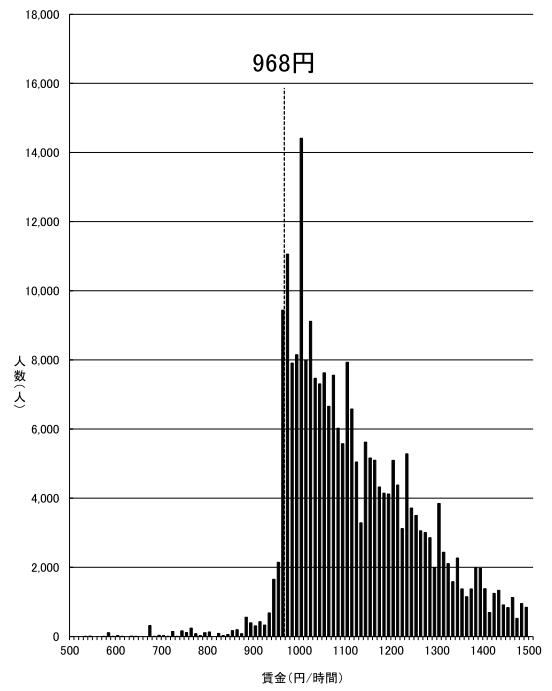


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

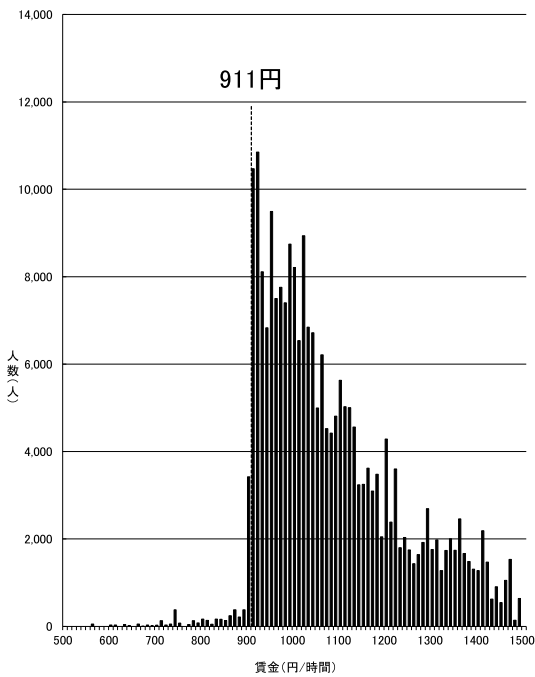


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

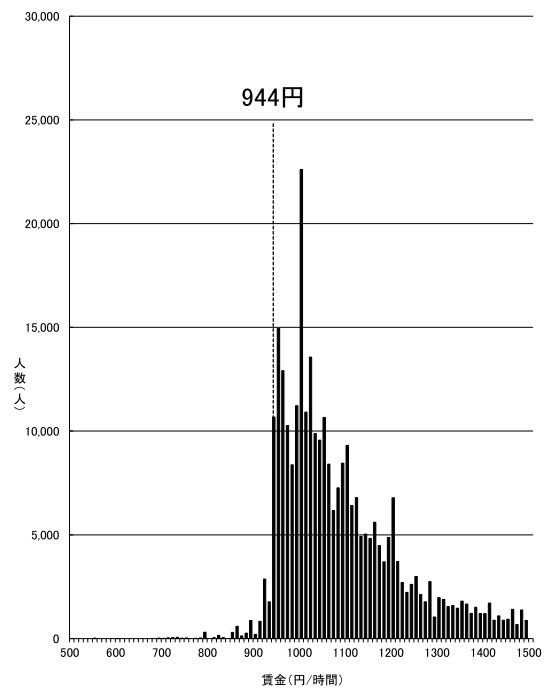


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

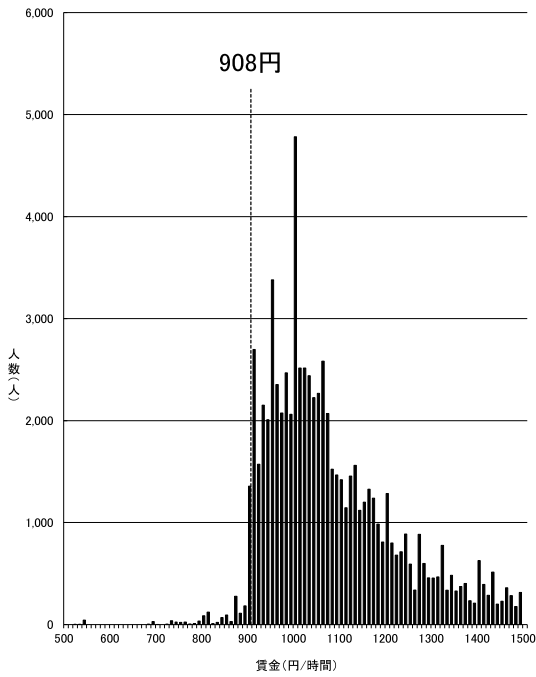


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

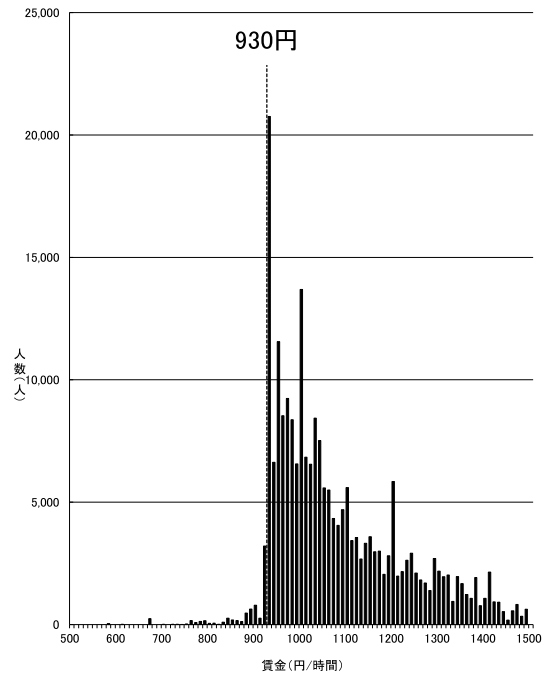


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

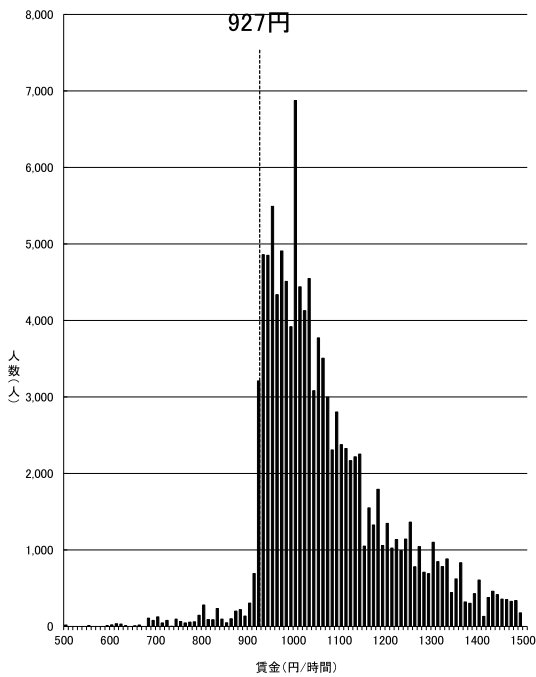


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

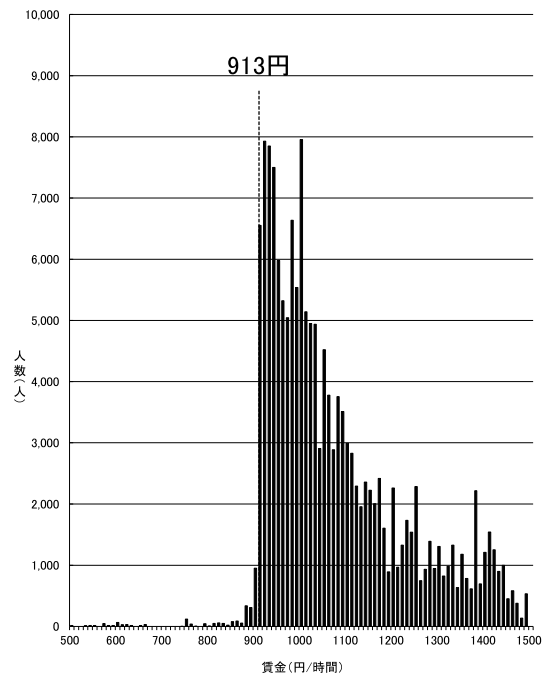


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

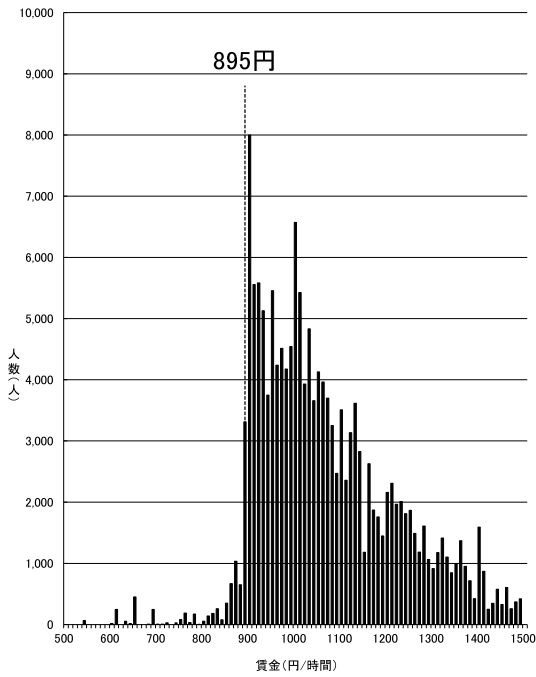


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

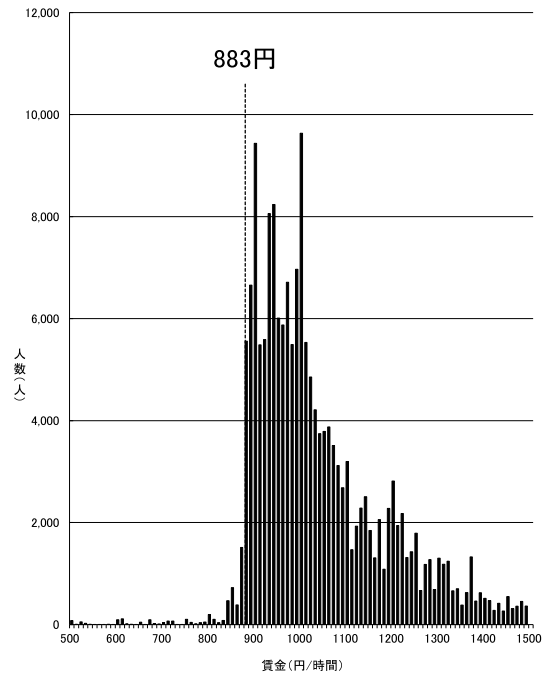


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

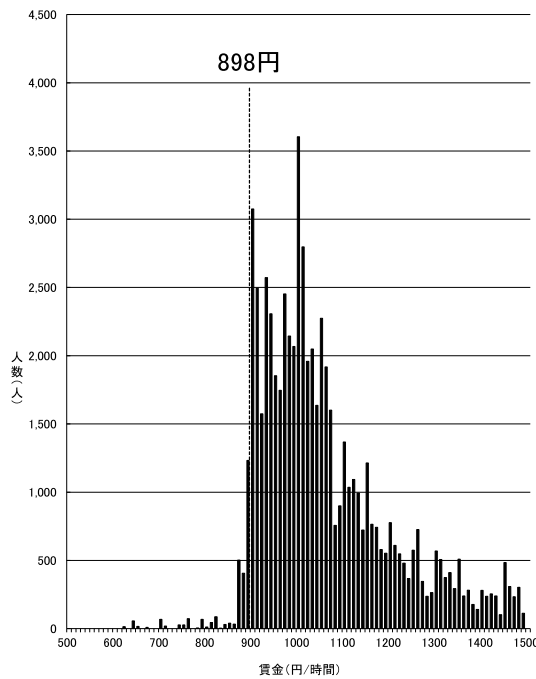


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

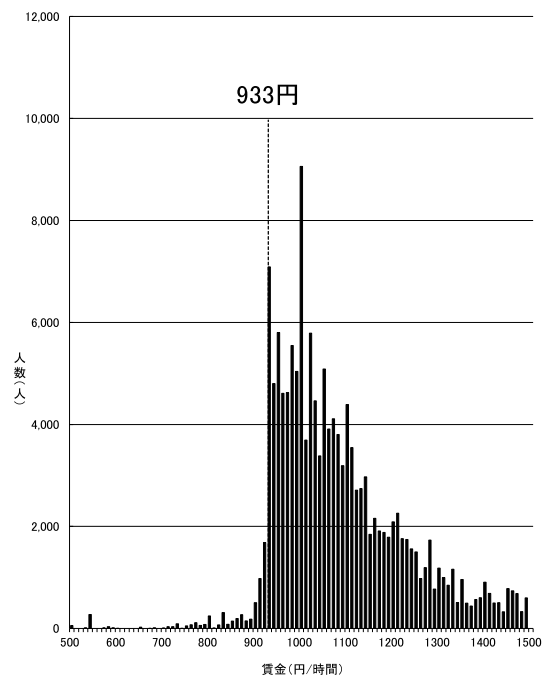


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

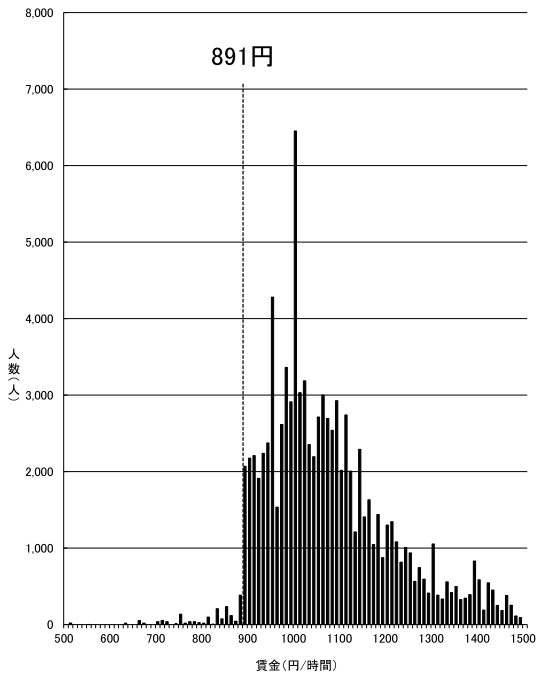


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

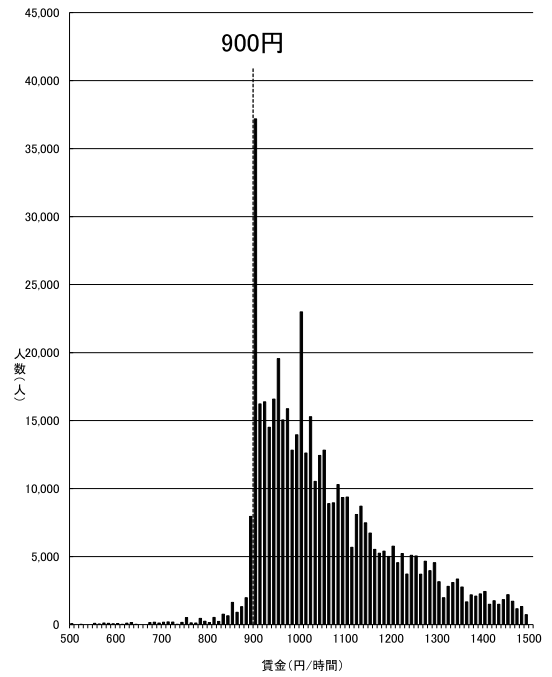


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

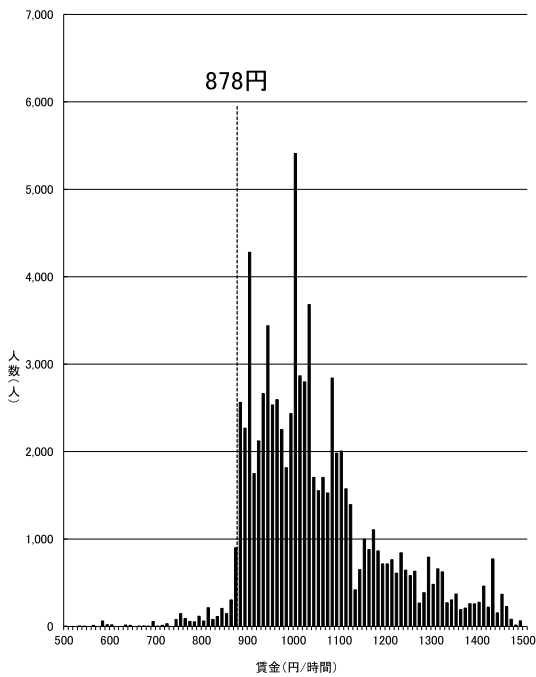


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

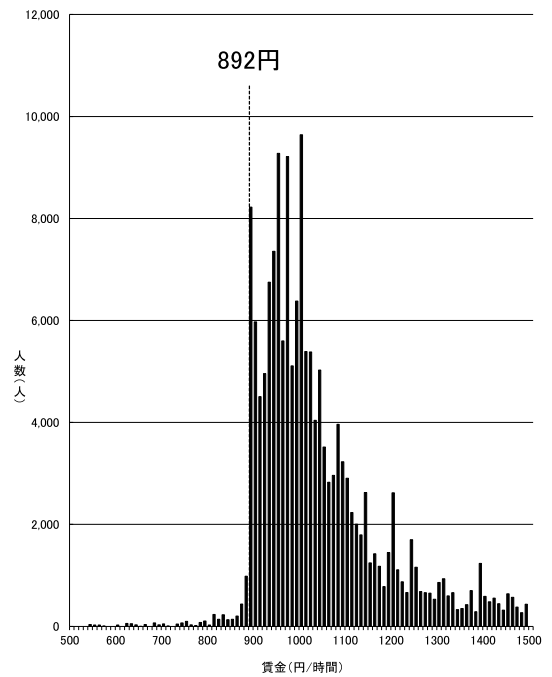


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

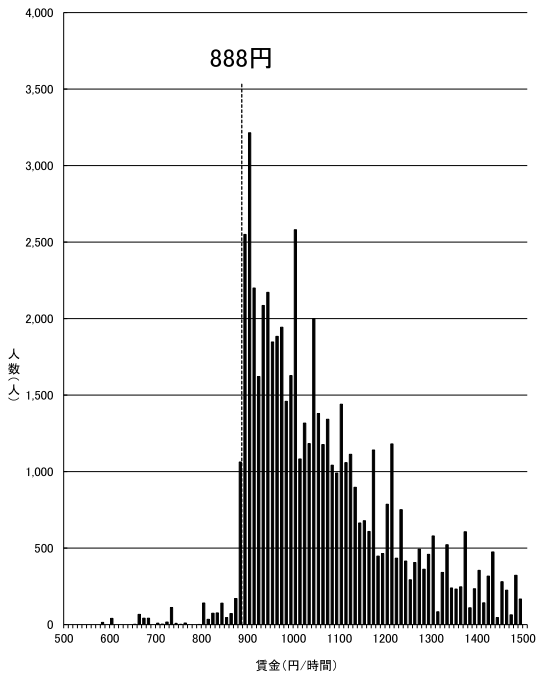


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

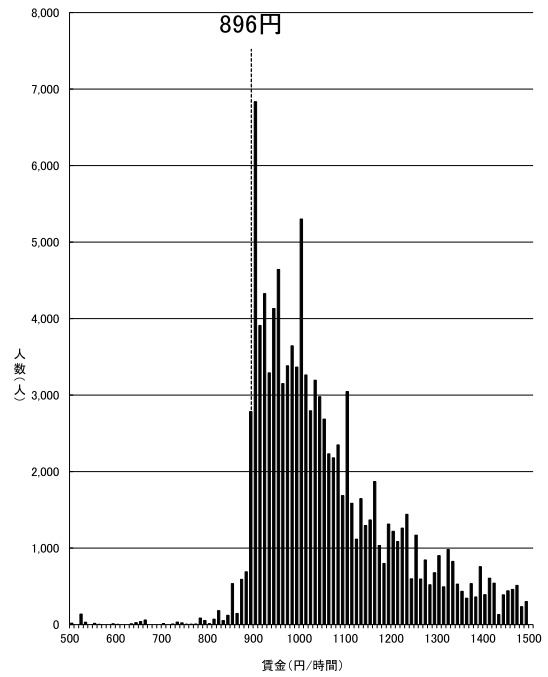


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

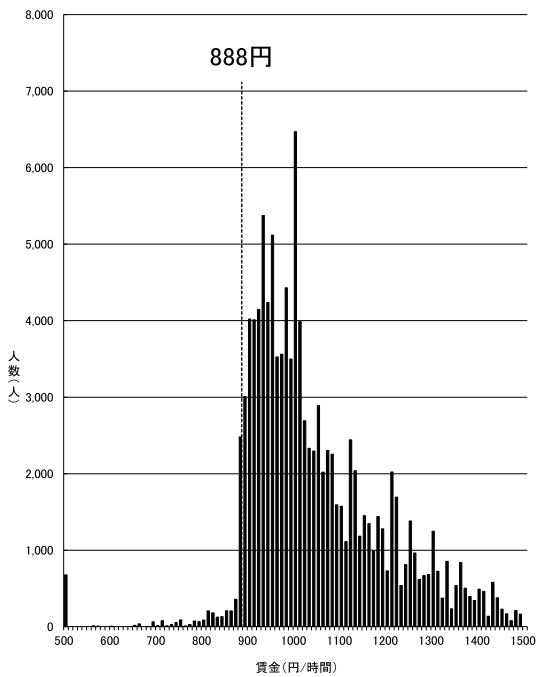


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

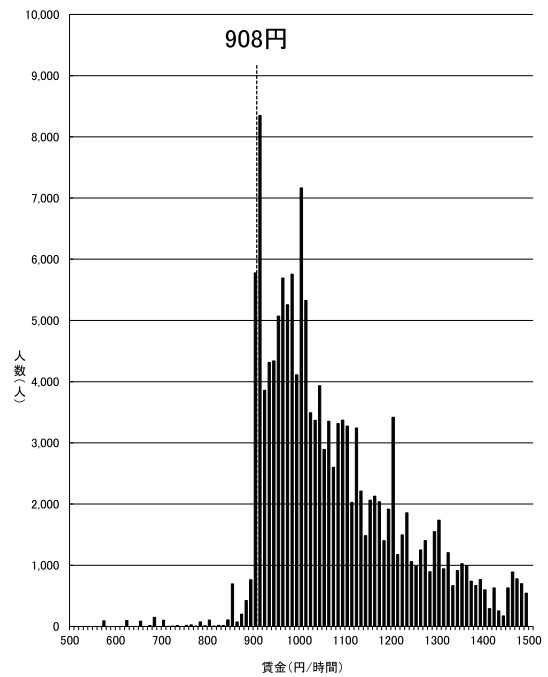


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

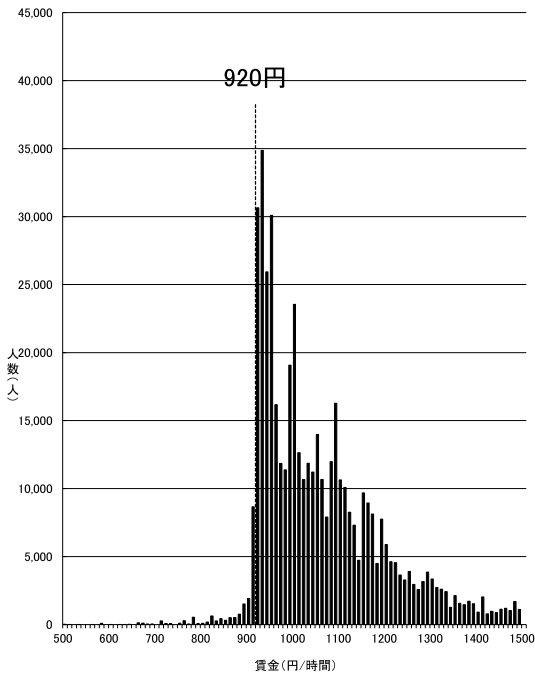


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

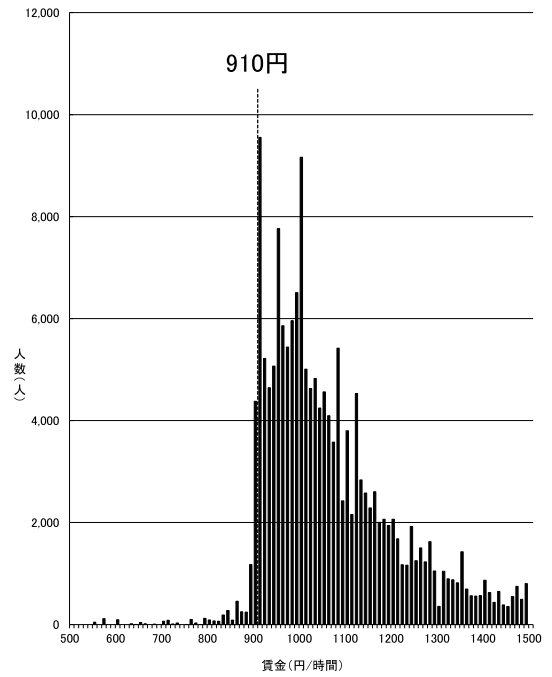


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

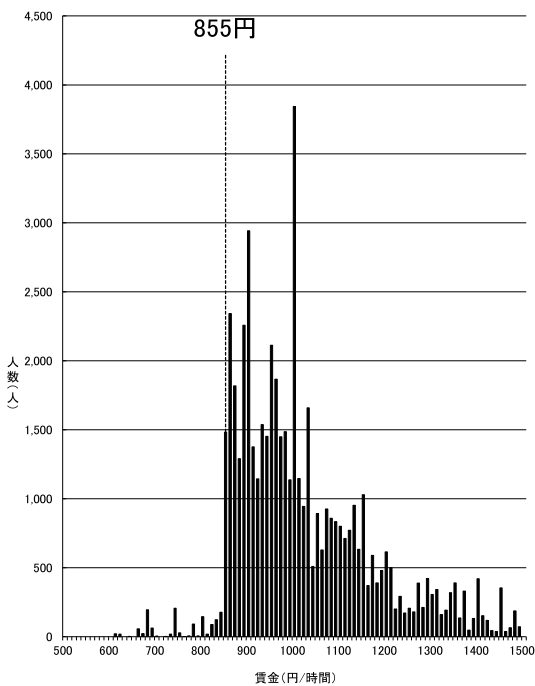


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

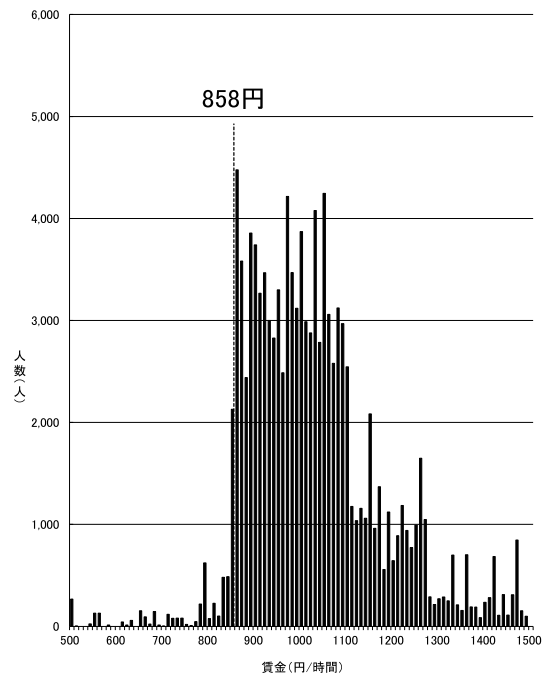


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

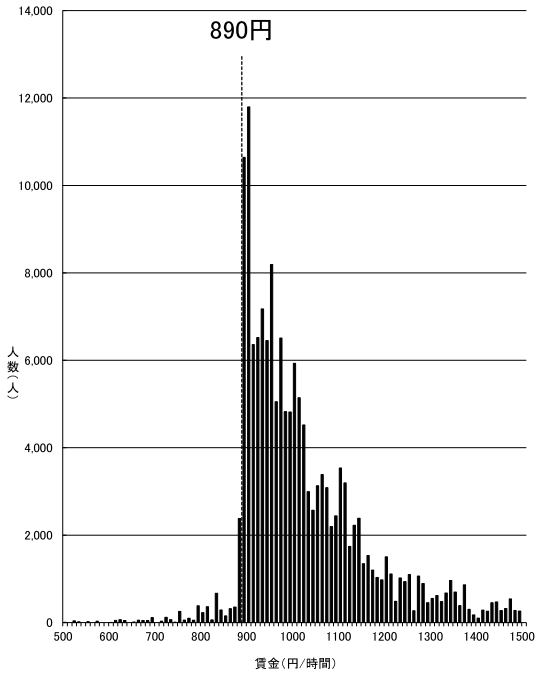


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

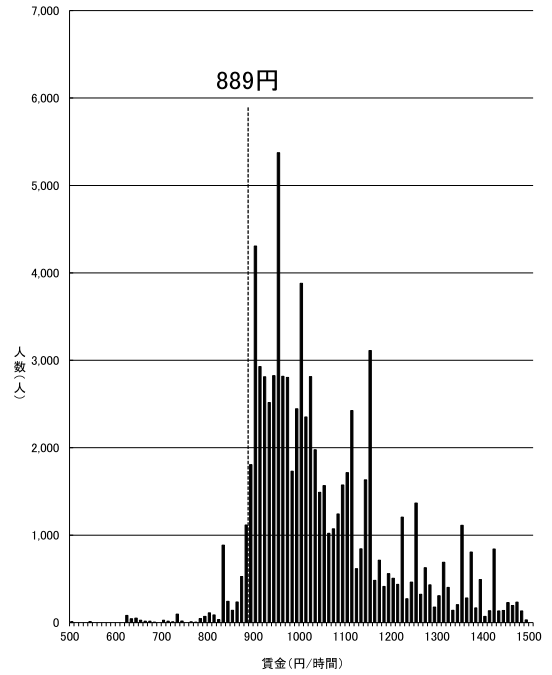


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

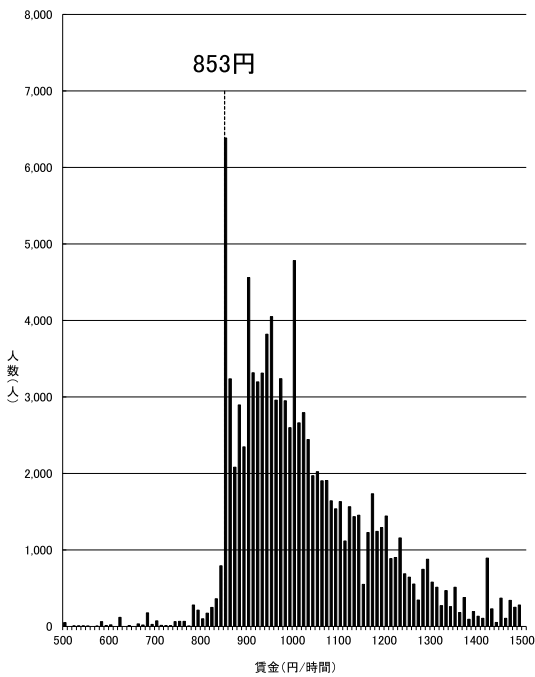


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

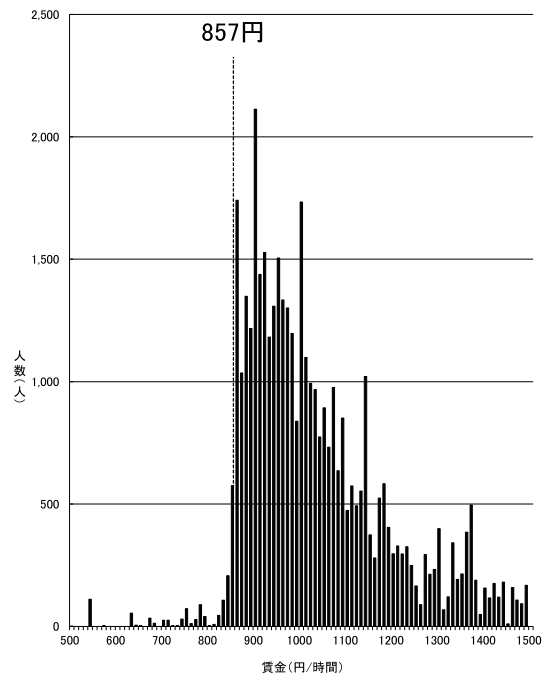


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)

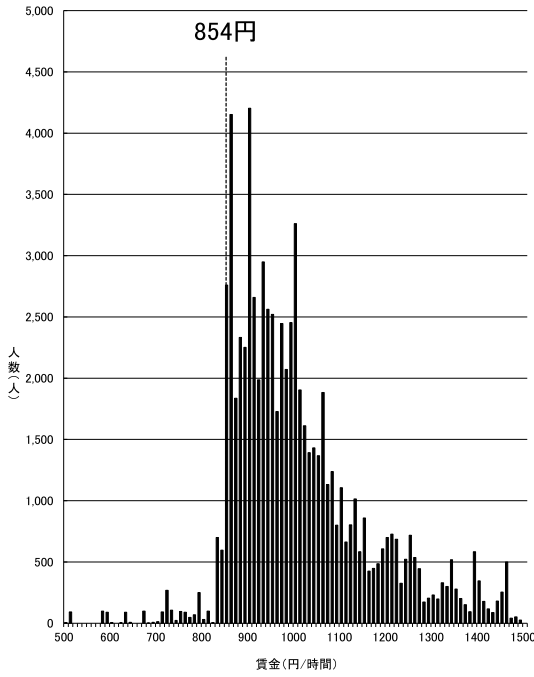


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(C)

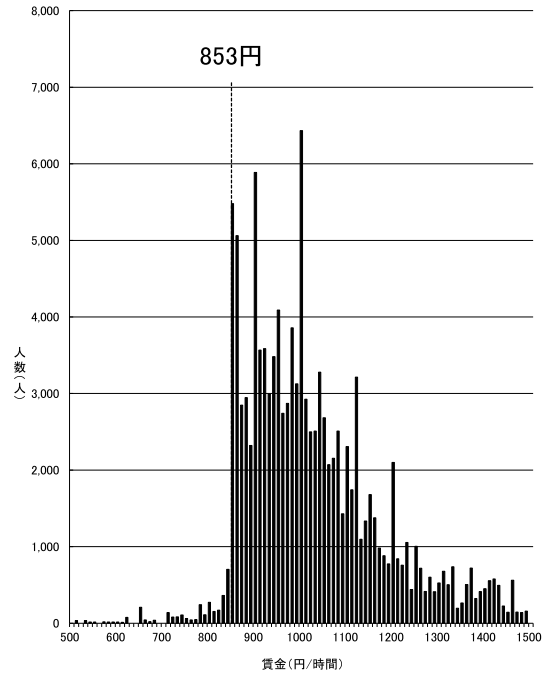


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

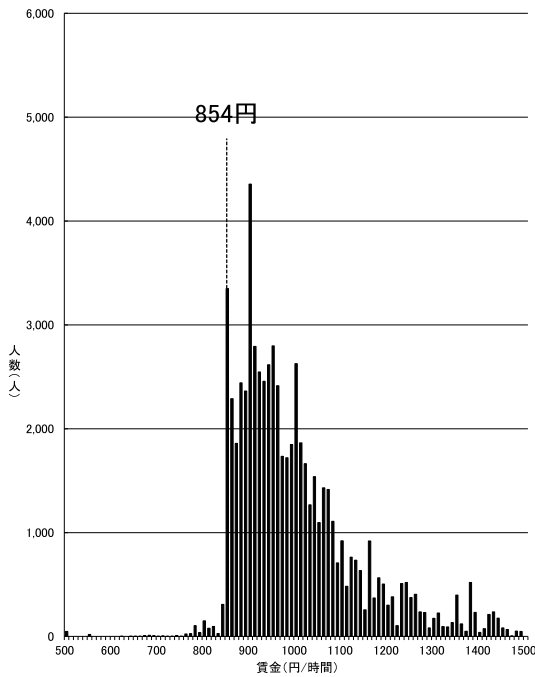


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

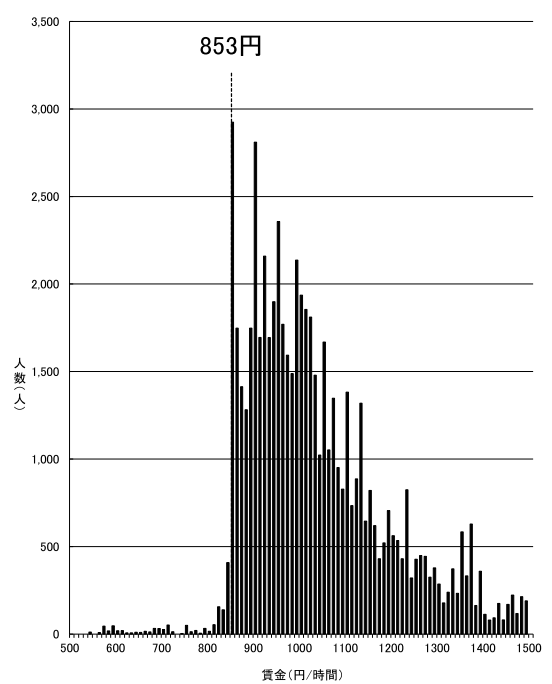


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

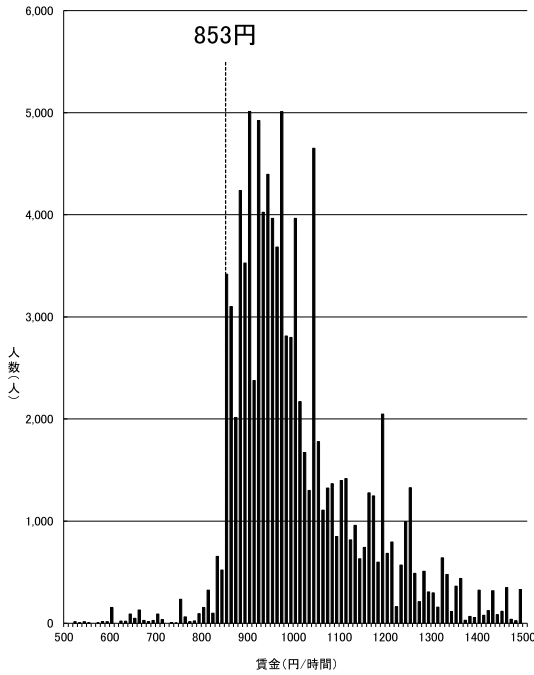


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

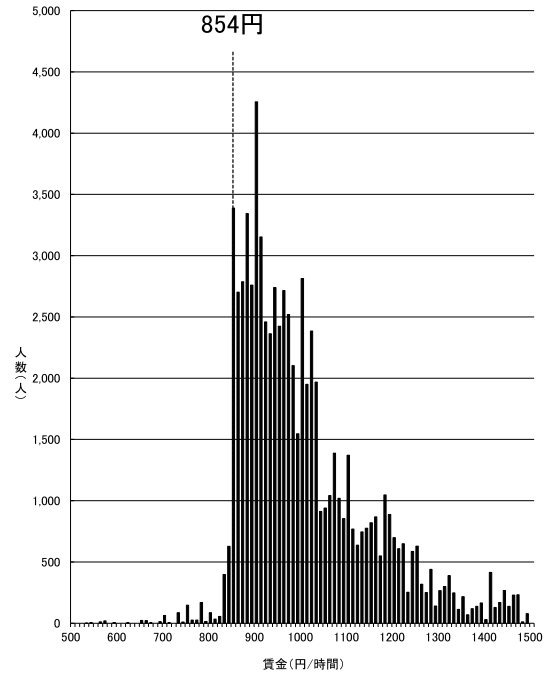


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

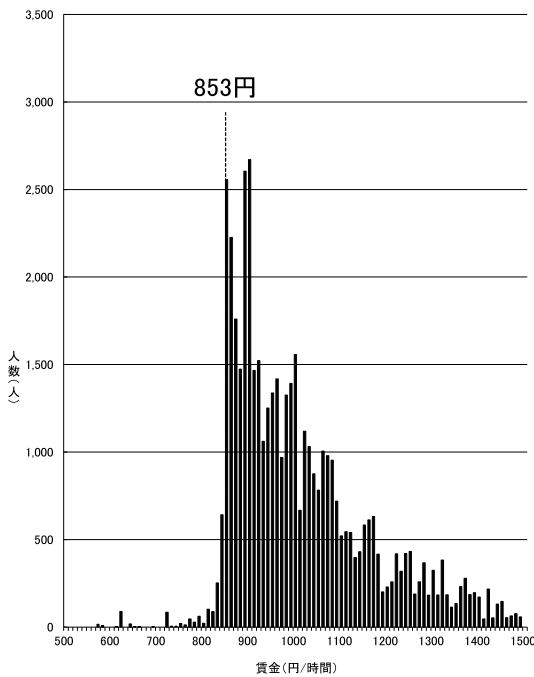


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

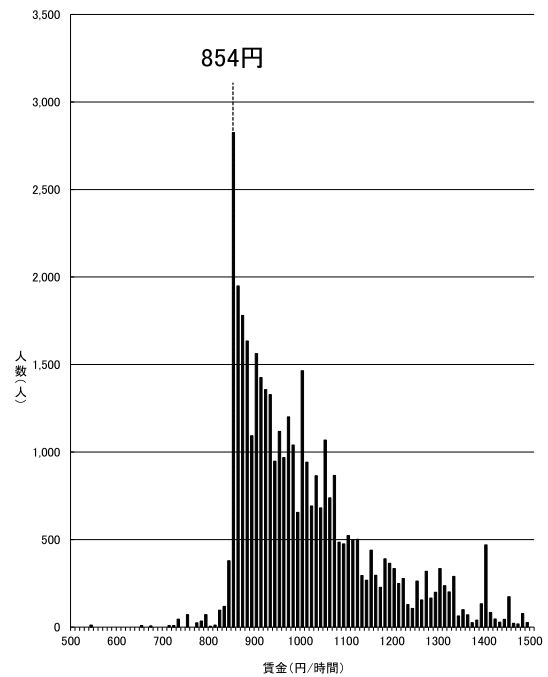


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

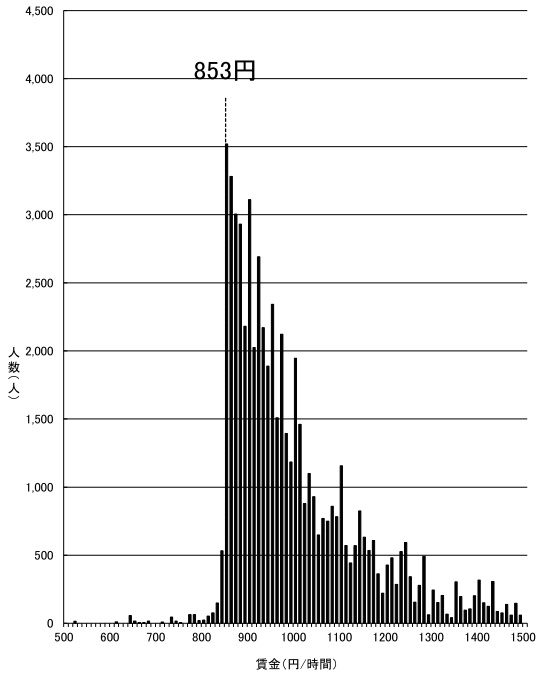


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

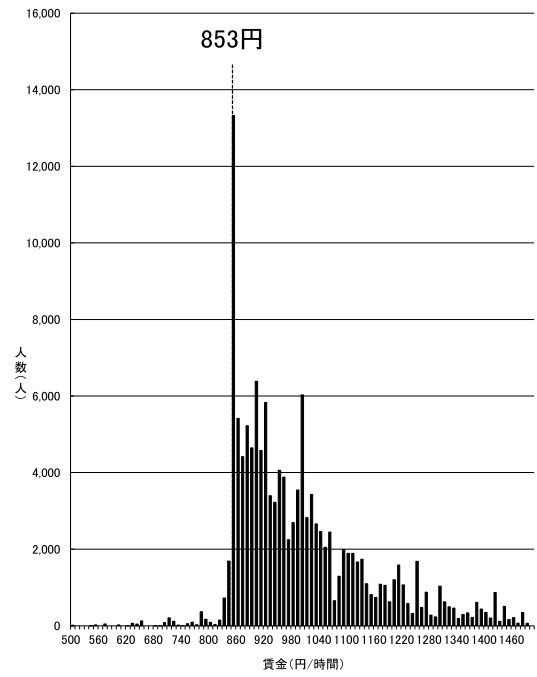


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

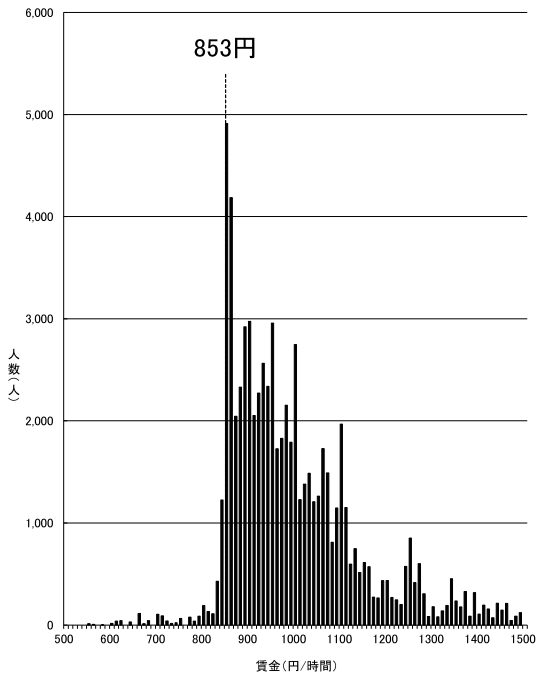


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

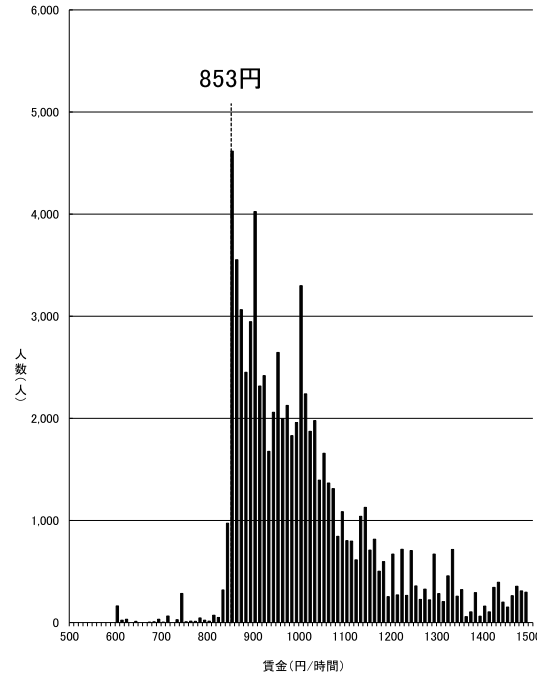


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

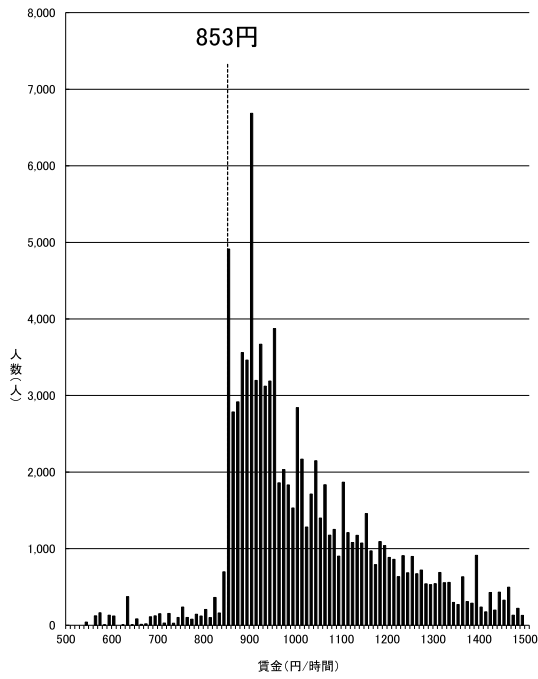


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和6年6月)主要経済指標)

I 我が国経済

- 1 四半期別 GDP 速報
- 2 個人消費
- 3 民間設備投資
- 4 住宅建設
- 5 公共投資
- 6 輸出・輸入・国際収支
- 7 生産・出荷・在庫
- 8 企業収益・業況判断
- 9 倒産
- 10 雇用情勢
- 11 物価
- 12 金融
- 13 景気ウォッチャー調査

II 海外経済

- 1 アメリカ
- 2 アジア地域
- 3 ヨーロッパ地域
- 4 国際金融

I. 我が国経済

1. 四半期別GDP速報

2024年1－3月期（2次速報）の実質国内総生産は、前期比0.5%減（年率1.8%減）となった。

（実質値、季節調整済前期比、（ ）内は寄与度、%）

	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年				2024年	
					1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	(寄与度)
実質国内総支出(GDP)					1.1	1.0	▲ 0.9	0.1	▲ 0.5	－
（前期比年率）	1.0	1.9	1.6	1.2	4.3	4.1	▲ 3.7	0.4	▲ 1.8	－
（前年同期比）					2.6	2.2	1.5	1.1	▲ 0.1	－
国内需要	(1.5)	(0.8)	(2.0)	(▲ 0.3)	(1.2)	(▲ 0.7)	(▲ 0.8)	(▲ 0.1)	▲ 0.1	(▲ 0.1)
民間需要	(1.6)	(0.6)	(2.0)	(▲ 0.5)	(1.2)	(▲ 0.7)	(▲ 0.8)	(▲ 0.0)	▲ 0.4	(▲ 0.3)
民間最終消費支出	2.2	0.6	2.7	▲ 0.6	0.7	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.7	(▲ 0.4)
民間住宅	▲ 3.5	1.1	▲ 3.4	0.6	0.7	1.8	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 2.5	(▲ 0.1)
民間企業設備	1.9	2.1	3.4	0.5	2.4	▲ 1.6	▲ 0.2	1.9	▲ 0.4	(▲ 0.1)
民間在庫変動	(0.3)	(▲ 0.1)	(0.1)	(▲ 0.2)	(0.4)	(▲ 0.1)	(▲ 0.6)	(▲ 0.1)	－	(0.3)
公的需要	(▲ 0.2)	(0.2)	(▲ 0.0)	(0.2)	(0.0)	(▲ 0.0)	(0.0)	(▲ 0.0)	0.8	(0.2)
政府最終消費支出	1.7	0.5	1.4	0.1	0.1	▲ 0.4	0.2	▲ 0.1	0.2	(0.0)
公的固定資本形成	▲ 9.6	2.8	▲ 6.1	4.0	1.0	2.2	▲ 0.3	▲ 0.2	3.0	(0.2)
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.5)	(1.0)	(▲ 0.5)	(1.5)	(▲ 0.2)	(1.7)	(▲ 0.1)	(0.2)	－	(▲ 0.4)
財貨・サービスの輸出	5.5	3.2	4.9	3.0	▲ 2.4	3.8	0.3	2.8	▲ 5.1	(▲ 1.2)
財貨・サービスの輸入	7.9	▲ 1.3	6.9	▲ 3.2	▲ 1.5	▲ 3.6	0.9	1.8	▲ 3.3	(0.8)
最終需要	0.7	2.0	1.4	1.4	0.7	1.1	▲ 0.4	0.2	▲ 0.7	－
実質国民総所得(GNI)	0.1	2.5	0.5	2.3	0.2	2.0	▲ 0.8	0.2	▲ 0.6	－
実質雇用者報酬	▲ 1.2	▲ 1.8	▲ 1.3	▲ 1.5	▲ 1.5	0.4	▲ 0.9	0.1	▲ 0.3	－

(名目値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2023年				2024年		
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)	(実額)
名目国内総支出(GDP)	1.3	5.7	2.4	5.2	2.2	2.5	▲ 0.2	0.7	0.0	—	—
(前年同期比)					4.9	6.0	6.8	5.1	3.3	—	—
(実額)					580.4	595.1	593.8	597.9	—	—	598.1
国内需要	(4.6)	(3.5)	(5.3)	(2.2)	(1.7)	(0.3)	(▲ 0.4)	(0.4)	0.5	(0.5)	604.5
民間需要	(4.3)	(2.8)	(4.8)	(1.6)	(1.5)	(0.3)	(▲ 0.6)	(0.3)	0.3	(0.2)	448.2
民間最終消費支出	5.2	3.6	5.9	2.2	1.8	▲ 0.1	0.3	0.1	0.1	(0.1)	323.3
民間住宅	3.4	1.1	1.5	0.5	0.1	1.7	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 1.6	(▲ 0.1)	21.5
民間企業設備	6.2	5.5	7.9	3.9	2.6	▲ 0.7	0.8	2.7	0.5	(0.1)	102.5
民間在庫変動	(0.4)	(▲ 0.2)	(0.2)	(▲ 0.3)	(0.0)	(0.4)	(▲ 0.8)	(▲ 0.1)	—	(0.1)	0.8
公的需要	(0.3)	(0.8)	(0.5)	(0.6)	(0.2)	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.1)	1.0	(0.3)	156.3
政府最終消費支出	2.9	2.1	2.8	1.2	0.6	▲ 0.8	0.5	0.3	0.3	(0.1)	124.2
公的固定資本形成	▲ 5.2	5.9	▲ 1.7	7.0	1.3	3.3	0.5	0.3	3.8	(0.2)	32.3
財貨・サービスの純輸出	(▲ 3.3)	(2.1)	(▲ 2.9)	(3.0)	(0.5)	(2.3)	(0.2)	(0.3)	—	(▲ 0.4)	▲ 6.4
財貨・サービスの輸出	20.6	6.9	18.9	6.8	▲ 4.9	4.3	3.2	5.6	▲ 3.8	(▲ 0.9)	132.4
財貨・サービスの輸入	37.5	▲ 2.6	32.3	▲ 6.0	▲ 6.1	▲ 5.6	2.1	4.1	▲ 1.9	(0.4)	138.8
最終需要	1.0	5.9	2.1	5.6	2.2	2.2	0.6	0.8	▲ 0.1	—	—
GDPデフレーター	0.3	3.8	0.8	4.0	1.1	1.5	0.7	0.6	0.5	—	—
(前年同期比)					2.3	3.7	5.2	3.9	3.4	—	—

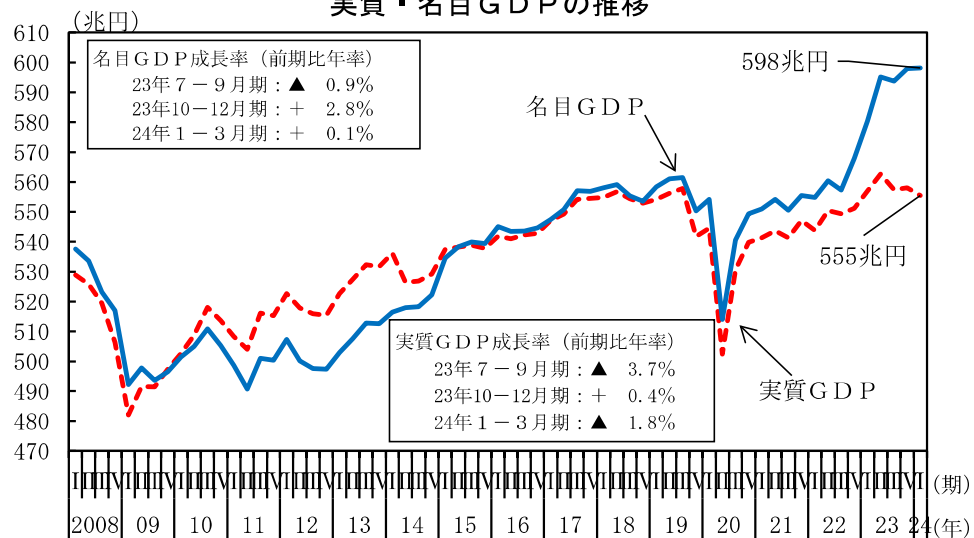
(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。

体系基準年(名目値のベンチマークとなる年): 2015年

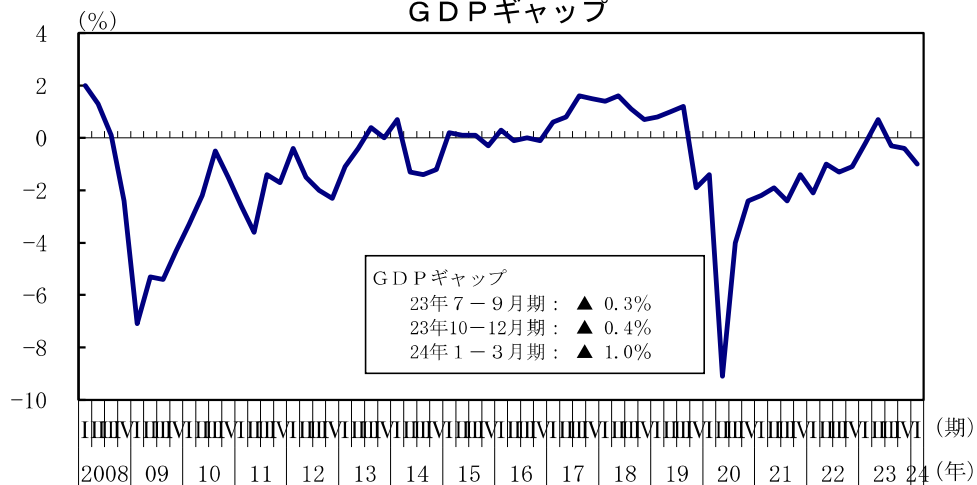
基準年(デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年): 前暦年

実額は季節調整系列(単位: 兆円)

実質・名目GDPの推移



GDPギャップ



(備考) 上図: 内閣府「国民経済計算」により作成。
 値は「2024年1-3月期四半期別GDP速報(2次速報値)」による。
 下図: 内閣府「2024年1-3月期四半期別GDP速報(2次速報値)」等に基づく内閣府試算値。

(参考) 経済見通し等

()内は寄与度

	2022年度 (令和4年度) 実績 (%)	2023年度 (令和5年度) 実績見込み (%程度)	2024年度 (令和6年度) 見通し (%程度)
実質国内総生産	1.5	1.6	1.3
国内需要	(2.0)	(0.2)	(1.4)
民間需要	(2.0)	(▲ 0.0)	(1.2)
民間最終消費支出	2.7	0.1	1.2
民間住宅	▲ 3.4	0.6	▲ 0.3
民間企業設備	3.4	0.0	3.3
公的需要	(▲ 0.0)	(0.2)	(0.2)
政府最終消費支出	1.4	0.7	0.0
公的固定資本形成	▲ 6.1	1.9	3.5
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.5)	(1.4)	(▲ 0.1)
財貨・サービスの輸出	4.7	3.2	3.0
(控除) 財貨・サービスの輸入	7.1	▲ 2.6	3.4
名目国内総生産	2.3	5.5	3.0
GDPデフレーター	0.8	3.8	1.7
消費者物価上昇率	3.2	3.0	2.5

(備考) 内閣府「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

2. 個人消費

個人消費は、持ち直しに足踏みがみられる。

(金額等)

(前年同期比(%)、[]内は暦年前年比(%)、()内は季調済前期比(%)、< >は季調済前月差(ポイント))

	[2023年] 2023年度	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	2024年 2月	3月	4月	5月
総消費動向指数 (CTIマクロ、世帯全体の消費支出総額)										
名目	—	[5.2] 5.9	[3.7] 2.4	(0.5)	(0.2)	(0.0)	(0.4)	(▲0.0)	(0.1)	—
実質	—	[2.3] 2.7	[0.6] ▲0.5	(▲0.2)	(▲0.4)	(▲0.4)	(0.2)	(▲0.4)	(0.1)	—
名目総雇用者所得	—	[1.8] 1.9	[1.7] 1.9	(▲0.2)	(0.5)	(0.6)	(0.4)	(▲0.1)	(0.3)	—
実質総雇用者所得	—	[▲1.7] ▲1.9	[▲1.9] ▲1.5	(▲1.3)	(▲0.2)	(0.3)	(0.4)	(▲0.1)	(▲0.1)	—
消費者態度指数	—	—	—	—	—	—	<0.9>	<0.5>	<▲1.2>	<▲2.1>

需要側統計	世帯消費動向指数 (CTIミクロ、1世帯あたりの消費支出額)										
	名目 (総世帯)	—	[2.5] 3.9	[2.5] 1.1	(0.3) <th>(0.2) <th>(▲0.8) <th>(0.5) <th>(2.7) <th>(0.3) <th>—</th> </th></th></th></th></th>	(0.2) <th>(▲0.8) <th>(0.5) <th>(2.7) <th>(0.3) <th>—</th> </th></th></th></th>	(▲0.8) <th>(0.5) <th>(2.7) <th>(0.3) <th>—</th> </th></th></th>	(0.5) <th>(2.7) <th>(0.3) <th>—</th> </th></th>	(2.7) <th>(0.3) <th>—</th> </th>	(0.3) <th>—</th>	—
	実質 (総世帯)	—	[▲0.5] 0.1	[▲1.2] ▲2.3	(▲0.3)	(▲0.9)	(▲0.9)	(▲0.8)	(2.7)	(▲0.2)	—
供給側統計	小売業販売額 (商業動態統計、名目)	[163.0兆円] 164.0兆円	[2.6] 4.1	[5.6] 4.6	(1.9)	(▲0.9)	(0.0)	(1.7)	(▲1.2)	(0.8)	—
	百貨店販売額 (全店、名目)	[6.0兆円] 6.1兆円	[12.3] 14.2	[8.1] 7.3	(2.6)	(▲1.0)	(6.2)	(8.6)	(▲3.7)	(▲0.7)	—
	スーパー販売額 (全店、名目)	[15.6兆円] 15.8兆円	[1.0] 1.2	[3.3] 3.9	(1.3)	(0.2)	(1.1)	(0.0)	(0.6)	(▲0.3)	—
	コンビニエンスストア販売額 (全店、名目)	[12.7兆円] 12.8兆円	[3.8] 4.6	[4.4] 3.6	(0.2)	(1.6)	(▲0.6)	(1.6)	(▲2.2)	(0.4)	—
	機械器具小売業販売額 (名目)	[9.8兆円] 10.0兆円	[▲2.9] ▲2.1	[0.8] 2.8	(5.0)	(0.8)	(0.4)	(4.3)	(▲3.6)	(4.6)	—
	新車販売台数(登録・届出) (乗用車、軽を含む)	[399.2万台] 380.7万台	[▲6.2] 4.2	[15.8] 5.3	(▲2.6)	(0.1)	(▲17.5)	(▲5.7)	(▲3.5)	(11.8)	(7.1)
					13.9	10.3	▲16.1	▲16.2	▲19.6	▲10.6	▲3.9

(備考) 1. 総務省「消費動向指数(CTI)」、内閣府「総雇用者所得」、「消費動向調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Pは速報値。

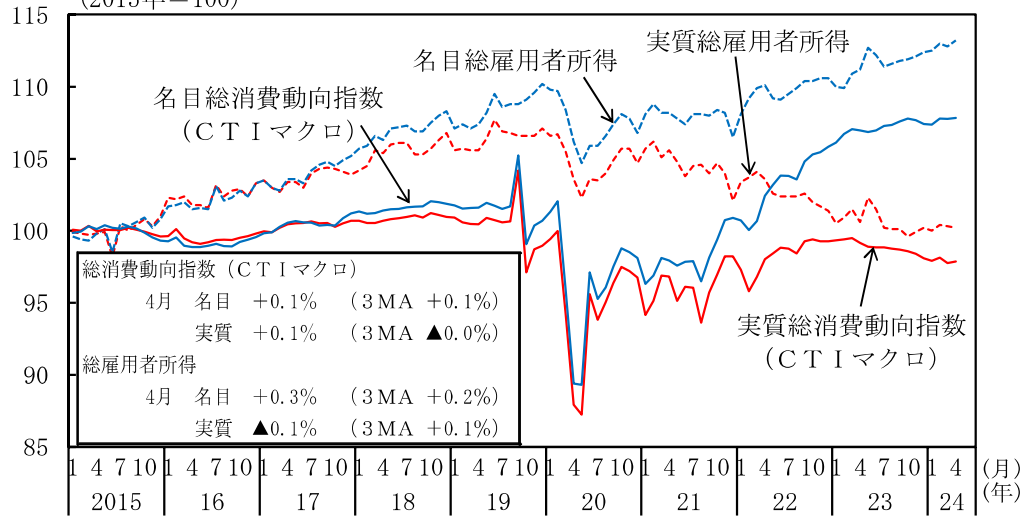
新車販売台数の季節調整は内閣府による。

2. 総消費動向指数及び世帯消費動向指数の年度、総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。

3. 実質値の基準年は、総消費動向指数及び世帯消費動向指数は2020年、総雇用者所得は2015年。

総消費動向指数（CTIマクロ）と総雇用者所得

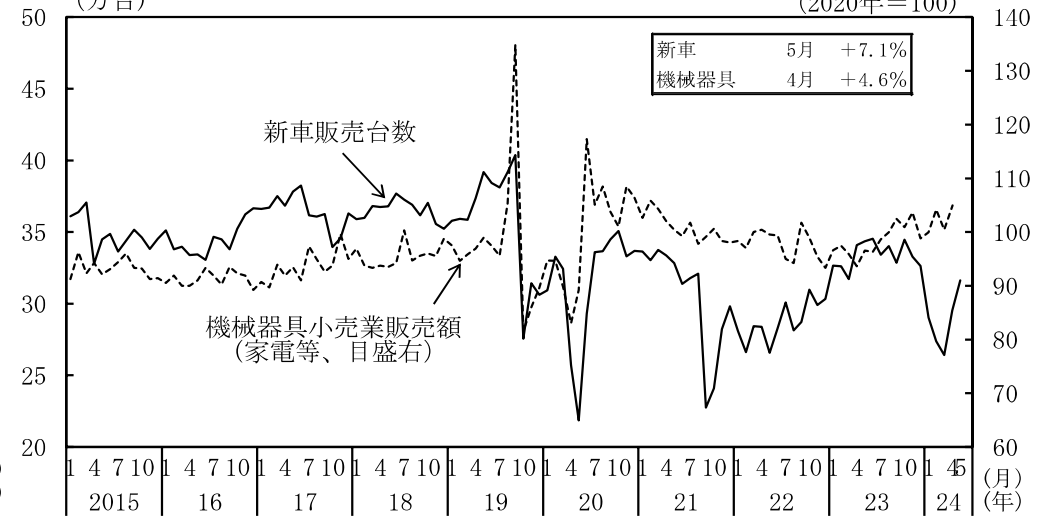
(2015年=100)



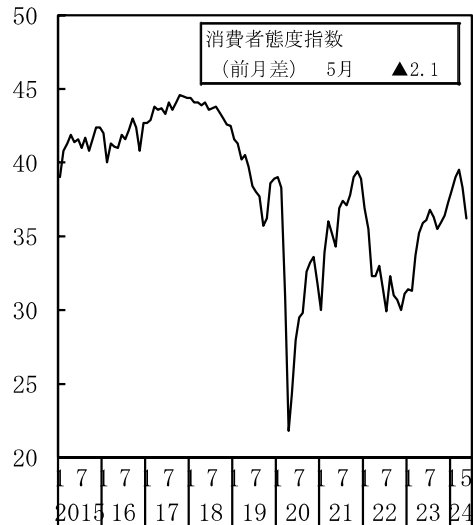
新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額

(万台)

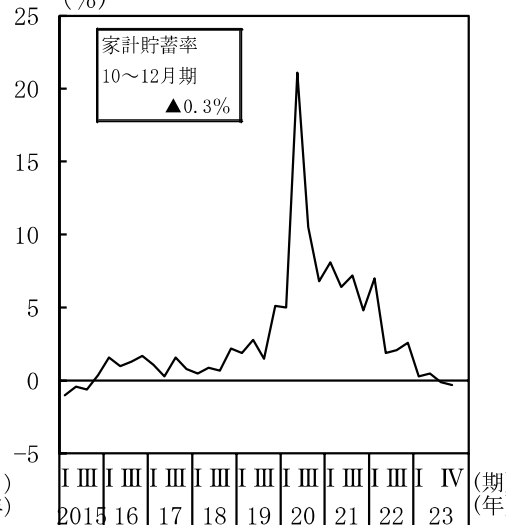
(2020年=100)



消費者態度指数

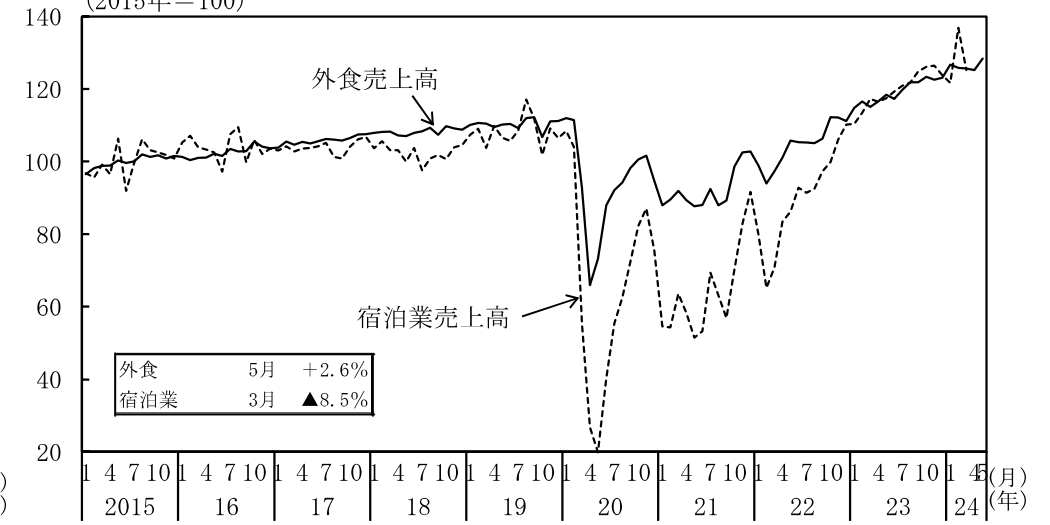


家計貯蓄率



外食売上高と宿泊業売上高

(2015年=100)



(備考) 上図：内閣府「総雇用者所得」、総務省「消費動向指数（CTI）」により作成。季節調整値。
 下図：内閣府「消費動向調査」、「国民経済計算」により作成。季節調整値。消費者態度指数は二人以上の世帯。

(備考) 上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンバーベース。機械器具小売業販売額（名目）は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
 下図：外食売上高（名目）は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。宿泊業売上高（名目）は、総務省「サービス産業動向調査」により作成。2024年1月以降は速報値。内閣府による季節調整値。

3. 民間設備投資

設備投資は、持ち直しの動きがみられる。

(前年同期比、()内は季調済前期比、%)

法人企業統計季報	[2023年実額] 2023年度実額	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年度 上期	2023年度 下期	2023年 4－6月期	7－9月期	10－12月期	2024年 1－3月期
全産業	[54.5兆円] 55.6兆円	[6.1] 8.5	[9.1] 7.9	3.9	10.9	(▲ 1.3) 4.5	(2.3) 3.4	(10.7) 16.4	(▲ 4.2) 6.8
製造業	[19.2兆円] 19.7兆円	[8.1] 9.8	[10.8] 10.0	5.2	13.9	(▲ 0.2) 4.9	(0.8) 5.5	(12.0) 20.6	(▲ 3.3) 8.7
非製造業	[35.3兆円] 35.9兆円	[5.0] 7.9	[8.3] 6.7	3.2	9.4	(▲ 1.9) 4.4	(3.1) 2.2	(10.0) 14.2	(▲ 4.7) 5.8
大中堅企業	[41.2兆円] 42.5兆円	[4.7] 7.5	[12.1] 11.8	6.7	15.6	(1.2) 3.9	(2.5) 9.3	(15.1) 24.3	(▲ 8.0) 9.7
中小企業	[13.3兆円] 13.2兆円	[10.0] 11.7	[0.8] ▲ 3.2	▲ 3.1	▲ 3.2	(▲ 8.3) 6.4	(1.6) ▲ 10.7	(▲ 3.1) ▲ 3.0	(9.7) ▲ 3.5

(備考) 1. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実額はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

2. ソフトウェア投資を含む。

(前年同期(月)比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2023年実額] 2023年度実額	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年 7－9月	10－12月	2024年 1－3月	2024年 2月	3月	4月
資本財出荷指数 (除く輸送機械)	—	[6.4] 4.9	[▲ 5.2] ▲ 5.8	(▲ 3.2) ▲ 12.8	(0.9) ▲ 5.9	(▲ 2.0) ▲ 2.7	(▲ 4.1) ▲ 5.1	(7.9) ▲ 4.2	(▲ 0.1) 3.1
資本財総供給指数	除く輸送機械	—	[7.0] ▲ 1.8	(▲ 2.1) ▲ 9.7	(3.2) 0.3	(▲ 4.1) ▲ 3.0	(▲ 2.3) ▲ 0.5	(3.6) ▲ 6.8	P P
	含む輸送機械	—	[4.2] ▲ 0.0	(▲ 2.5) ▲ 7.7	(4.0) 1.5	(▲ 8.1) ▲ 5.4	(▲ 2.9) ▲ 5.6	(7.1) ▲ 7.1	P P
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	[10.4兆円] 10.3兆円	[5.2] 4.1	[▲ 3.6] ▲ 4.6	(▲ 1.4) ▲ 7.2	(▲ 1.3) ▲ 2.5	(4.4) ▲ 2.0	(7.7) ▲ 1.8	(2.9) 2.7	(▲ 2.9) 0.7
建築着工 工事費予定額 (民間非居住用)	[10.7兆円] 11.2兆円	[4.8] 8.5	[3.4] 6.0	(7.6) ▲ 4.0	(13.8) 26.1	(▲ 11.2) 21.3	(▲ 20.0) 4.5	(21.2) 51.8	(30.1) 24.2

4－6月期見直し
(▲ 1.6)

(備考) 1. Pは速報値。

2. 建築着工工事費予定額(民間非居住用)は、建築着工統計調査報告(国土交通省)を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、()内は原数値の前期(月)比としている。

主要機関の設備投資アンケート調査結果

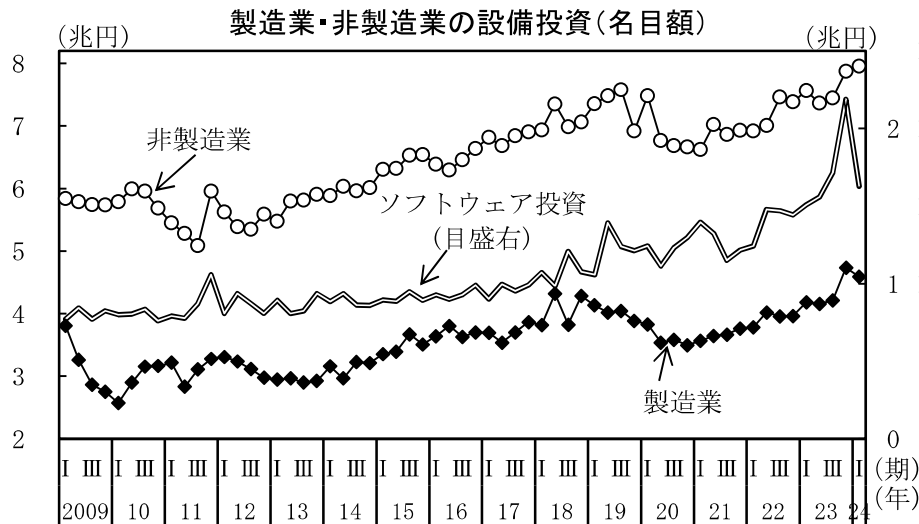
(前年度比、%)

機関名	日本銀行						日本政策投資銀行		日本経済新聞社		内閣府・財務省	
調査名	全国企業短期経済観測調査						全国設備投資計画調査		設備投資動向調査		法人企業景気予測調査	
調査対象企業	全規模		大企業		中小企業		資本金10億円以上		上場企業、資本金1億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2023年度	2024年度
全産業	10.2	4.5	9.5	4.1	13.7	1.6	10.7	20.7	15.6	17.3	9.3	12.1
製造業	8.6	5.1	9.5	4.4	0.0	3.0	11.2	26.5	19.6	21.0	11.6	15.4
非製造業	11.9	3.9	9.5	3.8	23.2	0.8	10.4	17.6	9.9	11.5	8.3	10.3
調査時点	2024年2月～3月						2023年6月		2023年10月		2024年5月	
発表時期	2024年4月						2023年8月		2023年12月		2024年6月	
回答社数	9,118		1,734		4,790		1,706		874		11,111	

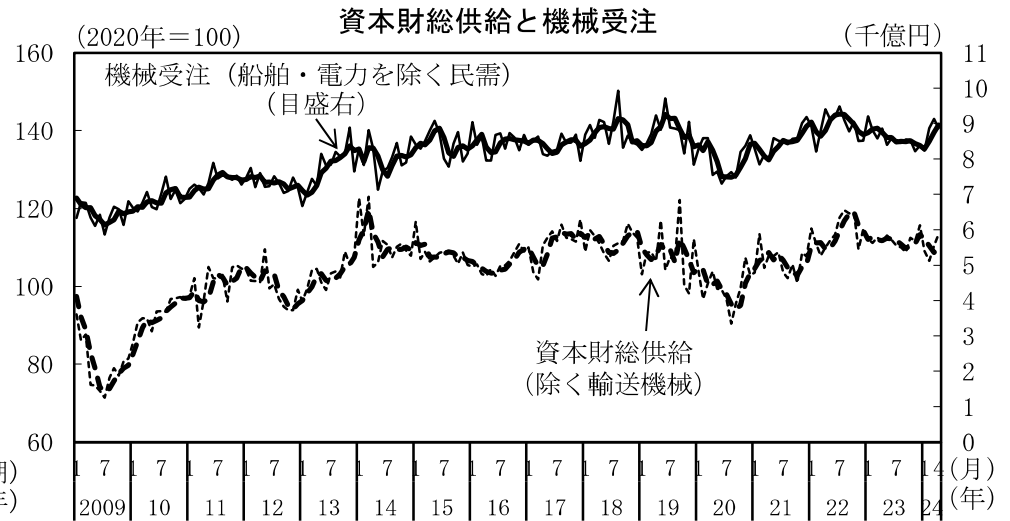
(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。回答社数は対象企業数。2010年度からリース会計対応ベース。

2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。

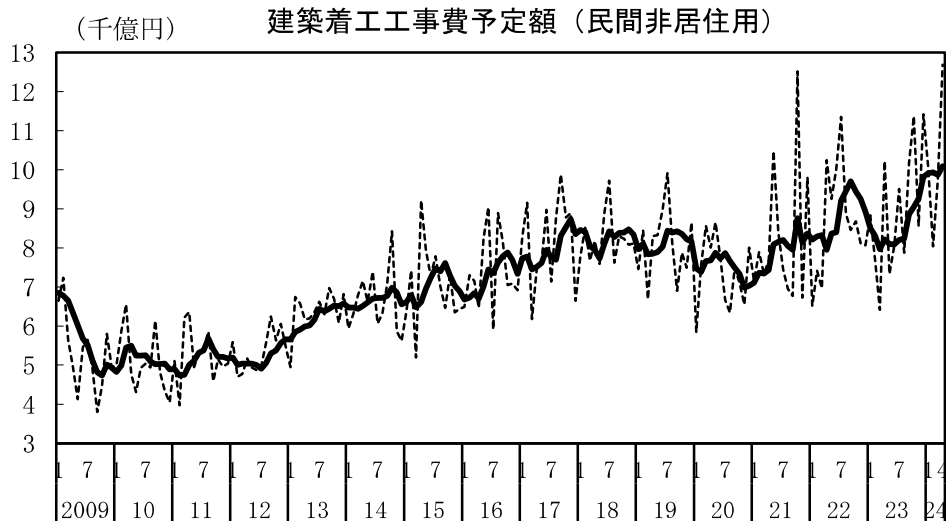
3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額(除く土地購入額)。



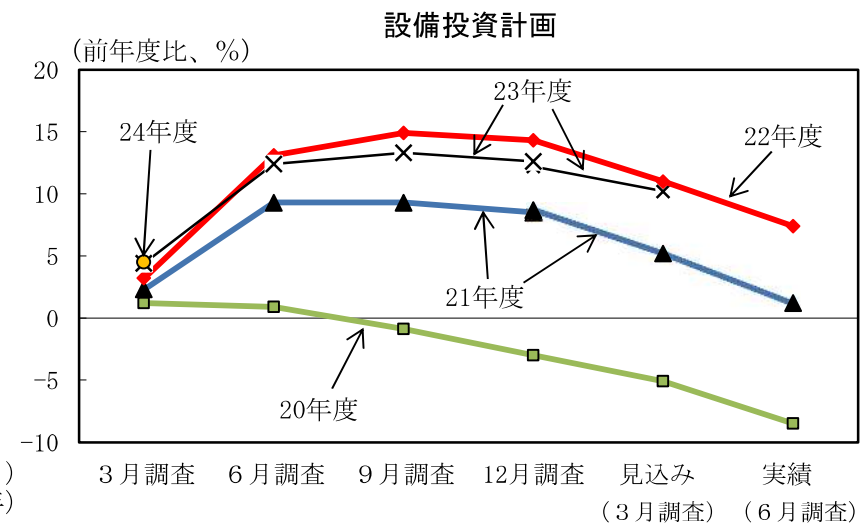
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
 2. 製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資(当期末)、季節調整値。ソフトウェア投資は季節調整値。



(備考) 1. 経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
 2. 太線は後方3か月移動平均。



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
 2. 太線は後方6か月移動平均。
 3. 2017年3月から2023年3月までは国土交通省公表の参考値を使用。



(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
 2. 2022年3月調査及び2024年3月調査において、調査対象企業の見込みが実施されているため、2021年度、2023年度のグラフが不連続となっている。

4. 住宅建設

住宅建設は、弱含んでいる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年 7－9月	10－12月	2024年 1－3月	2024年 2月	3月	4月
新設住宅着工戸数 (万戸) (万戸)	[86.0] 86.1	[82.0] 80.0	80.0	80.3	78.6	79.5	76.0	88.0
	[0.4] ▲ 0.6	[▲ 4.6] ▲ 7.0	(▲ 2.2) ▲ 7.7	(0.3) ▲ 6.3	(▲ 2.2) ▲ 9.6	(▲ 0.9) ▲ 8.2	(▲ 4.4) ▲ 12.8	(15.8) 13.9
建築主が民間	[0.5] ▲ 0.6	[▲ 4.6] ▲ 6.9	(▲ 1.1) ▲ 7.3	(0.1) ▲ 6.0	(▲ 2.2) ▲ 9.4	(▲ 1.1) ▲ 8.7	(▲ 5.0) ▲ 11.5	(16.0) 15.4
持家	[▲ 11.3] ▲ 11.8	[▲ 11.4] ▲ 11.5	(▲ 0.0) ▲ 8.6	(▲ 9.4) ▲ 16.2	(6.3) ▲ 9.0	(7.1) ▲ 11.2	(▲ 1.7) ▲ 4.8	(▲ 1.1) ▲ 3.9
貸家	[7.4] 5.0	[▲ 0.3] ▲ 2.0	(▲ 2.7) ▲ 2.6	(0.1) ▲ 3.3	(1.0) ▲ 4.3	(▲ 1.0) 1.0	(▲ 7.9) ▲ 13.4	(24.5) 20.6
分譲	[4.7] 4.5	[▲ 3.6] ▲ 9.4	(▲ 3.1) ▲ 13.5	(10.0) ▲ 0.3	(▲ 12.9) ▲ 16.9	(▲ 9.3) ▲ 17.7	(0.5) ▲ 16.8	(15.1) 16.5
一戸建て	[3.5] 0.2	[▲ 6.1] ▲ 7.5	(▲ 3.2) ▲ 9.3	(▲ 0.5) ▲ 5.9	(▲ 6.2) ▲ 10.9	(▲ 5.9) ▲ 13.1	(0.6) ▲ 12.8	(▲ 1.2) ▲ 14.2
マンション	[6.4] 10.5	[▲ 0.3] ▲ 11.9	(▲ 3.0) ▲ 19.2	(25.2) 7.6	(▲ 20.6) ▲ 22.9	(▲ 13.8) ▲ 23.0	(0.4) ▲ 20.8	(37.9) 68.7
着工床面積	[▲ 2.3] ▲ 3.5	[▲ 7.0] ▲ 9.4	(▲ 2.2) ▲ 9.3	(▲ 2.0) ▲ 9.2	(▲ 2.5) ▲ 12.5	(▲ 2.1) ▲ 13.1	(▲ 2.6) ▲ 12.9	(13.4) 9.1
建築主が民間	[▲ 2.3] ▲ 3.5	[▲ 7.0] ▲ 9.4	(▲ 1.5) ▲ 9.0	(▲ 2.2) ▲ 9.1	(▲ 2.4) ▲ 12.4	(▲ 2.2) ▲ 13.3	(▲ 3.1) ▲ 12.1	(13.4) 10.0
工事費予定額平米単価 (万円) (万円)	[21.0] 21.3	[23.5] 24.1	23.8	24.4	24.8	24.8	24.7	25.3
	[4.4] 5.0	[11.9] 13.2	12.8	14.6	11.5	13.1	12.4	10.4

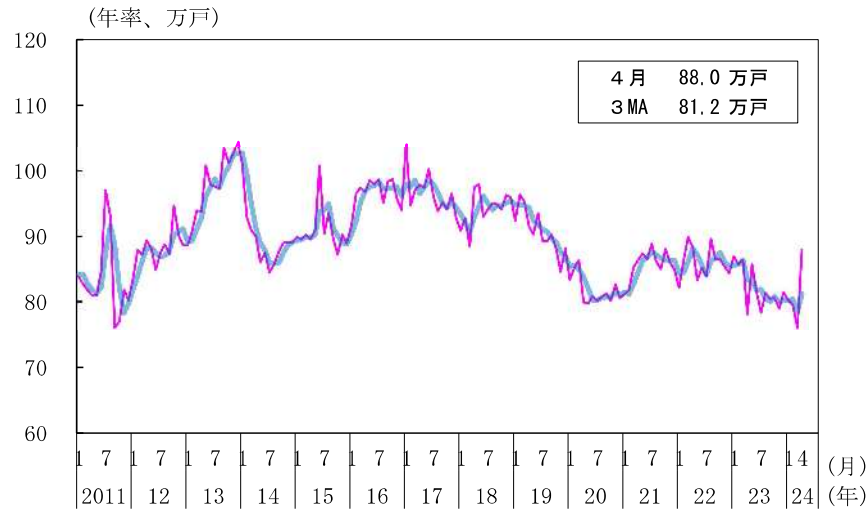
(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。

2. 「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。

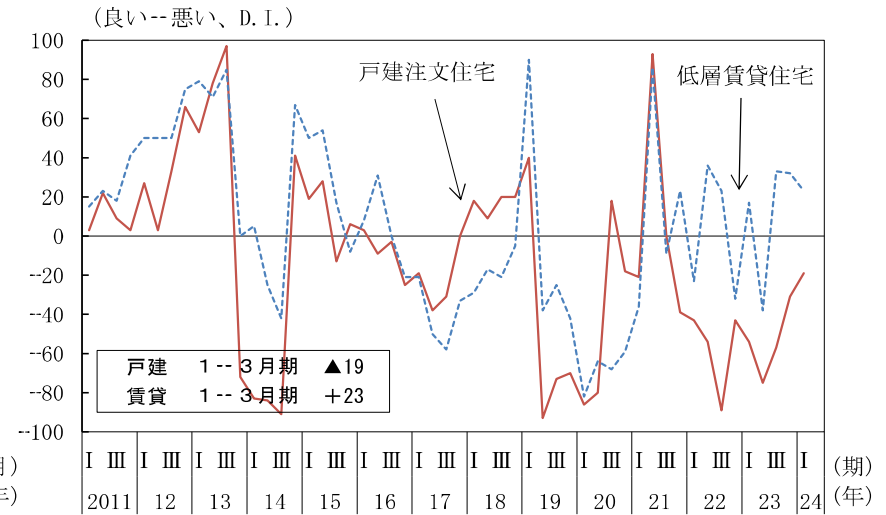
3. 「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。

4. 「工事費予定額平米単価」は、「居住専用+居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

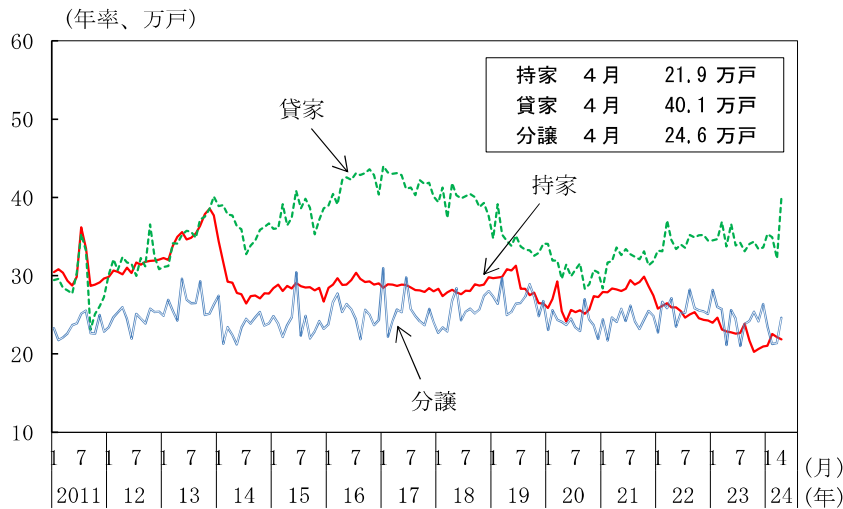
住宅着工戸数（季節調整値）



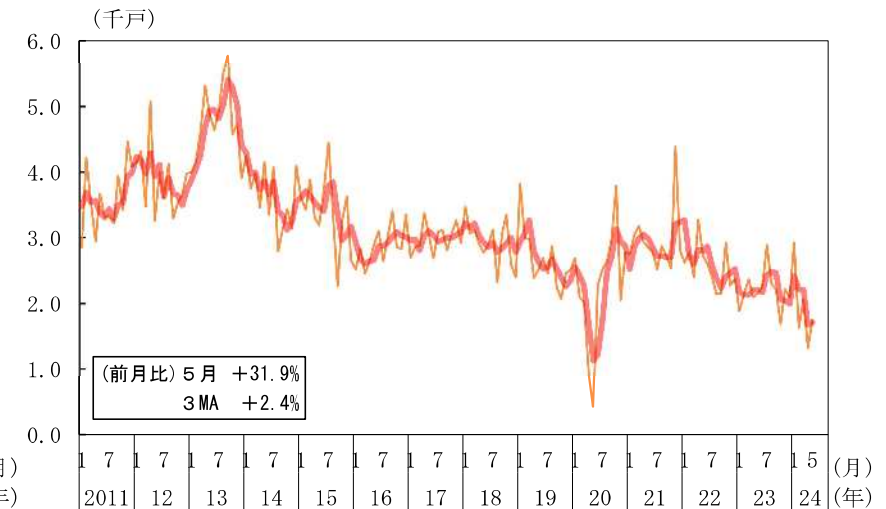
住宅景況判断指数（受注戸数）



利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）



首都圏のマンション総販売戸数（季節調整値）



- (備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」、(一社)住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、(株)不動産経済研究所資料により作成。太線は後方3か月移動平均。
2. 住宅景況判断指数(受注戸数)は、住宅生産団体連合会の会員企業等の経営者を対象に、受注戸数の前年同季比(実績)について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の5段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値(-100~+100)。
3. 首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

5. 公共投資

公共投資は、底堅く推移している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年10-12月	2024年1-3月	2024年2月	3月	4月	5月
公共工事受注額	[▲ 1.4] 7.2	[3.3] ▲ 2.8	(0.7) ▲ 5.3	(5.1) ▲ 3.4	(17.0) ▲ 21.0	(5.5) 11.6	(10.7) 26.5	— —
公共工事受注額 (大手50社)	[▲ 12.1] 10.6	[19.8] 15.7	(▲ 11.9) 7.4	(23.2) 18.9	(11.9) ▲ 20.1	(25.1) 45.9	(21.1) 55.9	— —
公共工事請負金額	[▲ 4.7] ▲ 0.4	[7.1] 5.3	(1.8) 8.3	(10.7) 5.2	(21.7) ▲ 0.7	(▲ 10.1) 6.2	(1.4) 18.8	(▲ 3.6) 12.3
公共工事出来高	[0.7] 4.0	[4.8] 0.7	(▲ 1.9) ▲ 0.2	(▲ 2.4) ▲ 5.5	(▲ 0.1) ▲ 5.0	(▲ 0.4) ▲ 6.0	(8.1) 2.8	— —
公的固定資本形成 (名目)	[▲ 5.2] ▲ 1.7	[5.9] 7.0	(0.3) 4.8	(3.8) 8.2				

- (備考) 1. 内閣府「四半期別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
 2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における1件500万円以上の工事。
 3. 「建設工事受注動態統計調査」(大手50社除く)は、2021年4月分から推計方法を変更したため、2021年3月までの数値と4月以降の数値は推計方法が異なる。
 なお、前年(度)比は、2021年3月以前分に新推計方法に基づき参考値として再集計した値を用いて算出。
 4. 公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

①国の公共事業関係費(一般会計)

年 度	2021	2022	2023	2024
当初予算 (億円)	60,549	60,574	60,801	60,828
(前年度比、%)	[60,695] ▲ 11.5	[60,575] 0.0	[60,600] 0.0	0.0
補正後予算 (億円)	80,518	80,531	82,579	—
(前年度比、%)	▲ 13.0	0.0	2.5	—

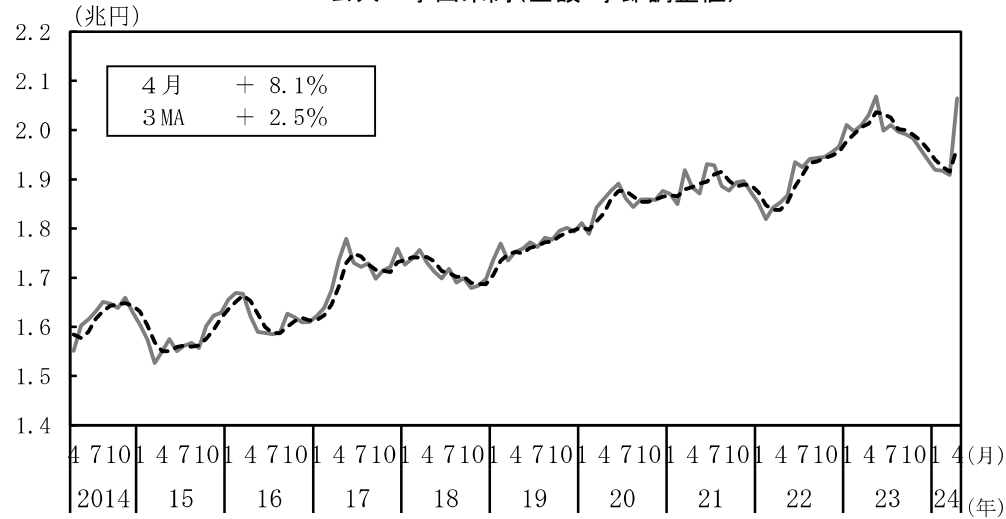
②地方の普通建設事業費

(前年度比、%)

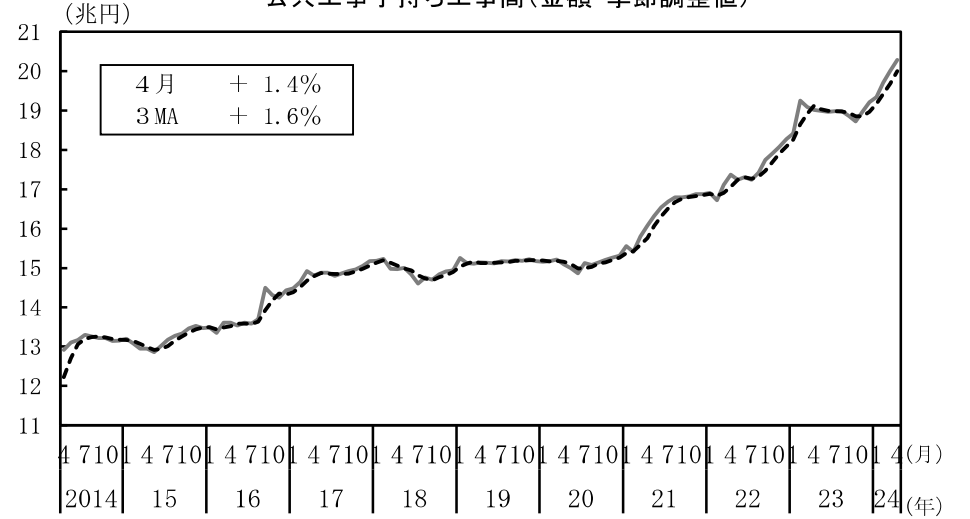
調査機関	総務省		時事通信社		日経グローバル	
区 分	(当初予算)		(当初予算)		(当初予算)	
年 度	2022年度	2023年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
普通建設事業費	0.6	3.3	2.9	3.7	5.4	6.3
うち補助事業費	▲ 1.1	3.5	3.4	▲ 0.4	4.4	3.1
うち単独事業費	1.8	4.0	3.3	8.3	7.0	9.8
調査対象	普通会計、当初予算。 都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

- (備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、(株)日本経済新聞社「日経グローバル」調査などにより作成。
 2. ①の2021年度および2022年度における[]内は、デジタル庁一括計上に伴う組替え前の計数であり、2023年度における[]内は、水道事業の国土交通省への移管に伴う組替え前の計数である。

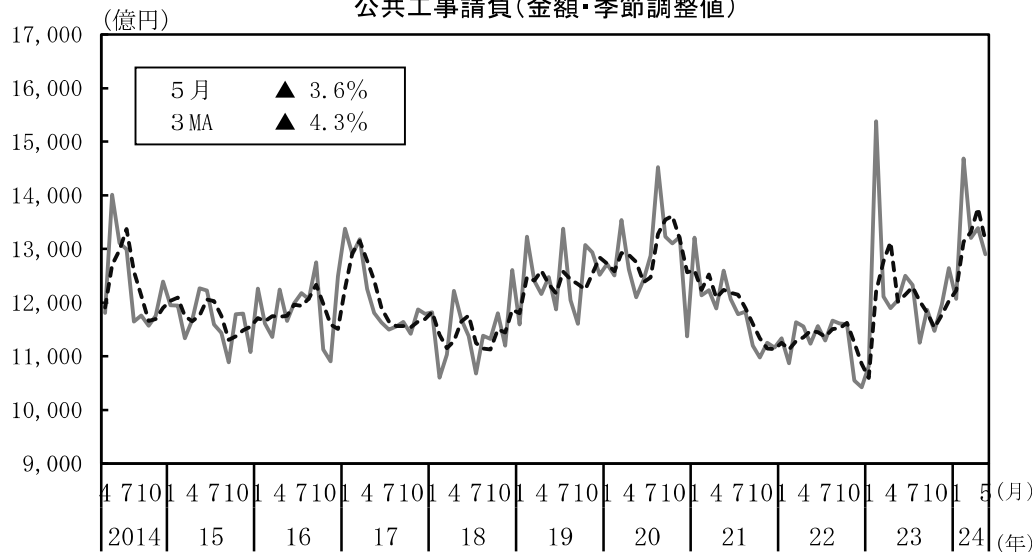
公共工事出来高(金額・季節調整値)



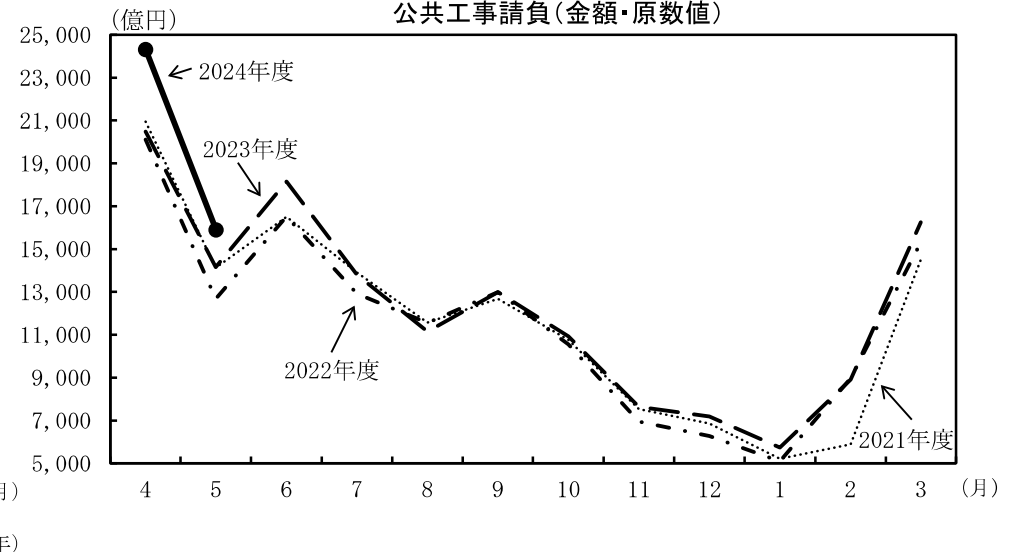
公共工事手持ち工事高(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・原数値)



(備考)

左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
左下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。
点線は後方3か月移動平均。

(備考)

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
右下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。

6. 輸出・輸入・国際収支

輸出は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

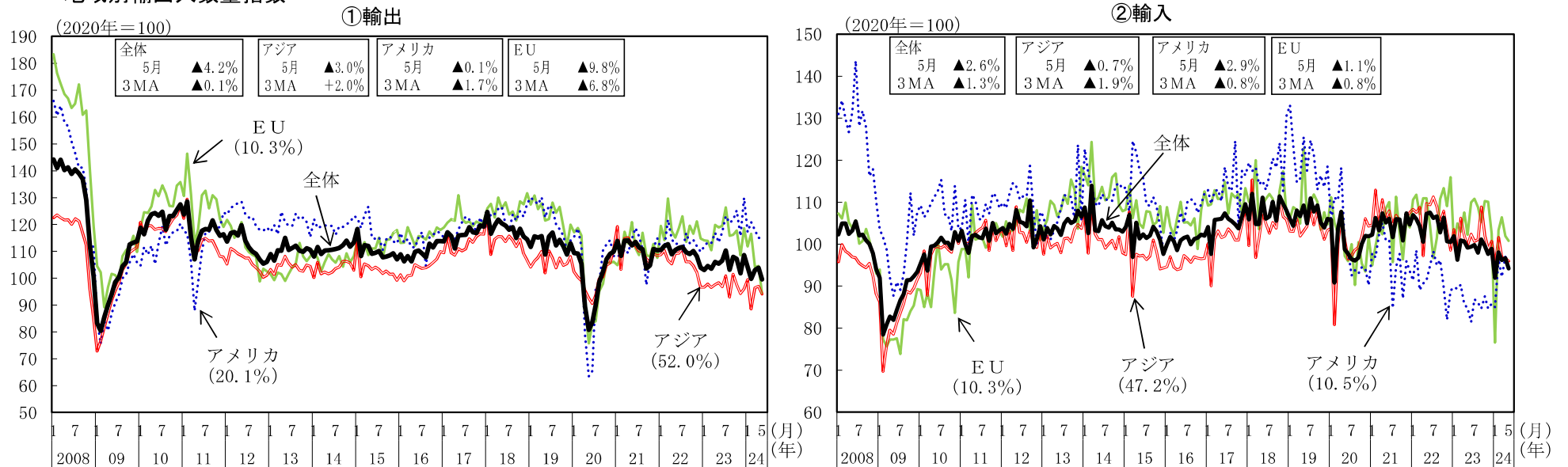
輸入は、おおむね横ばいとなっている。

貿易・サービス収支は、赤字となっている。

(輸出入数量指数は2020年=100、前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節調整済前期(月)比、経常収支とその内訳は季節調整値、Pは速報値)

	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年 10-12月	2024年 1-3月	2024年 3月	4月	5月
輸出数量指数 (%)	[▲0.6] ▲2.2	[▲4.0] ▲2.4	(▲ 1.2) ▲ 2.0	(▲ 3.3) ▲ 0.7	(3.3) ▲ 2.1	(0.8) ▲ 3.2	P (▲ 4.2) P ▲ 0.9
輸入数量指数 (%)	[▲0.4] ▲1.9	[▲4.9] ▲5.2	(▲ 0.9) ▲ 3.3	(▲ 3.3) ▲ 5.9	(▲ 1.9) ▲ 9.7	P (0.5) P 0.7	P (▲ 2.6) P ▲ 1.9
貿易・サービス収支(億円)	[▲210,665] ▲231,771	[▲94,167] ▲60,230	▲ 10,073	P ▲ 18,386	P ▲ 8,523	P ▲ 5,529	—
貿易収支(億円)	[▲155,107] ▲177,869	[▲65,009] ▲35,725	▲ 11,440	P ▲ 11,333	P ▲ 5,740	P ▲ 4,151	—
第一次所得収支(億円)	[350,477] 353,150	[349,240] 355,312	86,496	P 89,230	P 31,525	P 34,330	—
経常収支(億円)	[114,486] 90,787	[213,810] 253,390	66,306	P 60,923	P 20,106	P 25,241	—
金融収支(億円)(原数値)	[64,253] 91,471	[233,037] 214,532	34,428	P 59,758	P 24,782	P 22,526	—

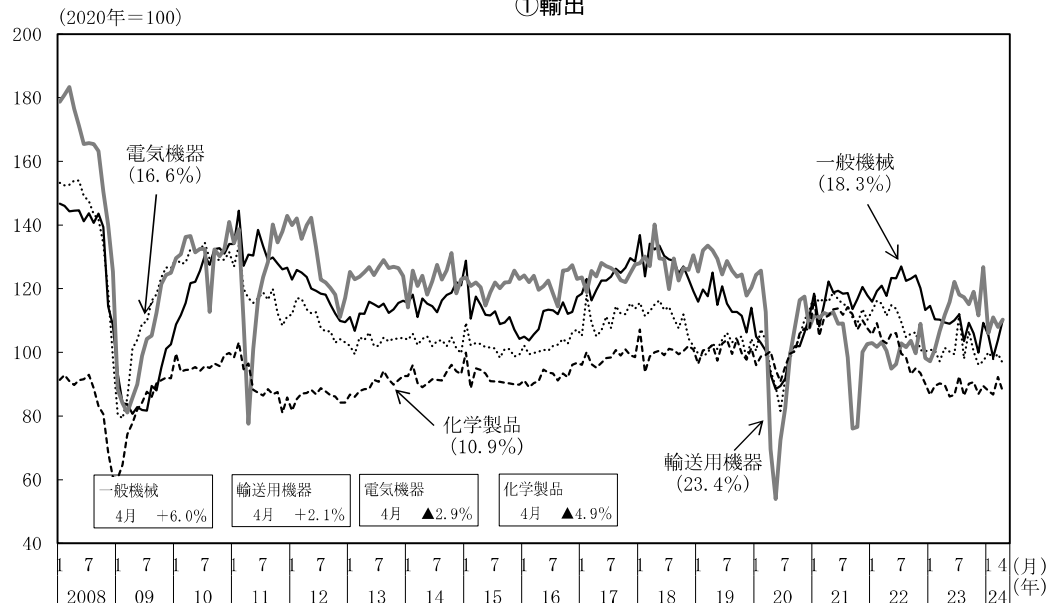
地域別輸出入数量指数



(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2023年の金額ウェイト。なお、EUは27か国ベース。

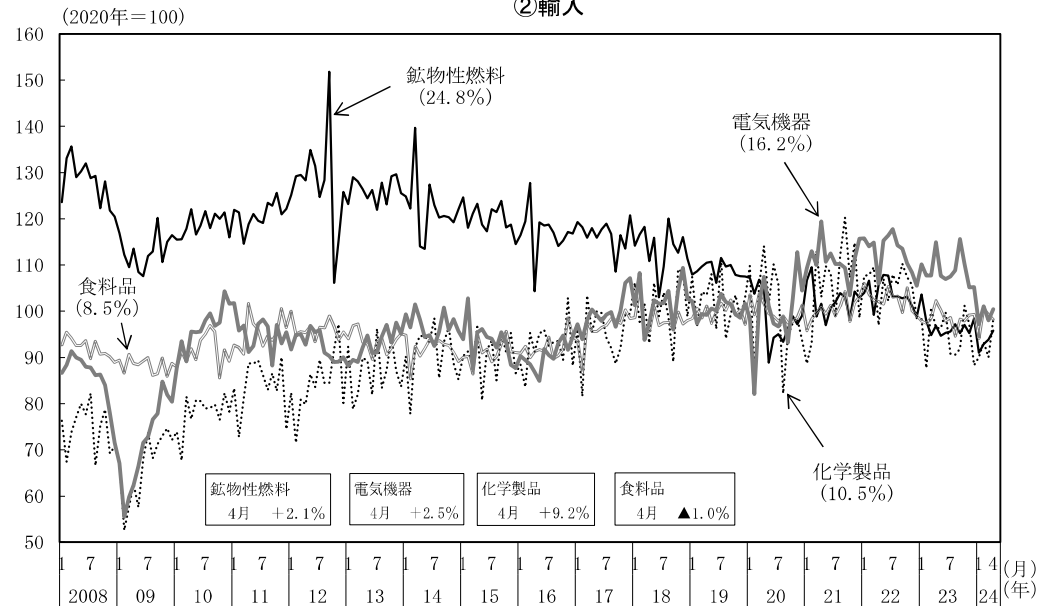
品目別輸出入数量指数

①輸出

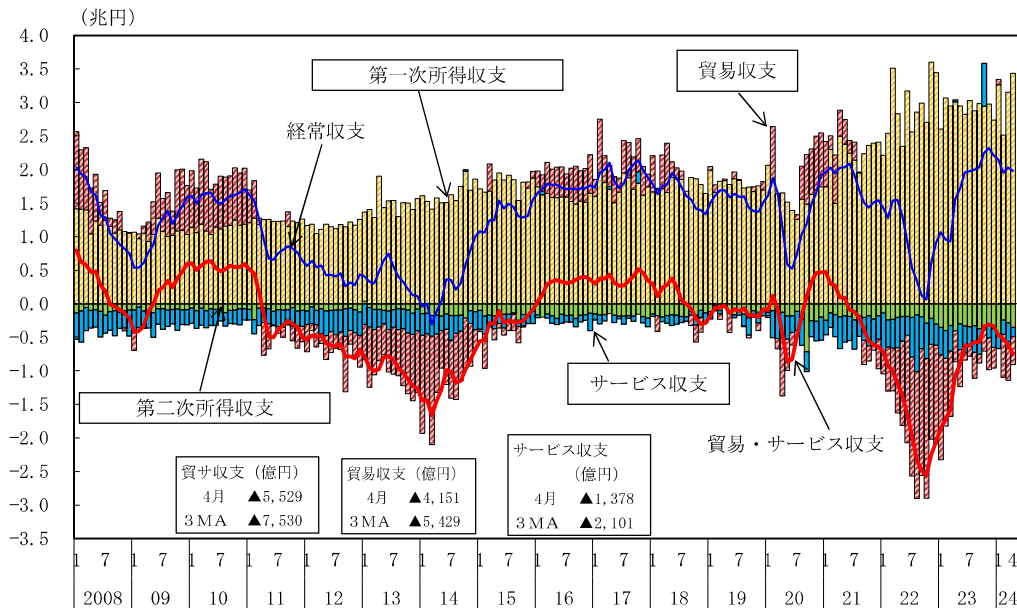


(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2023年の金額ウェイト。

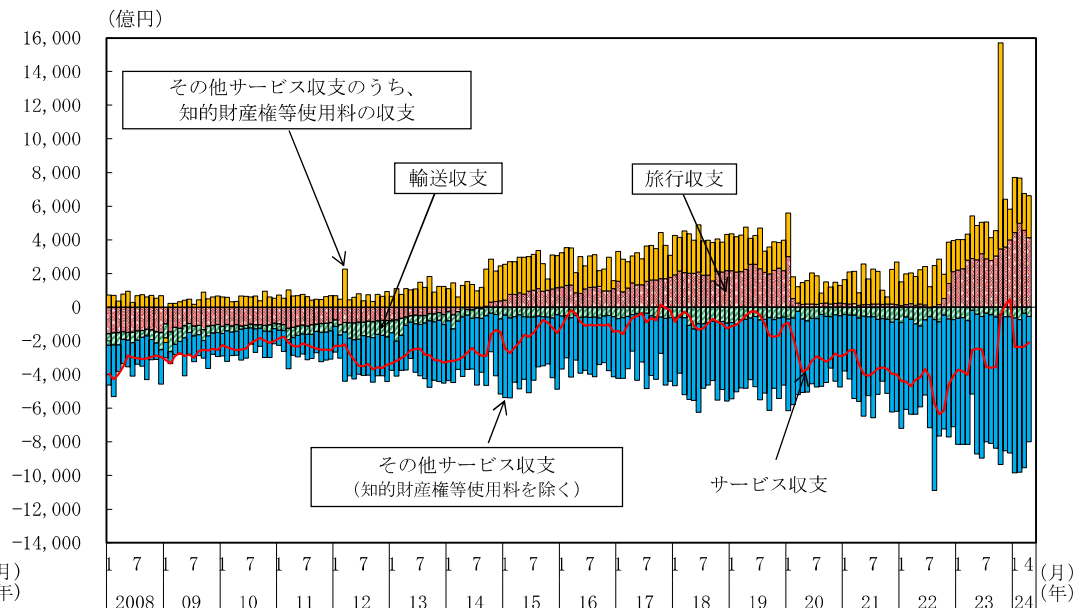
②輸入



経常収支



サービス収支



(備考) 1. 財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支(知的財産権等使用料を除く)は、内閣府による季節調整値。
2. 積上げは単月の値。折線は後方3か月移動平均の値。

7. 生産・出荷・在庫

生産は、このところ持ち直しの動きがみられる。

(%)

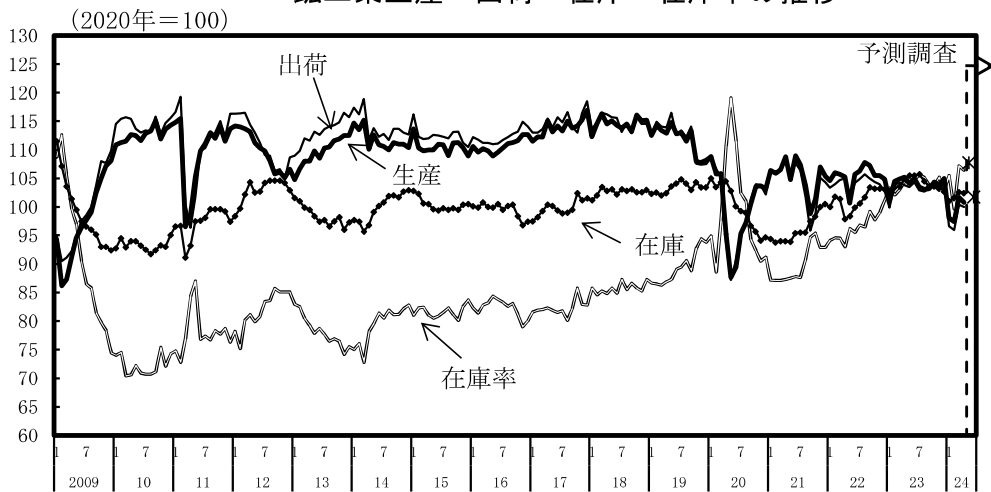
	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年 7－9月期	10－12月期	2024年 1－3月期	2024年 2月	3月	4月
鉱工業生産指数	[▲ 0.1] ▲ 0.3	[▲ 1.3] ▲ 1.9	(▲ 1.4) ▲ 3.9	(1.1) ▲ 0.7	(▲ 5.2) ▲ 4.0	(▲ 0.6) ▲ 3.9	(4.4) ▲ 6.2	(▲ 0.9) ▲ 1.8
鉱工業出荷指数	[▲ 0.5] ▲ 0.1	[▲ 0.7] ▲ 1.6	(▲ 0.9) ▲ 2.5	(0.6) ▲ 0.3	(▲ 5.8) ▲ 4.6	(▲ 0.7) ▲ 4.7	(4.7) ▲ 6.8	(▲ 0.4) ▲ 1.4
鉱工業在庫指数	[2.7] 2.2	[▲ 0.5] ▲ 1.0	(▲ 1.8) 0.0	(▲ 0.9) ▲ 0.5	(▲ 0.1) ▲ 1.0	(0.6) ▲ 1.7	(1.0) ▲ 1.0	(▲ 0.2) ▲ 2.4
製造工業生産能力指数 (2020年=100)	[98.2] 98.4	[98.5] 98.2	98.5	98.5	98.2	98.4	98.2	97.9
製造工業稼働率指数 (2020年=100)	[108.1] 107.9	[107.0] 105.0	(106.5)	(106.7)	(98.7)	(98.1)	(99.4)	(99.7)
第3次産業 活動指数	[1.6] 2.3	[1.9] P 1.4	(0.8) 2.4	(▲ 0.5) 1.0	P (▲ 0.1) P 0.9	P (2.1) P 2.8	P (▲ 2.3) P ▲ 0.8	P (1.9) P 1.4

予測調査
5月 6.9%
6月 ▲5.6%

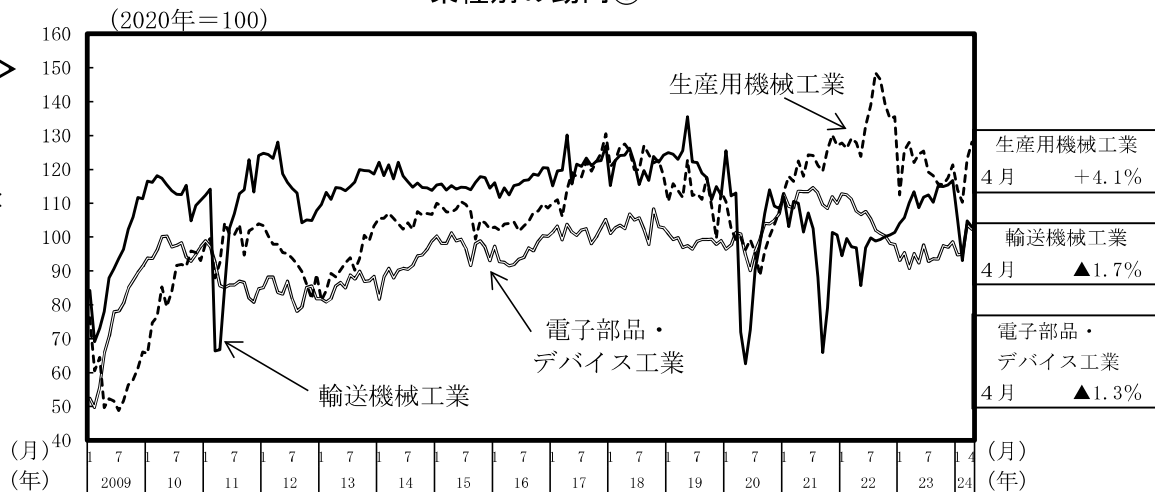
(備考) 1. 経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第3次産業活動指数」により作成。Pは速報値。

2. 鉱工業生産・出荷・在庫指数、第3次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の [] 内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期(月)比、上段の () 内は季節調整済前期(月)比。

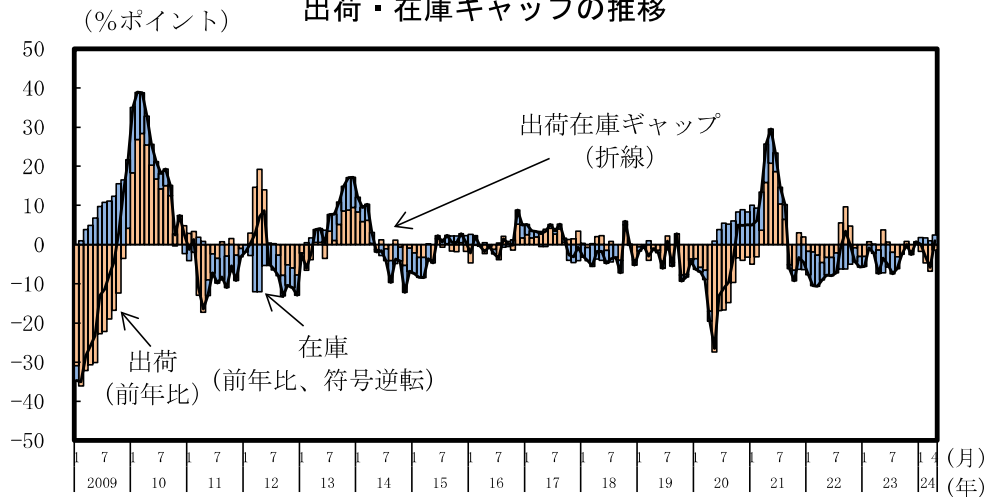
鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移



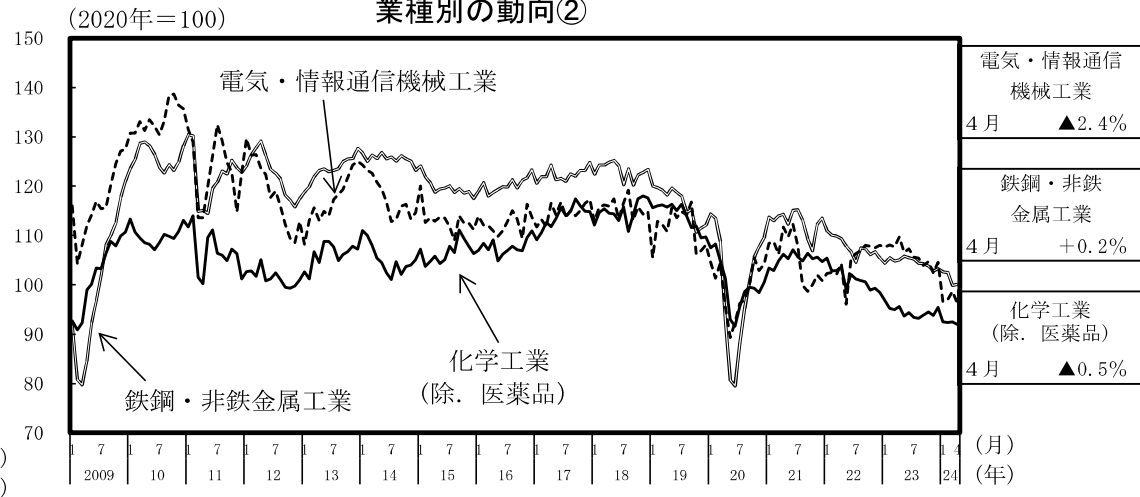
業種別の動向①



出荷・在庫ギャップの推移



業種別の動向②



(備考) 経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ=出荷(前年比) - 在庫(前年比)。

8. 企業収益・業況判断

企業収益は、総じてみれば改善している。

企業の業況判断は、改善している。ただし、製造業の一部では、一部自動車メーカーの生産・出荷停止による影響がみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2024年3月調査）」

（前年同期比、％）

経常利益		2021年度	2022年度	2023年度 実績見込み			2024年度 計画		
		実績	実績	上期	下期		上期	下期	
全規模	全産業	42.7	16.2	6.9	12.2	1.1	▲ 3.0	▲ 5.8	0.3
大企業	製造業	53.7	11.7	7.4	4.5	11.6	▲ 4.0	▲ 6.7	▲ 0.2
	非製造業	44.4	32.7	8.7	27.1	▲ 10.1	▲ 3.4	▲ 5.6	▲ 0.3
中小企業	製造業	45.0	▲ 7.8	2.2	0.7	3.7	0.8	▲ 5.4	7.1
	非製造業	21.8	8.4	5.2	16.2	▲ 3.1	0.1	▲ 1.4	1.4

財務省「法人企業統計季报」

（前年同期比、（ ）内は季調済前期比、％）

経常利益	2022年	2023年	2022年度	2023年度	2023年4－6月	7－9月	10－12月	2024年1－3月
全規模全産業	11.2	12.0	8.8	14.6	11.6 (10.1)	20.1 (▲ 0.6)	13.0 (▲ 1.9)	15.1 (6.7)
製造業	11.1	0.1	2.6	8.8	0.4 (12.7)	▲ 0.9 (4.3)	19.9 (▲ 2.0)	23.0 (5.1)
非製造業	11.3	19.8	13.0	18.1	19.0 (8.8)	40.0 (▲ 3.2)	9.5 (▲ 1.8)	11.5 (7.6)
大中堅企業	17.0	11.5	12.2	14.7	9.4 (11.5)	18.3 (▲ 2.6)	20.1 (5.1)	13.4 (▲ 0.5)
中小企業	▲ 5.0	13.5	▲ 1.0	14.4	23.5 (5.7)	26.8 (6.0)	▲ 7.3 (▲ 23.1)	18.8 (36.3)

（備考）大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

（％ポイント）

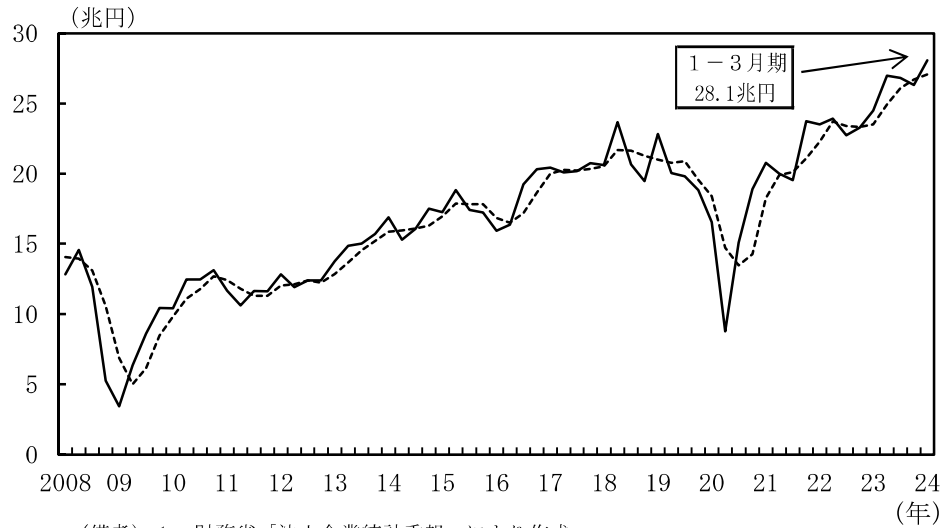
日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2024年3月調査）」

→ 見込み

業況判断D I		2022年9月	12月	2023年3月	6月	9月	12月	2024年3月	6月
全規模	全産業	+ 3	+ 6	+ 5	+ 8	+ 10	+ 13	+ 12	+ 9
	製造業	+ 0	+ 2	▲ 4	▲ 1	+ 0	+ 5	+ 4	+ 4
	非製造業	+ 5	+ 10	+ 12	+ 14	+ 16	+ 18	+ 18	+ 13
大企業	製造業	+ 8	+ 7	+ 1	+ 5	+ 9	+ 12	+ 11	+ 10
	非製造業	+ 14	+ 19	+ 20	+ 23	+ 27	+ 30	+ 34	+ 27
中小企業	製造業	▲ 4	▲ 2	▲ 6	▲ 5	▲ 5	+ 1	▲ 1	+ 0
	非製造業	+ 2	+ 6	+ 8	+ 11	+ 12	+ 14	+ 13	+ 8

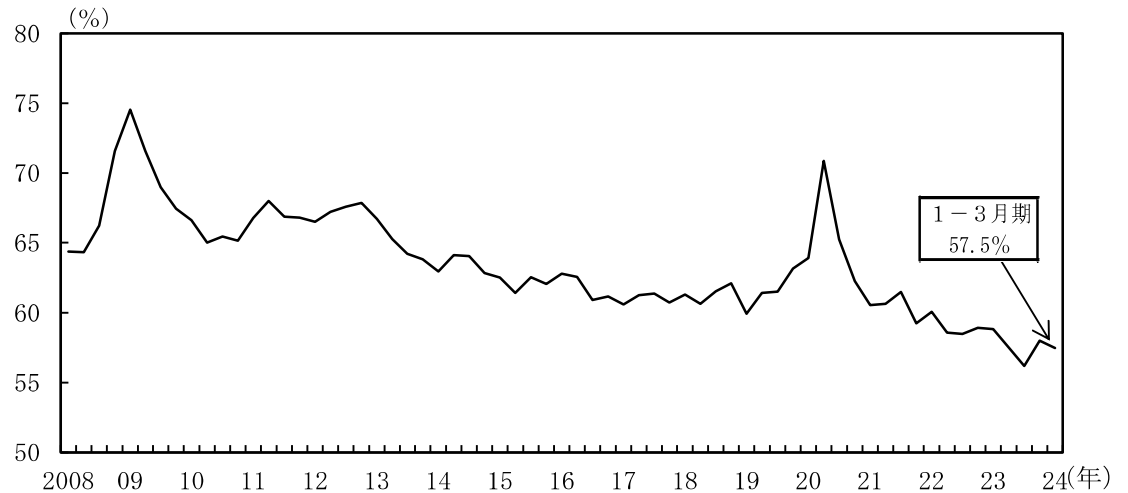
（備考）D I = 「良い」とみる企業の割合（％）－「悪い」とみる企業の割合（％）

<企業収益>
経常利益額の推移



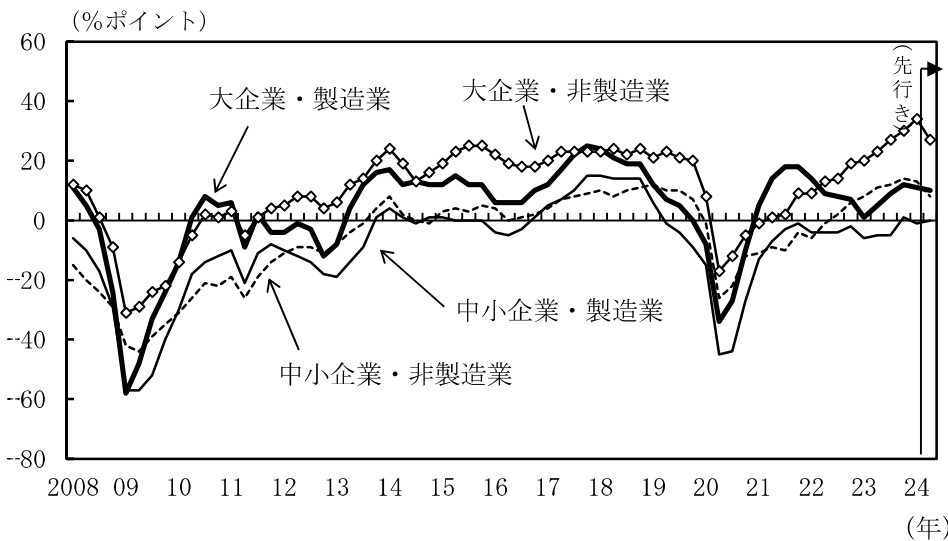
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 季節調整値。点線は後方3四半期移動平均。

労働分配率の推移



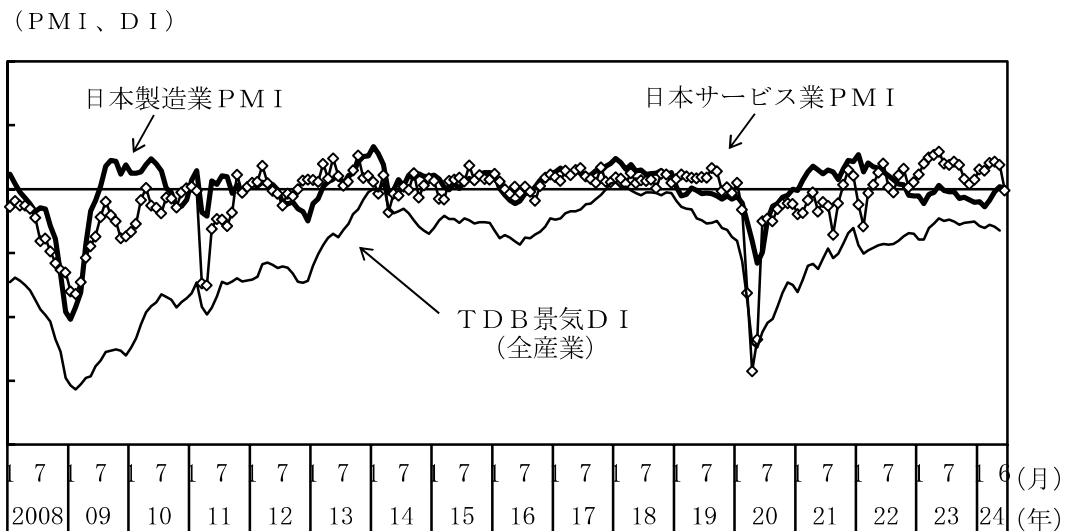
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 労働分配率=人件費/(人件費+営業利益+減価償却費+受取利息)
3. 内閣府の試算による季節調整値。

<企業の景況感>
日銀短観の業況判断DIの推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。DIは「良い」-「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移



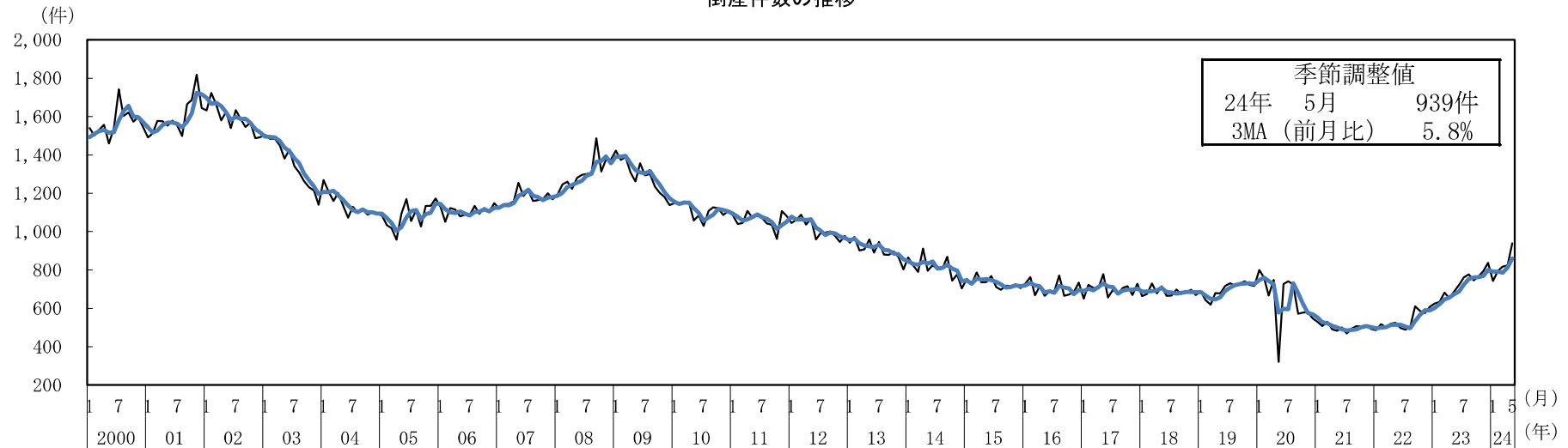
(備考) 1. S&P Global社、(株)帝国データバンク「TDB景気動向調査(全国)」により作成。
2. PMIは、「前月に比べ増加(改善)」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を2で除した値を足した値(季節調整値)。DIは、景気の現状について7段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

9. 倒産
倒産件数は、増加がみられる。

(株)東京商工リサーチ(TSR)「倒産月報」 (前年比は原数値、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

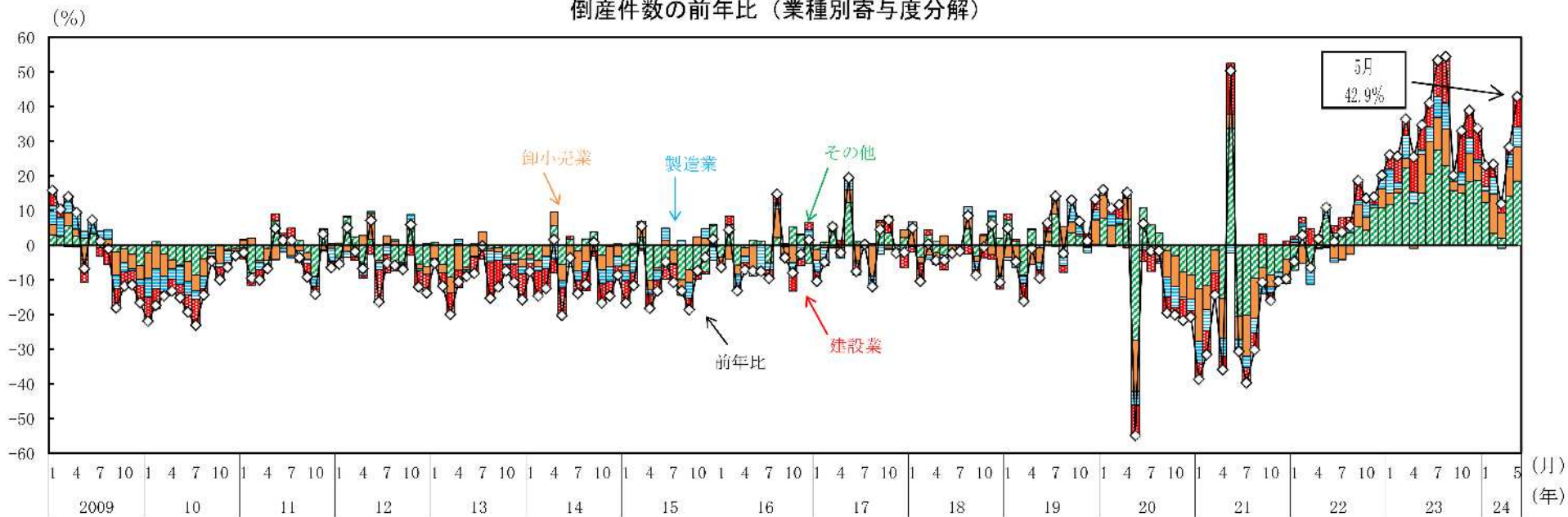
	[2021年] 2021年度	[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年10-12月期	2024年1-3月期	2024年3月	2024年4月	2024年5月
企業倒産件数	[6,030] 5,980	[6,428] 6,880	[8,690] 9,053	2,410	2,319	906	783	1,009
前年比(%)	[▲22.4] ▲16.5	[6.6] 15.0	[35.1] 31.5	35.1	18.5	11.9	28.3	42.9
前月比(%)				(5.0)	(▲1.8)	(2.7)	(0.8)	(13.8)
負債金額(億円)	[11,507] 11,679	[23,314] 23,243	[24,026] 24,630	5,061	3,609	1,422	1,134	1,367
前年比(%)	[▲5.6] ▲3.3	[102.6] 99.0	[3.0] 5.9	79.6	20.1	▲3.5	▲44.3	▲50.9
大型倒産除く(億円)	[4,984] 4,964	[5,732] 6,069	[7,172] 7,725	1,927	2,151	855	665	866
前年比(%)	[▲18.4] ▲10.7	[15.0] 22.2	[25.1] 27.2	20.5	34.6	22.6	32.7	39.9

倒産件数の推移



(備考) 1. (株)東京商工リサーチ(TSR)「倒産月報」により作成。
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）



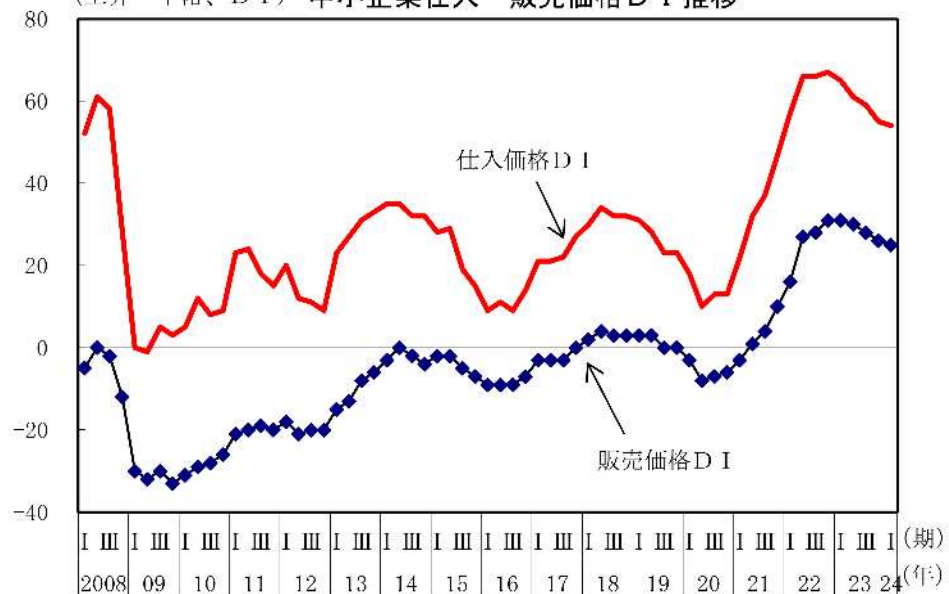
(備考) (株)東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」により作成。

(余裕一窮屈、DI) 中小企業資金繰りDI推移



(備考) (株)日本政策金融公庫 「中小企業景況調査」により作成。

(上昇一下落、DI) 中小企業仕入・販売価格DI推移



(備考) 日本銀行 「全国企業短期経済観測調査」により作成。

10. 雇用情勢

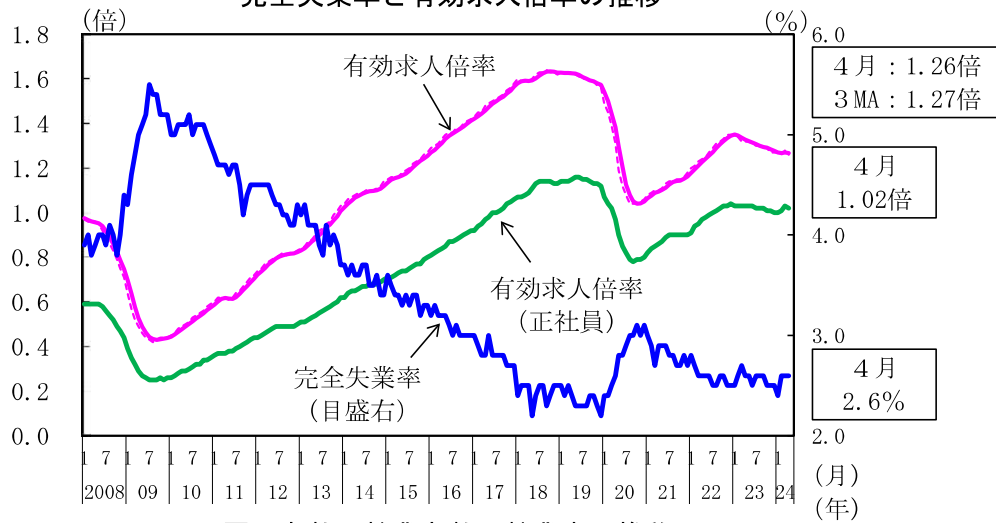
雇用情勢は、改善の動きがみられる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年ベース、()内は季調済前期(月)比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値)

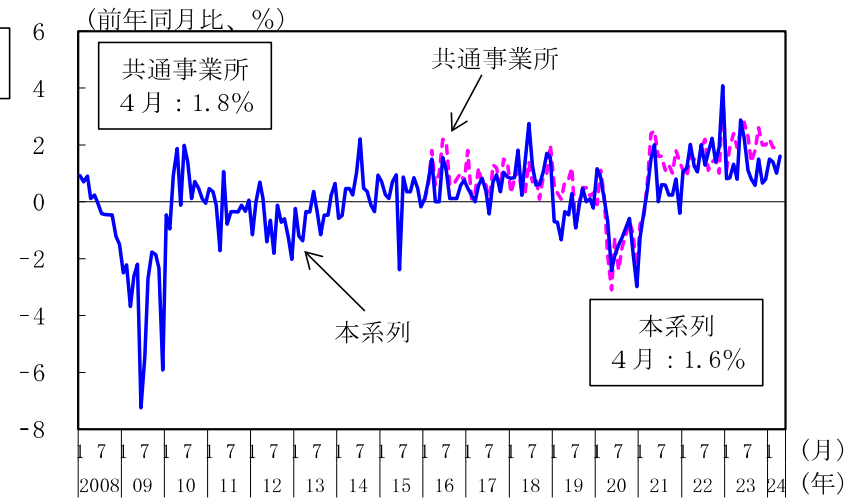
	2022年度[年]	2023年度[年]	2023年7-9月	10-12月	2024年1-3月	2024年2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.6 [2.6]	2.6 [2.6]	2.6	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6
うち15~24歳	4.4 [4.4]	3.9 [4.1]	3.9	3.9	4.1	4.2	4.5	4.1
完全失業者数総数 (万人)	178 [179]	178 [178]	181	175	178	182	182	183
うち非自発的な離職による者	44 [46]	43 [43]	43	41	42	44	46	44
雇用者数	0.6 [0.4]	0.7 [0.6]	0.7 (0.2)	0.6 (0.0)	0.9 (0.2)	1.3 (0.3)	0.7 (▲0.2)	0.5 (▲0.1)
常用労働者数(労働者計)	1.1 [0.8]	1.8 [1.9]	1.9 (0.4)	2.0 (0.4)	1.3 (▲0.2)	1.3 (0.2)	1.4 (0.2)	1.2 (0.1)
新規求人数	9.3 [10.8]	▲2.4 [0.1]	▲1.7 (▲0.7)	▲3.3 (▲0.7)	▲4.6 (0.5)	▲3.6 (1.6)	▲7.4 (▲0.7)	▲2.3 (▲4.1)
有効求人数	10.8 [12.7]	▲1.6 [0.9]	▲1.1 (▲0.5)	▲2.7 (▲1.1)	▲3.7 (▲0.2)	▲3.1 (0.5)	▲4.4 (▲0.9)	▲3.6 (▲1.3)
有効求人倍率 (倍)	1.31 [1.28]	1.29 [1.31]	1.29	1.28	1.27	1.26	1.28	1.26
正社員 (倍)	1.01 [0.99]	1.02 [1.02]	1.02	1.01	1.01	1.01	1.03	1.02
所定外労働時間(残業時間等)	3.9 [4.6]	▲2.0 [▲0.9]	▲2.0 (▲1.7)	▲2.5 (▲1.3)	▲2.9 (▲0.8)	▲2.0 (4.0)	▲2.8 (▲1.3)	▲2.8 (▲0.3)
製造業	2.2 [6.2]	▲5.9 [▲5.5]	▲6.8 (▲2.4)	▲6.3 (▲2.1)	▲6.7 (▲4.8)	▲7.0 (1.7)	▲5.5 (1.3)	▲6.4 (▲0.7)
現金給与総額(一人当たり・名目)	1.9 [2.0]	1.3 [1.2]	0.9 (▲1.0)	0.9 (0.4)	1.3 (0.4)	1.4 (0.1)	1.0 (0.5)	1.6 (0.2)
※共通事業所	-	-	-	-	-	1.9	1.9	1.8
実質賃金(一人当たり)	▲1.8 [▲1.0]	▲2.2 [▲2.5]	▲2.6	▲2.5	▲1.6	▲1.8	▲2.1	▲1.2
定期給与(名目)	1.3 [1.4]	1.2 [1.1]	1.1 (0.1)	1.2 (0.3)	1.4 (0.1)	1.5 (0.6)	1.5 (▲0.2)	1.6 (0.5)
※共通事業所	-	-	-	-	-	1.9	2.0	2.1

(備考) 1. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列(2019年5月以前は抽出調査、6月以降は全数調査)を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Pは速報値。
2. 定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。

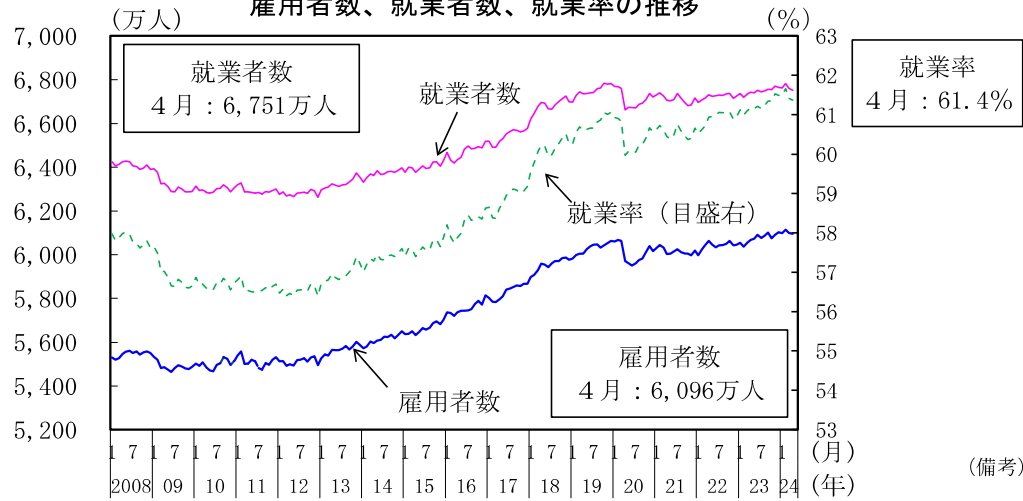
完全失業率と有効求人倍率の推移



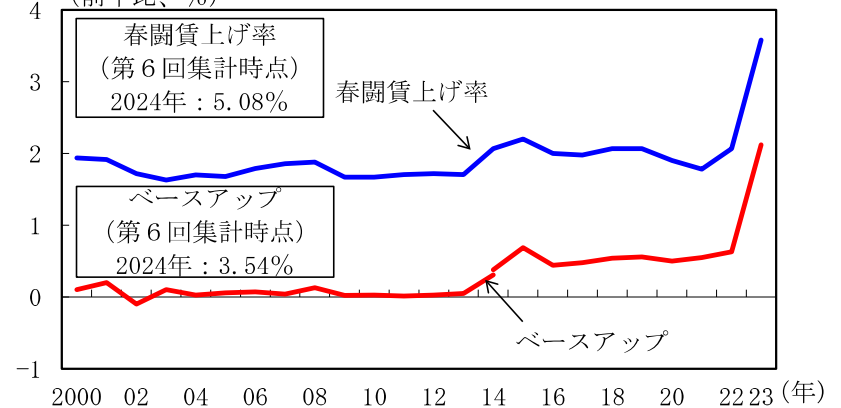
現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移



雇用者数、就業者数、就業率の推移



賃上げ率の推移（最終集計時点）



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
 2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
 3. 有効求人倍率について、点線は単月、実線は3か月移動平均。

- (備考) 1. 上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は、中央労働委員会「賃金事情等総合調査」、日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果」により作成。
 2. 本系列は、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。共通事業所は、2016年1月より公表。
 3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当の賃上げ率。ベースアップ率の値は2013年までは賃金事情等総合調査、2014年以降は春季生活闘争回答集計結果による。

11. 物価

国内企業物価は、このところ緩やかに上昇している。消費者物価は、緩やかに上昇している。

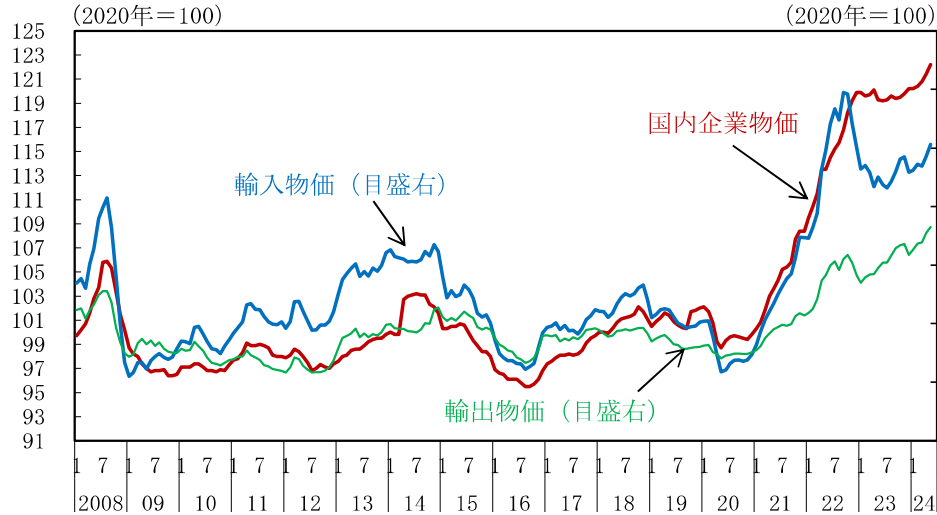
(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は前期(月)比、<>内は季節調整済前期(月)比、%)

		[2022年] 2022年度	[2023年] 2023年度	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	2024年 3月	4月	5月	
国内企業物価		[9.8]	[4.2]	(0.1)	(0.2)	(0.6)	(0.3)	(0.5)	P (0.7)	
		9.5	2.3	3.0	0.6	0.7	0.9	1.1	P 2.4	
夏季電力料金調整後		[9.8]	[4.2]	(▲ 0.1)	(0.3)	(0.6)	(0.3)	(0.5)	P (0.7)	
		9.5	2.3	3.0	0.6	0.7	0.9	1.1	P 2.4	
輸出物価		[16.3]	[4.0]	(3.4)	(1.9)	(0.7)	(0.4)	(2.2)	P (1.5)	
		15.1	4.2	2.1	4.2	8.9	8.8	11.0	P 10.9	
輸入物価		[39.1]	[▲ 4.7]	(0.6)	(3.8)	(▲ 0.8)	(▲ 0.4)	(2.0)	P (2.5)	
		33.2	▲ 7.2	▲ 13.6	▲ 7.9	0.5	1.4	6.6	P 6.9	
契約通貨ベース		[21.4]	[▲ 8.8]	(▲ 3.2)	(1.8)	(▲ 1.2)	(▲ 0.5)	(0.2)	P (0.9)	
		15.8	▲ 11.4	▲ 16.0	▲ 10.8	▲ 8.0	▲ 6.9	▲ 4.1	P ▲ 3.0	
企業向けサービス価格		[1.5]	[2.2]	(0.6)	(1.0)	(▲ 0.1)	(0.8)	(0.7)	P (▲ 0.1)	
		1.7	2.3	2.3	2.7	2.3	2.3	2.7	P 2.5	
国際運輸を除くベース		[1.2]	[2.3]	< 0.6 >	< 0.6 >	< 0.4 >	< 0.1 >	< 0.8 >	P < 0.0 >	
		1.4	2.4	2.5	2.7	2.3	2.3	2.6	P 2.4	
消費者物価	総合	固定基準	[2.5]	[3.2]	< 0.8 >	< 0.9 >	< 0.2 >	< 0.2 >	< 0.2 >	< 0.5 >
			3.2	3.0	3.2	2.9	2.5	2.7	2.5	2.8
		連鎖基準	[2.5]	[3.5]	-	-	-	< 0.3 >	< 0.2 >	< 0.4 >
			-	-	-	-	-	2.8	2.6	2.9
	持家の帰属家賃を除く総合	固定基準	[3.0]	[3.8]	(0.9)	(1.1)	(0.1)	(0.3)	(0.5)	(0.4)
		3.8	3.5	3.7	3.4	3.0	3.1	2.9	3.3	
	食料	固定基準	[4.5]	[8.1]	(1.7)	(1.6)	(▲ 0.1)	(0.4)	(0.6)	(0.3)
		5.7	7.4	8.8	7.5	5.1	4.8	4.3	4.1	
	生鮮食品	固定基準	[8.1]	[7.4]	(2.6)	(4.8)	(▲ 1.7)	(1.3)	(3.3)	(1.2)
		7.2	6.9	7.2	11.4	4.2	5.5	9.1	8.8	
	生鮮食品を除く食料	固定基準	[3.8]	[8.2]	(1.5)	(1.0)	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(0.1)
		5.4	7.5	9.1	6.8	5.2	4.6	3.5	3.2	
	エネルギー	固定基準	[17.1]	[▲ 6.0]	(▲ 1.6)	(2.5)	(0.2)	(0.5)	(0.5)	(3.1)
	12.8	▲ 8.0	▲ 10.1	▲ 10.2	▲ 5.1	▲ 0.6	0.1	7.2		
生鮮食品を除く総合	固定基準	[2.3]	[3.1]	< 0.8 >	< 0.8 >	< 0.3 >	< 0.1 >	< 0.0 >	< 0.5 >	
	3.0	2.8	3.0	2.5	2.5	2.6	2.2	2.5		
	連鎖基準	[2.3]	[3.3]	-	-	-	< 0.1 >	< 0.0 >	< 0.5 >	
		-	-	-	-	-	2.7	2.3	2.6	
	(政策等による特殊要因を除く)	[0.0]	[0.6]	-	-	-	< 0.1 >	< 0.0 >	< 0.5 >	
		-	-	-	-	-	2.4	2.1	2.4	
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	固定基準	[1.1]	[4.0]	< 0.9 >	< 0.6 >	< 0.5 >	< 0.1 >	< 0.0 >	< 0.1 >	
		2.2	3.9	4.3	3.8	3.2	2.9	2.4	2.1	
	連鎖基準	[1.1]	[4.1]	-	-	-	< 0.1 >	< 0.0 >	< 0.1 >	
		-	-	-	-	-	2.9	2.4	2.2	

消費者物価 (東京都区部)	
4月	5月
< ▲ 0.3 >	< 0.4 >
1.8	2.2
-	-
-	-
(▲ 0.1)	(0.4)
2.2	2.6
(0.3)	(0.4)
4.0	4.1
(2.3)	(0.9)
8.2	8.7
(▲ 0.1)	(0.3)
3.2	3.2
(0.7)	(4.0)
▲ 2.9	5.9
< ▲ 0.4 >	< 0.4 >
1.6	1.9
-	-
-	-
< ▲ 0.6 >	< 0.1 >
1.8	1.7
-	-
-	-

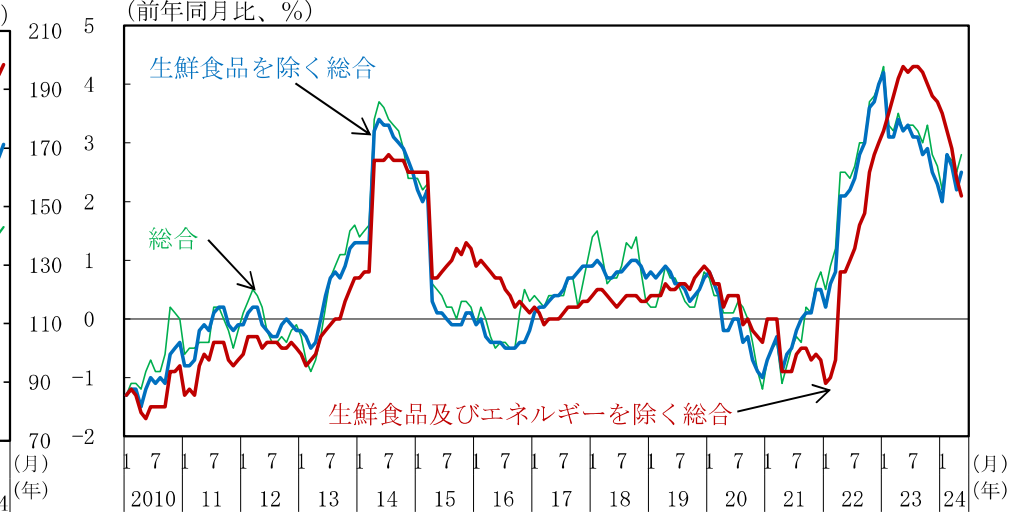
(備考) 1. 企業向けサービス価格、国内企業物価及び消費者物価はいずれも2020年基準。Pは速報。
 2. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送(除外航タンカー)、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整済前期(月)比は、内閣府試算値。
 3. 消費者物価の四半期前期比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同期比は内閣府で算出。「食料」は、生鮮食品、外食を含む。

企業物価の推移



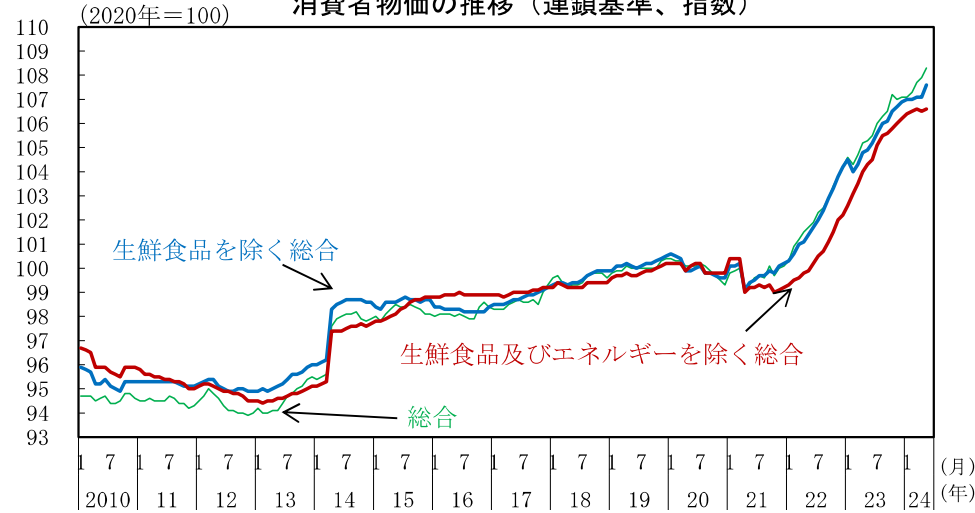
(備考) 日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。

消費者物価の推移 (固定基準、前年同月比)



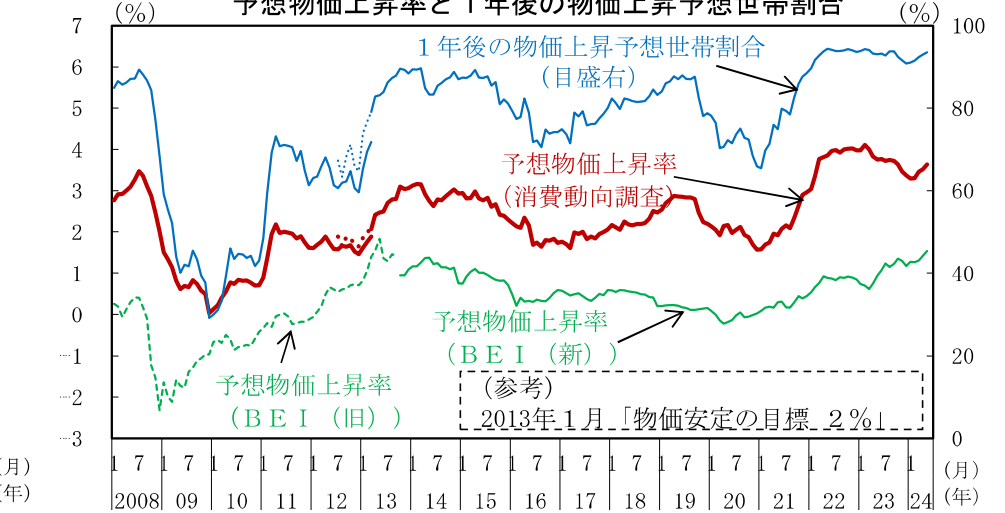
(備考) 総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。

消費者物価の推移 (連鎖基準、指数)



(備考) 総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。

予想物価上昇率と1年後の物価上昇予想世帯割合



- (備考)
1. 内閣府「消費動向調査」(二人以上の世帯)、Bloombergにより作成。
 2. 「消費動向調査」は、2013年4月から郵送調査への変更等があったため、それ以前の訪問留置調査の数値と不連続が生じている。点線部(2012年7月から2013年3月)は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
 3. 予想物価上昇率(消費動向調査)は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。
 4. BEI(ブレイク・オープン・インフレ率)は、物価連動国債売買参加者による物価予想。それぞれの時点で残存期間が最長のもの(BEI(旧)は旧物価連動国債、BEI(新)は新物価連動国債(残存10年物))。

12. 金融

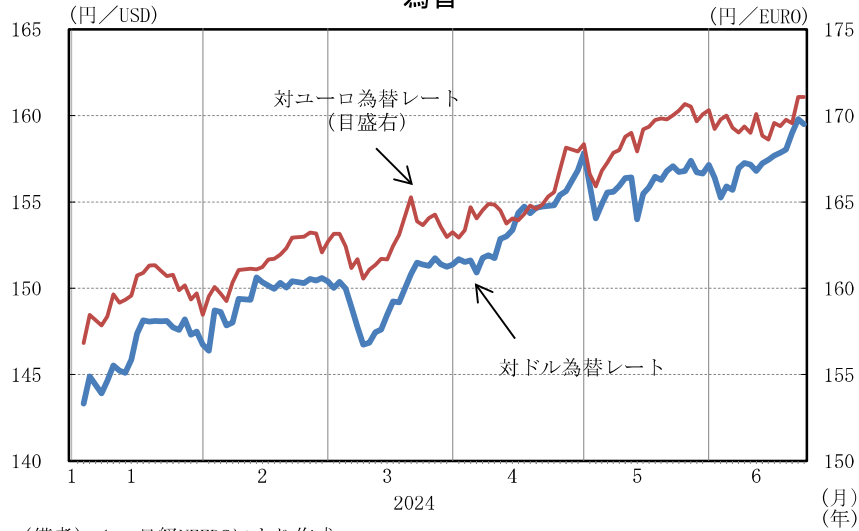
株価（日経平均株価）は、38,800円台から38,000円台まで下落した後、39,100円台まで上昇した。
対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、156円台から155円台まで円高方向に推移した後、159円台まで円安方向に推移した。

(%, ポイント、円)

	2022年	2023年	2022年度	2023年度	2023年 7-9月	10-12月	2024年 1-3月	2024年 3月	4月	5月	
コールレート (無担保翌日物)	-0.032	-0.034	-0.032	-0.029	-0.055	-0.016	0.001	0.022	0.077	0.077	6/25 0.078
ユーロ円 TIBOR (3か月物)	-0.028	0.000	-0.017	0.013	-0.003	0.014	0.054	0.083	0.109	0.118	6/25 0.129
国債流通利回り	0.225	0.554	0.292	0.616	0.597	0.758	0.696	0.735	0.834	0.965	6/25 0.995
株式相場 東証株価指数(TOPIX)	1,919	2,186	1,931	2,341	2,311	2,324	2,611	2,728	2,707	2,740	6/25 2,787
日経平均株価	27,257	30,716	27,290	33,226	32,517	32,478	37,730	39,844	38,750	38,557	39,173
円相場 (対米ドル)	131.57	140.59	135.43	144.51	144.56	147.77	148.56	149.63	153.43	156.13	6/25 159.50
(対ユーロ)	138.12	152.07	140.97	156.70	157.22	159.01	161.26	162.70	164.82	168.84	171.08
(韓国ウォン・1円当たり)	9.84	9.31	9.66	9.14	9.09	8.94	8.96	8.89	8.90	8.76	6/24 8.69
日銀当座預金残高 (億円、前年比)	5,280,079 1.2	5,372,463 1.7	5,238,149 ▲1.7	5,421,139 3.5	5,410,191 2.0	5,430,723 10.8	5,388,283 3.7	5,404,735 2.2	5,644,691 2.8	5,538,429 1.4	
マネタリーベース (億円、前年比)	6,532,030 1.5	6,636,551 1.6	6,496,940 ▲0.9	6,683,214 2.9	6,668,866 (▲0.3) 1.8	6,692,106 (9.5) 8.6	6,653,036 (▲4.0) 2.9	6,662,400 (3.6) 1.6	6,898,964 (11.4) 2.1	6,788,243 (▲14.3) 0.9	
マネーストック M2 (億円、前年比)	12,012,019 3.3	12,311,515 2.5	12,088,927 3.1	12,386,783 2.5	12,379,315 (2.3) 2.4	12,387,433 (1.9) 2.3	12,420,487 (2.9) 2.5	12,443,216 (4.0) 2.5	12,600,110 (▲0.7) 2.2	12,590,493 (▲1.6) 1.9	
マネーストック 広義流動性 (億円、前年比)	20,571,747 3.8	21,085,816 2.5	20,743,272 3.6	21,195,003 2.2	21,202,966 (1.8) 2.1	21,204,322 (1.6) 2.0	21,247,333 (2.6) 2.1	21,251,027 (1.1) 2.0	21,625,057 (11.6) 2.7	21,828,371 (8.5) 3.3	
銀行貸出	1.7	3.4	2.5	3.4	3.3	3.2	3.5	3.6	3.5	3.4	
普通社債発行額	▲16.4	22.3	▲10.9	16.2	54.8	▲9.5	▲0.4	26.9	▲58.3	35.2	

- (備考) 1. コールレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。
2. 国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。
3. 円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。円相場（韓国ウォン）はインターバンク直物NY17時時点。
4. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。
5. マネタリーベースは、平均残高の前年同期（月）比。（）内は季調済前期比年率。
6. マネーストックは、平均残高。（）内は季調済前期比年率。
7. 銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高の前年同期（月）比。
8. 普通社債発行額は、国内発行分（円建て外債及び資産担保型社債を含む）の前年同期（月）比。
9. マネーストック（広義流動性）は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い遡及改定を実施。

為替

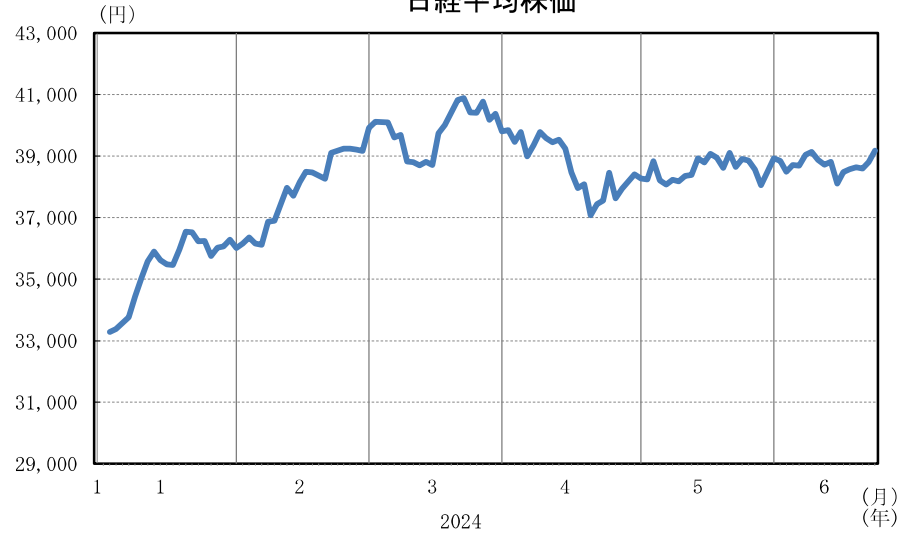


6/25
ユーロ
171.08円

6/25
ドル
159.50円

(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
2. 対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。

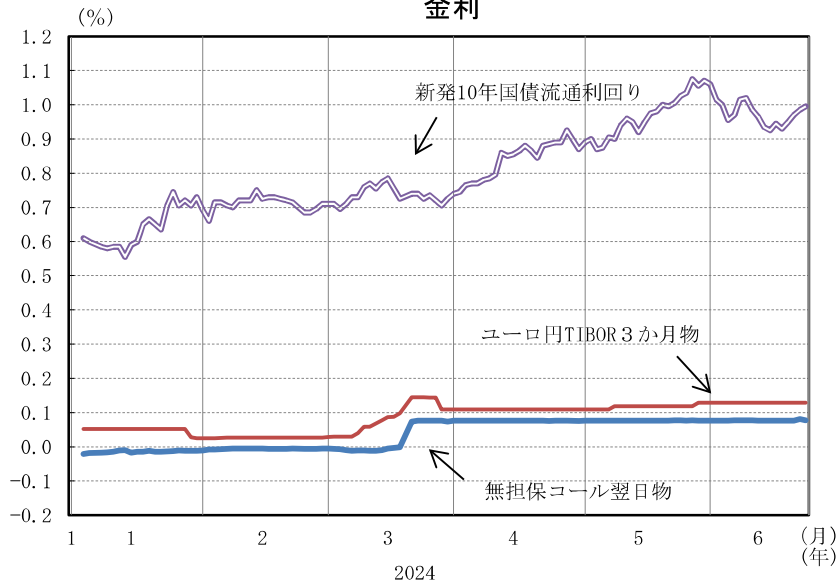
日経平均株価



6/25
39,173円

(備考) 日経NEEDSにより作成。

金利



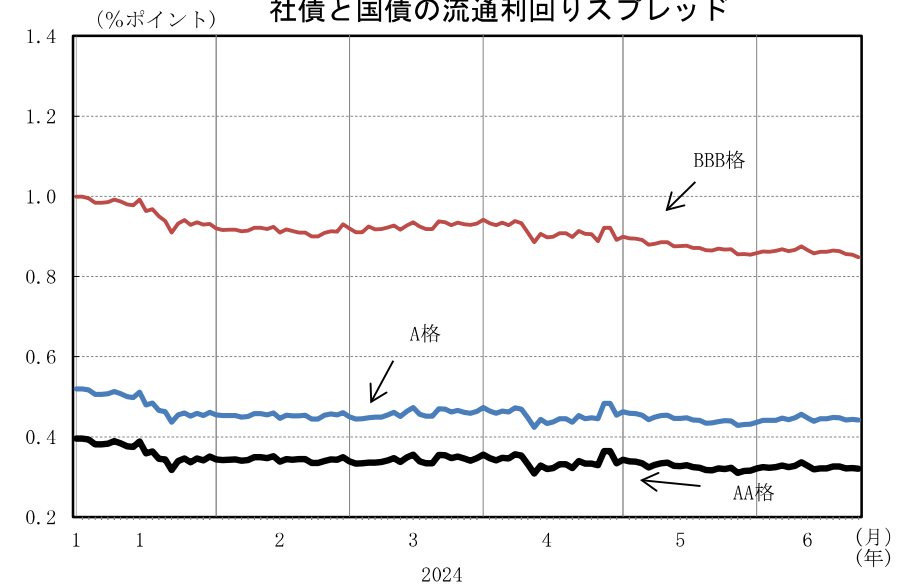
6/25
新発10年国債
流通利回り
0.995%

6/25
ユーロ円
TIBOR3か月物
0.129%

6/25
無担保コール
翌日物
0.078%

(備考) 日経NEEDSにより作成。

社債と国債の流通利回りスプレッド

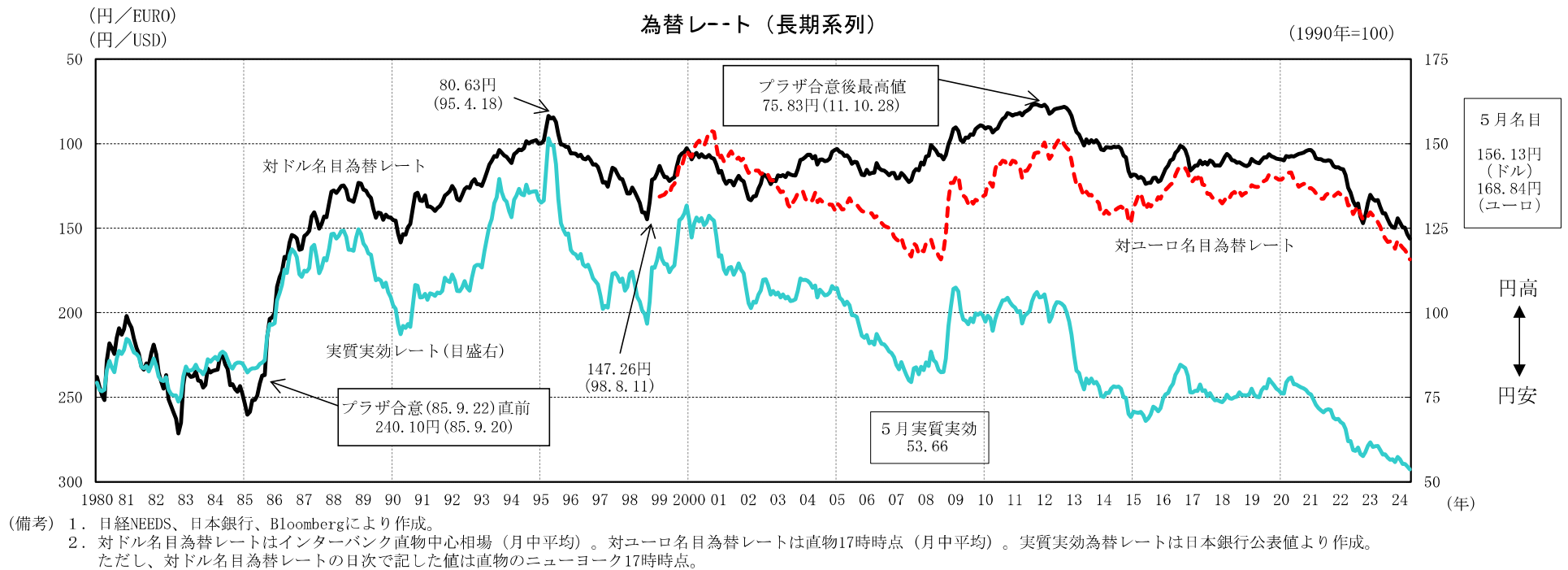
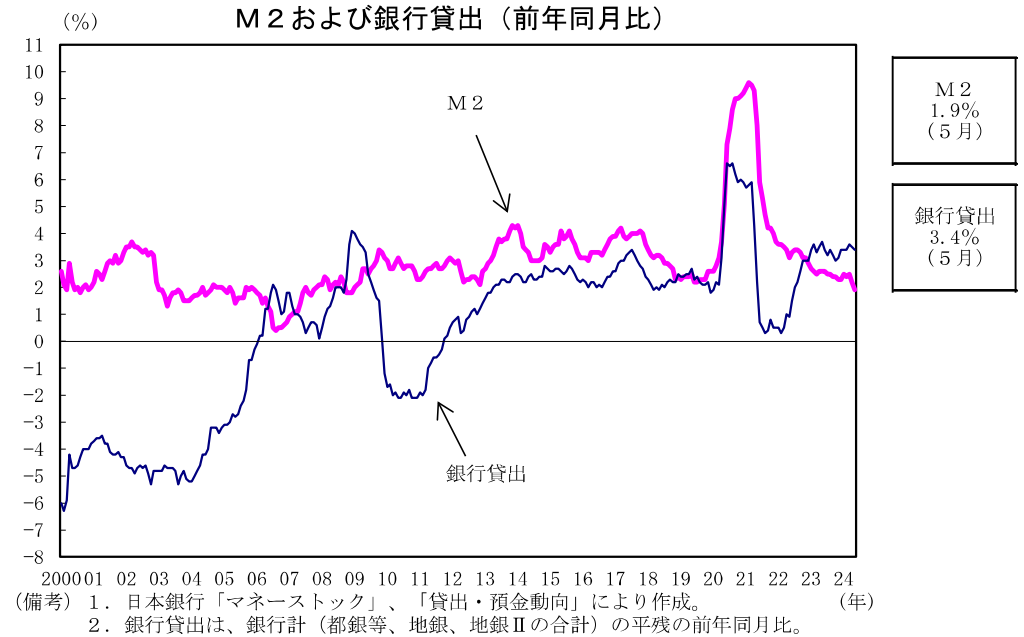
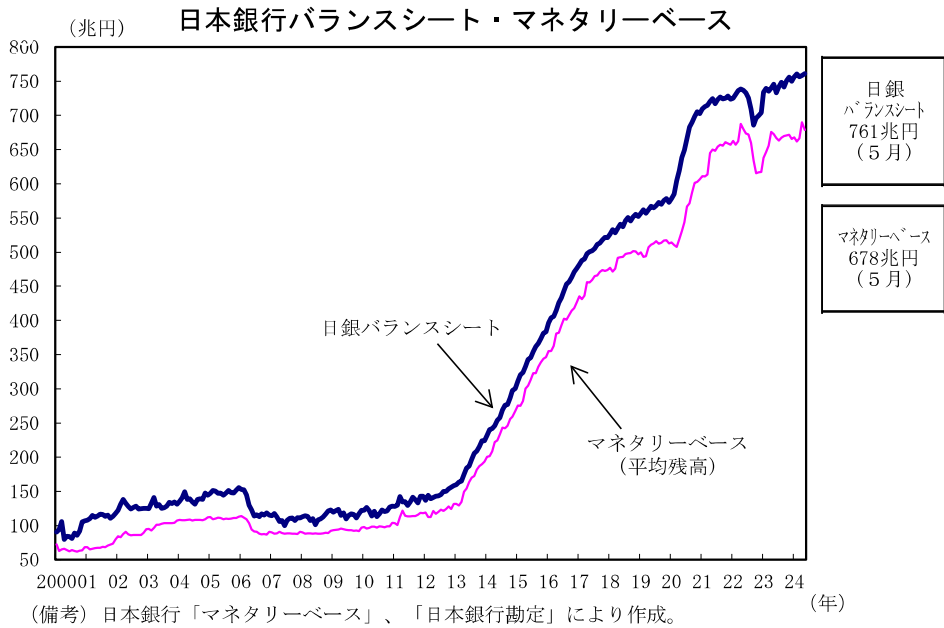


6/25
BBB格
0.848%

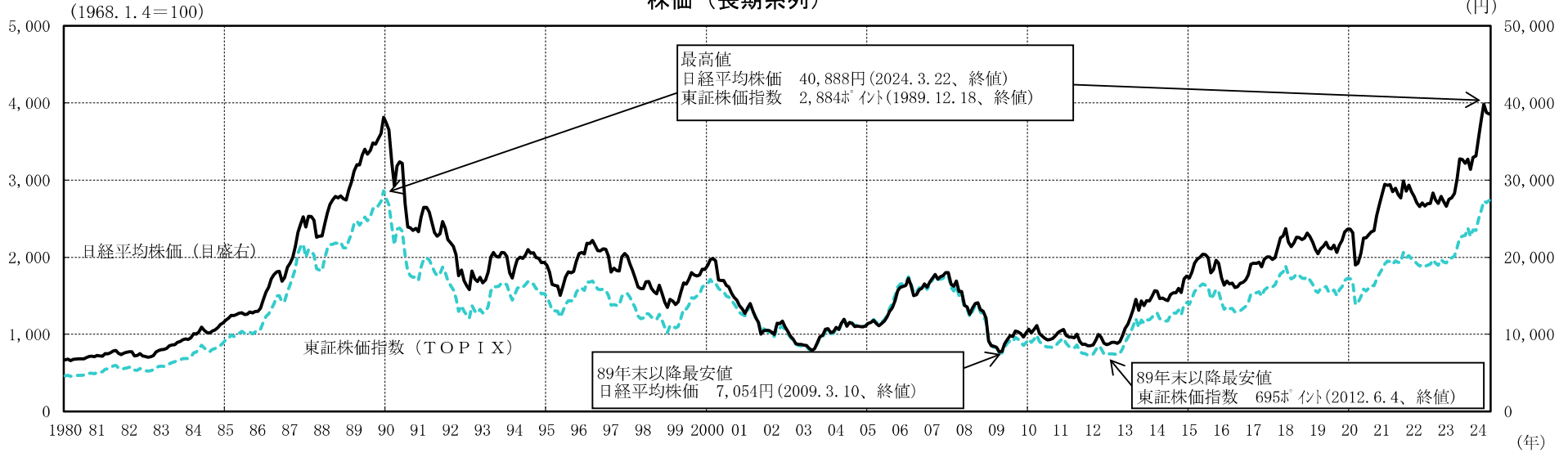
6/25
A格
0.442%

6/25
AA格
0.321%

(備考) 1. Bloombergにより作成。
2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数5年の流通利回りを使用。
3. 格付けは格付投資情報センター (R&I) ベース。

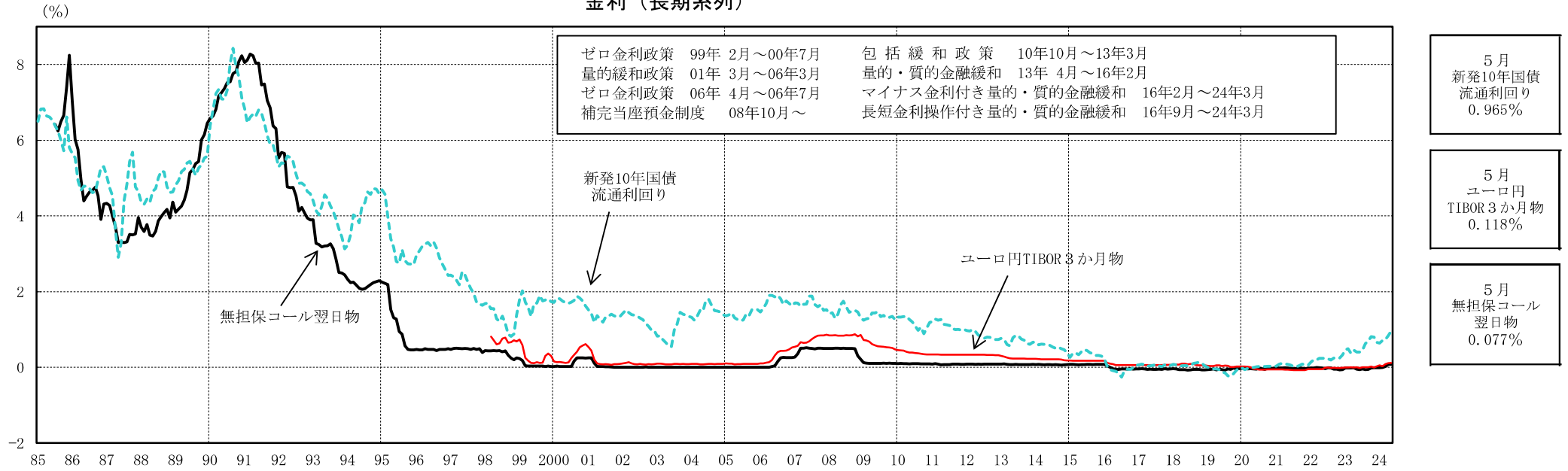


株価（長期系列）



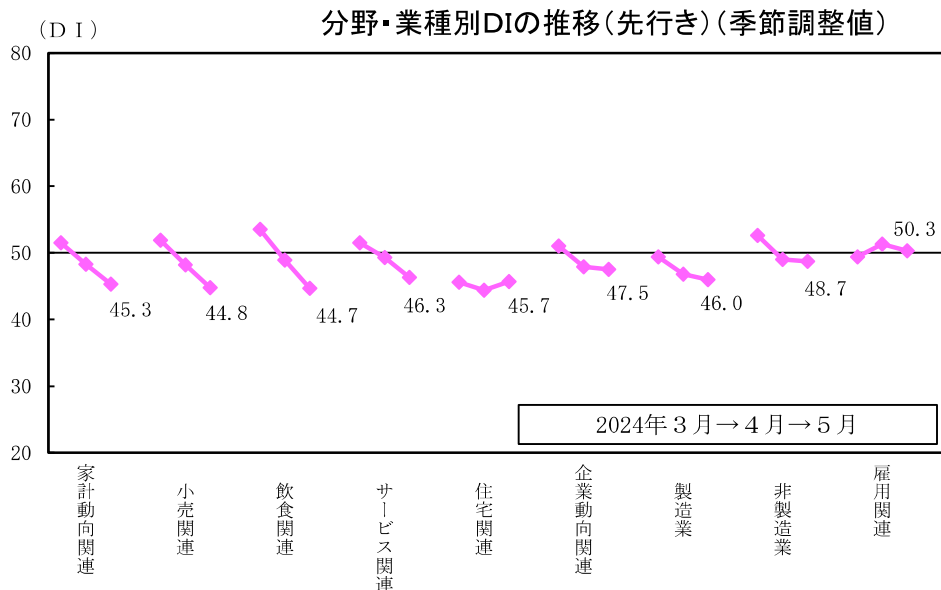
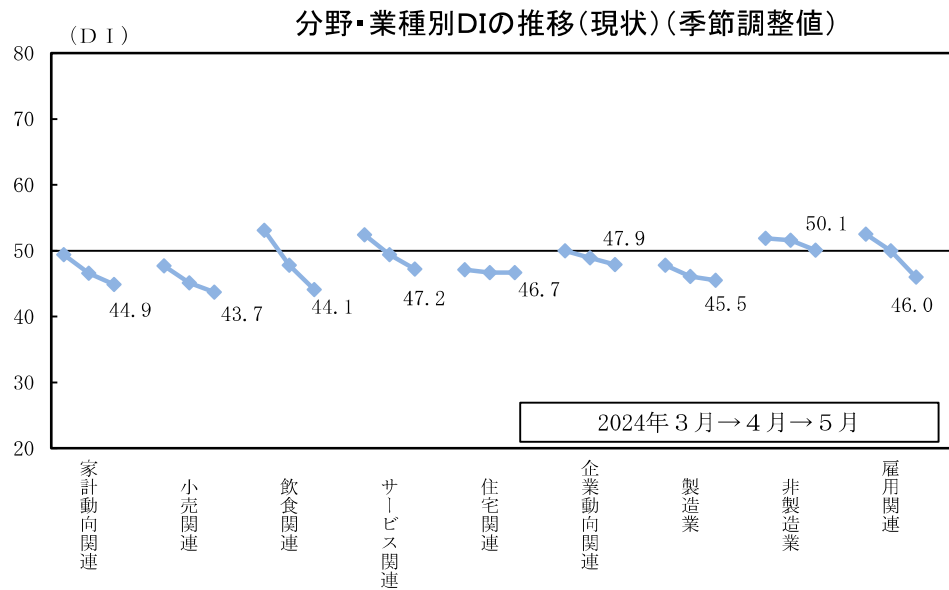
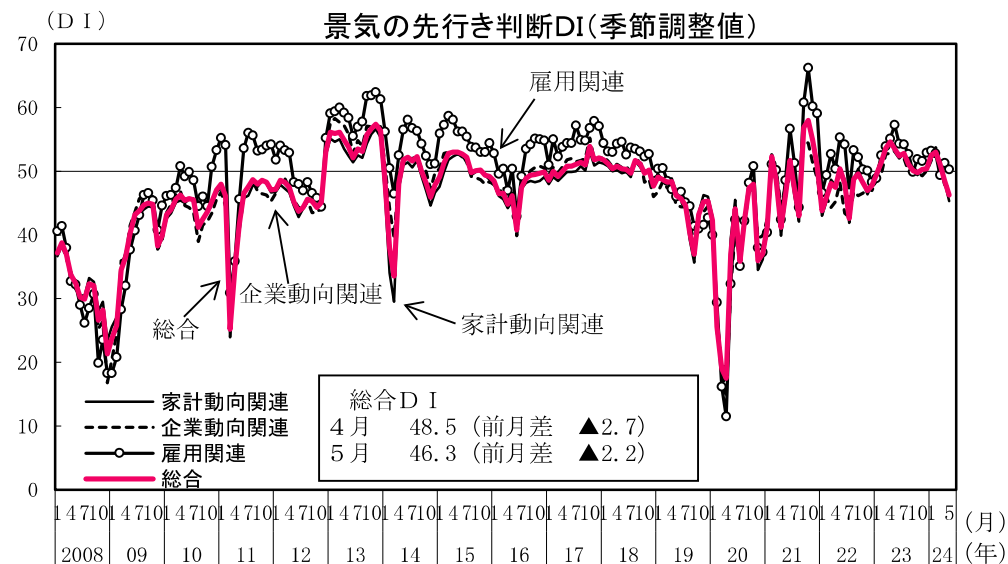
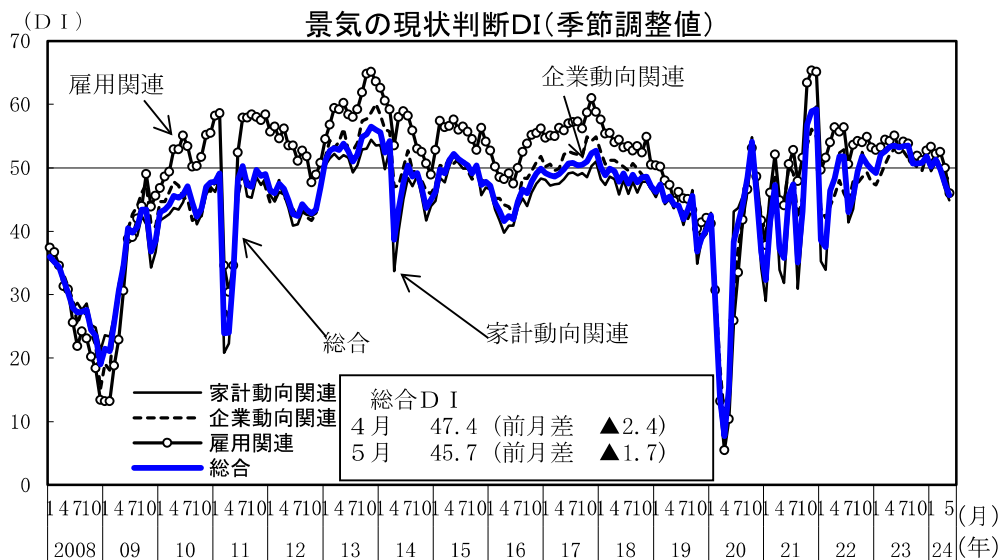
(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月中平均。
2. 東証株価指数は、1968年1月4日時点を100として算出。

金利（長期系列）



(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。
2. 新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR 3か月物ともに月中平均。

13. 景気ウォッチャー調査

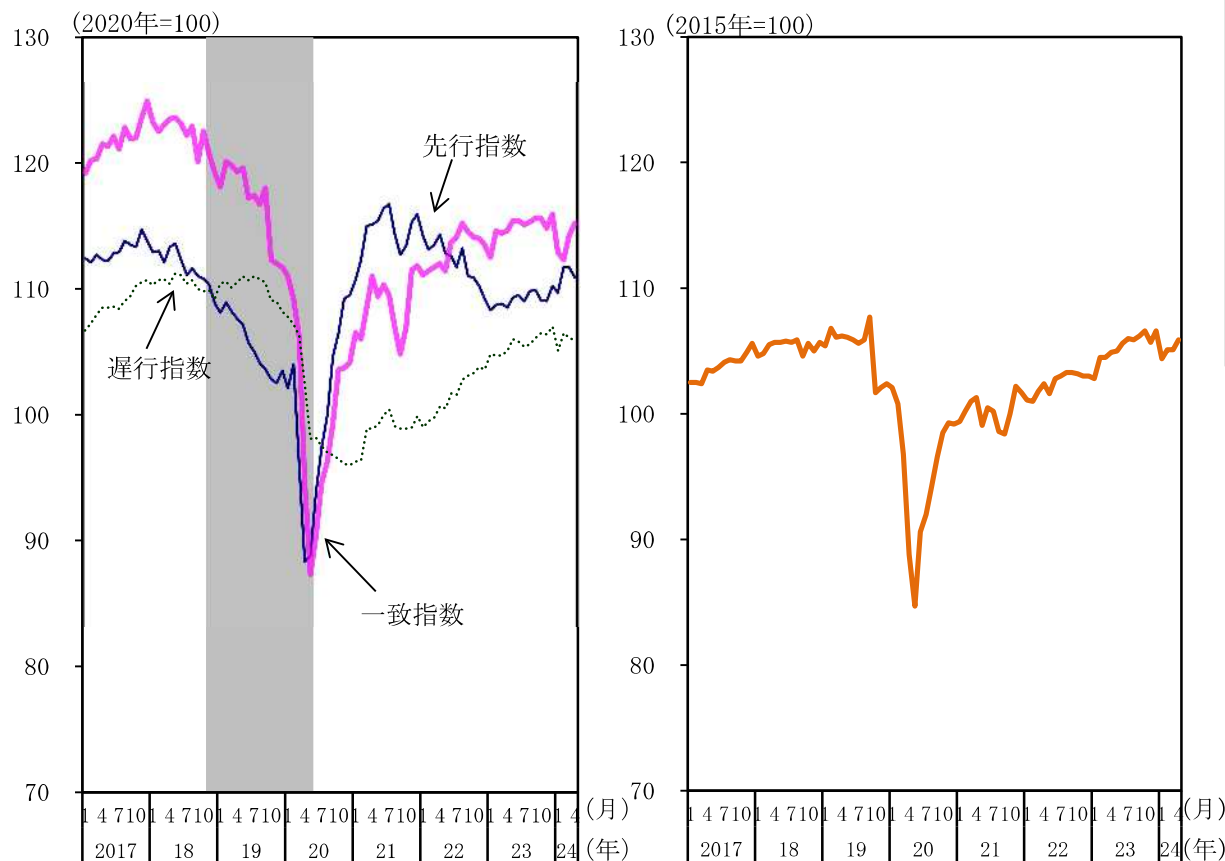


(備考) 現状判断DI、先行き判断DIは各々、景気ウォッチャーによる、3か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した2〜3か月前先の景気の良し悪しの判断である。

(参考1) 景気動向指数

CIの推移

(参考)「景気を把握する新しい指数(一致指数)」の推移



- (備考) 1. 内閣府「景気動向指数」、「景気を把握する新しい指数(一致指数)」により作成。
 2. 景気基準日付は内閣府による。ただし、「神武(景気)」・「岩戸(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
 3. グラフのシャド一部分は景気後退期を示す。
 4. 「景気を把握する新しい指数(一致指数)」は参考指標であり、景気動向指数における毎月の基調判断や景気基準日付(景気の高谷)の判定は、現行の景気動向指数を用いた従来の手法による。

C I 一致指数採用系列の寄与度

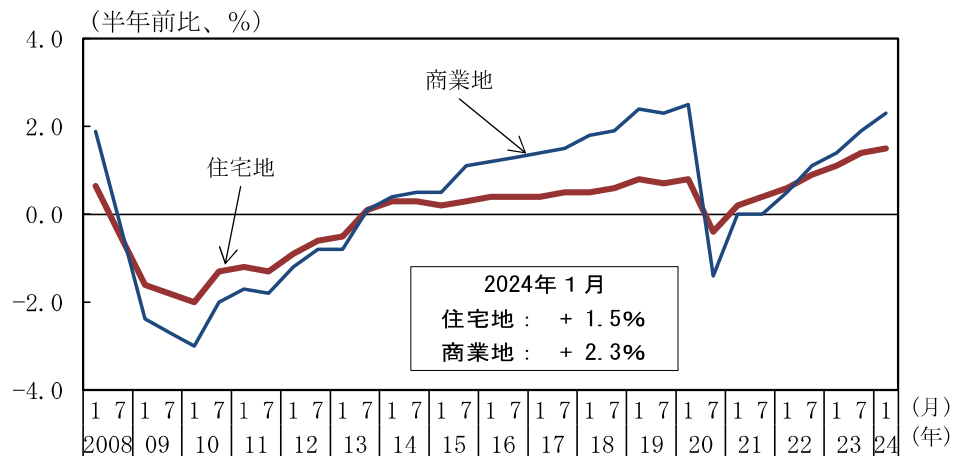
	24年1月	2月	3月	4月
C I 一致指数	112.9	112.3	114.2	115.2
生産指数(鉱工業)	-0.59	-0.08	0.61	-0.14
鉱工業用生産財出荷指数	-0.61	-0.13	0.27	-0.08
耐久消費財出荷指数	-0.75	-0.41	0.33	0.18
労働投入量指数(調査産業計)	-0.14	0.30	-0.11	0.26
投資財出荷指数(除輸送機械)	-0.59	-0.29	0.51	0.15
商業販売額(小売業、前年比)	-0.03	0.27	-0.23	0.10
商業販売額(卸売業、前年比)	0.05	0.18	-0.18	0.61
営業利益(全産業)	0.07	0.07	0.07	0.03
有効求人倍率(除学卒)	0.05	-0.08	0.32	-0.25
輸出数量指数	-0.42	-0.44	0.32	0.09

景気基準日付

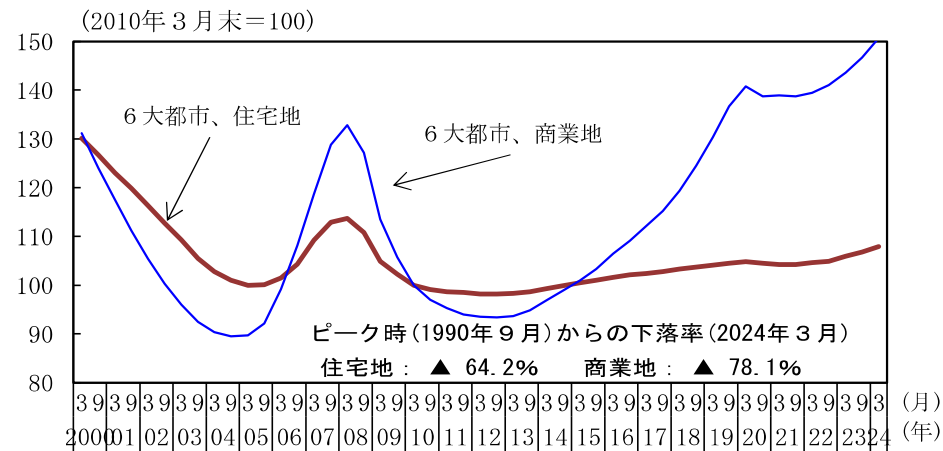
循環	谷(年/月)	山(年/月)	谷(年/月)	期間(か月)		
				拡張	後退	全循環
1		1951/6	51/10		4	
2	51/10	54/1	54/11	27	10	37
3	54/11	57/6	58/6	31(神武)	12	43
4	58/6	61/12	62/10	42(岩戸)	10	52
5	62/10	64/10	65/10	24	12	36
6	65/10	70/7	71/12	57(いざなぎ)	17	74
7	71/12	73/11	75/3	23	16	39
8	75/3	77/1	77/10	22	9	31
9	77/10	80/2	83/2	28	36	64
10	83/2	85/6	86/11	28	17	45
11	86/11	91/2	93/10	51(バブル)	32	83
12	93/10	97/5	99/1	43	20	63
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	36
14	02/1	08/2	09/3	73	13	86
15	09/3	12/3	12/11	36	8	44
16	12/11	18/10	20/5	71	19	90
第2~第16 循環の平均				38.5	16.3	54.9

(参考2) 地価・住宅価格の推移

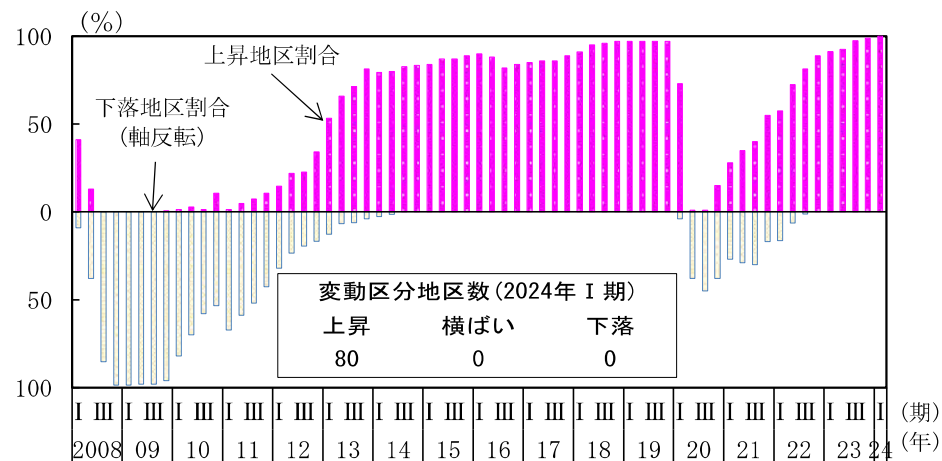
地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）



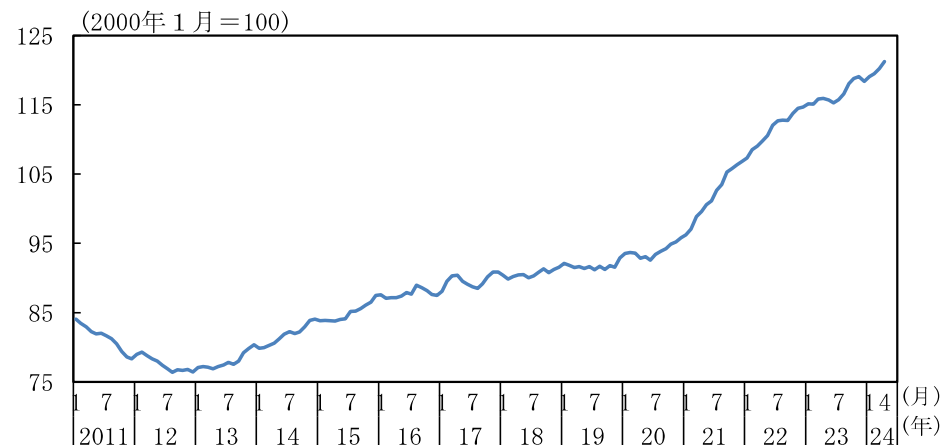
市街地価格指数



主要都市の高度利用地地価



不動研住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）



(備考) 1. 国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～」、

(一財)日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動産住宅価格指数」により作成。

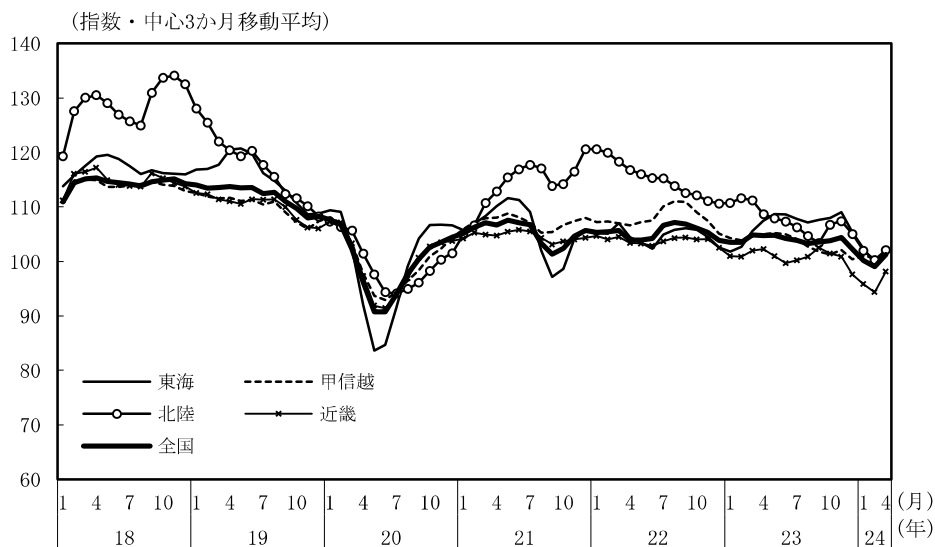
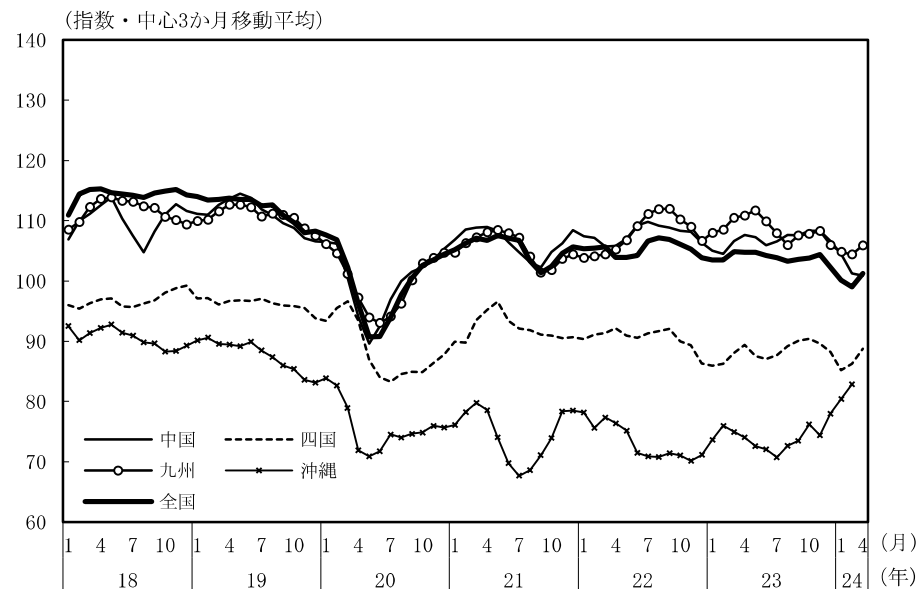
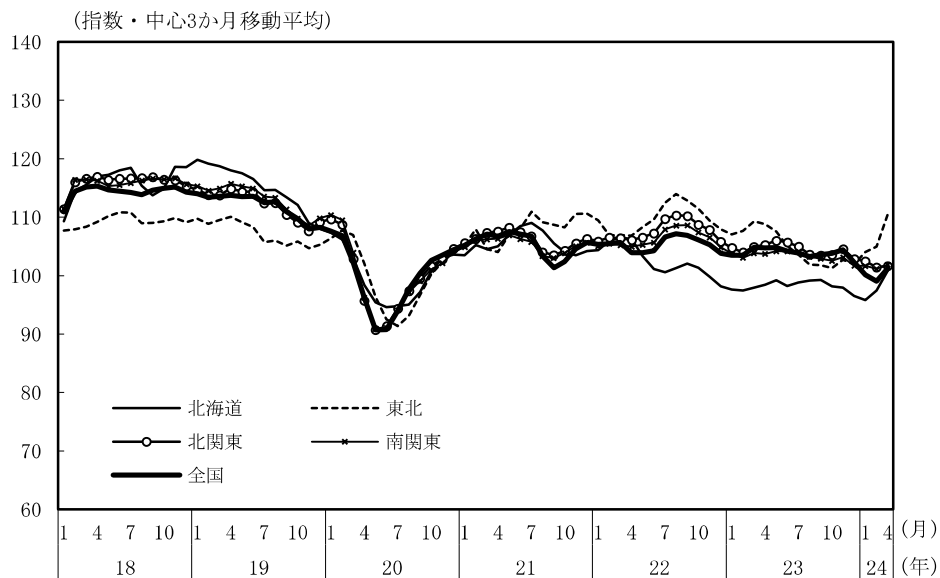
2. 地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したものの。

3. 6大都市とは、東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（6大都市）のピークは1990年9月。

4. 四半期は、I期：1/1～4/1、II期：4/1～7/1、III期：7/1～10/1、IV期：10/1～1/1。

(参考3) 地域経済

(1) 鉱工業生産

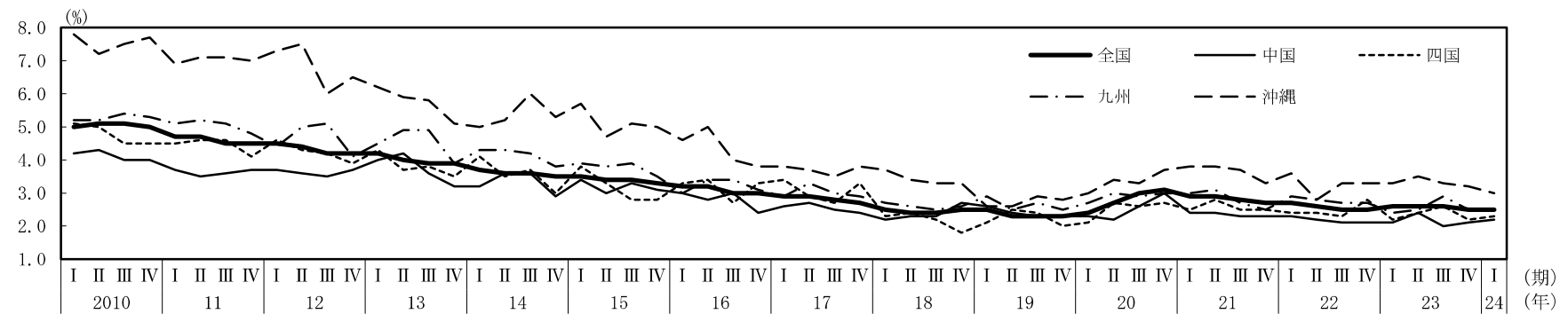
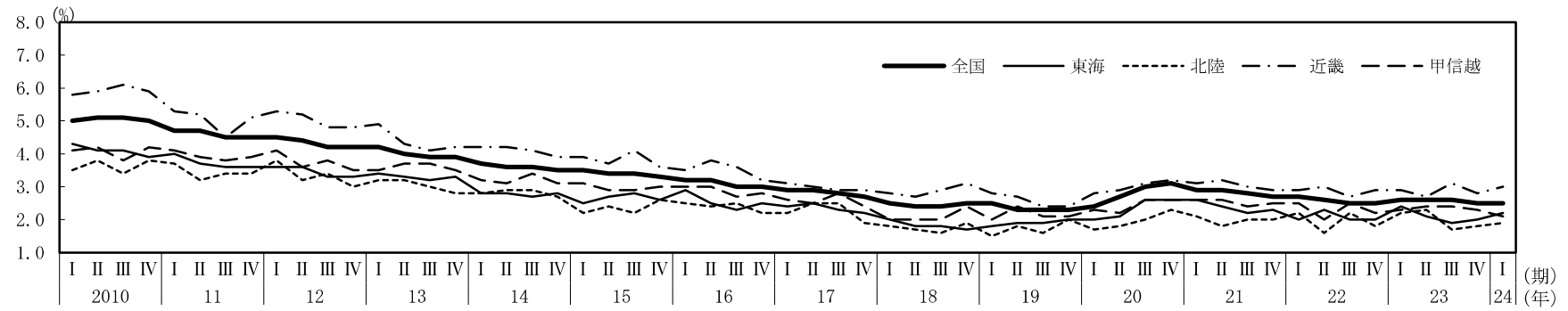
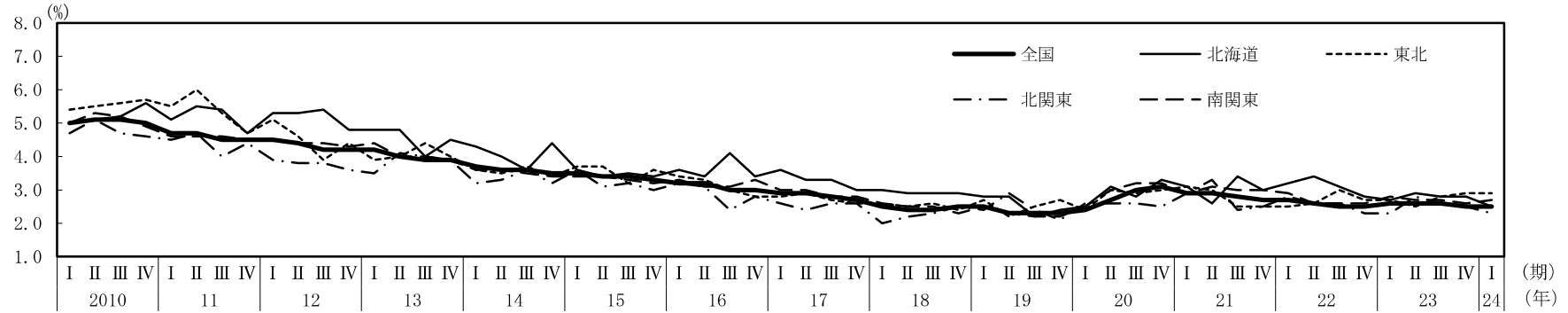


(備考)

1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ディスカッション・ペーパー「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法についてを参照。
3. 全国、北海道、東北、北関東、南関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、九州の計数は2020年=100、その他の計数は2015年=100。
4. 直近月は、2か月平均。
5. 全国、北海道、東北、北関東、南関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州は、4月まで更新。その他地域は、3月まで更新。

地域名	都道府県名	
北海道	北海道	
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
関東	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野	
東海	静岡、岐阜、愛知、三重	
北陸	富山、石川、福井	
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	
四国	徳島、香川、愛媛、高知	
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	
沖縄	沖縄	

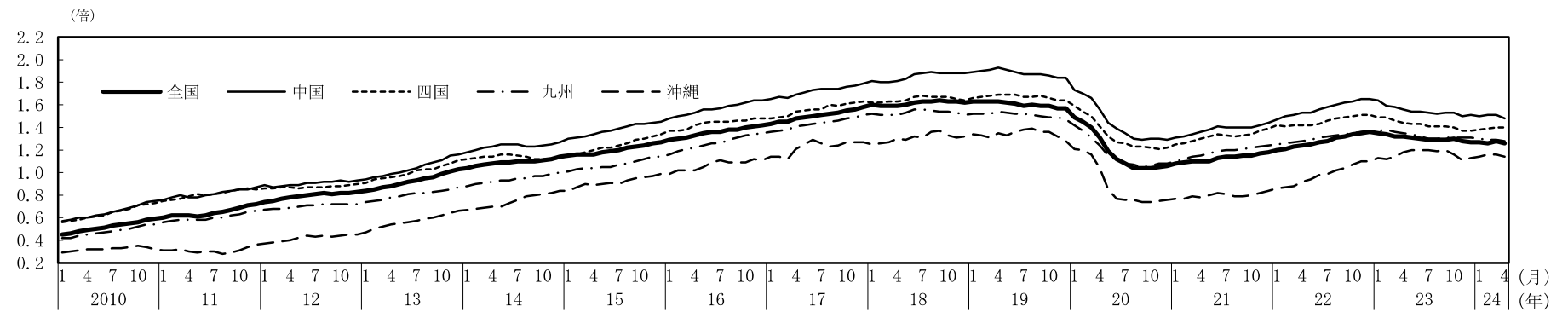
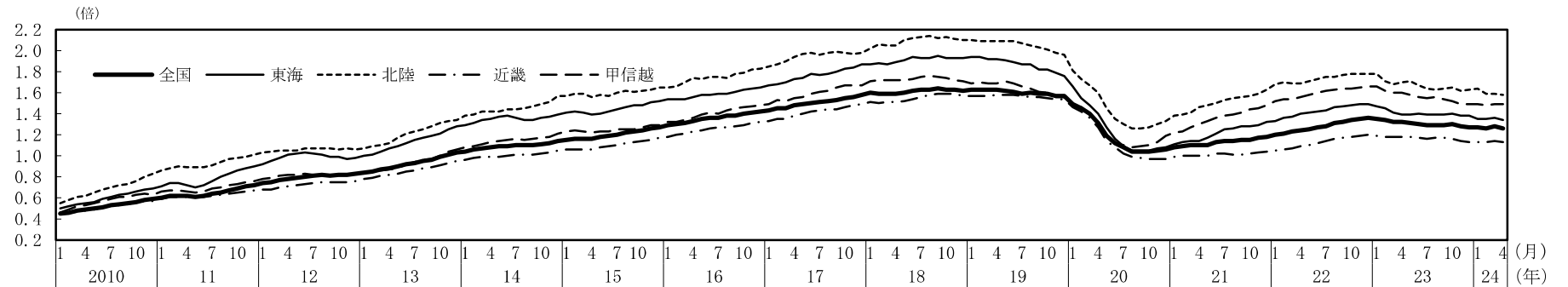
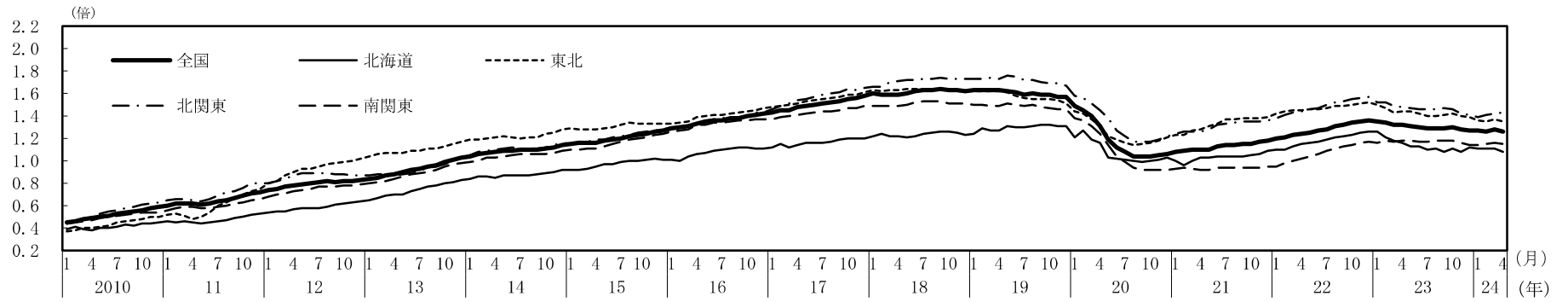
(2) 完全失業率



(備考)

1. 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2. 北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3. 季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率



(備考)

1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2. すべての地域でパートタイムを含む。
3. 有効求人数、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

II. 海外経済

		5月月例	6月月例
世界経済		世界の景気は、 <u>一部の地域において弱さがみられるものの</u> 、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、 <u>世界的な金融引締め</u> や中国における不動産市場の停滞に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。	世界の景気は、持ち直している。 先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、 <u>欧米における高い金利水準の継続</u> や中国における不動産市場の停滞に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。
アメリカ		アメリカでは、景気は拡大している。 先行きについては、拡大が続くことが期待される。ただし、 <u>金融引締め</u> に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。	アメリカでは、景気は拡大している。 先行きについては、拡大が続くことが期待される。ただし、 <u>物価上昇率の下げ止まり</u> に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。
アジア地域	中国	中国では、景気は政策効果により持ち直しの兆しがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の停滞や物価の下落が続くことによる影響等に留意する必要がある。	中国では、景気は政策効果により持ち直しの兆しがみられる。 先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の停滞や物価の下落が続くことによる影響等に留意する必要がある。
	その他アジア	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しに足踏みがみられる。インドでは、景気は <u>回復している</u> 。	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は緩やかに回復している。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直しに足踏みがみられる。インドでは、景気は <u>拡大している</u> 。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	ユーロ圏では、景気は <u>弱含んでいる</u> 。ドイツにおいては、景気は <u>弱含んでいる</u> 。 先行きについては、 <u>弱さが見込まれるものの、次第に底入れ</u> に向かうことが期待される。ただし、 <u>金融引締め</u> やエネルギー情勢に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。 <u>また、中東地域をめぐる情勢を注視する必要がある。</u>	ユーロ圏では、景気は <u>持ち直しの動きがみられる</u> 。ドイツにおいては、景気は <u>持ち直しの兆しがみられる</u> 。 先行きについては、 <u>次第に持ち直し</u> に向かうことが期待される。ただし、 <u>高い金利水準の継続</u> やエネルギー情勢に伴う影響による下振れリスクに留意する必要がある。
	英国	英国では、景気は <u>弱含んでいる</u> 。 先行きについては、 <u>弱さが見込まれるものの、次第に底入れ</u> に向かうことが期待される。ただし、 <u>金融引締め</u> に伴う影響、物価上昇による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐる情勢を注視する必要がある。	英国では、景気は <u>持ち直しの兆しがみられる</u> 。 先行きについては、 <u>次第に持ち直し</u> に向かうことが期待される。ただし、 <u>高い金利水準の継続</u> に伴う影響、物価上昇による下振れリスクに留意する必要がある。また、中東地域をめぐる情勢を注視する必要がある。

(注) 下線部は先月から変更した部分。

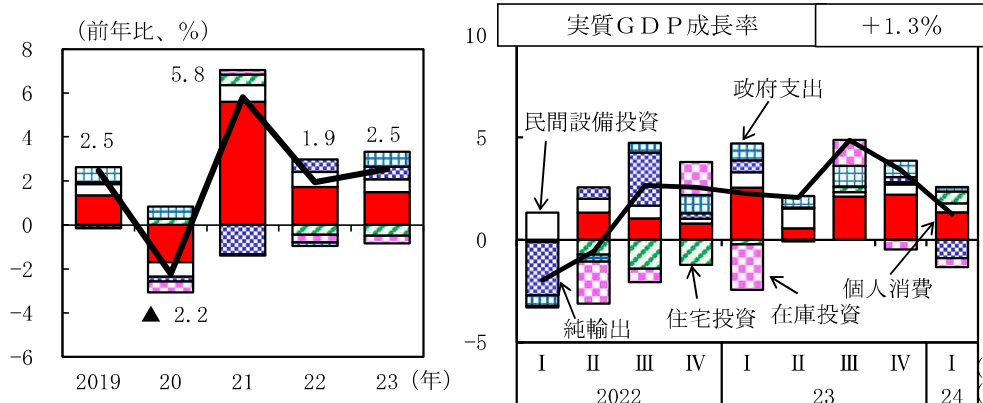
1. アメリカ

○アメリカでは、景気は拡大している。

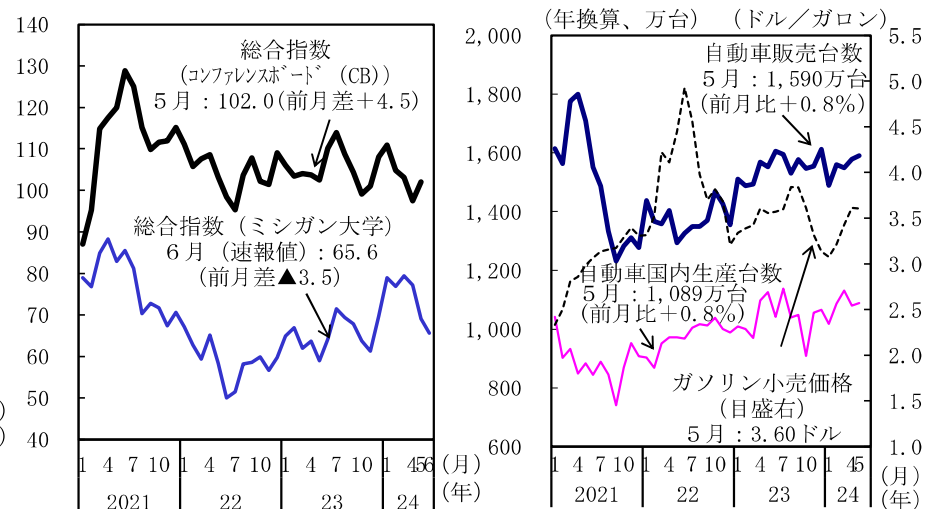
①実質GDP成長率（第2次推計値）

2024年1-3月期は前期比年率+1.3%成長

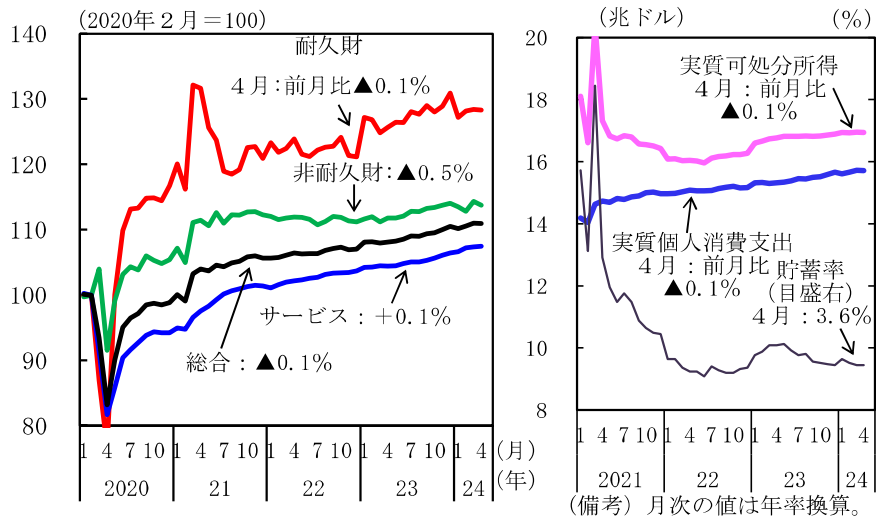
(前期比年率、%)



(備考) 2024年1-3月期の寄与度 (%) は以下のとおり。個人消費: +1.3、民間設備投資: +0.4、住宅投資: +0.6、在庫投資: ▲0.5、政府支出: +0.2、純輸出: ▲0.9。

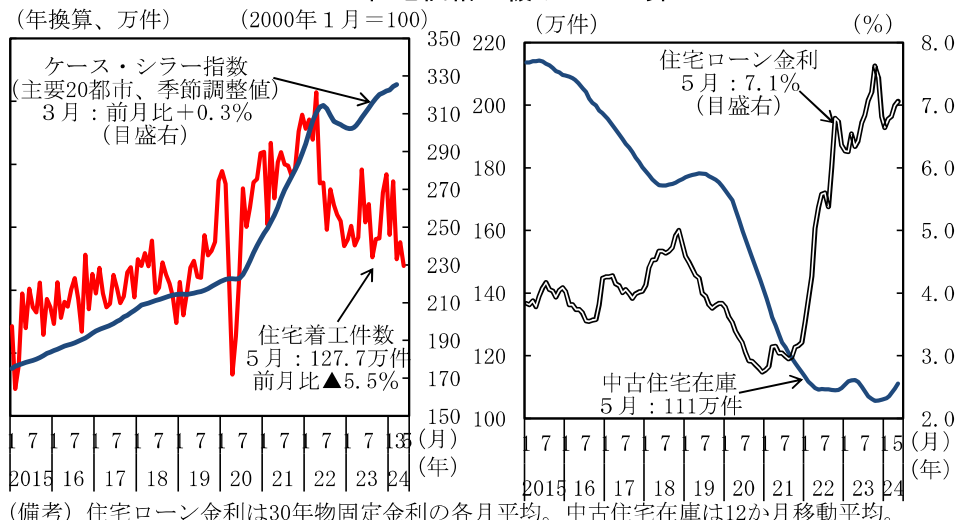


②消費 : 増加 自動車販売台数 : おおむね横ばい



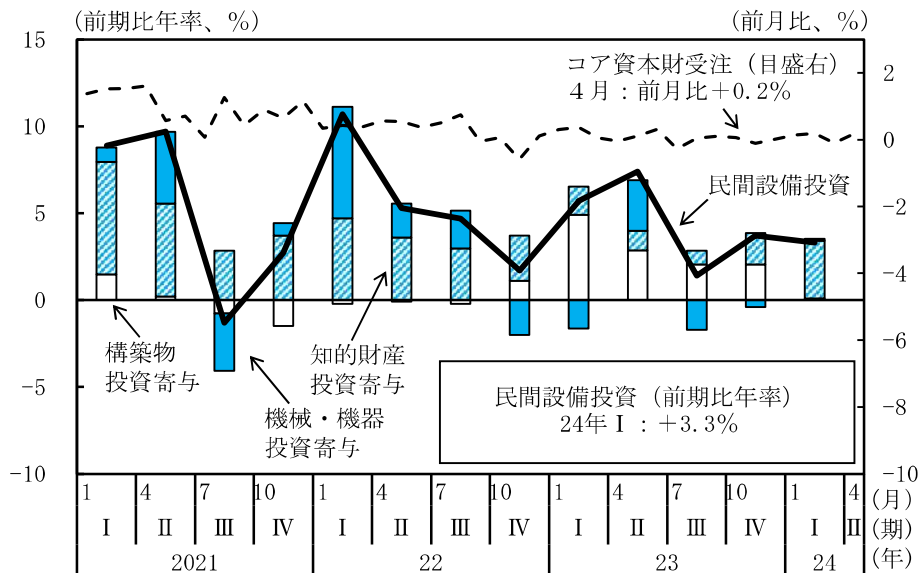
(備考) 月次の値は年率換算。

③住宅着工 : このところ弱い動き 住宅価格 : 緩やかに上昇



(備考) 住宅ローン金利は30年物固定金利の各月平均。中古住宅在庫は12か月移動平均。

④設備投資は緩やかに増加

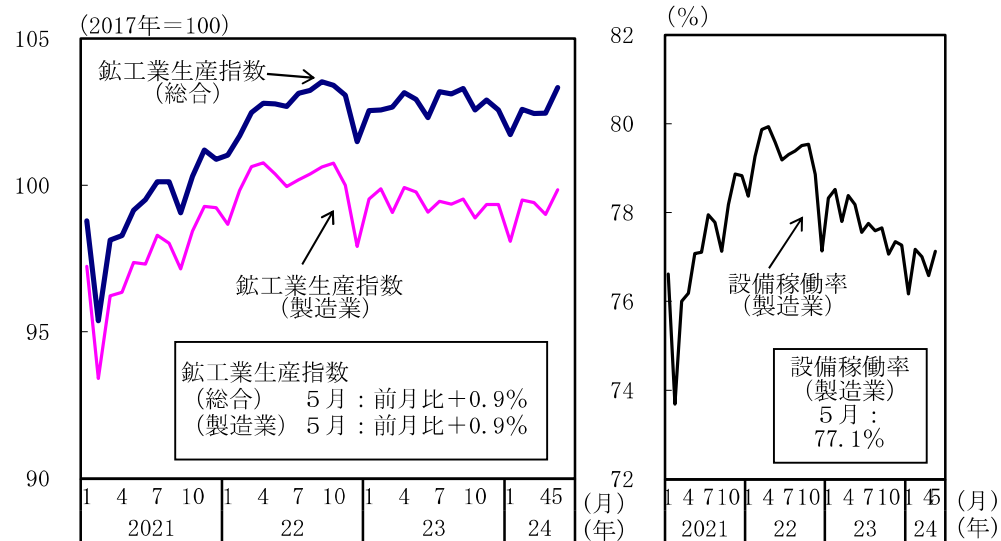


(備考) コア資本財受注は、3か月移動平均値。

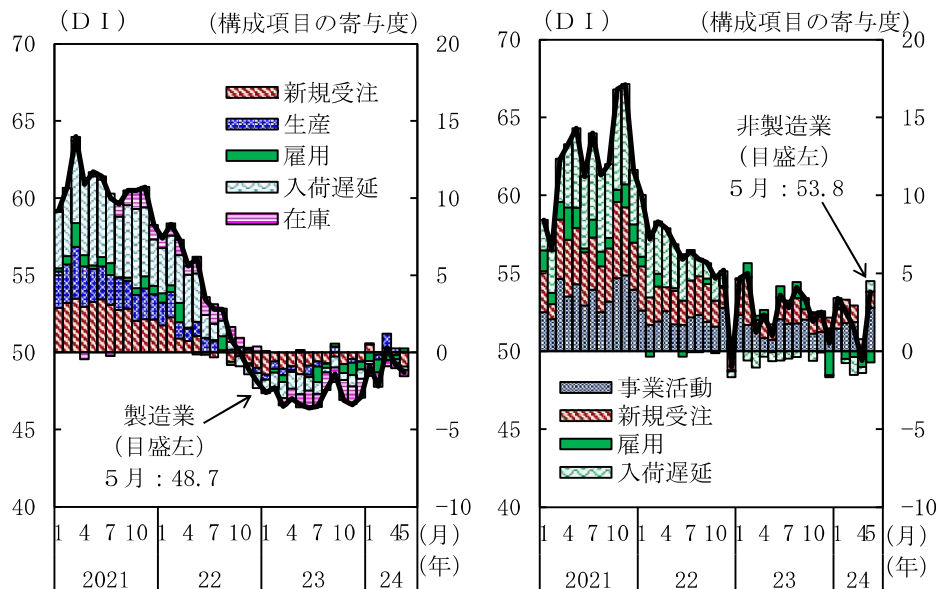
製造業：景況指数はおおむね横ばい

非製造業：景況指数はおおむね横ばい

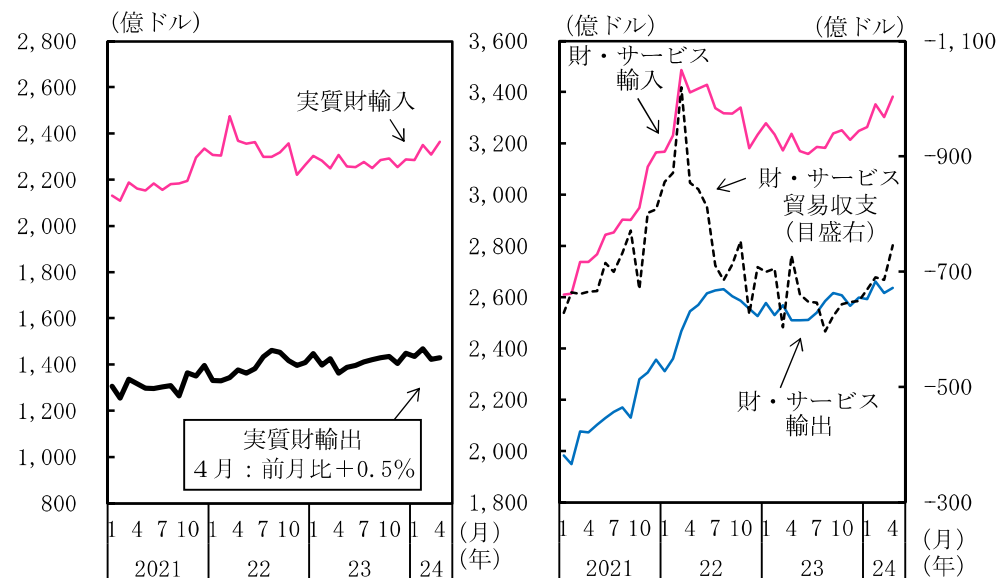
⑤生産はおおむね横ばい



⑥財輸出は緩やかに増加

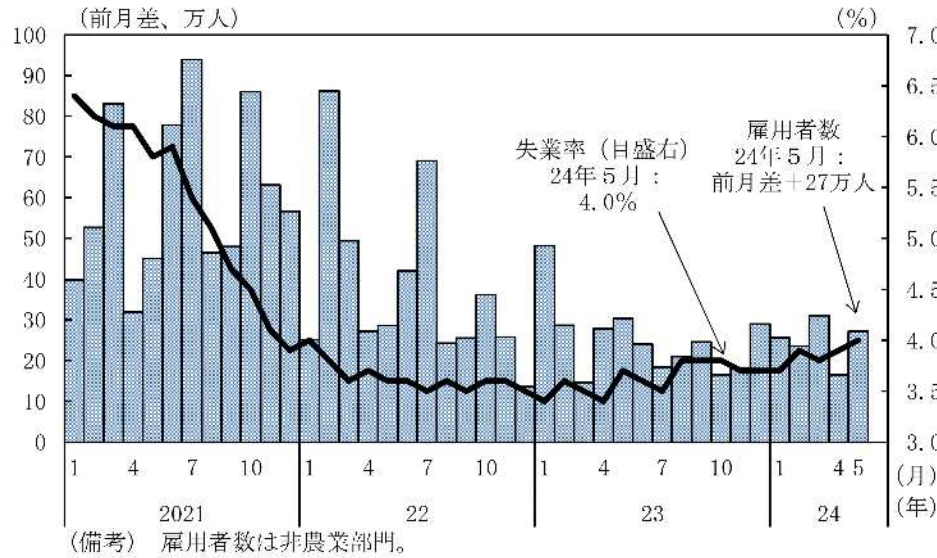


(備考) 構成項目の寄与度は中立水準である50からの乖離幅を示す。

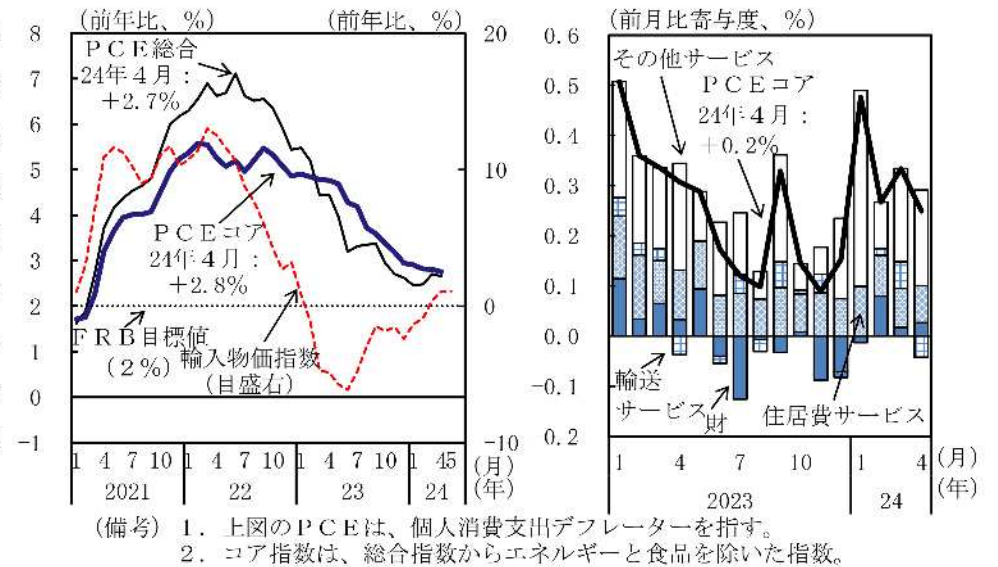


(備考) 左図は通関ベース(実質)、右図は国際収支ベース(名目)。

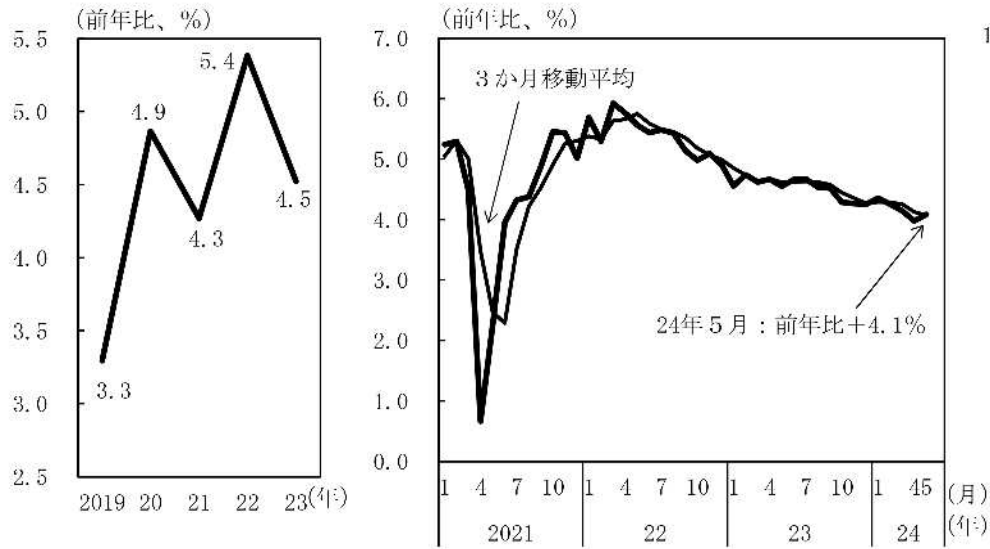
⑦雇用者数は増加、失業率はやや上昇



⑧コア物価上昇率は緩やかに上昇

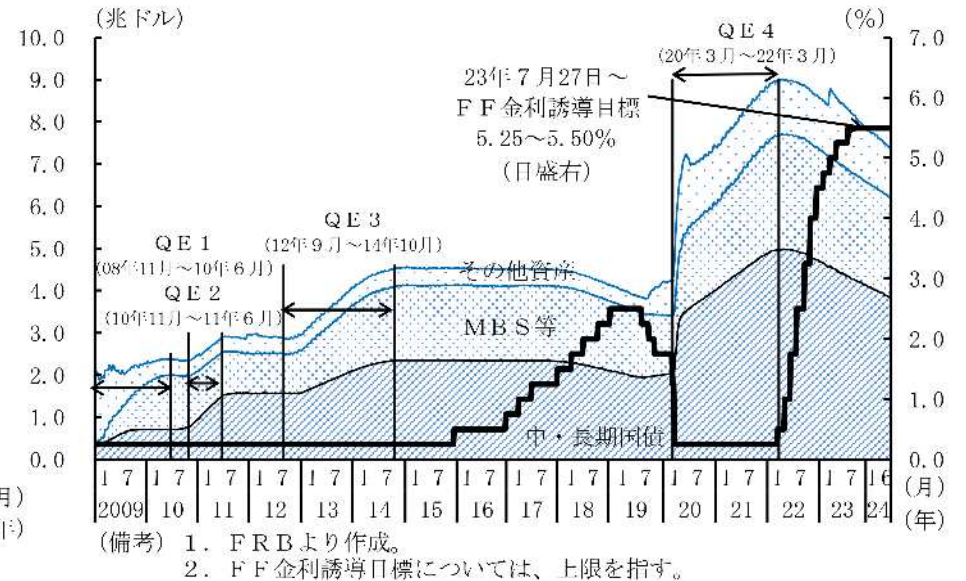


賃金の伸びはおおむね横ばい



(備考) 賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

金融政策

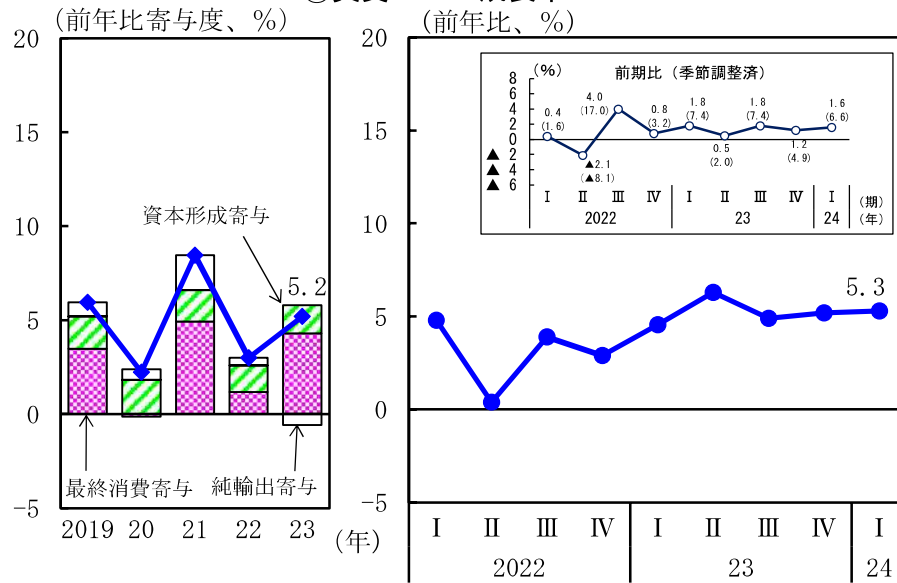


2. アジア地域

中国：

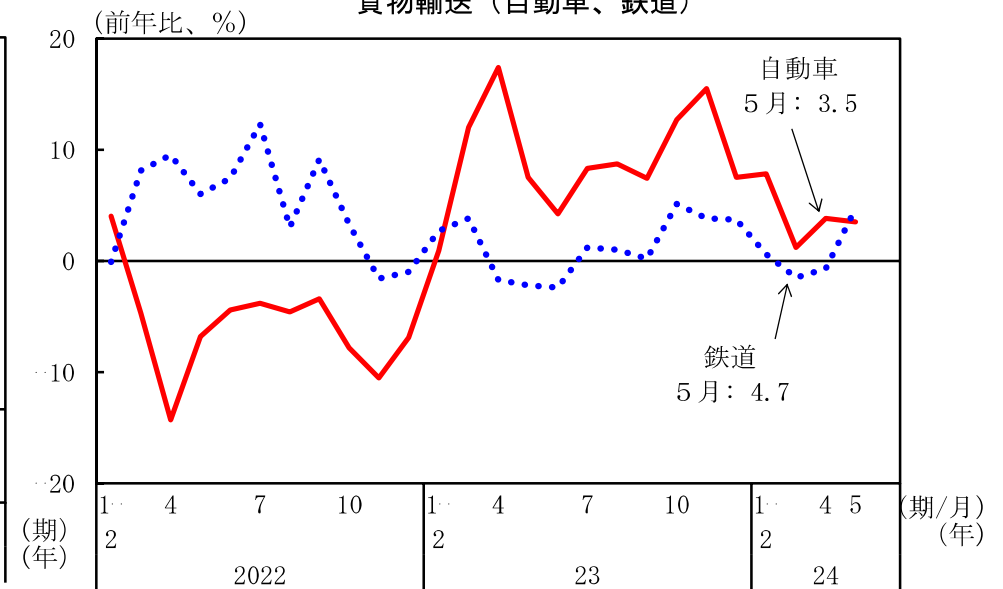
○中国では、景気は政策効果により持ち直しの兆しがみられる。

①実質GDP成長率



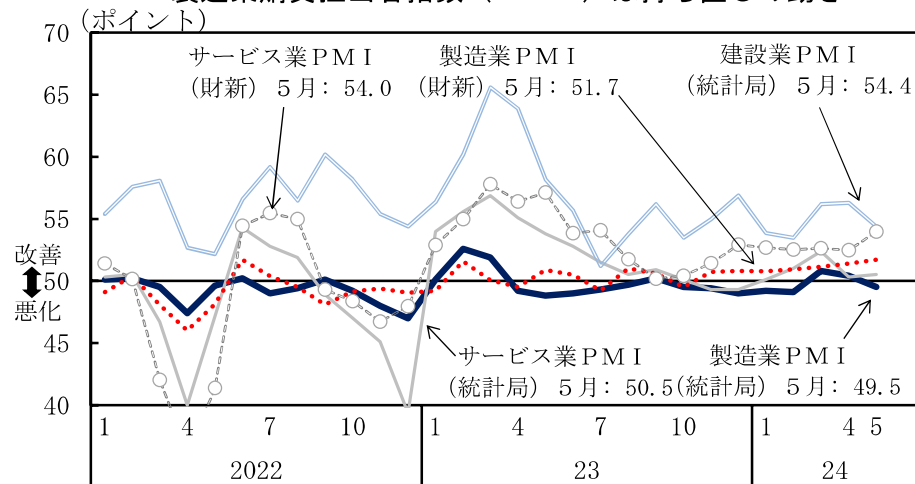
(備考) 前期比のグラフの () 内の数値は内閣府による年率換算。

貨物輸送(自動車、鉄道)



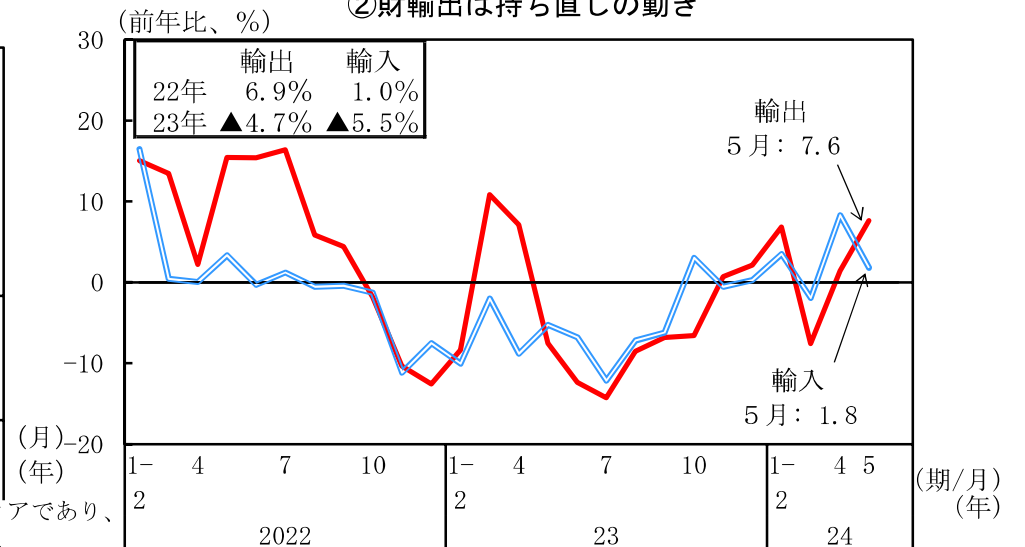
(備考) 輸送量ベースの前年比。

製造業購買担当者指数(PMI)は持ち直しの動き



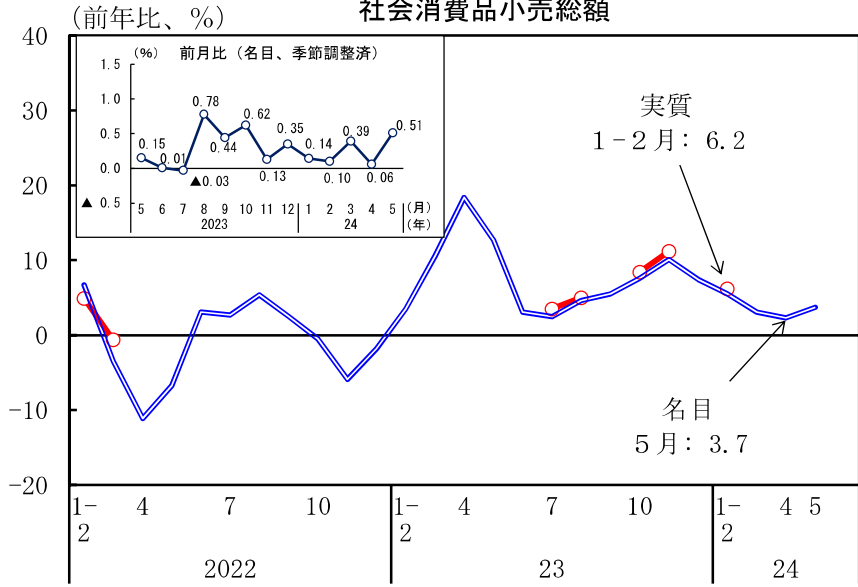
- (備考)
1. 国家統計局、財新/S&Pグローバルより作成。財新は中国の経済メディアであり、S&Pグローバル社との共同調査により、独自にPMIを発表している。
 2. 製造業・非製造業の業況に関わる各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。
 3. 統計対象社数は、国家統計局が3,200社(製造業)、4,300社(非製造業)、財新/S&Pグローバルが約650社。

②財輸出は持ち直しの動き



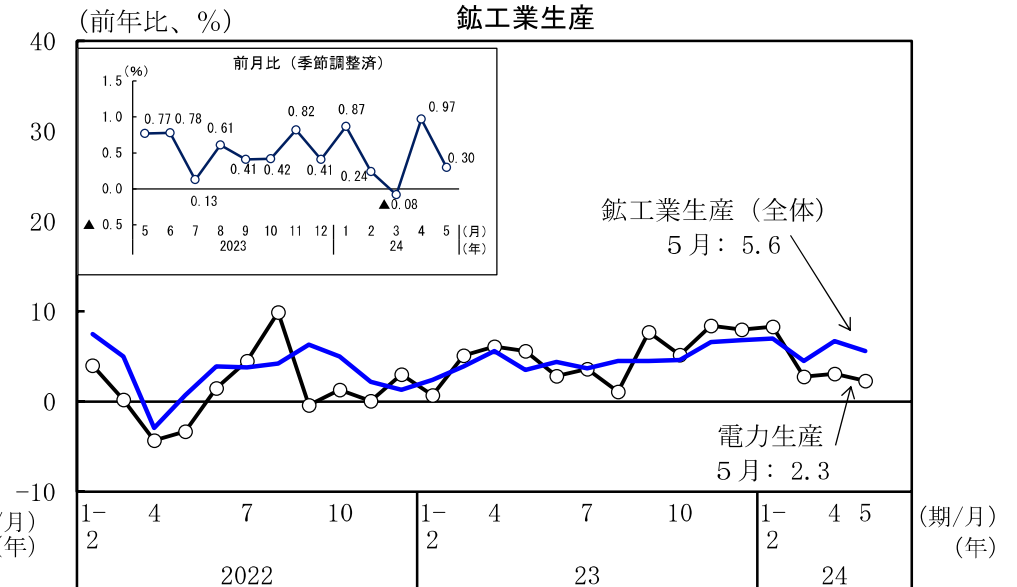
- (備考)
1. 輸出入ともドルベースの金額。
 2. 春節(旧正月)休暇は、20年1月24~2月2日、21年2月11~17日、22年1月31日~2月6日、23年1月21日~27日、24年2月10~17日。

③消費は持ち直しに足踏み
社会消費品小売総額

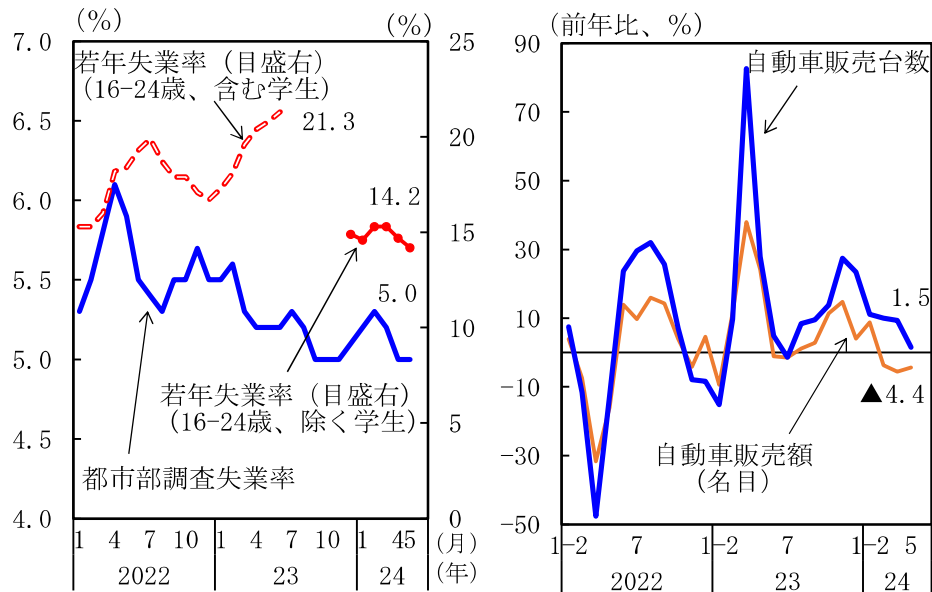


(備考) 22年4月~23年6月及び23年9月、12月の実質値は未公表。

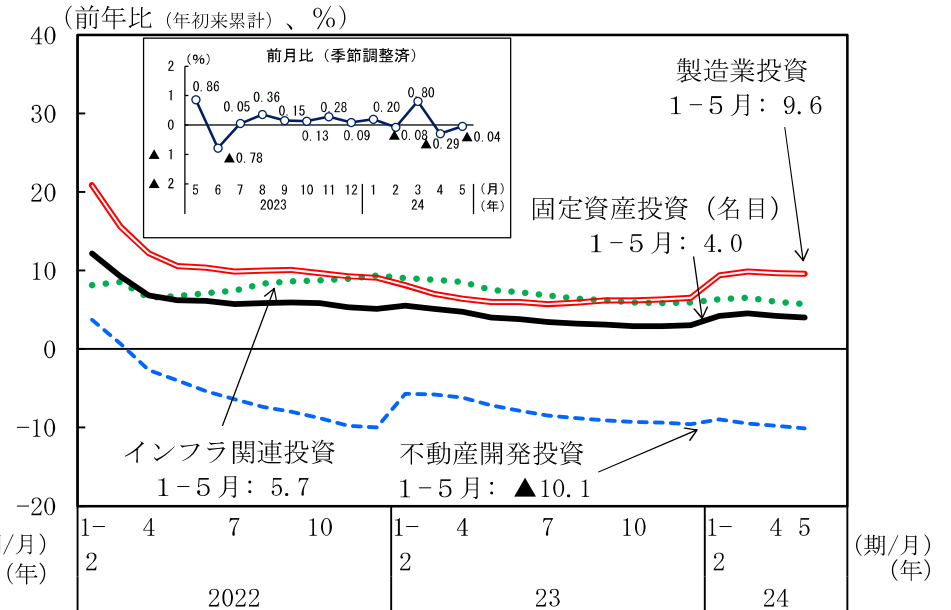
④生産は持ち直している
鉱工業生産



都市部調査失業率はおおむね横ばい
自動車販売台数は増加、販売額はこのところ減少



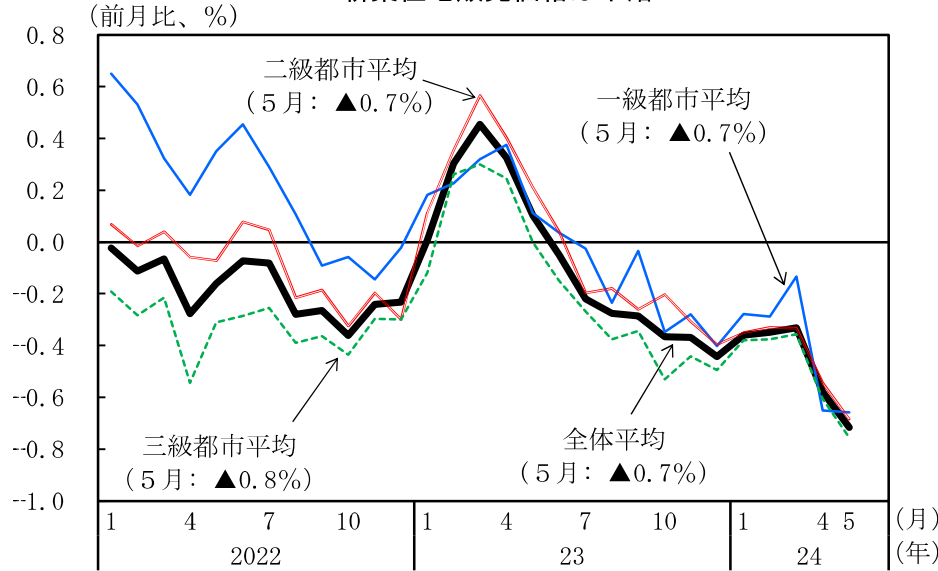
⑤固定資産投資は伸びがおおむね横ばい



(備考) 若年失業率は、23年6月値を最後に公表を停止していたが、同年12月値から定義を変更し発表。

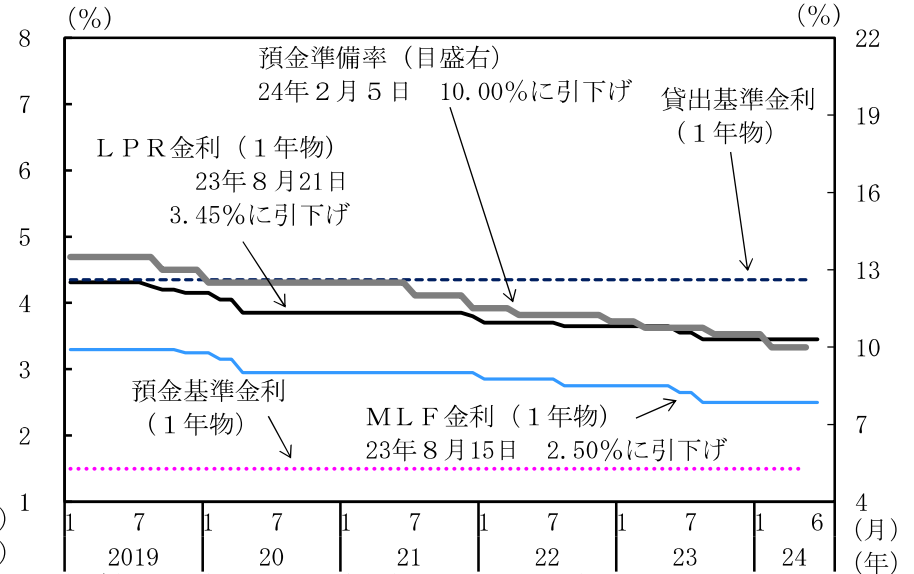
自動車販売台数は出荷ベース。年間販売台数 (前年比) は、21年3.8%増、22年2.1%増、23年12.0%増。自動車販売額は、社会消費品小売総額の内数。

新築住宅販売価格は下落



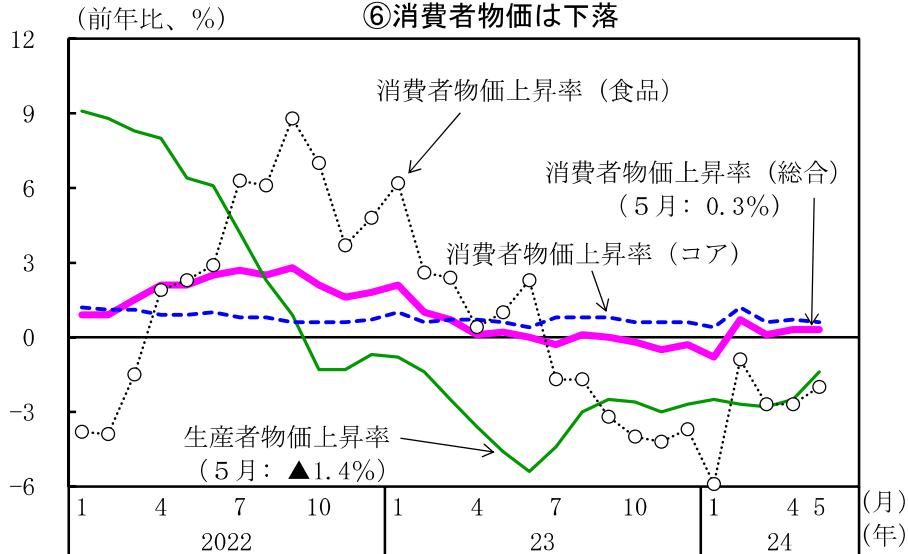
(備考) 一級、二級、三級、全体(国家统计局の指定する70都市)平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

金融政策の動向



- (備考) 1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
 2. MLFとは中期貸出ファシリティの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。1年物は16年より実施。
 3. LPRとは最優遇貸出金利の略。中央銀行が選定した20の銀行から報告された貸出金利の加重平均値。19年より実施。

⑥消費者物価は下落



(備考) コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

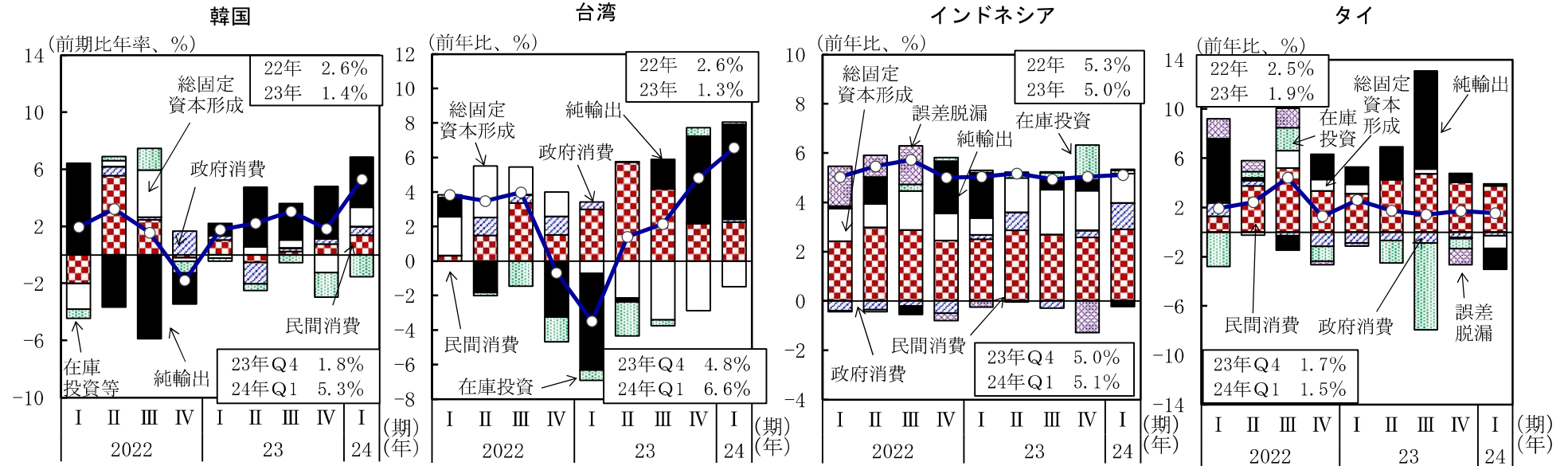
人民元名目為替レート



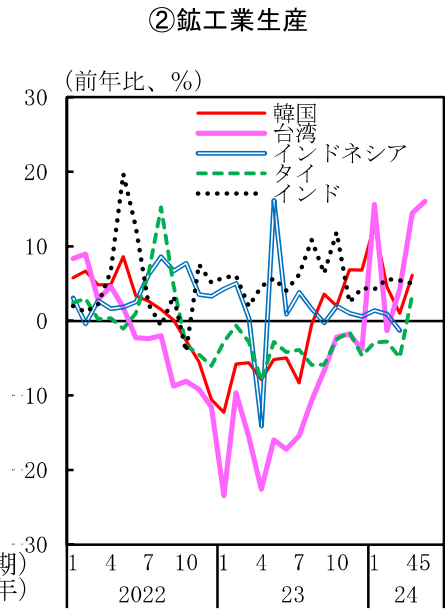
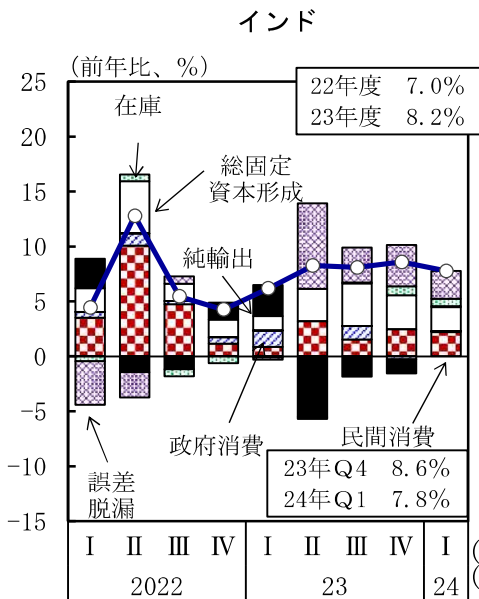
その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

○韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は緩やかに回復している。
 インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。
 タイでは、景気は持ち直しに足踏みがみられる。
 インドでは、景気は拡大している。

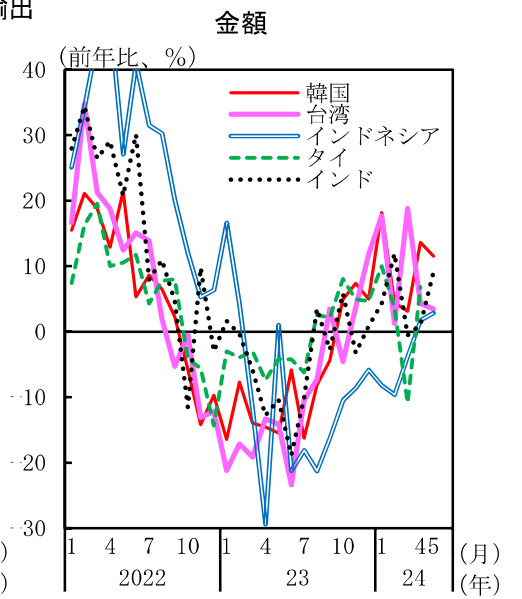
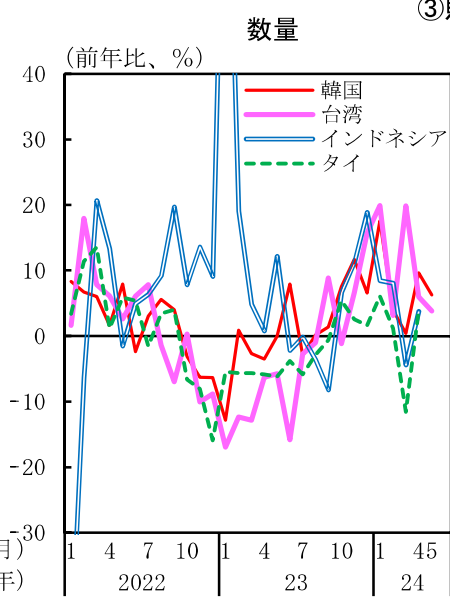
①実質GDP成長率



②鉱工業生産



③財輸出



(備考) 年度は、4月～翌年3月。

(備考) インドネシア、タイは製造業生産。

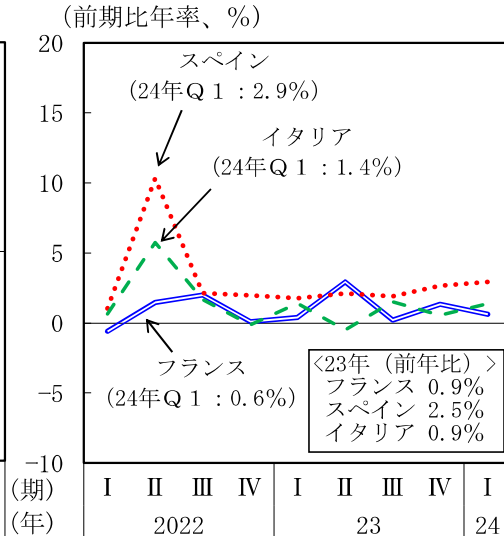
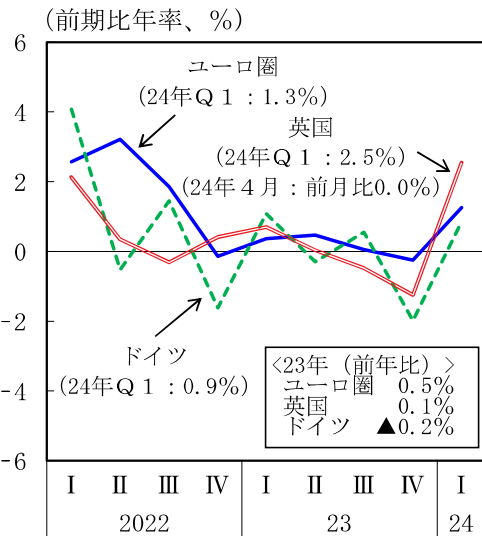
(備考) インドの数量は未公表。

(備考) ドルベース。

3. ヨーロッパ地域

○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は持ち直しの動きがみられる。
 ドイツにおいては、持ち直しの兆しがみられる。
 英国では、持ち直しの兆しがみられる。

①GDP ユーロ圏：24年1-3月期は前期比年率1.3%成長
 英国：24年1-3月期は前期比年率2.5%成長

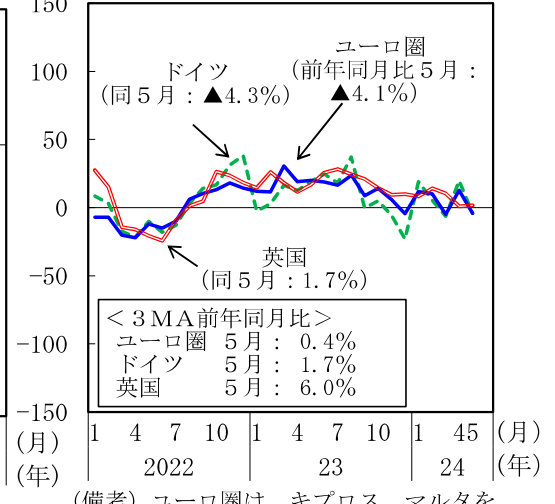
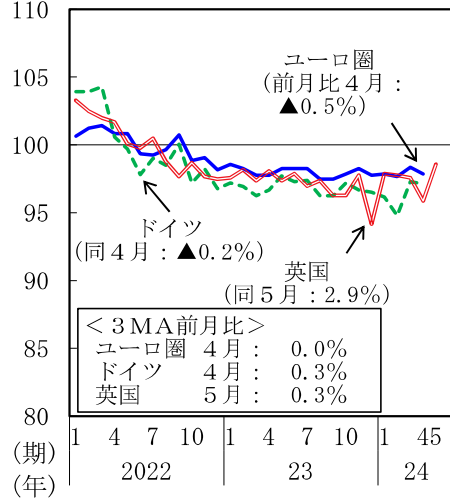


②個人消費

(指数、
2022年=100)

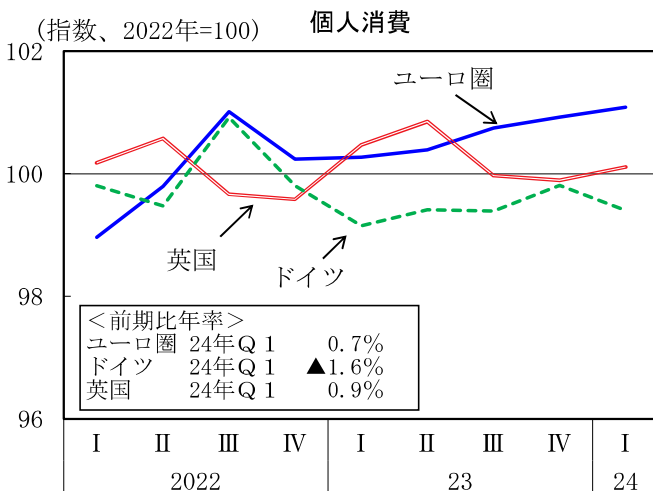
実質小売売上
(除自動車)

乗用車登録台数

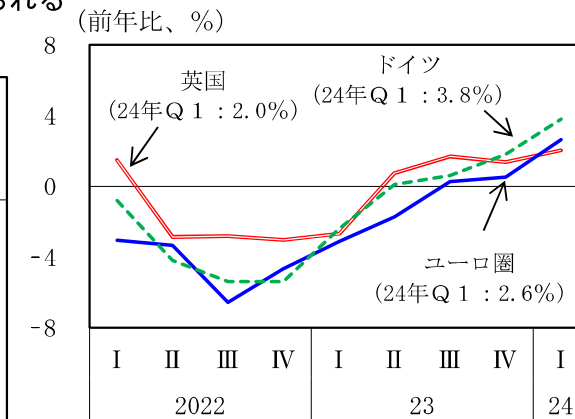


(備考) ユーロ圏は、キプロス、マルタを除く18か国ベース。

②個人消費 ユーロ圏：おおむね横ばいとなっている
 英国：持ち直しの兆しがみられる

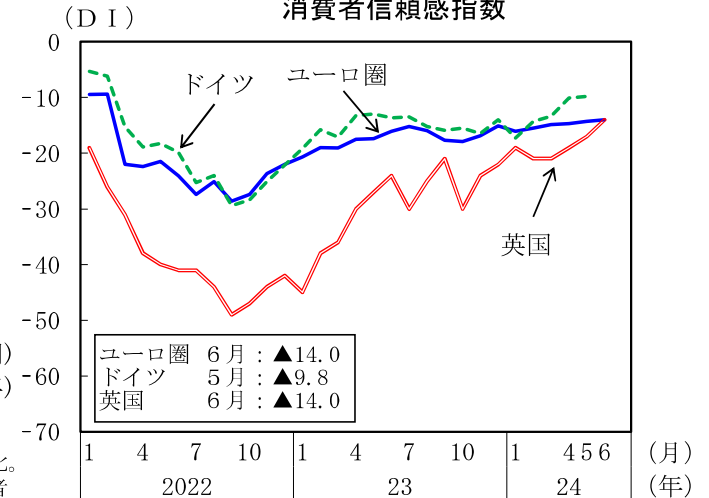


実質賃金上昇率



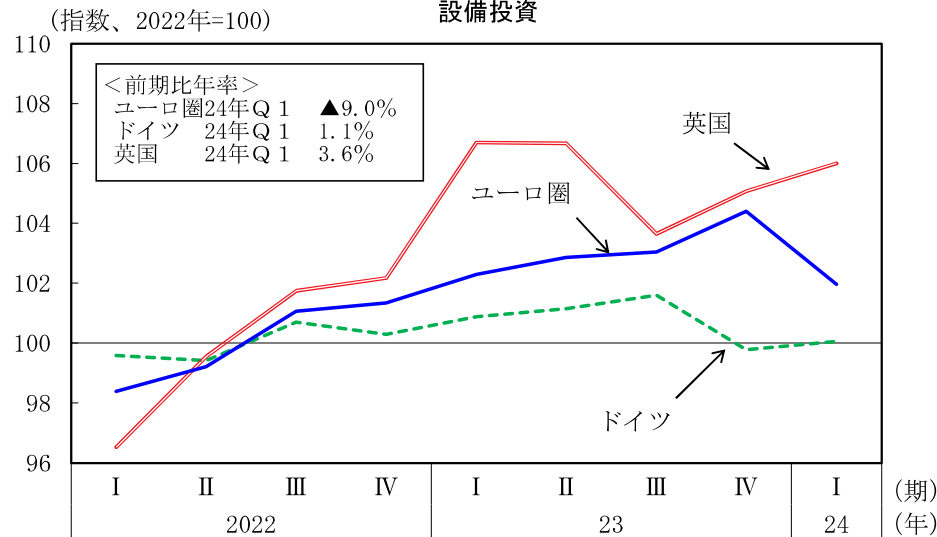
(備考) ユーロ圏はユーロスタット及びECBから作成。時間当たり名目賃金を消費者物価(帰属家賃含まない)で実質化。ドイツはドイツ連邦統計局より作成。名目賃金指数と消費者物価指数の商として計算。英国は英国国家統計局より作成。週平均名目賃金を消費者物価(帰属家賃含む)で実質化。

消費者信頼感指数

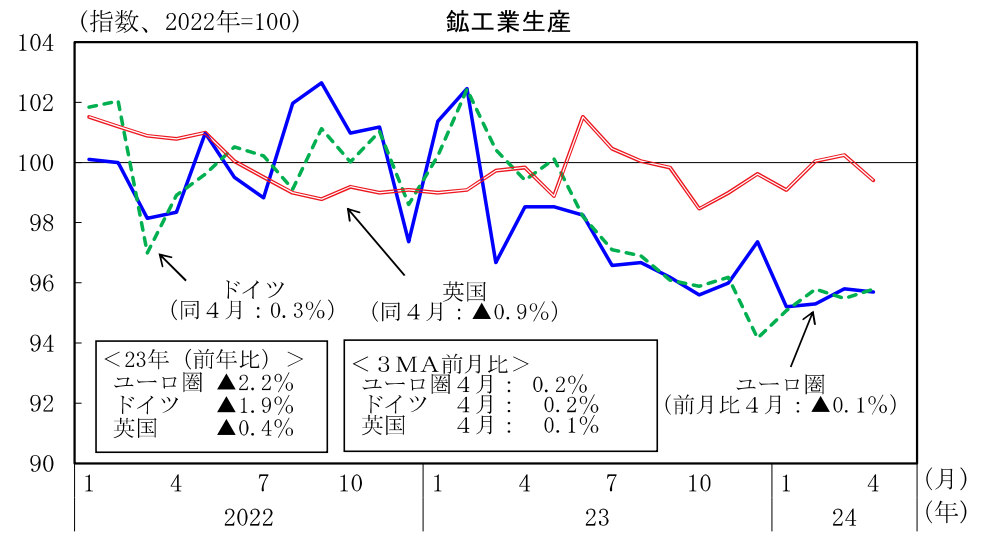


(備考) 1. 家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。2. 英国は原数値。

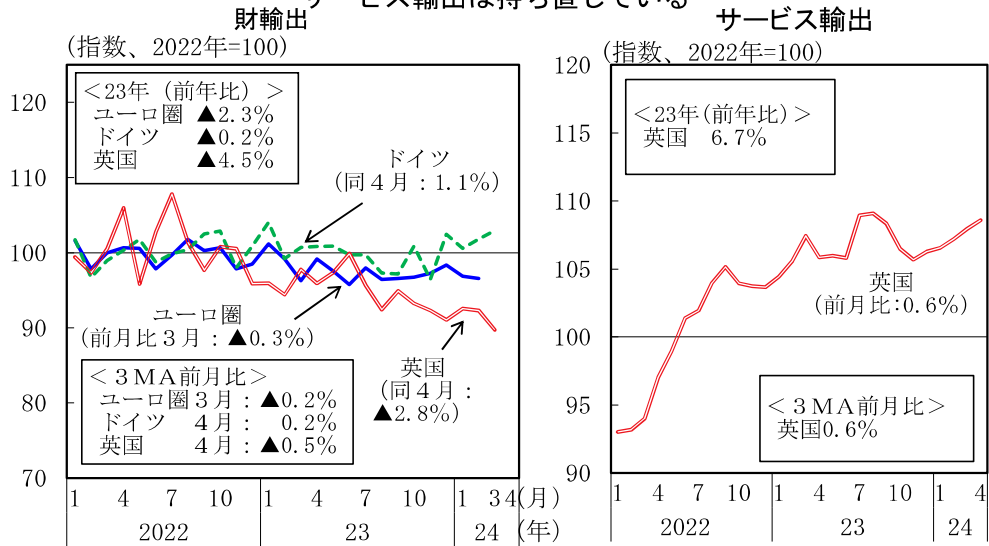
③設備投資 ユーロ圏：設備投資はおおむね横ばいとなっている
英 国：設備投資はおおむね横ばいとなっている



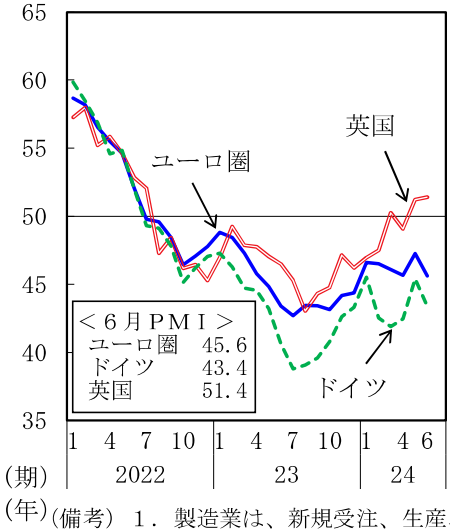
⑤生産 ユーロ圏：生産は下げ止まりつつある
英 国：生産はおおむね横ばいとなっている



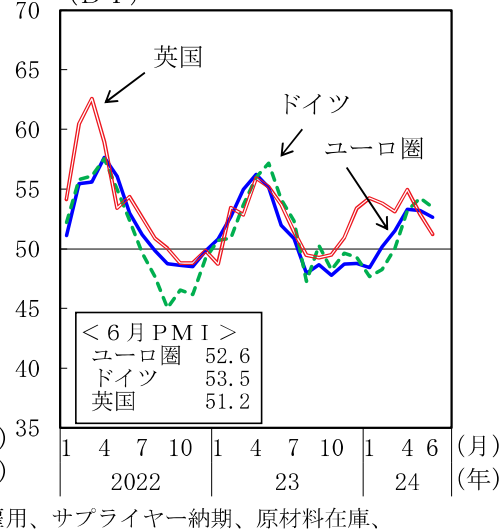
④輸出 ユーロ圏：財輸出はおおむね横ばいとなっている
英 国：財輸出は弱含んでいる
サービス輸出は持ち直している



製造業購買担当者指数 (PMI) (DI)



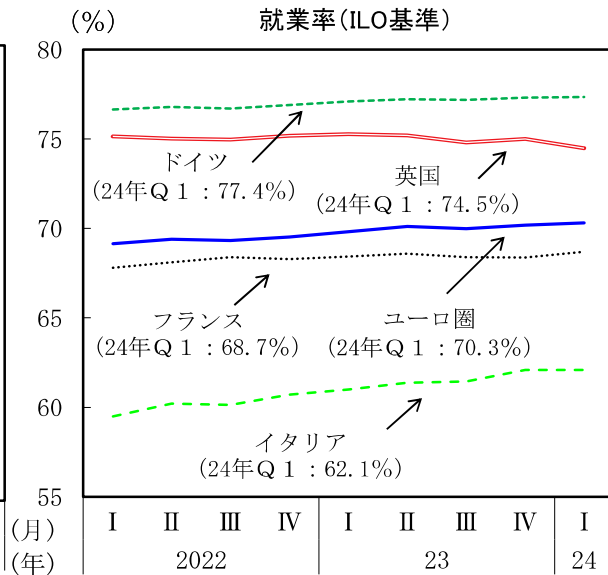
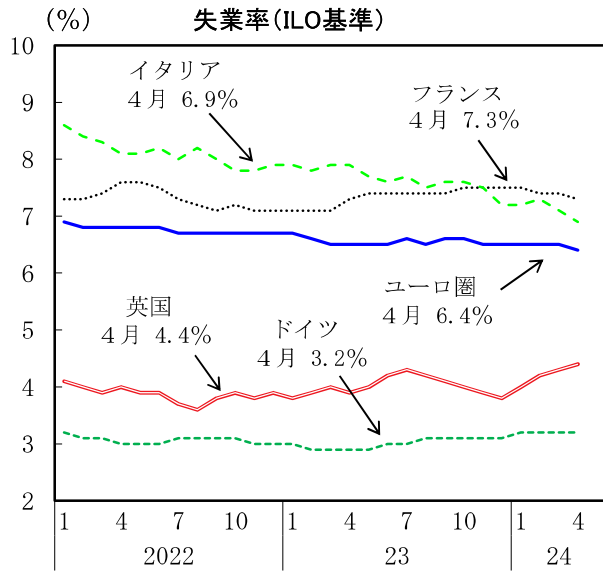
サービス業購買担当者指数 (PMI) (DI)



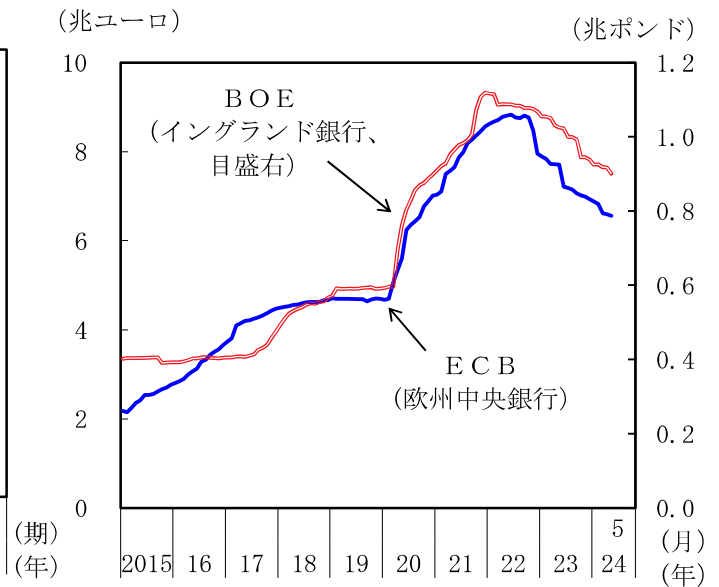
(備考) 1. ユーロ圏は圏外向けのみ。数量ベース。
2. 英国は金を除く実質ベース。2019年基準。

(備考) 1. 製造業は、新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫、サービス業は、ビジネス活動指数について、前月と比べた当月の変化を調査し、「改善 (1 p)、変化なし (0.5p)、悪化 (0 p)」として指数化。
2. ユーロ圏は、圏内5,000社の購買担当者を対象にしている。

⑥雇用 ユーロ圏：失業率は横ばいとなっている
 英 国：失業率はこのところ上昇している

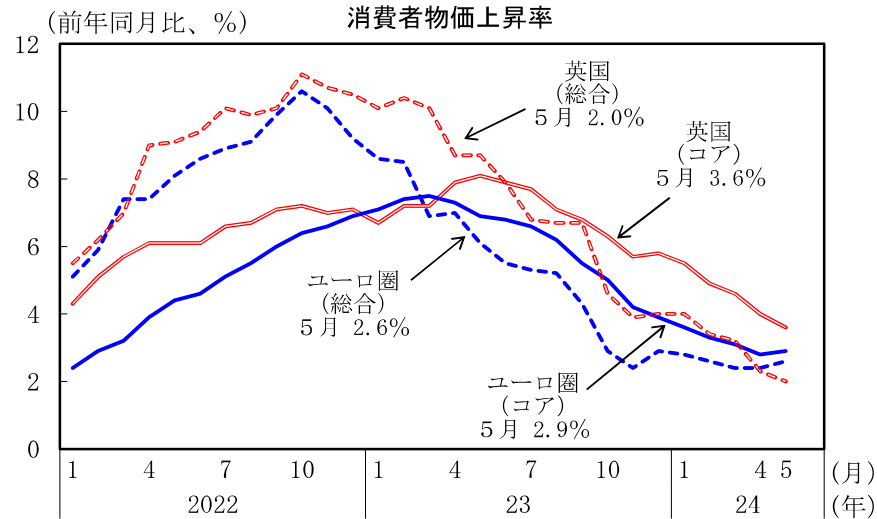


⑧中央銀行のバランスシート



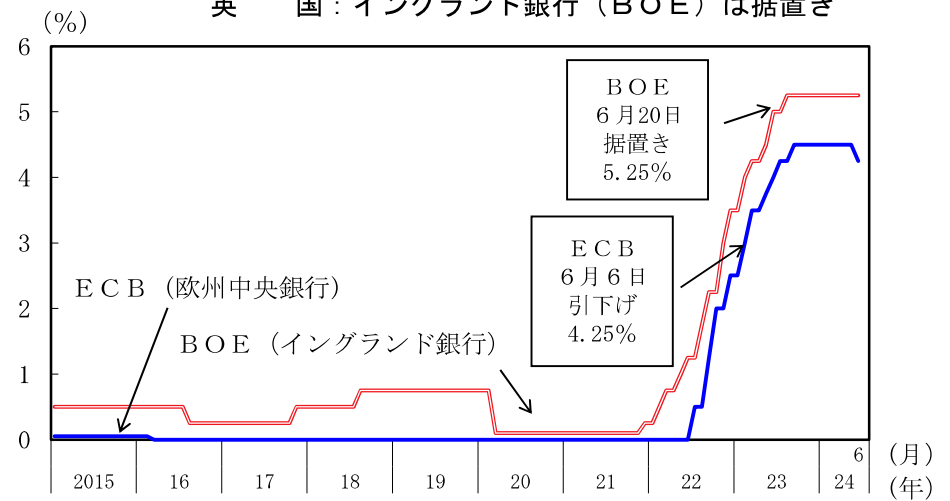
(備考) 季節調整値。就業者及び人口は、15-64歳。

⑦物価 ユーロ圏：コア物価上昇率はこのところ横ばいとなっている
 英 国：コア物価上昇率は低下している



(備考) 1. ECBのインフレ目標は中期的に2%。英国財務省のインフレ目標は2%。
 2. コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

⑨政策金利 ユーロ圏：欧州中央銀行 (ECB) は引下げ
 英 国：イングランド銀行 (BOE) は据置き

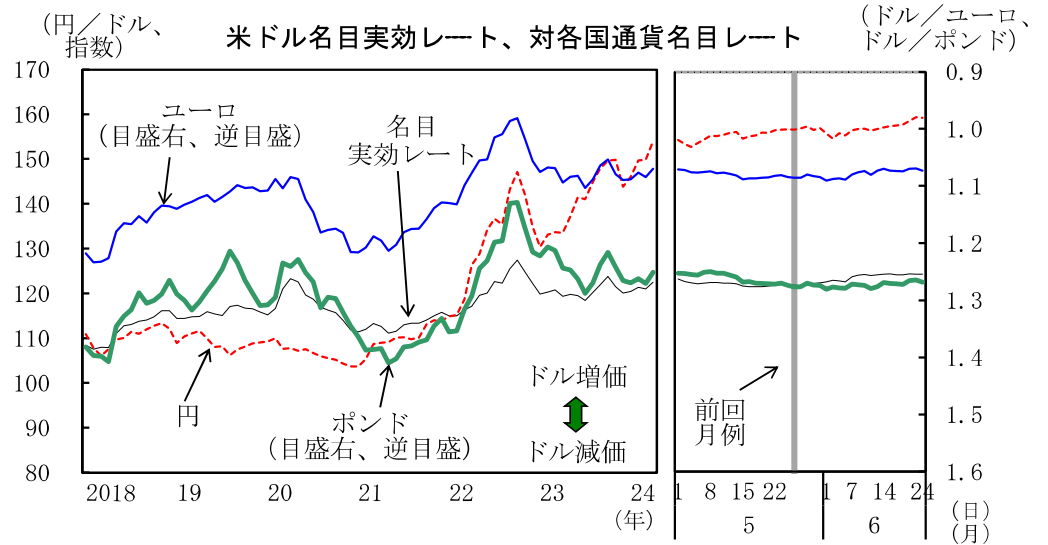
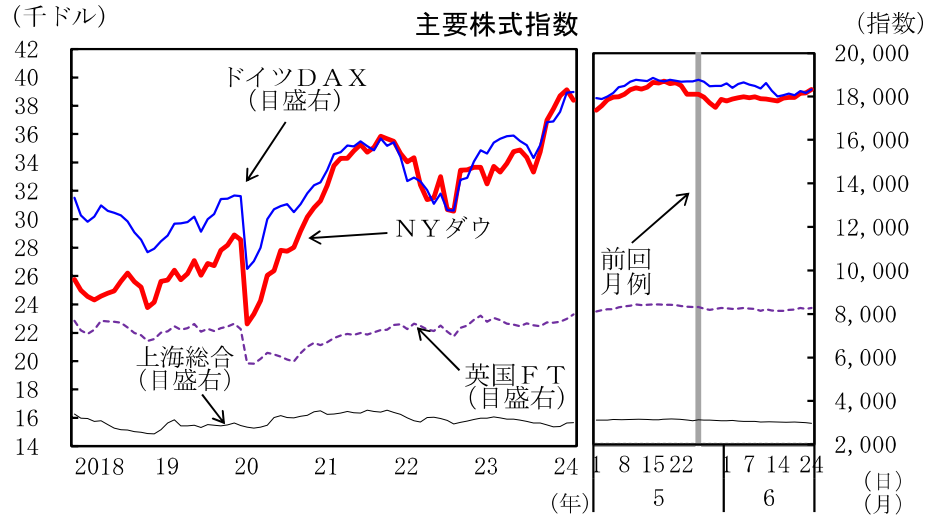


(備考) 日付は公表日。

4. 国際金融

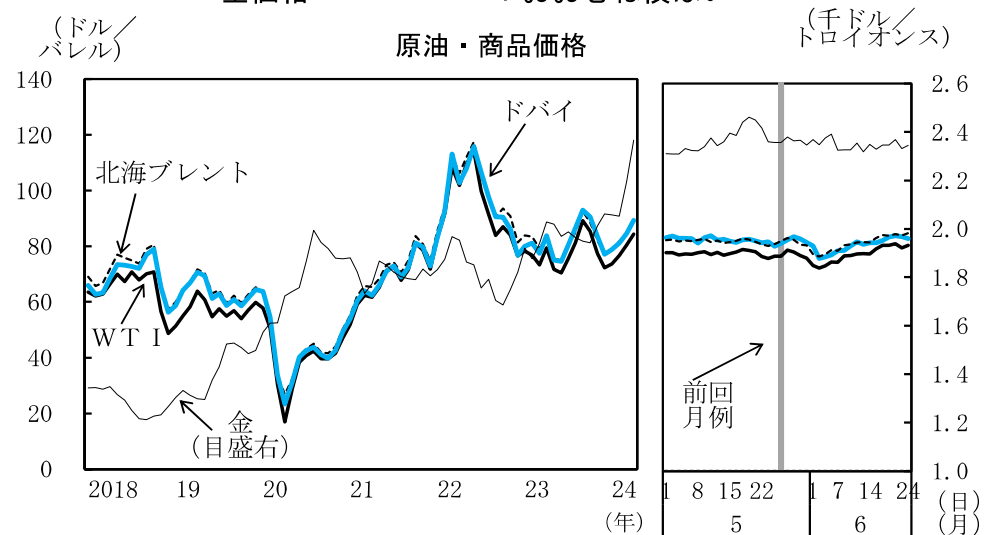
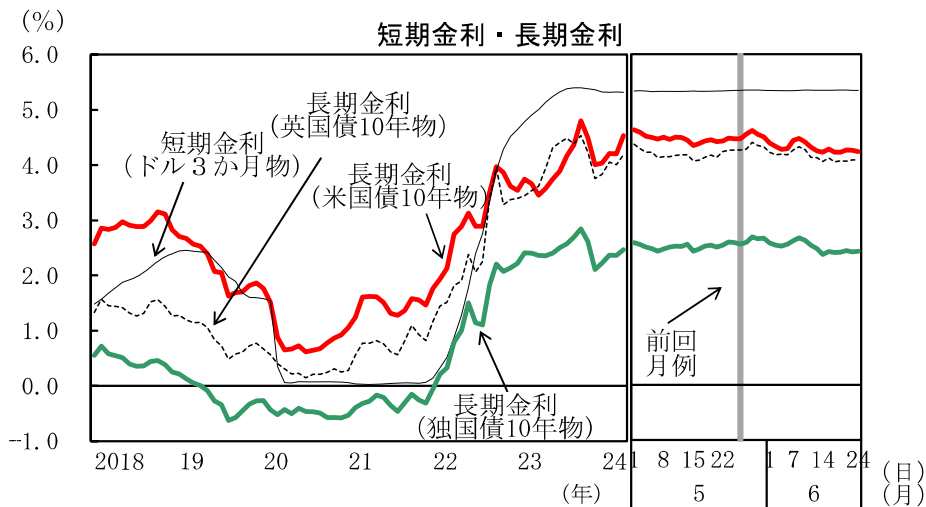
株価：アメリカ、英国、ドイツではおおむね横ばい、中国ではやや下落

為替：ドルは、ユーロに対してやや増価、ポンドに対しておおむね横ばい、円に対してやや増価



短期金利：おおむね横ばい
長期金利：アメリカ、英国、ドイツではやや低下

原油価格 (WT I)：上昇
金価格：おおむね横ばい



(備考) いずれも、左図は日次の終値の月中平均値、右図は日次の終値。

主要経済指標の国際比較（1）

国・地域名	人口 (万人)	名目GDP (10億ドル)	1人当たりGDP (1,000ドル)	実質GDP成長率(%)				備考	鉱工業生産(%)					備考	失業率(%)					
				2022年	2023年	23年	24年		2022年	2023年	24年				2022年	2023年	24年			備考
						10-12月	1-3月				3月	4月	5月				3月	4月	5月	
日本	12,462	4,213	33.8	1.0	1.9	0.4	▲1.8	前期比年率	▲0.1	▲1.3	4.4	▲0.9		前期比	2.6	2.6	2.6	2.6		
アメリカ	33,514	27,358	81.6	1.9	2.5	3.4	1.3	前期比年率	3.4	0.2	▲0.1	0.0	0.9	前期比	3.6	3.6	3.8	3.9	4.0	
カナダ	3,997	2,140	53.5	3.8	1.2	0.1	1.7	前期比年率	3.9	▲0.7	▲0.5			前期比	5.3	5.4	6.1	6.1	6.2	
ユーロ圏	34,962	15,545	44.5	3.4	0.5	▲0.2	1.3	前期比年率	2.2	▲2.2	0.5	▲0.1		前期比	6.8	6.6	6.5	6.4		
ドイツ	8,454	4,457	52.7	1.8	▲0.2	▲2.0	0.9	前期比年率	▲0.3	▲1.9	▲0.3	0.3		前期比	3.1	3.0	3.2	3.2	ILO基準	
フランス	6,591	3,032	46.0	2.6	0.9	1.3	0.6	前期比年率	0.0	0.4	▲0.2	0.5		前期比	7.3	7.3	7.4	7.3		
イタリア	5,885	2,256	38.3	4.0	0.9	0.6	1.4	前期比年率	0.4	▲2.1	▲0.5	▲1.0		前期比	8.1	7.7	7.1	6.9		
スペイン	4,781	1,581	33.1	5.8	2.5	2.7	2.9	前期比年率	2.2	▲1.2	▲0.7	0.3		前期比	13.0	12.2	11.7	11.7		
英国	6,812	3,345	49.1	4.3	0.1	▲1.2	2.5	前期比年率	▲3.5	▲0.4	0.2	▲0.9		前期比	3.9	4.0	4.3	4.4		
スイス	882	885	100.4	2.6	0.7	1.4	1.8	前期比年率	6.4	1.2	▲3.8			前年比	2.2	2.0	2.3	2.3	2.4	
ロシア	14,633	1,997	13.6	▲1.2	3.6	4.9	5.4	前年比	0.9	3.5	4.0	3.9		前年比	3.9	3.2	2.7	2.6		
オーストラリア	2,662	1,742	65.4	3.9	2.0	1.3	0.5	前期比年率	0.0	0.3	-	-	-	四半期のみ 前期比	3.7	3.7	3.9	4.1	4.0	
中国	141,140	17,662	12.5	3.0	5.2	5.2	5.3	前年比	3.6	4.6	4.5	6.7	5.6	前年比	5.6	5.2	5.2	5.0	5.0	
韓国	5,160	1,713	33.2	2.6	1.4	1.8	5.3	前期比年率	1.4	▲2.7	▲3.0	2.2		前期比	2.9	2.7	2.8	2.8	2.8	
台湾	2,332	757	32.4	2.6	1.3	4.8	6.6	前年比	▲1.8	▲12.3	▲0.7	0.4	6.2	前期比	3.7	3.5	3.4	3.4	3.4	
香港	754	377	50.0	▲3.7	3.2	0.7	9.6	前期比年率	0.2	3.8	-	-	-	四半期のみ	4.3	2.9	3.0	3.0	3.0	
シンガポール	592	501	84.7	3.8	1.1	4.8	0.2	前期比年率	2.7	▲4.2	▲16.1	7.1		前期比	2.1	1.9	2.1	2.1		
インドネシア	27,743	1,371	4.9	5.3	5.0	5.0	5.1	前年比	4.0	1.6	▲1.3			前年比	5.9	5.3	-	-	-	
マレーシア	3,306	416	12.6	8.9	3.6	2.9	4.2	前年比	6.9	0.7	▲0.1	▲0.3		前期比	3.8	3.4	3.3	3.3		
フィリピン	11,289	437	3.9	7.6	5.5	7.2	5.4	前期比年率	22.5	6.1	▲6.8	5.9		前年比	5.5	4.6	-	-	-	
タイ	7,018	515	7.3	2.5	1.9	▲1.7	4.6	前期比年率	1.3	▲3.8	▲4.9	3.4		前年比	1.3	1.0	-	-	-	
ベトナム	10,030	434	4.3	8.1	5.0	6.7	5.7	前年比	7.8	1.5	4.1	6.3	8.9	前年比	2.3	2.3	-	-	-	
インド	142,863	3,572	2.5	7.0	8.2	8.6	7.8	前年比	5.3	5.9	5.4	5.0		前年比	-	-	-	-	-	
ブラジル	20,425	2,174	10.6	3.0	2.9	2.1	2.5	前年比	▲0.7	0.2	▲2.8	8.4		前年比	9.5	8.0	7.9	7.5		
メキシコ	13,114	1,789	13.6	3.7	3.2	2.3	1.6	前年比	4.7	3.5	▲3.4	5.9		前年比	3.3	2.8	2.3	2.6	原数値	
アルゼンチン	4,670	655	14.0	5.0	▲1.6	▲1.4		前年比	-	-	▲21.4	▲16.6		前年比	6.8	6.1	-	-	-	
トルコ	8,627	1,108	12.8	5.5	4.5	4.0	5.7	前年比	4.4	1.8	5.0	▲0.3		前年比	10.5	9.4	8.8	8.5	原数値	
サウジアラビア	3,282	1,068	32.5	8.7	▲0.8	▲4.3	▲1.8	前年比	-	-	-	-	-	前年比	5.6	4.9	-	-	-	
南アフリカ	6,153	378	6.1	1.9	0.7	1.3	▲0.8	前期比年率	▲0.2	0.4	▲3.3	2.0		前年比	33.5	32.4	-	-	-	

(備考) 1. 各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。

2. インドは年度(4月~3月)の数値。

3. GDP、鉱工業生産の前月(期)比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

主要経済指標の国際比較(2)

(参考) 国際機関の実質GDP見通し(%)

国・地域名	消費者物価(前年比%)								一般政府財政収支 (名目GDP比%)		一般政府債務残高 (名目GDP比%)		経常収支 (名目GDP比%)		IMF, 2024年4月		OECD, 2024年5月	
	2022年	2023年	23年		24年	24年			2022年	2023年	2022年	2023年	2022年	2023年	2024年	2025年	2024年	2025年
			7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月										
日本	2.5	3.2	3.2	2.9	2.5	2.7	2.5	2.8	▲ 4.4 (▲ 3.5)	▲ 5.8 (▲ 5.1)	257.2 (211.8)	252.4 (208.2)	2.0	3.4	0.9	1.0	0.5	1.1
アメリカ	8.0	4.1	3.5	3.2	3.2	3.5	3.4	3.3	▲ 4.1	▲ 8.8	120.0	122.1	▲ 3.8	▲ 3.0	2.7	1.9	2.6	1.8
カナダ	6.8	3.9	3.7	3.3	2.8	2.9	2.7		0.1	▲ 0.6	107.4	107.1	▲ 0.4	▲ 0.6	1.2	2.3	1.0	1.8
ユーロ圏	8.4	5.5	5.0	2.7	2.6	2.4	2.4	2.6	▲ 3.7	▲ 3.5	90.8	88.6	▲ 0.5	1.9	0.8	1.5	0.7	1.5
ドイツ	6.9	5.9	5.7	3.5	2.5	2.2	2.2	2.4	▲ 2.5	▲ 2.1	66.1	64.3	4.4	6.8	0.2	1.3	0.2	1.1
フランス	5.2	4.9	4.7	3.7	2.8	2.3	2.2	2.3	▲ 4.8	▲ 5.5	111.8	110.6	▲ 2.0	▲ 0.8	0.7	1.4	0.7	1.3
イタリア	8.1	5.7	5.5	1.0	0.9	1.2	0.8	0.8	▲ 8.6	▲ 7.2	140.5	137.3	▲ 1.5	0.2	0.7	0.7	0.7	1.2
スペイン	8.4	3.6	2.8	3.3	3.1	3.2	3.3	3.6	▲ 4.7	▲ 3.6	111.6	107.5	0.6	2.6	1.9	2.1	1.8	2.0
英国	9.1	7.4	6.7	4.2	3.5	3.2	2.3	2.0	▲ 4.7	▲ 6.0	100.4	101.1	▲ 3.1	▲ 2.2	0.5	1.5	0.4	1.0
スイス	2.8	2.1	1.6	1.6	1.2	1.0	1.4	1.4	1.2	0.5	37.6	38.3	9.4	7.6	1.3	1.4	1.1	1.4
ロシア	13.8	5.9	5.2	7.2	7.6	7.7	7.8	8.3	▲ 1.4	▲ 2.3	18.5	19.7	10.5	2.5	3.2	1.8	2.6	1.0
オーストラリア	6.6	5.6	5.4	4.1	3.6	3.5	3.6		▲ 2.3	▲ 0.9	50.1	49.4	1.1	1.2	1.5	2.0	1.5	2.2
中国	2.0	0.2	▲ 0.1	▲ 0.3	0.0	0.1	0.3	0.3	▲ 7.5	▲ 7.1	77.1	83.6	2.3	1.5	4.6	4.1	4.9	4.5
韓国	5.1	3.6	3.1	3.4	3.0	3.1	2.9	2.7	▲ 1.6	▲ 1.0	53.8	55.2	1.5	2.1	2.3	2.3	2.6	2.2
台湾	2.9	2.5	2.4	2.9	2.3	2.1	1.9	2.2	▲ 0.5	▲ 0.5	27.5	25.0	13.3	13.1	3.1	2.7	—	—
香港	1.9	2.1	1.9	2.6	1.9	2.0	1.1	1.2	▲ 6.6	▲ 5.7	4.3	6.5	10.2	9.4	2.9	2.7	—	—
シンガポール	6.1	4.8	4.1	4.0	3.0	2.7	2.7	3.1	1.2	3.6	158.2	162.1	18.0	19.8	2.1	2.3	—	—
インドネシア	4.2	3.7	2.9	2.7	2.8	3.0	3.0	2.8	▲ 2.2	▲ 1.6	40.1	39.9	1.0	▲ 0.1	5.0	5.1	5.1	5.2
マレーシア	3.4	2.5	2.0	1.6	1.7	1.8	1.8	2.0	▲ 4.8	▲ 4.4	65.6	67.3	3.1	1.2	4.4	4.4	—	—
フィリピン	5.8	6.0	5.4	4.3	3.3	3.7	3.8	3.9	▲ 5.5	▲ 5.1	57.4	56.6	▲ 4.5	▲ 2.6	6.2	6.2	—	—
タイ	6.1	1.2	0.5	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.5	0.2	1.5	▲ 4.5	▲ 3.2	60.5	62.4	▲ 3.2	1.3	2.7	2.9	—	—
ベトナム	3.2	3.3	2.9	3.5	3.8	4.0	4.4	4.4	0.3	▲ 1.6	34.6	34.0	▲ 0.0	5.1	5.8	6.5	—	—
インド	6.7	5.4	6.4	5.4	5.0	4.9	4.8	4.7	▲ 9.2	▲ 8.6	81.7	82.7	▲ 2.0	▲ 1.2	6.8	6.5	6.6	6.6
ブラジル	9.3	4.6	4.6	4.7	4.3	3.9	3.7	3.9	▲ 3.1	▲ 7.9	83.9	84.7	▲ 2.5	▲ 1.3	2.2	2.1	1.9	2.1
メキシコ	7.9	5.5	4.6	4.4	4.6	4.4	4.7	4.7	▲ 4.3	▲ 4.3	54.2	53.1	▲ 1.2	▲ 0.3	2.4	1.4	2.2	2.0
アルゼンチン	70.7	127.9	125.4	171.7	272.8	287.9	289.4	276.4	▲ 3.9	▲ 4.2	84.7	154.5	▲ 0.7	▲ 3.5	▲ 2.8	5.0	▲ 3.3	2.7
トルコ	72.3	53.9	56.1	62.7	66.8	68.5	69.8	75.5	▲ 1.1	▲ 5.5	30.8	28.9	▲ 5.4	▲ 4.1	3.1	3.2	3.4	3.2
サウジアラビア	2.5	2.3	2.0	1.6	1.7	1.7	1.6	1.6	2.5	▲ 2.0	23.9	26.2	13.7	3.9	2.6	6.0	—	—
南アフリカ	6.9	5.9	5.0	5.5	5.4	5.3	5.2	5.2	▲ 4.3	▲ 6.0	71.1	73.9	▲ 0.5	▲ 1.6	0.9	1.2	1.0	1.4
世界															3.2	3.2	3.1	3.2

(備考) 1. 各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。

2. 日本の財政収支及び債務残高の括弧内は、国・地方合計の年度(4月～3月)の値。内閣府より作成。

3. インドは年度(4月～3月)の数値。

(出所) IMF"World Economic Outlook" (24年4月)

OECD" Economic Outlook" (24年5月)



和労発基 0726 第 1 号
令和 6 年 7 月 2 6 日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣 谷 行 敏 殿

和歌山労働局長
松 浦 直 行

和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 1 1 日付けをもって申出代表者日本基幹産業労働組合連合会和歌山県本部委員長中濱秀之から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり和歌山県鉄鋼業最低賃金（平成 25 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

和歌山県鉄鋼業最低賃金
（平成 25 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）